

岩手大学大学院 総合科学研究科 総合文化学専攻 修士論文

『下柳千葉家文書』からみた御艦肝入と北上川舟運

―「上川御石艦順番帳」の考察を中心に―

総合科学研究科 総合文化学専攻 地域リノベーションプログラム

日本史研究室

G0217005

鈴木 雄己

## 目次

はじめに

第一章 『下柳千葉家文書』と下柳千葉家について

第一節 『下柳千葉家文書』の伝来

第二節 大肝入、御艦肝入として活躍した下柳千葉家の来歴

第二章 「上川御石艦順番帳」の考察

第一節 「上川御石艦順番帳」の表紙と書式構成

第二節 天保十二年（一八四一）の「上川御石艦順番帳」の考察

第三節 文久二（一八六二）～慶応元年（一八六四）の「上川御石艦順番帳」

第一項 文久二年（一八六二）の「上川御石艦順番帳」

第二項 文久三年（一八六三）の「上川御石艦順番帳」

第三項 元治元年（一八六四）と慶応元年（一八六四）の「上川御石艦順番帳」

第四節 明治三（一八七〇）～明治四年（一八七二）の「上川御石艦順番帳」の考察

第一項 明治三年（一八七〇）の「上川御石艦順番帳」

第二項 明治四年（一八七二）の「上川御石艦順番帳」

第五節 北上川舟運の衰退

おわりに

註

附録

はじめに

北上川舟運は厳密に言うとは古代から行われてきた交通と経済を支えた北上川の舟運の事を指す。<sup>(1)</sup>しかし、本稿でいう北上川舟運は江戸廻米に通ずる舟運の事を指す。この北上川舟運は北上川水系の川を用いて石巻まで米などを流していた仙台藩における一大行政の一つであり、仙台藩財政の支柱となっていた。仙台藩政下の北上川舟運は河村孫兵衛による水運事業、港湾事業を経て完成したものである。<sup>(2)</sup>

御艦肝入とは、北上川舟運で用いられていた御艦船<sup>(3)</sup>と御艦主の管理と御艦船の運航などを司る村役人の名称である。この役職は代官所御本石役人の下に各河川の要地に置かれていたようである。<sup>(4)</sup>

当該分野におけるこれまでの先行研究を見ると、まず斉藤鋭雄氏は「仙台藩中期における舟運機構」<sup>(5)</sup>の中で、「艦主立」と「船持株」について史料に基づき実態を解明した。

次いで川名登氏は『近世河川水運史 近世日本の川船研究〈上〉』<sup>(6)</sup>の中で北上川舟運の成

立時期、川船の種類と各種川船の成立・所有形態について論じ、小野寺淳氏は『近世河川

絵図の研究』<sup>(7)</sup>の中で、北上川の水運の特色を整理しつつ北上川の河川水路図の表現から絵

図の作成に携わった人々の空間認識を解読した。鎌谷かおる氏は「北上川の川船と流域社

会―下流追波湾岸地域を事例として―」<sup>(8)</sup>の中で先行研究を整理し、追波湾周辺の川船造船

から廃船までの流れを考察した。また、辺見清二氏は「北上川艦航路図に見る難所の考察」<sup>(9)</sup>

の中で航路図を用いた難所の考察を「流域を育んだ母なる北上川と仙台藩の北上川舟運

」<sup>(10)</sup>の中では北上川舟運にて利用された蔵と運び出された米の数量について論じ、岩本由輝

氏は「仙台藩領における北上川の河岸」<sup>(11)</sup>の中で、北上川舟運に使われた船の種類、北上川の河岸がある場所について考察した。

以上が北上川舟運について論じている先行研究の概要であるが、しかし、これらの論考の中に上川御艦肝入の役割や北上川舟運が一年の周期の中で、いつ、誰が、どのような物を船に積み入れて運航していたのか、御艦船の管理などは誰の手によって行われていたの

か等について考察している論考はないため、仙台藩政下の北上川舟運は未だ研究の余地があるようだ。

一方、『北上市史』<sup>(12)</sup>、『江刺市史』<sup>(13)</sup>、『水沢市史』<sup>(14)</sup>などの地方自治体史には、『下柳千葉家文書』の一部が翻刻されている。特に『水沢市史』は『下柳千葉家文書』などを用いて上川御艦肝入の歴史と役割について論じている。しかし、これらの論は根拠史料が不明瞭な考察が展開されていた点、また『下柳千葉家文書』の目録がまだ作られていなかった為、根拠史料として提示した『下柳千葉家文書』の書状等を再確認することが出来ない点からやや信頼性に欠けると評価できる。

一般書、図録類で東北歴史資料館編『近世北上川と水運』<sup>(15)</sup>、北上市立博物館北上川流域の自然と文化シリーズ(5)『北上川の水運』<sup>(16)</sup>で北上川舟運や上川御艦肝入について触れられているが、これらも根拠史料は不明瞭である。また一関市立博物館で二〇一八年九月一五日～一月二五日に開催された「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」展<sup>(17)</sup>で刊行された図録<sup>(17)</sup>では岩手県立博物館蔵となっている史料<sup>(18)</sup>を用いて上川御艦肝入について解説している。

本稿では『下柳千葉家文書』所収の「上川御石艦順番帳」を中心に『下柳千葉家文書』の史料を用いるが、「上川御石艦順番帳」は地方自治体史などで整理、翻刻されていないため、「上川御石艦順番帳」を研究、考察するにあたり翻刻史料と表を作成した。表は、一年間で北上川を出舟した時期や同じ時期に何人出舟したのか、出舟から着舟までにどのくらいの期間を要したかなどを見やすくし、別年の「上川御石艦順番帳」との比較をも容易にするために作成した。しかし、作成した表は本稿に収まりきらないぐらいに紙のサイズが大きくなってしまったため、本稿には載せられなかった。表の縦一行目に「上川御石艦順番帳」の書式Ⅰ（書式Ⅰについては第二章第一節に後述している。）に沿って村名＋船頭名を九五人分挿入し、二行目に「上川御石艦順番帳」の書式Ⅰに沿って船主名を九五名分挿入した。表の横一列目には日付を記入した。表の内容は、積み込み許可が出た日付と出舟から着舟までの期間を記入した。また、文久二（一八六二）～元治元年（一八六四）の「上川御石艦順番帳」の書式Ⅴ（書式Ⅴについては第二章第一節に後述している）には積み込んだ荷の内容と荷の俵数も記入されているため、文久二～元治元年分に関しては書式Ⅴの内容も表に記入した。史料は、附録として翻刻したものを史料番号で表して提示する。破損によって生じた解説不可能な文字は■や…で表し、自分の力不足で解説できなかった文字は□とした。

本稿では①仙台藩の北上川舟運の実態と②御艦肝入の役割の解明、そして③明治維新後の北上川舟運がどういう変遷を辿り衰退していったかの以上三点について考察していき

い。

## 第一章 『下柳千葉家文書』と下柳千葉家について

### 第一節 『下柳千葉家文書』の伝来

『下柳千葉家文書』とは江刺郡黒石村（現岩手県奥州市）に居を構えていた下柳千葉家の九代目千葉幸作から十二代目千葉兵左衛門によって書かれた書状を中心にして約一万点にのぼるであろう史料群の事を指す。

下柳千葉家の九代目幸作は江刺郡大肝入に、十代目兵右衛門から十二代目兵左衛門は仙台藩の江戸廻米（東廻海運）を支えた北上川舟運関連の職掌である（上川）御艦肝入<sup>(1)</sup>に任命されており<sup>(1)(2)</sup>（九代目幸作は大肝入と御艦肝入を兼帯していたという説もある<sup>(2)</sup>）、

十代目兵右衛門から十二代目兵左衛門は「御艦肝入」として仙台藩に従事していた。また、十二代目兵左衛門の時に明治維新が起り、仙台藩は解体された。仙台藩解体後、江刺郡は江刺県（一八六九〜一八七二）と一関（水沢）県（一八七一〜一八七五）に編入、併合されるといふ憂き目にあっていたが、十二代目兵左衛門は明治四、五年（一八七一、一八七二）頃まで「御艦肝入」として引き続き職務を全うしていたようである<sup>(2)</sup>。しかし、明治五年以降の『下柳千葉家文書』から北上川舟運関係の史料は現在発見されていない。

いづれにしてもその後『下柳千葉家文書』は由緒正しく子孫に継承されていた。また、右記の事から仙台藩の一大事業であった北上川舟運の全容を解明するためには必要かつ貴重な史料であると評価できる。

ところが二〇一七年八月時点まで『下柳千葉家文書』は下柳千葉家、江刺庁舎、えさし郷土文化館の三か所に分散されて保存されていた。それらの史料はビニール紐などでまとめられており、保存状態は決していいとは言えなかった。また、目録も全く作られていなかった。

そこで、奥州市は岩手大学、奥州市、北上市立博物館の三社による協定の下、『下柳千葉家文書』の仮目録作成と史料の保存に重点を置いた史料調査を計画、実行された。『下柳千葉家文書』の中で、下柳千葉家の現当主の千葉勝也氏が自宅に残したいと希望された史料については、北上市立博物館にて史料調査をして仮目録を作成した上で返還し、それ以外の史料は大番号を付し、史料番号1〜20は北上市立博物館、同21〜115は岩手大学で仮目録作成のための史料調査を行うことにした。調査後に仮目録を電子データ化した上で史料は中性紙の封筒に封入する。また、封入後は中性紙箱に梱包し、最終的に『下柳千葉家文書』史料番号1〜115は奥州市牛の博物館に収蔵されることとなる。私も岩手大学の『下柳千葉家文書』調査員として現在（二〇一八年度時点）も調査に参加している。その中でたまたま調査中に『下柳千葉家文書』の中にあつた「上川御石艦順番帳」が北上川舟運研究に使われておらず、翻刻もされていない史料であることを発見した。「上川御石

艦順番帳」を読んだ結果、北上川舟運研究をさらに飛躍させるのに重要な史料であると私は判断したため、本稿で「上川御石艦順番帳」を中心に考察した次第である。

また、二〇一八年九月十五日～十一月二十五日に一関市立博物館で開催された「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」において下柳千葉家文書の一部と思われる史料が公開されていた。「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」の図録番号 24～27 に写真付きで掲載されているのがその下柳千葉家文書と思わしき史料で、それらの史料は全て岩手県立博物館蔵となっていた。

## 第二節 大肝入、御艦肝入として活躍した下柳千葉家の来歴

下柳千葉家の誰が御艦肝入を最初に任命されたのかについて、『水沢市史』、『近世北上川と水運』は寛政十二年（一八〇〇）頃に十代目兵右衛門が任命されたとし<sup>(2)(3)(4)</sup>、一関市

立博物館『北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―』は図録番号 26 の解説で文化二年（一八〇五）七月に書かれた「艦船造替之願」<sup>(5)</sup> から九代目幸作が大肝入と御艦肝入を兼帯したとしている。但し、右の図録には九代目幸作が御艦肝入をいつから兼帯し始めたかについては言及されていない。

『北上市史』第八卷近世（6）に記載された「御石艦造替等之節御金拝借願」と呼ぶべきであろう史料によると、享和元年（一八〇一）に十代目兵右衛門が御艦肝入として勤めていたことが分かる。

<sup>前</sup>別紙御付札之通被仰渡候所、六日入御本石所付御艦数九拾五艘之内、五拾四艘ハ本帳付、拾艘ハ御前金艦、拾四艘ハ脇艦、拾艘ハ寛政三年於石巻御前金拝借作立、七艘ハ右同年江刺上伊沢ニ而願之上商舟御石艦ニ被相渡分、右之通相見得申候所、本帳付御艦等作替等之節ハ、是迄ハ如何様之振合相成居候や、東山同様之訳ニも可有之や、委曲急速吟味可被申聞候。仍而被相渡巻指添如斯申渡候。以上

宮勘左衛門

七月十五日

御艦肝入

兵右エ門殿

左之写之通被仰渡候間、御手前名代新吉并組頭共江も申渡候得共、舟頭共御手前江罷出候砌ハ尚又能々申含置候様首尾可有之候。以上

十月十六日

大肝入

千葉幸作

御艦肝入 兵右工門殿

上川通御石艦造替等之節、諸材木被下置ニ而御金等拝借被成下候や可申上由被仰渡奉承<sup>後</sup>知左ニ申上候。

百八拾石積

一御石艦五拾四艘

右ハ御本帳付ニ御座候所、先年造替之節ハ御材木被下置候上、御金一艘ニ付四拾切宛

拝借被成下、右返納之儀ハ三ヶ年府<sup>願</sup>を以返納仕候儀ニ相見得申候所、当時造替之舟ハ

一式自分入料を以造替仕御石御運送罷有申候。

一同拾艘

右ハ御前金御艦ニ御座候所品々右同断。

一同拾四艘

右ハ脇御艦ニ御座候所先年より一式自分入料を以造替仕候御石運送罷有申候。

一同拾艘

右ハ寛政三年新キ造立候様被仰渡、壹艘ニ付御前金貳拾五切宛拝借被成下、其後造替之節ハ一式自分入料ヲ以造替仕御石御運送罷有申候。

一同七艘

右ハ商船ニ願申上造立仕候所、寛政三年より御石舟ニ相廻候様被仰渡ニ付、一式自分入料ヲ以造替仕御石御運送罷有申候。

合九拾五艘

右之通御本帳付御艦并御前金御艦共、当時一式自分入料ヲ以造替仕御石御運送罷有申候所、先年御金等拝借被成下候年号共可申上御儀ニ御座候所、留落ニ罷成居可申上様無御座候。且寛政八年より品々願申上、右御艦九拾五艘之内困窮御艦主共へハ、年々舟具為用意荷積御前金ニ新御石御積立前、壹艘ニ付金貳切宛六日入御運賃所より拝借被成下、右返納之儀ハ無御利足ヲ以右うんちん所江、直々式上下めより壹切宛上納仕候様拝借被成下、舟具等用意仕御石運送罷有申候仍而被相渡御壹巻指添如斯申上候。以上

黒石村御艦肝入

享和元年

兵右衛門

七月

宮津勘左工門様

右の史料より遅くとも享和元年（一八〇一）には、十代目兵右衛門は御膳肝入を勤めていたということになる。『北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―』は文化二年（一八〇五）七月の史料から九代目幸作が大肝入と御膳肝入を兼帯していたと解説していたが、右の史料より文化二年七月以前から十代目兵右衛門が御膳肝入を勤めたことが知られる。この事から『水沢市史』、『近世北上川と水運』にある通り江刺郡大肝入であった九代目幸作の子息の兵右衛門が初めて御膳肝入に任じられ、他方で江刺郡大肝入幸作が大肝入の職を退いた後に江刺郡大肝入の職は他の家の者にとって代わられたと考えるのが妥当ではないだろうか。ただ、現時点で寛政十二年（一八〇〇）に兵右衛門が御膳肝入に任命されたという史料が見つかっていないため、寛政十二年に兵右衛門が御膳肝入に任命されたのか、それとも寛政十二年以前から既に兵右衛門が御膳肝入を勤めていたのかは未だ明確にできていないため、今後の研究課題としたい。

以上の事から下柳千葉家は仙台藩領内の江刺郡黒石村に居を構え、九代目幸作は江刺郡大肝入の職務に従事し、十代目兵右衛門、十一代目兵太夫、十二代目兵左衛門は御膳肝入を代々継承し御膳肝入の職務を全うしてきたと言えるだろう。また、十代目兵右衛門は文化五年（一八〇八）に御川肝入、文化十三年（一八一六）に御膳場横目を兼帯していたようである。

千葉勝也氏所蔵分の下柳千葉家文書の史料番号1―1―5には

黒石村

兵右衛門

右同人此度、御郡方江茂  
為御向合之上、御膳場横目  
被

仰付候条、御膳場通猥

無之様折入相勤候、首尾

可有此候。以上

文化十三年

二月十三日

石 又左衛門

茂 久兵衛

佐 甚右衛門

白土此面殿

潮田求馬殿

とあり、御艦場横目の職務は御艦場と呼ばれる場所の管理と御艦場での取り締まりであったことが分かる。

一方、御川肝入の方は、艦船の運航などを司る御艦肝入とは別に北上川の上川（江刺郡、胆沢郡の流域）の取り締まりを行う役職であったようだ。千葉勝也氏所蔵分の下柳千葉家文書史料番号1、1、4には

黒石村

兵右衛門

右同人義、此度御郡方江茂

為御向合之上、御川肝入被

仰付候条、御川通猥無之様

相勤可申候、依之、下門岡村方

黒石村東山境迄、北上川

片瀬片川御自由御川

之■小漁被相免候間、右

首尾可被申候、以上、

戌ノ

二月五日

又左衛門

久兵衛

甚右衛門

茂木藤太夫殿

高橋新十郎

とあり、御川肝入は川通りの取り締まりが職務で、北上川の流域にある下門岡村と黒石村まで（どちらの村も江刺郡の境にある村）での範囲なら小漁（川魚を捉えるための漁）を行うことを許される特権があったことが分かる。

また、『江刺市史』<sup>(27)</sup> 第五巻資料編近世 IV 所収の黒石千葉武男氏所蔵史料や一関市立博

物館『北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―』<sup>(29)</sup> の図録25と27の史料を組み合わ

せて考察すると密舟の取り締まり、川漁関係、船大工の管轄、造船の取り締まりなど北上川舟運の運航や御艦船の船頭・舟主の管轄以外の北上川に関する事業は九代目で大肝入の



千葉幸作が文化五年（一八〇八）頃まで遂行していた様子が伺えるため、御川肝入は大肝入千葉幸作の職務の一部を御川肝入に譲渡する形で成立したのではないだろうか。今のところ他の『下柳千葉家文書』中の史料に「御艦場横目」の記載が確認できず、また「御川肝入」の記載は文化十三年（一八一六）以降の史料に見えない為、「御艦場横目」、「御川肝入」の職務は、「御艦肝入」の職務の中に取り込まれ、「御艦場横目」、「御川肝入」は廃止されたか、御艦肝入が（実際には仙台藩の上層部が）他の有力村役人か又は下級の武士に「御艦場横目」、「御川肝入」の職務を譲った可能性があるだろう。

十二代目兵左衛門の時に江戸幕府が倒れ、明治新政府が成立した。明治政府の政策で江刺県（一八六九〜一八七二）、胆沢県（一八六九〜一八七二）、一関（のち水沢、磐井）県（一八六九〜一八七六）などが発足し、御艦肝入の役割が縮小、そして廃止された。

兵左衛門が上川御艦肝入の役割を縮小され、江刺郡御艦肝入に任命されていた事を示す史料を左に提示する。

#### 之次事

品々

一元治年中、御兵具之内、御大刀方え献金志願之義、（墨抹）如く

被仰渡候ニ付、今百五十両献金仕候処、右為御賞、大刀、麻  
上下御免被成下候事、

後

村方

一慶応三寅年、大不作ニ付、困難之者へ穀物手当仕候処、  
右為御賞と、御帷子地一反被下置候事。

前

一慶応元子年当時三十二軒消失罷成候に付、類焼之者ハ穀  
物差与へ消失不致者ニハ金代施し候処、夫々手当等致  
深切候由ヲ以、為御褒美と、御羽織地一反被下置候事、

一何年之頃上川三郡之御艦肝入被仰付勤仕罷有候処、明治元辰年、

（墨抹） □ 天朝之御世と被為成、諸事御政府も御変革ニ被成、

王政御一新と被為成候ニ付てハ、諸扱も分離相成、三郡之内、上下  
伊沢ハ水沢ノ御艦肝入被相置、江刺御郡而已被仰渡勤仕罷有候得ハ、  
従前と相違し、色々勤仕方六ヶ敷故、退役致度勤弁等に候得共、夫も  
勝手ニも相成不申、今年切今日切と実ニ薄氷を歩むか如勤仕罷有、  
身生之事、無覚勤仕只粉骨碎身鬼も角も今日之活計甚迷惑

（後欠）

これは下柳千葉家所蔵分史料番号1-5-2の史料で、最後の一つ書きに明治元年（一八六八）に上伊沢郡・下伊沢郡と江刺郡が分離（江刺県と水沢県に分かれた）したため伊沢郡には水沢御艦肝入を置き、江刺郡は上川御艦肝入が江刺郡御艦肝入として勤めるよう申し渡されている。史料上には兵左衛門が江刺郡御艦肝入として勤めさせたとは記されていないが、明治三年（一八七〇）「上川御石艦順番帳」などに兵左衛門の名があることから、江刺郡御艦肝入は兵左衛門が勤めていたと思われる。

また、現時点で明治五年以降の史料が『下柳千葉家文書』から発見できていないことから北上川舟運を担ってきた御艦肝入の役割は明治五年で終えたように思われる。

この事から、寛政一二年（一八〇〇）年から明治五年（一八七二）までの七二年間において、下柳千葉家三代に渡って北上川舟運を支えてきたのである。そのため、『下柳千葉家文書』に享和年間（一八〇一〜一八〇三）から明治四年（一八七二）までの史料が多く所収されているのだろう。

## 第二章 「上川御石艦順番帳」の考察

いつ書かれた史料なのかがわかる「上川御石艦順番帳」は天保十二年（一八四一）、文久二年（一八六二）、文久三年（一八六三）、元治元年（一八六四）、慶応元年（一八六五）、明治三年（一八七〇）、明治四年（一八七二）の七つのみである。この内天保十二年のものは十一代目兵左衛門の手によって書かれた史料である。文久二年以降の「上川御石艦順番帳」は十二代目兵左衛門によって書かれた史料のだが、明治に入ってから「上川御石艦順番帳」は仙台藩の行政下で作成されたものではなく、江刺県、一関県の時に作成された史料である。

右記の事から作成者と時代区分によって分ける必要があると考えたため、第一節は「上川御石艦順番帳」の構成について説明し、第二節は仙台藩政下で十一代目兵左衛門が記したと思われる天保十二年（一八四一）「上川御石艦順番帳」について、第三節は仙台藩政下で十二代目兵左衛門が記した文久二（一八六二）〜慶応元年（一八六五）「上川御石艦順番帳」について、第四節は明治維新後の江刺県、一ノ関県の治政の下で兵左衛門が記した明治三年（一八七〇）と明治四年（一八七二）「上川御石艦順番帳」について、第五節は史料には見えないが、明治五年以降に北上川舟運がどのような経過をたどって衰退したかについて考察したい。

### 第一節 「上川御石艦順番帳」の表紙と書式構成

表紙の共通点は、年によって若干異なる書き方がされるものの基本的には、「上川御石艦順番帳」の題名と何年何月に作成されたものが記載されている。表題の記載で異なる点は作成者欄が御艦肝入十人名又は上川御艦割番所のみであるか、又は上川御艦割番所十人名であるかという点にある。いずれにしても作成者は御艦肝入であった千葉兵左衛門又は千葉兵左衛門と推測できる。

「上川御石艦順番帳」の内容については書式が最大で五つに分かれている為、書式Ⅰか

ら順番に説明していく。書式 I ではこの村の船頭と船主がいつどの蔵で積み込み許可をもらっていたかについての記載がされている。書式 II には下川原御蔵、跡呂井御蔵、金ヶ崎御蔵、六日入御蔵（なお天保十二年（一八四一）の「上川御石艦順番帳」のみ跡呂井御蔵と金ヶ崎御蔵の順番が入れ替わっている）ごとにこの村の船頭と船主がいつ出舟し、いつ着舟したかが記載されている。江戸時代と明治時代に作成された「上川御石艦順番帳」における書式 I と書式 II の構成は元治元年分（元治元（一八六四）九月～翌年の慶応元年（一八六五）九月まで）と改元があったため元治元年度の期間の中に入ってしまった慶応元年（一八六五年四月に元治から改元）のみ構成が違う（後述の書式 III と書式 IV のみ記載がある）ものの慶応元年以外の「上川御石艦順番帳」の書式 I、書式 II は共通している。

また、書式 III は江戸時代の「上川御石艦順番帳」と明治時代の「上川御石艦順番帳」とで内容が異なる。江戸時代の「上川御石艦順番帳」の書式 III には「諸留」が記入されている（厳密に言うと天保十二年の書式 III には「諸留」という文字が記載されていない。しかし、本文の内容から文久二年以降の「諸留」と同様に扱ってよいものと判断した）。「諸留」なので内容や記入量は年ごとに変わる。一方明治時代の「上川御石艦順番帳」には「黒沢尻<sup>原文ママ</sup>

が石ノ巻迄<sup>里カ</sup>厘数調」が記載されている。ここでは、主要な北上川舟運に関わりある村と村の間の里数が記入されている。

天保十二年分及び明治三年分、明治四年分の「上川御石艦順番帳」は書式 I、書式 II、書式 III で構成されている。

一方、文久二（一八六二）～慶応元年（一八六五）の「上川御石艦順番帳」には書式 IV が存在し、文久二年～元治元年（一八六四）の「上川御石艦順番帳」には書式 V が存在する。書式 IV には「御名前」が記載されている。この「御名前」部分には北上川の上川域及び石巻で北上川舟運に関わった人物の名が役職＋人名で記入されている。書式 V は書式 II と違い、蔵ごとに区別されて記載はされておらず、また、何を運び出したかの区別もされず、蔵から米などを積み出したであろう順番がそのまま書式 V の記載順になっているものと思われる。また、書式 V にはこの村の船頭と船主がどの蔵から何を何俵積下したかが記載されている。しかし、慶応元年分は改元したタイミングの問題のせいか書式 I、書式 II は存在せず、書式 III の「諸留」と書式 IV の「御名前」しか記載されていない。

書式の構成が年によって何故異なるのかについては第二章第二節以降で考察する。

また、各「上川御石艦順番帳」の書式 I などから「上川御石艦順番帳」の表紙に記載がある年の九月から翌年の八月ぐらゐまでが一つの周期になっていることが分かった。そのため本稿では都合上「上川御石艦順番帳」の内容に沿って説明、考察する際は、ある年の九月から翌年八月までを「年度」という表現を用いて説明する。つまり天保十二年「上川御石艦順番帳」について説明、考察する際は、天保十二年度「上川御石艦順番帳」、文久二

年の「上川御石艦順番帳」は文久二年度「上川御石艦順番帳」、文久三年の「上川御石艦順番帳」は文久三年度「上川御石艦順番帳」、元治元年の「上川御石艦順番帳」は元治元年度「上川御石艦順番帳」、明治三年の「上川御石艦順番帳」は明治三年度「上川御石艦順番帳」、明治四年の「上川御石艦順番帳」について説明、考察する際は、明治四年度「上川御石艦順番帳」という表現方法となる。次節以降はこの特別な年度制を用いて「上川御石艦順番帳」を考察していきたい。

## 第二節 天保十二年（一八四一）の「上川御石艦順番帳」

書式Ⅰの内容から上伊沢郡所属の御艦船が他の二郡に比べて少なく、また最初の積下しの許可が下りるのは旧暦の九月上旬～十月下旬までが最も多いことが読み取れる。また、積下しの許可が下りてから出舟するまでのタイミングはまちまちで、二週間～数ヶ月ほど空くのが通例であることが記載から読み取れる。許可から出舟までに空く期間がまちまちなのは、積み込みの許可を出しても江戸に行く米の総運送量を江戸での需要に合わせるために、出舟する時期をコントロールしているから積下し許可が下りてから実際に出舟するまでの期間がバラバラになるのではないだろうか。

出舟の時期は旧暦の十月上旬～十一月上旬までと翌年の二月中旬～三月下旬、七月上旬～七月中旬に集中している。出舟は農閑期に行われていることがわかる。この出舟時期は農民に配慮された出舟時期と読み取ることが出来、基本的に北上川舟運に従事する船頭は農業と兼業であったためであると推察することが出来る。

また、書式Ⅰの人名に墨引きがされているところが散見するが、これは書き間違えでなく、船主の所有権の移り変わりを示しているものと思われる。そのことは、書式Ⅰと書式Ⅱとを比較すると窺い知られる。

『水沢市史』収録の『安永風土記』をもとに作成された「相去より狐禅寺までの船数」という表<sup>(30)</sup>によると、伊沢郡、江刺郡の御（石）艦船は七七艘、天保十二年（一八四一）

の「上川御石艦順番帳」の書式Ⅰの御艦船を数えていくと御石艦船は九五艘で、文久二（一八六二）～元治元年（一八六四）頃の「上川御石艦順番帳」からみえる御石艦船の艘数も九五艘であった。これは江戸後期から幕末期にかけて仙台藩や江戸の商品需要を満たすには安永年間の舟数では足りなかった為、天保十二年までに一八艘分増船された可能性があるのでないだろうか。但し、『安永風土記』には記載がない村が「上川御石艦順番帳」に存在するため、これらの事を考証し直した上でもう少し考察を検討する必要があるだろう。これは今後の課題とする。

書式Ⅱの内容によれば、出舟から着舟までの期間は二〇日～三〇日が通例で（本来、相去～石巻までの下りは三日、石巻～相去までの上りは一〇日かかる）、この日数は北上川を上下した期間を表している数値だと思われる。何故、本来は計一三日の行程を二〇日から三〇日かけているのだろうか。ここからは推測にすぎないが、①御艦船から石巻の蔵に米

などを積み下ろさないといけないため、その過程で時間がかかるため②風の影響で船を上らせることが困難な場合は石巻や北上川を上っている時に通る村で待機しないといけないため③千石船（石巻く江戸まで仙台米などを運ぶ船の通称）に荷を運ぶのを手伝うため④石巻で経済活動を行うための以上四点が北上川の往来に二〇日から三〇日以上かかってしまう原因かと思われる。

さらに中には、出舟から着舟までに三か月く四か月かかっている御艀船もあった。出舟から着舟までに三ヶ月以上もかかった御艀船については、御艀船の船頭が石巻に着舟した後、東廻海運に水主または商人として従事した可能性があるのでないだろうか。石巻く

江戸までは早くて十五日以内で着く<sup>(31)</sup>らしく、行き帰りの日程を考えても江戸で商談などをするには十分すぎるぐらいに時間がある。若しくは仙台城下や石巻などで商談を行ったり、日雇いなどで賃稼ぎしていた可能性もある。ただ、右の考察を示せる史料は見つけておらず、今後の課題としたい。

右記のように出舟から着舟までに三ヶ月以上もかかった船頭は一五名で、その内二回以上出舟から着舟までに三か月以上かかった船頭は一人もいなかった。右記の人物を村ごとにわけると上姉体村が一番多く、積み込みを行った蔵ごとに分けると、下川原御蔵で積み

込んだ人物が一番多かった。「上川御石艀順番帳」、『安永風土記』<sup>(32)</sup>、『天保郷帳』<sup>(33)</sup>によ

れば、天保期の上姉体村は御石艀の数が天保五年（一八三六）、天保十二年（一八四一）が共に一二艘あり、下姉体村（天保五年一四艘、天保十二年一三艘）、高寺村（天保五年一〇艘、天保十二年一三艘）に次いで御艀船所有数が多く、村人数も天保期（一八三〇く一八四三）に七九二人いて（鶯沢村の三五六人と比べると約二倍）、村の石高も天保期には一五三石余と比較的に多い石高となっていた（鶯沢村は三三四石余なので上姉体の方が約四倍多い）。多くの御石艀を所持することが可能な豪農が多数存在していたからだと推測することが出来る。

書式Ⅲには文久二年く慶応元年の「上川御石艀順番帳」の「諸留」に該当するような記載がなされている。内容を見ていくとまず初めに正月二十五日に吟味が行われた四つの一つ書きが記載されている。

正月二十五日吟味

一 戌年下り、帰舟方舟割之節、正金三切

御手形にてハ、三斗御取上可申事。

右ハ、御艀無者ハ、三斗五升方補可

申渡□□候、取上補之節、三合夫々

補取可申事。

一 御舟国上□舟□上下□候、金□  
無取上ニて、順番□入蔵艀之上、  
可申事、

一 御艀米江舟□候、欠□舟無之者  
二除、手入□□□限り、荷主へ  
可渡事、

一 当書ハ、願主荷主へ順番□を改  
可申事、是ハ、荷斗入無之様可申事。

全体的に読めていないところがあるが大まかな推測をして読み下した。一つ目の一つ書きには戊年（天保九年（一八三八）か）の下りの帰り船から船の割りあてをする時は正金三切の手形として三斗取り上げることとする。御艀船の無いものは三斗五升で補うようにする。これを補って取り上げるときは三合をそれぞれ補ってとる事とあり、二つ目の一つ書きには艀船を複数回上下したものに限って御金を取り上げないように処理し、艀船が蔵に着いた順番に沿って艀主は（上川御艀肝入に）艀船の蔵への着順を申告する事とあり、三つ目の一つ書きは船を出舟中に濡れ米などが無く、米が欠けなかった者は除いてなにかを（手入れが何に對する手入れなのかは不明。何に對する手入れかは今後の研究課題としたい）手入れた人に限り荷主に渡す事（何を渡すかは史料上から読み取れず、この荷が何を指すのかは今後の研究をもって明らかにしたい）とあり、四つ目の一つ書きには当書（「上川御石艀順番帳」の事か）は願主の荷主へなにかの順番（何の順番か不明、今後の研究を通して明らかにしていきたい）を改めて上で申すべき事。荷を斗（計り（ばかり））入れることがないように申すべき事とあるが一つ目の一つ書きから三つ目の一つ書きが読めてない以上は四つ目の一つ書きが何を言いたいのかわからないため、この四つの一つ書きをきちんと翻刻、読み下した上できちんと考察する事を今後の研究課題としたい。

現段階で翻刻できたところを照合して読み下すと、帰り船（石巻から在地へ戻る船の出航）で荷を積み込んでいく場合の規定にあたると思われる。藩から許可を得た御艀船は正金三切を手形にして三斗分取り上げ、艀船でない場合つまり商船などは三斗五升を取り上げることなどが規定され、例外としてある条件を満たしているものからは取り上げないようになっている。そして最後に荷を計り入れる事（密荷）をすることが無いようにとくぎを刺しているのだろう。本来、北上川舟運では下り荷のみの積み下ろしであったはずだが、天保十二年の「上川御石艀順番帳」にこのような規定があるという事は上り荷に對する規制が条件付きではあるが多少緩和され在地商人、在地豪農が商業活動をしやすくなったという事を示すものだろう。

正月二十五日に吟味された四つの一つ書きの次には「二度目歸舟之分引付順之方にて割

懸り」という記載があった。「二度目帰舟之分引付順之方にて割懸り」には

二度目帰舟之分引付順  
之方にて割懸り

田茂山弥五郎川合

七蔵（墨引き）

同東七郎川合

竹蔵

同金兵衛川合

勇蔵

上姉体市五郎川合

栄五郎

下姉体新蔵川合

金治

黒石庄左衛門川合

卯三郎（墨引き）

同清兵衛川合

清蔵

同清左衛門川合

卯左衛門

とあり「正月二十五日吟味」の部分と少し関連していて、二度目の荷の積み込みがあった分に関する船の引き付け順を記載されているのだと推測する。どこに船を引き付けたのかは不明である。

「二度目帰舟之分引付順之方にて割懸り」の次に「御舂下」という項があり、その内容は

御舂下

（原文ママ）  
六十石積 瀬繰舂下

一 一艘 八幡村

” ”

一 一艘 下川原村

” ”

一 一艘 四丑村

茄子川村  
跡呂井村  
瀬台野村

二十石積

一 一艘 目呂木村

赤生津村

此御入料金 十五切也

五十石積 □□ 船下 黒石村

一 一艘 彦左衛門

〃 〃 上姉体村

一 一艘 喜左衛門

とあり、船下の種類と最大積載量、どこの村で一艘持っているのか、又はどこの村の誰が一艘持っているのかについての記載がなされている。これによると六十石積<sup>(34)</sup>の瀬線船下船と二十石積の船下船は村所有の船であり、五十石積の□□船下船(文久三年の「諸留」と照らし合わせると通船下船かと思われる)は個人所有で、五十石積の御船下船を一艘造るのに十五切かかった事が知られる。

第三節 文久二(一八六二)〜慶応元年(一八六四)の「上川御石船順番帳」

第一項 文久二年(一八六二)の「上川御石船順番帳」

(イ) 安政元(一八五四)〜文久二年(一八六二)までの国内情勢と仙台藩情勢

安政元年(一八五四)に結ばれた日米和親条約やそれに準ずるイギリス・オランダ・ロシアとの条約により箱館が開港されたことや前年の嘉永六年(一八五三)のロシアのプチャーチン来港による北蝦夷地の国境策定協議から幕府は蝦夷地警衛を行わなければいけなくなった。そこで仙台藩など奥羽諸藩は安政二年(一八五五)三月二十七日、蝦夷地警衛

の命令を幕府から通達された<sup>(35)</sup>。仙台藩の場合、東蝦夷地のシラライ(白老)からシレット

コ(知床)とクナシリ(国後)、エトロフ(択捉)島という広大な範囲の土地を警衛しなければならなかった。また、警備の拠点となる元陣屋(詰所の名称、増毛町の永寿町一帯は秋田藩の元陣屋跡地で、現在その一部が観光施設として利用されているようである)、出張陣屋をネモロ(根室)とクナシリ・エトロフ島の三か所に設置するように求められた。これらは全て仙台藩の自己負担となったため、当時の仙台藩主伊達慶邦は自国を含め六〇〇里に及ぶ海岸線を慎重に警備するのは困難であるため、仙台藩の「持ち場の分」(仙台藩の



領地ではないが警備しなければいけない土地)を仙台藩の「預地」(仙台藩領ではないが、その土地で仙台藩が経営活動をする事を幕府から認められた土地、幕府から預かったの土地(天領)なので「預地」と呼称)とし、その支配を認めるよう幕府に願書を提出した。しかし、幕府からの返答はなかった。また、安政三年(一八五六)に仙台藩は幕府に金一六万両を拝借したいとの願書を提出したが、幕府がこれを許可したという史料は見つかっていないことから幕府の返答はなかったとされている。<sup>(36)</sup>

しかし、安政六年(一八五九)に幕府によりようやく蝦夷地の一部を「領分」とすることを許すとの通達があった。仙台藩はシラヲイ(白老)領・トカチ(十勝)領・アツケシ(厚岸)領よりネモロ(根室)領ニシベツ(西別)境までとクナシリ(国後)島一円、エトロフ(択捉)島のうちシヤナを除いた地域を与えられた。また、クスリ(釧路)領とユウフツ(勇払)領よりホロイツミ(幌泉)領までとエトロフ島シヤナを警衛地に指定された。これにより仙台藩は万延元年(一八六〇)七月からシラヲイ場所のアイヌに対する撫育米の提供(実際は鮭との交換)を始めた。<sup>(37)</sup>

以上のように諸外国勢力が日本に進出し、日本国内は大混乱に陥った。安政七年(一八六〇)に桜田門外の変が起こり、文久二年(一八六二)には坂下門外の変が起こった。また、攘夷志士の活動も活発化する一方で公武合体のために徳川幕府十四代將軍の家茂と孝明天皇の妹和宮が結婚した。このような海外勢力の接近と日本への干渉、尊王攘夷運動の台頭、公武合体推進の加速という出来事は日本を混乱の時代へと誘った。そしてその混乱はやがて経済の混乱という形で表れた。その中でも、米価の急騰は庶民にも大打撃を与えていたようである。土肥鑑高氏が著作した江戸〈選書〉7『江戸の米屋』<sup>(36)</sup>のなかで銭一

〇〇文に対してある商品がどのぐらい買えるのかを表す「百相場」というものが江戸時代における商品価値の目安を計るものがあった。土肥氏はその中で米に関する「百相場」のデータを『江戸の米屋』の中でまとめており、文久元年(一八六一)の「百相場」は三、八合、慶応三年(一八六七)は一、一合で、安政五年(一八五八)は六、二合、弘化二年(一八四五)は五、五合、天保七年(一八三六)は四合、天保五年(一八三四)は六、九合となっている事を著書で指摘している。飢饉が発生していた天保七年や天保五年よりも米価が高騰していることから、いかに文久元年、慶応三年の米価が様々な国内情勢のありを受けて高値になっていたかがわかる。このような国内情勢や仙台藩の情勢は北上川舟運の運航状況や蔵から出る米の総量などにも影響が及んでいただろう。

(ロ) 文久二年度(文久二(一八六二)九月〜文久三年(一八六三)八月)の国内情勢と仙台藩情勢

『東藩史稿』文久二年十二月五日条に<sup>(39)</sup>

十二月五日、今年封内氣候不順、五十四万三千五百石余損耗ヲ幕府ニ告ク。

とあり、仙台藩の文久二年表高六十二万石のうち八七・六%が損耗してしまうという事態に陥っていた。

また、同じく『東藩史稿』の文久三年（一八六三）正月十三日条、二月三日条、三月十

八日条、三月十九日条<sup>(40)</sup>には

三年癸亥正月十三日、近衛公ヨリ内勅ヲ伝達ス、其略ニ曰、今般攘夷一決ニヨリ、將軍ニ随從セス速ニ上京スヘシ。二月三日、上京発駕ス儀衛人員凡テ二千二百有余人。

（中略）

（三月）十八日、坊城大納言勅ヲ伝ヘテ曰、内勅ヲ奉シ、遠路登京ス、聞ク頃日英夷来港、戦争ニ及フモ測リ難シ、然ルニ自国沿海百余里、防衛忽ニスヘカラス、速ニ帰国海防及ヒ蝦夷地警衛両ナカラ嚴密ニスヘシ、且ツ摂海へ夷船闖入セハ、帝都ノ動静亦測ルヘカラス、一朝緩急アラハ、速ニ登京スヘシ。又將軍ヨリ禁裏守衛ノ為メ、諸侯十万石以上、一万石ニ一人ヲ賦シ、身健ニ行良ニ、志気忠勇ノ士ヲ精選シ、速ニ貢獻シ、期年ニシテ交番スヘキ令アリ。十九日、奉行片倉小十郎宗景へ、禁裏特命アルニヨリ、京師在番ヲ命ス歩騎凡テ二百八十二人。

とあるように、仙台藩は近衛公（近衛忠熙の事か）の内勅によって二千二百人余の兵を率いて上京し、坊城大納言（坊城俊克の事か）の勅によって海防と蝦夷地警衛（本格的な蝦夷地警衛は安政二年から始まっている）、禁裏防衛を依頼され各地へ派兵を行っている。これは『東藩史稿』三月十八日条に「聞ク頃日英夷来港、戦争ニ及フモ測リ難シ」とあるようにイギリスが来航し、戦争を仕掛けてくるかもしれないという危機感があり、自国の防衛のために禁裏や沿岸部、蝦夷地に派兵せざるをえなかったためだと推測することが出来る。このように米の損耗や自費による派兵や上京によって仙台藩の財政はさらに窮地に追い込まれ、これらの事は北上川舟運や江戸の米価にも影響を及ぼしてくるのである。

（ハ） 文久二年度の「上川御石艦順番帳」

書式 I の内容によれば、出舟のタイミングは旧暦の十月中、一月下旬、五月中旬、八月中旬に集中していた。特に一月下旬、五月中旬に多くの艦船が出舟しており、この傾向からやはり農閑期に出舟していたことが分かる。

書式 II の内容から文久二年も天保十二年の時と同じように出舟から着舟までの期間が三ヶ月以上かかった船頭も存在したことが知られる。出舟から着舟までの期間が三ヶ月以上かかった船頭は一八名で、そのうち書式 I で十五番目に記入されていた「目呂木村菊蔵

川合菊松」(船頭が菊蔵、船主が菊松)だけが十月と五月の計二回、三ヶ月以上かけて着舟している。それに対して他の船頭は一回きりであった。出舟から着舟までに三ヶ月以上かかった船頭を村ごとに分けると上麻生村が一番多く、次いで高寺村が多かった。また、積み込んだ蔵ごとにみると、金ヶ崎御蔵が一番多く、次いで下川原御蔵が多かった。これは、天保十二年の出舟から着舟に三ヶ月かかった船頭たちの傾向とは異なる。天保十二年から二〇年経ったこの時点における各村の御艀船所持数をみても、上麻生村が一番多く御艀船を所持していた。また、上麻生村の船頭に名字持ちがいることから、二〇年の間に上麻生村の豪農が仙台藩に献金を行い、名字を与えられるほど裕福な豪農が上麻生村に居を構えていたからではないかと推測することが出来る。特に上麻生村の鈴木市右衛門なる人物は三艘もの御艀船を航行する船頭となっている。

右記の事から、本来北上川舟運では、船主が船頭を雇う形で船の積み込みと船の上下を行っていたが、名字持ちの船頭の場合は雇用形態が逆転、つまり形式上、船主に船を所有させる権利を持たせていたが、実際はその船主と繋がりがあつた船頭が事実上の船主であつて船主は船頭に雇われた名義を船頭に貸すだけの存在であつた可能性があるという事だ。この可能性を考察するにあたり左の史料を用いる。この史料は石巻の御穀船の名題の継承について記した史料である。

『武山家文書』(通番一二一五・史料No.111-14 享和三年〜文化二二年〔<sup>41</sup> 豎帳紙片〕)

一門脇日野屋太惣右衛門義、組抜ニ御取立被成候に付、御石船名題高橋引人名前ニ被成下度申出、御下知之事、

右の史料は、門脇の日野屋太惣右衛門が組抜(土分取立)となつたので御穀船の名題(御穀船の船主であるための権利)の継承権を高橋引人に下したいと申し出て下知されたというものである。斎藤善之氏の論考「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」<sup>(42)</sup>によると、日野屋は屋号から仙台城下大町の呉服商を営んでいて仙台藩財政方を任されていた近江商人日野屋(中井)新三郎の関係者で、太惣右衛門はおそらく石巻で日野屋の船を差配していた人物であると推測されている。<sup>(43)</sup>

この史料から組抜すると名題を所有する権利を失うことが分かる。斎藤氏は日野屋太惣右衛門が『武山家文書』(通番一二七三・史料No.111-24)の史料から仙台藩御穀船に関係する幹部級の人物であつた事を明示しつつ、日野屋が組抜という特権を得るために本業と思われる御穀船船主をやめたとは考えにくく名題は譲つても実質的な御穀船の所有

者であり続けたのではないかと推測している。<sup>(44)</sup> 『武山家文書』(通番一二七三・史料No. 1

1―24 文化元年(文化十年(「<sup>(45)</sup> 豎帳くずれ」) から

石巻裏町立添人

橋本屋喜八

野蒜立合人

尾形屋庄治兵衛

石巻御舟手御当番

野村屋東右衛門殿

同

村上屋忠五郎殿

同

日野屋太惣右衛門殿

同

阿部屋清九郎殿

前條之通、立合人迄印形ヲ以、豎申合候、誰然与我等中連印ハ成兼候、且末々何茂不得止事ヲ、双方ヲ変約ケ間敷義、於申出たる而ハ、公訴之上、可受御下知事ニ候、此度、四仲間并惣船手共ニ心移ニ而我等所存之通、御府内も融通密々知せ、不易之事ニハ候得共、尚後せ違変無之、奥書重判ヲ以、双方へ申定候、已上、

同年同月

吉田多聞長存

石巻船手

中間中へ

(後略)

日野屋太惣右衛門が石巻御舟手御当番という仙台藩の役職である「石巻御舟手御当番」についていることが分かる。

また斎藤氏は前掲の通番一二一五・史料No. 11―14の「高橋引人名前前二被成下度」という表現についても「微妙」という少し曖昧な言葉を斎藤氏は使っているものの高橋引人は日野屋の配下か関係者で名目上の名義人にすぎず、実質的には日野屋が所持し続けていたのではないかという推察を提示している。<sup>(46)</sup> 私もこの論には賛成で、普通名題を継承する際は、「被成下度」ではなく「讓度旨申出」という表現になっているのが筋だと思ふ。しかし、史料上には「被成下度」と身分や立場が上の者から下の者に(名題を)渡す

ような表現を用いている。この事から、士分格になった際は斎藤氏の論説にあるように士分客ではない部下などに名義を移しながらも実際には自分で船を所有する所持形態が存在し、仙台藩も暗黙の了解をとっていたと考えることができるだろう。

そして右のような士分格とある人物が士分格ではない自分の部下に船の名義をとらせるといような状況は北上川舟運でも起こり、名前持ちの士分格の人物が船主としての名義を配下の者に譲りながらも実質的な御艦船の支配と運用は引き続き士分格の船頭が行っていたといような雇用形態の変化が起こっていたという可能性を指摘できるだろう。右記にもあるように上麻生村の鈴木市右衛門は三艘の御艦船の船頭となっていたが、一人で三艘の艦船を動かすのは不可能である。実際に書式Ⅱを見ると「文久三年二月十八日に上麻生村鈴木市右衛門川合虎右衛門」の艦船が、文久三年二月十九日には「上麻生村鈴木市右衛門川合虎吉」の艦船が出舟している。これらの事を考えると、実際に艦船を航行していた船頭も鈴木市右衛門の部下である可能性を指摘できるだろう。

文久二年の書式Ⅲの「諸留」には次のような内容が記載されている。

#### 諸留

川通御制道役亥ノ四月

八日ニ

二十七日御泊り

安部達二郎様

御足軽

佐藤久治殿

右の諸留の内容は川通制道役である安部達二郎が御足軽である佐藤久治を連れて亥年（文久三年）の四月二十七日と二十八日に泊まったという記事である。どこに泊まったかについての記載はないが、「上川御石艦順番帳」にこの記事の記載がある事、川通御制道役という川関連の職掌であることから下柳千葉家宅に泊まったものと推測できる。

これと類似する記事が元治元年度の「上川御石艦順番帳」の「諸留」にも存在する。そのため、この記事の考察は第三項の元治元年「上川御石艦順番帳」の書式Ⅲ「諸留」と関連して考察するため第三項にて行いたい。

書式Ⅳの内容からどの役職の者が上川流域で北上川舟運に携わっていたかが分かる。これによると奥御郡奉行、江刺・上伊沢・下伊沢御代官、江刺・下伊沢御横目、江刺・上伊沢・下伊沢御本石所、江刺（山付方）御普請方、御船蔵御横目、御船蔵御役人、住吉御横目、住吉御役人、（住吉）御蔵守、（住吉）御艦宿、湊御横目、湊御役人、（湊）御蔵守、（湊）御艦宿が上川流域の北上川舟運に関わっていた諸役職である。住吉と湊は石巻にある地名で、江刺、上下伊沢の米を艦船で出舟した後、湊や住吉の蔵に納入するため、湊や住吉で

北上川舟運に携わっていた役職、役人名が記されているのだろう。また、御艀宿という御艀船の船頭や水主が船を停泊させ、宿泊できるような施設と思わしきものが存在していたことも分かる。これは艀船の船頭や水主が石巻に滞在している間に泊まれる専用の宿かと思われる。

書式 V の内容によれば、四つの蔵(下川原御蔵、跡呂井御蔵、金ヶ崎御蔵、六日入御蔵)の他に下衣川と大曲(上麻生村)にも蔵が存在し、この六つの蔵が北上川舟運に関わっていたことが分かる。この内、下衣川、大曲は六日入御蔵からの出米量だけでは江戸に流す分の米が足りない時に出米量を補う蔵という扱いであったと思われる(六日入御蔵と大曲、下衣川の蔵は下伊沢に存在する)。また、金ヶ崎御蔵と跡呂井御蔵における積込みもそれぞれの一つの蔵から積込みするパターンだけでなく、相互補完として互いの蔵から積込みする場面がある(金ヶ崎御蔵、跡呂井御蔵は上伊沢郡所轄)。また数例ではあるが、下流の跡呂井御蔵から上流の金ヶ崎御蔵に出舟することもあった。一方、江刺郡唯一の北上川舟運に関係する蔵である下川原御蔵での積込みは同御蔵単独での積込みしか行わない。この事から郡域の蔵は相互補完的な関係にあったかと推測することが出来る。

また、書式 V によれば、米以外にも粃、大豆、糯米、小豆、黒大豆、小麦、鯉鮓などを積下ししていることが知られる。大豆は関東における醤油製造の原材料として商品需要が見込まれていたため、北上川舟運によって廻漕されていた。他の雑穀は江戸の仙台藩邸での使用や安政二年(一八五五)幕府によって命じられた蝦夷地警衛に赴いた仙台藩士らの食料品として廻漕されたものと推測できる。

なお大豆とその他の雑穀の積込みは下川原御蔵、六日入御蔵からの積込みが多く、粃は金ヶ崎御蔵からの積込みが多い。

他にも書式 V の内容によれば、十月中は米を三百十俵、三百五十俵積で積下しているのに対し、一月以降は四百俵以上で米だけではなく、雑穀等も積下しを行っていたことが窺える。この事は、川の出水量(川は雪解け水によって水量が変わるため、冬は川の水量が少なく、春以降の川の水量は多い)との因果関係だけでなく、江戸の米価をコントロールする目的と蝦夷地警衛、江戸の仙台藩邸における食料需要の見込み、大豆の商品需要が影響を及ぼしているものではないだろうか。また、文久二年の積込み量で四例ほどではあるが、四百五十俵を上回る積み荷を積下すこともあった。

書式 V の記載から計算した文久二年度の米の総積載量は下川原御蔵(江刺郡)では約三万一千七十四俵(内、年明け前は九千三百〇〇俵)、跡呂井、金ヶ崎御蔵(いずれも上伊沢郡)の二つの蔵での総出米量は約二万八千八百九十九俵(内、年明け前は約一万一千五百〇四俵)、六日入、下衣川、大曲御蔵(いずれも下伊沢郡)の三つの蔵での総出米量は約一万六千九百九十二俵(内、年明け前六千九百四十七俵)、合計七万八千八百四十四俵(内、年明け前は二万七千七百五十二俵)であった。

また、土肥鑑高『江戸の米屋』の中で鈴木直二『増補江戸におけるコメ取引の研究』を参照し、作成した仙台藩、南部・津軽・一関藩、相馬藩の御払米と幕府の御払米を比較し

た表<sup>(47)</sup>によれば、文久二年の仙台藩御払米は二五万六二〇〇俵、文久三年の仙台藩御払米は二〇万三八七〇俵、元治元年の仙台藩御払米は一二万四五六〇俵であることが知られ、例年よりも米の積み込み量が少なくなってきたことが分かる。この表のデータは、仙台藩全体の御払米であるため、上川地域の御払米だけでなく、大崎平野や仙台平野の御払米も含んでいるため、単純に比較はできない。しかし、文久二年「上川御石艦順番帳」からみえる年明け後(文久三年)の総出米量約七万八〇〇〇俵と次項に提示する文久三年「上川御石艦順番帳」からみえる冬至前までの総出米量約二万九〇〇〇俵とを足すと文久三年に上川から出された米の量は、約一〇万七〇〇〇俵となる。仮にすべての上川から出た米が江戸に御払米として出されたと仮定すると仙台藩御払米の約五〇%強が上川地域の米という事になる。この事から、大崎平野や仙台平野などの土地から出た米の量は正確には分からないが、大崎平野、仙台平野から出米された量が少ないのは明らかである。

何故、御払米が減少したのか。それは、天候不順で米がとれなかったことも挙げられるがそれだけではなく、第三節第一項(イ)、(ロ)にも記したように、安政二年(一八五五)から本格的に始まった蝦夷地警衛のための食料調達、万延元年(一八六〇)七月から始まったシラナイ場所のアイヌに対する撫育米の提供、近衛公(近衛忠熙の事か)の内勅によって二二〇〇人余の兵を率いて上京したことによる出費と補給物資の提供、坊城大納言(坊城俊克の事か)の勅によって海防と蝦夷地警衛の継続(本格的な蝦夷地警衛は安政二年から始まっている)、禁裏防衛を依頼され各地へ派兵を行った事による出費と補給物資の提供によって膨大な量の米が仙台藩に必要となり、江戸に御払米として売る量を減らさなければいけなかったのではないだろうか。このように江戸廻米よりも重要な米の需要が出来た事により、仙台藩にとっての北上川舟運の目的である江戸廻米を行い仙台藩財政を潤すという目的が徐々に薄れていたのかもしれない。そしてこれらの食料需要や商品需要は北上川舟運に影響し、米だけでなく、大豆にも商品需要が生まれた事やその他雑穀にも兵士の物資補給として需要が出てくるようになり、文久二年度以降の「上川御石艦順番帳」に書式Vが生まれたのかもしれない。

#### 第二項 文久三年(一八六三)の「上川御石艦順番帳」

(イ) 文久三年度(文久三(一八六三)九月〜元治元年(一八六四)八月)の国内情勢と仙台藩情勢

文久三年(一八六三)の仙台藩でも激しい損耗があったようである。

『栗原郡誌』下篇の中にある文久三年条<sup>(48)</sup>には

(前略)

(文久)三年二月八日大風雨大水四五月雨不降五月七日登栗駒山祈雨九日下山十日大雨始得挿苗

とあるように四月、五月は全く雨が降らなかったようである。

また、『東藩史稿』文久三年十二月五日条<sup>(49)</sup>にも

十二月五日、今年封内五十六万九八百余石損耗ヲ幕府ニ告ク。

とあるように表高六十二万石の仙台藩は九一・九%もの損耗を出していることが知られる。また、この年には常陸国や下野国などで天狗党の乱があり、天狗党の乱を鎮圧するために

仙台藩は出兵を行っている。『東藩史稿』元治元年七月二十二日条<sup>(50)</sup>には

七月二十二日、幕府ヨリ野州ニ浮浪ノ徒蜂起ス、近傍諸侯へ追討ヲ命ス、因テ応援ノ為メ一門人数ヲ將ヒ、宇都宮へ出発スヘキ命アリ、乃チ一門伊達弾正へ之ヲ命ス。晦幕府ヨリ本月十九日、長門藩士禁内ニ乱入発砲ス、諸藩之ヲ討夷スル報アリ、

とあり下野国で浮浪の徒が蜂起したので(天狗党は七月頃日光あたりに兵を進めている)伊達弾正が兵を引き連れて出発することになった事が記されている。また、京の方でも不

穏な動きがあったようである。『東藩史稿』文久三年客月(九月か)十八日条<sup>(51)</sup>には

客月十八日、萩候ノ家臣等禁闕ニ乱入ス、我警衛ノ士善ク防ク、賞詞ヲ賜フの報アリ。

とあり、萩藩の毛利家臣等が禁闕に乱入しこれに対処したとの記事がある。また、この事が影響したのか元治元年二月六日条<sup>(52)</sup>には

二月六日、伝奏ヨリ大樹上洛中、江戸留主和宮警衛スヘキ命アリ、九日出府発駕ス。二十四日登營シ宸翰及ヒ將軍奉答書ヲ拝観ス、

とあり、孝明天皇の妹で徳川幕府十四代將軍家茂の正室であった和宮の警衛を仙台藩は命じられ、それに伴い出府している。

仙台藩は文久二年以前から行われている蝦夷地警衛、海防、そして文久二年度から始ま



った禁裏防衛だけでなく、下野国の蜂起（天狗党の乱）による出兵、和宮の警衛などによる負担、仙台藩領内の大損耗が仙台藩の財政状況をさらに悪化させる要因となっていたことが窺える。下柳千葉家所蔵分史料番号1―5―2の史料（千葉兵左衛門が幕末に村の有力者としてどのような施しを村民にしてきたかと明治新政府に入ってから勤務形態が変化し、困惑している様子を記している史料）の一つ書きに十二代目兵左衛門が百五十両の献金を行ったとする記事があるが、右のような国内情勢とそれに伴う仙台藩の財政逼迫が関係していたのだろう。

（ロ）文久三年度の「上川御石船順番帳」

書式Ⅰの内容から文久二―文久三年にかけて船主の三分の一が変わり、船頭も九分の一が変わっていることが読み取れる。また、書式Ⅰの記載を読み込むと文久二年と文久三年の書式とで船主の記入順が変わっており、文久二年に二十七番に記入されていた船主が文久三年には一番目に記入されており、文久二年に二十六番に記入されていた船主が九十五番目に記入されていた。一方、文久三年の「上川御石船順番帳」書式Ⅰと元治元年の「上川御石船順番帳」の書式Ⅰを比較すると記入順は変化しなかったことが知られる。このことから「上川御石船順番帳」の書式Ⅰに関する船主・船頭の記入順の変化は船主・船頭の数年間の実績と前年の書式Ⅰに記入された船主・船頭の順番を考慮して順番を入れ替え、それを「上川御石船順番帳」に反映させて記入している可能性があるだろう。

また、書式Ⅱの内容をみると、文久三年度で出舟から着舟までに三ヶ月以上かかった船頭は例年よりも多く、四十二人いた。しかし、文久三年度の冬はかなり厳しい寒さで瀬が凍結し、欠水だったためか十月か十一月に出舟した船頭の多くが二月以降に着舟している。その影響で出舟してから三ヶ月以上経ってから着舟するものが多かったのではないだろうか。ただし、瀬の凍結の影響で帰れなくなった船頭の多くはただ就航できるまで石巻で待機していたのではなく、その間に石巻などで日雇いとして日銭を稼いで生活していた可能性があるかと思われる。

書式Ⅲの「諸留」には次のような内容が記載されている。「諸留」の一番初めにある記事には舢下船について記されている。

諸留

二拾石

一瀬操御舢下一艘 赤生津村

目呂木村

但、赤生津村、御本帳付御入料金十切也、

右舟付合番、万延元申年十二月大水流候節、流

失二付、翌文久元酉十月申達。

三拾石

八幡村

一同一艘 太郎左衛門

〃御預人

安兵衛

〃下川原村

一同一艘 孫右衛門

同御預人

勇藏

跡呂井茄子川御藏守

〃四丑村肝入

一同一艘 新太夫

〃御預人

新三郎

五拾石 黒石村

一通船下一艘 懐助

但自分造立

上姉体村

一同一艘 喜左衛門

但右同断 上麻生村

一 下伊沢御船下御預人 徳藏

一 江刺御船下三艘並御普請方御用船明候間、

御船下江御用立分、草井沼弥五郎、養藏

黒石村利吉、右三人番人制道役。

草井沼

弥五郎

〃長太郎

養藏(墨引き)

二渡り

利吉(墨引き)

養右衛門

赤生津村肝入

儀左衛門

一 赤生津村目呂木村御合番

目呂木村肝入

忠内

同村御合番御艇下御預人

嘉太夫

小嶋村肝入

直之進

一 御艇下一艘

御預人

円治

組員

林治

舞草村肝入

一 同一艘

多巳藏

御預人

曾根吉

これによると二十石積の瀬線艇下を赤生津村と目呂木村の名義で一艇持っていたことが分かる。そしてこの船は万延元年（一八六〇）十二月に大水流（洪水か）が起こり、流失している。そしてその旨を翌年文久元年（一八六一）に申し達し、赤生津村が入料金十切を支払い瀬線艇下が造立されたのだろう。但し、何故瀬線艇下を造立する際に目呂木村が一文たりとも入料金を支払わなかったのかについては不明である。推測ではあるが、名義は二村であるが、万延元年以前に船を預かっていたのは赤生津村で、万延元年の大水流時に船を流失させたのは船を預かっていた赤生津村の監督不行き届きが原因であったので、入料金は赤生津村の方で支払うこととしたのかもしれない。また、史料上に「赤生津村目呂木村御合番」とあって両村共同で艇下船を所有し、目呂木村の嘉太夫を預人としている。推測ではあるが、元々は赤生津村で預人を請け負っていたが、万延元年（一八六〇）の大水流による艇下船の流出の件を受けて、赤生津村の村民ではなく、目呂木村の嘉太夫が晴れて預人となったのではないだろうか。また、所有船の積載量、所有形態に関しては天保十二年度の「上川御石船順番帳」の記載と同様であった。

三十石積の瀬線艇下は八幡村の太郎左衛門、下川原村の孫右衛門、茄子川跡呂井御蔵守且つ四丑村肝入の新太夫の所有で各一艘であったが、それぞれ艇下船に預人がいることから所有者と管理者は別であったことが分かる。また、天保十二年度の「上川御石船順番帳」と比較すると最大積載量が六十石から三十石に半減されていたことが窺える。しかし、私見だが天保十二年度の「上川御石船順番帳」の六十石積という表記は間違いで、本当は文久三年度の「上川御石船順番帳」と同じ三十石積であったと考える。艇下船の名前と用途を考えると瀬線艇下船は「瀬」とあるように川岸で使用する艇下船であることが推測できる。大方蔵などから船船に向けて荷を積む役割を持っていたと考えられる。一方、通艇下船は「通」とあるように北上川の瀬（川岸）以外の場所で使用されていたと考えられ、大

方浅瀬や難所で艀船の荷を代わりに運ぶ補助船の役割を果たしていたものと考えられる。これらの事を考えると瀬繰下船は通舩下船より低い積載量でないと用途として間違っていることとなる。

また、文久三年の「上川御石艀順番帳」では茄子川・跡呂井・四丑の三村で瀬繰下を一舩所有という形態になっているが、天保十二年度の「上川御石艀順番帳」では茄子川・跡呂井・四丑・瀬台野の四村で瀬繰下を一舩の所有していた。瀬台野村が所有村の中から消えた理由は不明だが、『安永風土記』（安永元年（一七七二）～安永九年（一七八〇）の間に成立）や天保十二年度の「上川御石艀順番帳」、文久二年度の「上川御石艀順番帳」を見ると瀬台野村の御艀船は七舩→三舩→一舩と減少しており、瀬台野村の富力が衰えていったことが窺える。この事から四村での共有保有であっても瀬台野村が舩下船を所有する財力を保てなくなったために、瀬台野村は所有村から外れたのではないだろうか。

五十石積の通舩下船は黒石村の懐助と上姉体村の喜左衛門がそれぞれ自分造立で一舩ずつ所有している。天保十二年度の「上川御石艀順番帳」と比較すると所有者の出身村は変化がなく、また上姉体村の所有者は喜左衛門のままであった。

他にも舩下船は個人所有や村単位での所有形態だけでなく、郡単位での所有形態も存在したようである。下伊沢郡では上麻生村で一舩所有し、江刺郡では草井沼村で二舩、黒石村の二渡という場所で一舩所有していた。

舩下船についての最後の記載は磐井郡の小嶋村、舞草村における舩下船の所有形態についてのものである。磐井郡はそのほとんどが、仙台藩の支藩である一関藩の領地であるが、小嶋村、舞草村は共に仙台藩の領内であったため、小嶋村と舞草村の記載があるのではないだろうか。

「諸留」の二番目にある記事は浅瀬についての記事である。

### 浅瀬

一八幡村二三郡上下下嶋一跡呂井

上下

一黒石新川尻一宮内上下一目呂木舟場一蛇ノ鼻

上下

一長部舟場上一十日市一小嶋太田川上下一□□□□

一作ノ瀬一梅川上下一狐禅寺川岸下一松川花九ノ上

薄衣上下

一富沢一桜場舟場一□柳一登米舟場下

一大苗代一黄牛舟場上下一柳沢一赤生津

一中嶋一同舟場下一桃生川岸一新鹿又

一鹿ノ又舟場下

上中下三ヶ所

このように全て一つ書きで記されているが、北上川流域にある村名や船着き場、支流の川に沿って浅瀬（艀船の航行が難しい場所、要は難所の事か）がどこにあるのかについて記されている。村名などに上、中、下と記されているが、これはその村の上、中、下流域が浅瀬に該当するという意味を持つのだろう。例えば、「一跡呂井上下」とあれば、跡呂井村の上流域、下流域が浅瀬であるという意味になるのだと思う。

この仙台藩の浅瀬（難所）がどこにあるのかについて研究を試みた小野寺淳氏は『近世河川絵図の研究』の中で、現存している北上川の仙台・一関藩流域を描いた水路図（北上川の難所を示し、通るべき航路を記した絵図）を研究した上で、「盛岡藩廻米輸送の起点であった黒沢尻から河口の石巻までを描いていること、現所蔵者は盛岡藩である例が多い

」こと(5)から現存する北上川の水路図はいずれも盛岡藩と関連しており、仙台藩作成の水路

図は見られないと考えている。つまり仙台藩がどのように難所を把握していたか等が不明であったわけだが、この史料によれば、このように文字化して仙台藩の船頭たちは浅瀬（難所）の場所を把握していたのだろう。ただし、仙台藩で作成した北上川の水路図が無かったとも言えないため、今後の調査、研究によって仙台藩で作成した北上川の水路図があったのか無かったのかについて検討していきたい。

「諸留」の三番目にある記事では艀船に関するいくつかの規約が記載されている。

一三百俵三尺

一浅瀬水足 一三百俵三尺五寸

一四百俵四尺

但瀬急ノ節ハ一寸拾八俵

三百俵三尺

一平ノ船所水足 三百五拾俵三尺三寸

四百俵四尺六寸

一御艀造船出来不申出内ハ、船割

相出申間敷、吟味申出候事

一組預給分巻郡江一艘、尤初順

船割可相出事

百八拾石積 一長十二間

一御艀一艘造立 一横一丈七尺五寸

- 一 深サ四尺五寸
- 一 帆柱九尋三尺
- 一 梁六丁懸

- 一ノ間      二□□ノ間三阿加ノ間
- 一百三拾俵 一百二拾俵 一七拾俵
- 供ノ間
- 一八十俵

三百俵積

- 一ノ間    二      三
- 一百四俵 一八拾八俵 一四拾九俵
- 四
- 一五拾九俵

三番目の最初の記載は艀船の底から川底までの長さを規定したもので、規定された数値を切った場合は出舟の許可が下りなかった可能性がある。また、他の記載には御艀船の造船（造り替え）が出来ていないうちに積み込み許可を貰おうとしないこと、組預の給分は一郡に付き一艘にすること、初めて順番船（「上川御艀順番帳」記載にある船の事か）の割り当てを受ける場合は申請しておくことが記されている。御艀船は早くて三年に一回、

普通は五年に一回くらいで石巻にて造り替えを行っていた<sup>(54)</sup>。ようだが、御艀船の造り替えが終わらないうちに見切り発車で積み込み許可を貰いに行く輩がいたことよって北上川舟運の運航が一部滞り、上川御艀肝入などが組んでいた出舟スケジュールに不備が生じるなどの支障をきたした可能性がある事、組預の給分を二艘分、三艘分と貰っていた輩が以前に存在していた結果このような規約を出すに至ったのだろう。

また、『水沢市史』中に掲載されている小林晋一氏作成による「舟の種類と規模」<sup>(55)</sup>と題

した表から四五〇俵積の艀船の大きさは長さ一二間（約二一・八m）、幅（横）二間五尺（約四・一m）であったことが分かる。一方、文久三年、慶応元年の「上川御艀順番帳」に記載されている艀船は長さ一二間（約二一・八m）、横一丈七尺五寸（約五・三m）、深さ四尺五寸（約一・四m）帆一九尋三尺、梁六丁懸となっており、『水沢市史』の艀船の幅よりも「上川御艀順番帳」の艀船の幅の方が大きくなっていることが分かっている。つまり、四五〇俵積の御艀の扱いは変わりないが、最大積載量は変化している。これらの事は小林晋一氏が表を作成する際に参考にした史料（引用史料不明）が書かれた時よりも造船技術が向上していることが要因かと思われる。船が大きいとその分荷物も多く積載でき

るが、船に大きな負担を強いることになる。大きい船を造る技術が低いと船が破損しやすくなったり、船が重さに耐えきれなくなり川に沈んでしまう事になるため、船の全長や幅などを大きくするには高い造船技術が必要となるのだと思う。しかし、なぜ造船技術が向上したかについては不明であり、今後の調査、研究を通して検討していく所存である。小林晋一氏の作成した表と文久三年「上川御石艦順番帳」の艦船の規模についての記載を比較した結果から、数例ではあるが文久二年に四五〇俵を超える積載があったのは右記のように最大積載量が変化したためかと推測することが出来る。

「諸留」の四番目にあたる記事は北上川舟運通航に関する規約についての記事である。

一 御操場並商物舟賄ニても、上下

中積入難成、上下払以後、空船繫

置候節ニ限り、為積登候限、相済

居候事、

一年内中、御上下津着之分、上下

近年銘可割上置当之吟味之

由、大肝入衆安政二年被仰談、当分

首尾可仕、右之趣上伊沢御代官

齋藤内之助様江も御達申上置候事、

一三百五拾俵以上ハ、船数ニ罷成、前々

形合ニ在之候事

四番目の記事の最初にある一つ書きには御操場と商物船（商船）について、北上川を下して石巻に行き、川を上り在地に戻っている間は賄い（船頭たちの北上川就航中に使う食料の事か）であっても積入れることですら困難であるが北上川を下して石巻に行って荷を積み下ろし、そして在地へ戻り荷を払った後は空船としてつなぎ置いてある時に限り荷を積み登らせることを許可する事とある。つまりこれは本来艦船として運航する場合、登り荷を積み込むのは規定違反であったが（天保十二年の「上川御石艦順番帳」の記事だと役のようなものを上納することで登り荷を許された）、北上川を下して石巻に行って荷を積み下ろし、そして在地へ戻り荷を払った後に空船として船をつなぎ置いておくという条件を満たせば登り荷（商荷か）を運ぶことを許可する事を意味している。なぜこのようなことが許可されたのか。それは幕末期に度重なる不作と蝦夷地警衛や各地への派兵による出費で財政逼迫していた仙台藩が領内の経済を活性化させるために許可を出したからだと推測する。

二番目の一つ書きには年内中（その年の九月、一〇月から冬至前まで）に北上川を上り

と下りを就航し、津（石巻）に着いた分の北上川の上りと下りについて、近年銘（藩船として許可されたことを示す旗などの事か）を割りあてるかどうかを吟味したことを大肝入達が安政二年（一八五五）に仰せ談じた。当分はそのようにすることを上伊沢代官齋藤内之助様にもお達し申し上げておく事とある。また、三番目の一つ書きには三百五十俵積以上は船数（この船は仙台藩所有の御艦船を指すか）に入るので前々から打合せていた通り（三五〇俵積の川船の扱いについて打ち合わせていたか）にする事とある。記事に出た三五〇俵積以上の船とは仙台藩所有の御石御艦船の事ではなく、北上川を利用していた商人の船の一つである渡世（とせい）<sup>(56)</sup> 艦の事を指していると推測する。この事から、三五〇俵積であるならば、商船であっても藩有船と同様の扱いとしていたものと考えられる。

「諸留」の五番目に記載されているのは「冬至前御定割」という記事である。

冬至前御定割

一九千五百石 江刺

此俵二万千百拾一俵余

此船数六拾八艘七分余

一七千二百石 上伊沢

此俵

此船数

一三千八百五十石 下伊沢

七斗三升

此俵八千五百五十七俵余

此船数二十七艘六分余

この記載は冬至前に米を何俵運んだかについて記録した史料である。しかし、文久三年の「上川御石艦順番帳」の書式 V の内容から計算した俵数と比べると、下伊沢分以外は全く計算が合わなかった（冬至前の出米量は江刺郡の下川原御蔵分は一万二三〇俵、上伊沢郡の金ヶ崎・跡呂井御蔵分は一万九三三俵、下伊沢郡の六日入・下衣川・大曲御蔵分は八二五五俵であった、年明け後の出米量も考慮しても江刺郡の下川原御蔵で三万三二〇四俵、上伊沢郡の金ヶ崎・跡呂井御蔵で三万五八八俵、下伊沢郡の六日入・下衣川・大曲御蔵で二万一三四五俵であるため何れにしても俵数が合わず、むしろ「冬至前御定割」の数値から遠のいている）。なぜこのように計算が合わないのかについては、類似した記事が記載されている「上川御石艦順番帳」がある次項と合わせて考察を行うこととする。

「諸留」の六番目に記載されているのは商船を所有している人物の名に関する記載だと



思われる。そこに記載されている人名は左の通りである。

- 商船舟郡
- 下姉体村
- 万五郎
- 鶯沢村
- 善四郎
- 高寺村
- 佐藤利三郎
- ”
- ”
- 円蔵
- 金七
- 田茂山村
- 東太郎
- 下姉体村
- 周助
- 上姉体村
- 利作
- 黒石村
- 金蔵
- 瀬台野村
- 久右衛門
- 目呂木村
- 長倉
- 六日入村
- 栄左衛門(墨引き)
- 東四郎
- 前沢村
- 国蔵
- 黒石村(墨引き)
- 上姉体村懐助(懐助のみ墨引き)
- 慶三郎
- 田谷村
- 松太郎

これらの人物は御船の船頭として活動している人物である。書式 I の人物一人一人に「上川御石船順番帳」の順番通りに番号を振ると右から書式 I の 13、85、18、52、56、4、23、54、54、35、72、84、66、21、78（文久三年度の「上川御石船順番帳」書式 I では黒石村懐助のまま）、65（田谷村ではなく田茂山村の間違いか）となっており、名前の順序は「上川御石船順番帳」とはあまり関係なさそうである。「商船舟郡」にある商船の船主が規約を守り、役を上納した上で商船と認められた藩船の御船船なのか（次の「諸留」の七番目に記載されている文例のようなものと関連しているのか）、藩船ではない自前の商船なのかは不明である。

「諸留」の七番目に記載されているのは商物積入れの許可を貰うために提出する書状の定型文である。

右願様、立紙にて、  
乍恐奉願候御事

一 御石船百八拾石積一艘  
此半御役、金粉四分四厘一毛

右之通、拙者義、御石船半御  
役ヲ以、御石御運送払、以後  
上下間合空船繫候節ニ  
限り、商物積入、商船同様運  
送仕候様、被成下度奉願候、御石  
船之義ニ御座候間、御船方吟味  
仕候処、差支申義無御座候、  
依て、御役受合人相立申上候  
条、如願之被成下度、拙者共連  
判ヲ以、如此奉願候以上、

何郡何村御百姓  
御石船之預人  
誰

年号月日

何郡御村御百姓組頭  
右御役受合人  
誰  
上川御船肝入  
千葉兵左衛門

何郡何村肝入

誰

大肝入

誰殿

この史料は百八十石積御石艦船一艘に半役（藩に渡す上納金の半分、ここでは「金粉四分四厘一毛」とあるので砂金で渡しているのだろう、そのため砂金の単位も重さで表されている）を払うことによって商船と同様に商物を積入れることに対する許可が下りる可能性を指摘できる史料である。ただし、条件として北上川を上下（上りは石巻から在地へ帰っていることを指し、下りは在地から石巻へ米などの商品作物を積んでいるときの事）してない間つまり、仙台藩政下の北上川舟運に従事していない時は空船として岸に繋いで置かないといけないという制約が存在する。もちろんこれは大肝入に申告するために出すものなのでこの書状を出せば商船同様の扱いを絶対許可されるというわけではないかもしれないが、幕末の仙台藩の様相を察するにほぼ間違いなく許可されていただろう。

「諸留」の八番目の記載は貼り紙なので文久三年度の「上川御石艦順番帳」完成後に追加された可能性がある。内容は左記の通りである。

（貼り紙1）

一金ヶ崎江割上にて、跡呂井江流候。

積立申受候者ハ、□□金ヶ崎江割上

候限、船手吟味申出候事。

（貼り紙2）

文久三亥十一月跡呂井深手三

艘分

上麻生

〃（原文ママ、上麻生にかかっている）

権太郎

一 兵治 一 有 作（有作は墨引き）

前沢 目呂木

一 国蔵 一 長倉

一 鶴蔵、子ノ年吟味ニ相入候事。

これらの貼り紙は読めないところもあるため推測ではあるが、貼り紙1の方は金ヶ崎御蔵で荷物を積入れたようとしたところ跡呂井御蔵で荷物を受け取るように命令を受けたので元々金ヶ崎御蔵で積み入れ予定だった船手（船頭か）は申し出る（御艦肝入に申し出たか）ようにしたという留め書きなのではないだろうか。

貼り紙2の方は文久三年十一月に船三艘が深手（船が航行不能になるほどの損傷）を負ってしまったという記事である。貼り紙2の人物を書式Ⅰで付した番号を基にみていくと上麻生村兵治は2、上麻生村権太郎は87、前沢村国蔵は21、目呂木村長倉は84であった。何故三艘が深手を負ったと記載されているのに、なぜ四人の船頭の名前が記載されているのかは不明である。書式Ⅱを見ると、上麻生村兵治は十一月七日、上麻生権太郎は十月三十日、前沢村国蔵は出舟日不明、目呂木村長倉は十一月二十日の出舟と皆バラバラの出舟であった。しかし、どの人物もすべて跡呂井御蔵より出舟していることが分かる。

また書式Ⅴによると文久三年度の米の総積載量は下川原御蔵（江刺郡）では約三万三三〇三俵（内、年明け前は一万二三〇俵）、跡呂井、金ヶ崎御蔵（上伊沢郡）では約三万五八八八俵（内、年明け前は約一万九九三俵）、六日入、下衣川、大曲御蔵（下伊沢郡）では約二万三千四五俵（内、年明け前は八二五五俵）、合計九万四〇〇三俵（内、年明け前は二万九四七八俵）であった。第三節第一項でも引用した土肥鑑高氏論考の『江戸の米屋』の表

によれば文久二年の仙台藩御払米は二五万六二〇〇俵、文久三年の仙台藩御払米は二〇万三八七〇俵で、元治元年の仙台藩御払米は一二万四五六〇俵となっている。文久二年の仙台藩御払米と文久三年の仙台藩御払米の俵数を比較すると文久三年の仙台藩御払米の方が少ない。一方、文久三年（一八六三）「上川御石籾順番帳」から上川の米の積み込み量は前年度よりも増えていることからこの年の上川流域は損耗を受けなかったようである。この事から、上川流域の出来量は増えたものの、大崎平野、仙台平野で獲れた江戸に向けて出される米の量が減っている事を示唆している。仙台平野、大崎平野の出来量が減り、仙台御払米の俵数も減った理由として、第三節第一項に挙げた蝦夷地警衛、シラヲイの撫育米の提供、海防、上京の際の出兵・禁裏防衛のための兵糧米、仙台藩邸への米供給だけでなく、第三節第二項（イ）でも触れた天候不順による損耗や下野国で起こった反乱（天狗党の乱）なども影響しているようだ。

第三節第一項（イ）でも触れた江戸の米の「百相場」<sup>(58)</sup>を見てみると、文久元年（一八六一）の「百相場」は百文で米三、八合、慶応三年（一八六七）は一、一合であった。参考として安政五年（一八五八）は六、二合、弘化二年（一八四五）は五、五合、天保七年（一八三六）四合、天保五年（一八三四）六、九合となっている。このことからいかに慶応三年の米が高値であったかがわかる。これらの要因は、仙台米が入ると江戸の米価が三割下落すると言われている仙台御払米の量が例年に比べ激減し、さらに国内の情勢不安の煽りをくってしまったことによって江戸の米価が急騰してしまった事が原因であると推測することが出来る。

第三項 元治元年（一八六四）と慶応元年（一八六五）の「上川御石籾順番帳」

（イ）元治元年度（一八六四年九月～一八六五年八月）、慶応元年度（一八六五年九月～

一八六六年八月）の国内情勢と仙台藩情勢

『東藩史稿』十二月二十日条<sup>(59)</sup>によると

十二月二十日、封内八月大雨洪水、五十七万二千八百石余損害、男女九人溺死ス、之ヲ幕府ニ告ク、

とあり、この年も損耗があったようだ。また、京では池田屋事件や禁門の変、第一次長州征伐、四国艦隊砲撃事件など幕末期の動乱を象徴するような事件が相次いだ。

また、『東藩史稿』<sup>(60)</sup>を慶応元年（一八六五）四月三日条、五月一八日条、九月八日条みるとこの頃仙台藩主伊達慶邦は病気気味であった事が知られる。

四月三日、青根温泉ニ浴ス、十二日帰城、

（中略）

五月十八日、脚疾アリ、幕府へ出府延期を請フ、閏五月十五日、出府発駕ス、

（中略）

九月八日、嚮ニ幕府ヨリ病ヲ強メ、出府警衛ノ慰勞アリ、此ニ至リ重臣ヲシテ代ラシメ、帰国養生スヘキ命アリ、

青根温泉は仙台藩主の湯治湯であったため、慶邦が病を養生しに青根温泉へ湯治をしに行ったが、五月十八日に病気で江戸へ登るのを延期して欲しいと願いを出したのである。江戸へ登ることを延期できたのかはわからないが閏五月十五日に江戸へ登るも病気が悪化し、そして九月八日（仙台藩に）帰国して養生するように命令されている。

（ロ）元治元年（一八六四）、慶応元年（一八六五）の「上川御石艦順番帳」

書式 I の内容から文久三年（一八六三）の江刺郡の艦船の総数は四三、元治元年（一八六四）の江刺郡の艦船の総数は四〇と減少傾向にあることが分かる。また、文久二〜元治元年の出舟回数は天保十二年（一八四一）の出舟回数より約三〇回分上回る。右記の事は人口増加や米価高騰に伴う江戸での米の需要増加、幕府の命令によって自腹で行われた蝦夷地警衛による兵糧米の確保などにより、出舟回数を増やし、出来るだけ多くの米を領外移出するために天保十二年（一八四一）より元治元年（一八六四）の方が出舟回数が多くなったものと考えられる。天保十二年の仙台藩は冷夏に見舞われ、さらに天保の大飢饉か

らまだ完璧に立ち直れていない状況であったため比較的米の総積み込み量が少なかったとされる文久二年度～元治元年度の出舟数より少なかったのではなからうか。

他にも書式Ⅰの内容から元治元年の出舟開始日は十月一日からとなっており、文久三年よりも一ヶ月遅い出舟開始であった事が分かる。右記の要因として穂の成熟が遅かったため、出舟する時期も遅くなってしまったのではないかと推測した。

書式Ⅰと書式Ⅱをみると、文久二年度、文久三年度とは違い年明け前に二度出舟している人物がいた。この事は江戸に入ってくる仙台藩の御払米が元治元年で一二万四五六〇俵であったことから需要過多になり江戸の米相場がかなり高騰していたためである可能性がある。その影響が右記のような出舟の仕方に繋がったからだと推測することが出来る。また、年明け前の出舟から着舟までの期間の短さから、仙台藩より御石艦船頭全員に対して商業活動の規制を言い渡されていた可能性も指摘できる。

書式Ⅱの記載によれば、「出舟不申出」が文久三年より多い事が記事から読み取ることが出来る。そもそも何故右記のような記載が起こるのか。積み込みは蔵で行うものだが、必ずしも蔵から直接石巻に出舟するわけではなく、北上川舟運関係の役人がいない場所、例えば蔵や船着き場のない村の川岸などから後日出舟しているからだと推測することが出来る。出舟時期は旧暦の十月上旬～十一月中旬、二月二十九日～三月中旬に集中していた。

また、書式Ⅱの内容によれば、出舟～着舟までの期間が三ヶ月以上の人が例年よりも少ない。この事から、元治元年（一八六四）、元治二年（慶応元年（一八六五））になっても多くの人が商業活動の規制に苛まれていた可能性が指摘できる。その要因は前年度の仙台藩御払米が江戸に多く入れることが出来なかったため、江戸の米価が高騰した。そこでいち早く江戸の米価高騰を防ぐべく、多くの仙台藩御払米を入津したからではないだろうか。土肥鑑高氏論考の『江戸の米屋』<sup>61</sup>から文久二年の仙台藩御払米は二五万六二〇

〇俵、文久三年の仙台藩御払米は二〇万三八七〇俵で元治元年の仙台藩御払米は一二万四五六〇俵であったとの記載があり、元治元年の仙台藩御払米は文久二年の仙台藩御払米の五十%にも満たない量であることが分かる。江戸に入った元治元年の仙台藩御払米が少なかつたためか、元治元年「上川御石艦順番帳」からみえる出米量は、史料が虫損で所々読めない記事があったため暫定の数値になるが、元治元年の年明け前の米の積載量は下川原御蔵で一万五四九〇俵、跡呂井・金ヶ崎御蔵で一万三二一四俵、六日入・下衣川・大曲御蔵で七六四六俵、合計三万六三五〇俵、不明が三五〇俵で前年度の年明け前の積み込み量よりも約七〇〇俵ほど上回っていた。勿論すべてが江戸に送られるわけではないだろうが、ここ数年よりもかなり多くの米を石巻、そして江戸へ年明け前に運んでいたものと思われる。しかし、第三節第三項（イ）にも記したように仙台藩はこの年も大損耗に襲われていた。そのせいか元治元年度の米の総積載量は下川原御蔵で三万八二四俵、跡呂井・金ヶ崎御蔵で二万九五七〇俵、六日入・下衣川・大曲御蔵で一万九三一四俵、どの蔵か不明

のものは約二九六〇俵、合計約八万二六九九俵であった。これは文久三年度よりも約一万二〇〇〇俵も少ない。

文久二年度と元治元年度の中で三ヶ月以上出舟していた人たちをみると三年連続で三ヶ月以上出舟から帰って来なかった船頭は上姉体村熊五郎のみであった。文久二年度から二年連続で三ヶ月以上出舟から帰って来なかった船頭は鶯沢村善四郎、六日入村春吉、高寺村十郎右衛門、黒石村八之丞であった。また文久三年度から二年連続で三ヶ月以上出舟から帰って来なかった船頭は上姉体村金之忠、上麻生村所右衛門、高寺村円蔵であった。文久二年度及び元治元年度に三ヶ月以上出舟から帰って来なかった船頭は目呂木村酉松のみであった。文久三年度と慶応元年度の「上川御石艦順番帳」の「諸留」の「商船舟郡」と右に出てきた三ヶ月以上出舟していた人物を比較すると鶯沢村善四郎の名前は見えるが他の人物の名は見えなかった。ここから「商船舟郡」に出てこない船頭つまりは御艦船を仙台藩所有として仙台藩政下の北上川舟運として従事している船頭が優先的に経済活動を許されているという事になるだろうか。

元治元年の書式Ⅲの「諸留」には次のような内容が記載されている。

#### 諸留

##### (一番上の付箋)

国森市三郎

##### (右の付箋の下に貼ってある付箋)

十月十三日川通御制道役

御とまり

金森市三郎様

八嶋養五郎殿

##### (本文)

元治元年冬至前得着、

御石御割合左之

一米五千四百二十五石九斗

西岩井下伊沢

一ヶ二千八百十石五斗二升

上伊沢

一ヶ七千六百六石八斗七升

江刺

右の付箋二つは文久二年度の「上川御石艦順番帳」にも記載があった川通制道役が上川に来て十月十三日に泊まったという記事である。文久二年度に出てきた人物とは別人で約

一年半振りの御泊りであることが分かる。文久二年度の書式Ⅲ「諸留」と比較すると仕事の都合上、泊まりこみで仕事に来た人物も仕事で来た時期も全く異なる。特に時期については約一年半ぶりの宿泊であった。この中途半端な空白期間から、ある特定の期間が経ってから川通御制道役が来るわけではなく、仙台藩で川関連の触れやお達しが出た時や北上川舟運関連でどうしても川通制道役がいないと困るような事情が出てきた時に上川御船肝入を訪ねて上川に仕事をしに来るものだと考えるのが妥当であろう。そして文久三年の「上川御石船順番帳」の書式Ⅲ「諸留」の内容と慶応元年の「上川御石船順番帳」に記載されている「諸留」の内容を比較すると内容が酷似していることが分かった。このことから、北上川舟運についての規約か船船についての規約を新たに作成するか、文久三年の「上川御石船順番帳」の書式Ⅲ「諸留」の内容と慶応元年の「上川御石船順番帳」に記載されている「諸留」の内容を比較すると内容が酷似していることから北上川舟運に関する規約を確認する時に川通御制道役が上川に来るのではなからうか。

本文の方は元治元年秋～冬至前に石巻へ米をどれだけ運んだかの記載であると推測できる。西磐井・下伊沢は六日入・下衣川・大曲御蔵からの米積載量を示し（上川は本来、江刺郡・上伊沢郡・下胆沢郡の三郡からなる地域であるが、下衣川御蔵に米を納める村の中に西磐井の村が一村あるため、西磐井郡の名が元治元年「上川御石船順番帳」の「諸留」の中に記載があるものと思われる）、上伊沢は跡呂井・金ヶ崎御蔵から米の積載量を示し、江刺は下川原御蔵の米積載量を示している。ただ、「諸留」記載の冬至前における出米量と私が計算した書式Ⅴ参照の冬至前における米積載量とは、元治元年「上川御石船順番帳」に虫損があったとはいえ、上伊沢の出米量と西磐井・下伊沢の出米量が合わない。元治元年「上川御石船順番帳」に記載の上伊沢郡の出米量は、約二八五〇石であるが書式Ⅴから求められる上伊沢郡の出米量は一万三二二五俵（約六四〇九石）、元治元年「上川御石船順番帳」に記載の下伊沢郡・西磐井郡の出米量は五四二五石であるが書式Ⅴから求められる下伊沢郡・西磐井郡の出米量は七六四六俵（三七〇八石）、元治元年「上川御石船順番帳」に記載の江刺郡の出米量は、約七六〇六石であるが書式Ⅴから求められる江刺郡の出米量は一万五四九〇俵（約七五二二石）、であった。（鈴木直二『米穀流通経済の研究』を参考に一石を四斗八升五合で計算）。また、書式Ⅲの内容から冬の出舟を終えるのは冬至が目安であったことが分かる。

書式Ⅴの記事からは年明け前の米の積み込み量は三二〇俵～三五〇俵で年明け前は二週間から三週間程度で川を上下していたことが知られる。

慶応元年の「上川御石船順番帳」の書式Ⅰ「諸留」は左の通りである。

#### 諸留

二十石

一 瀬繰御舩下一艘 赤生津村

目呂木村



赤生津村

但、御本帳付、御入料金十切也、右舟付合番、  
万延元申ノ年十二月大水流候節、流失二付翌  
文久元酉十月申達

三十石 八幡村肝入

一同 一艘 太郎左衛門

御預人

安兵衛

同 下川原村肝入

一同 一艘 孫右衛門

御預人

勇藏

跡呂井村肝入

一同 一艘 新太夫

御預人

新三郎

五十石 黒石村

一同 一艘 懐助

但自分造立

右ハ

上姉体村

一同 一艘 喜左衛門

但右同断

上麻生村

一下伊沢御船下御預人 徳蔵

一江刺御船下三艘並御普請方御用船

明間、御船下江御用立分、草井沼長太郎、

源五郎、黒石村二渡善右衛門、右三人当人制道役

草井沼

長太郎

”

弥五郎

二渡

養右衛門

赤生津村目呂木村 赤生津仮肝入

儀左衛門

一合番御舩下一艘

目呂木村肝入

忠内

舟付合番御舩下御預人

嘉太夫

小嶋村肝入

一御舩下一艘 直之進

組員

林治

御預人

円治

舞草村肝入

一同一艘 多巳蔵

御預人

曾根吉

浅瀬調

一八幡村一跡呂井上下一三□上下一下嶋

黒石

一新川尻一宮内上下一目呂木船場一蛇ノ鼻

上下

一長部船場上一十日市一小嶋太田川一□□

上下

一作瀬一梅川上下一■<sup>狐</sup>禪寺川岸下一松川花丸上

一薄衣上下一富沢一■<sup>桜</sup>場舟場一□柳

一登米舟場下一大苗代一黄牛船場上下一柳沢

一赤生津一中嶋一同船場下一桃生川岸

上中下三か所

一新鹿又一鹿又船場下

一 浅瀬水足  
一 但瀬急之節ハ一艘十八俵  
一 平ノ船路水足  
一 御艀造船出来不申出内ハ、船割相出申間度、吟味申出候事  
一 組頭給分一郡一艘、尤初順船割可相出事  
一 百八十石積  
一 御艀一艘造立  
一 帆柱九尋三尺  
一 梁六丁懸  
一 四百俵積  
一 一ノ間  
一 二ノ間  
一 三阿加ノ間  
一 一百三十俵  
一 一百二十俵  
一 七十俵  
一 四ノ間  
一 八十俵  
一 三百俵積  
一 一ノ間  
一 二ノ間  
一 三阿加ノ間  
一 一百四俵  
一 八十八俵  
一 四十九俵  
一 四ノ間  
一 五十九俵  
一 御操場並商船舟賄ニても、上下中積入難成、上下払以後、空船繫置候節ニ限り、為積登候様、相済居候事  
一 年内中二上下津着ノ分、上下近年銘

可割上置当之吟味之由、大肝入衆安政  
二年被仰談、当分首尾可仕、右之趣  
御代官様江も御達申上置候事

一三百五十俵以上ハ、船数ニ罷成、前々方  
形合ニ在之候事  
冬至前御定割

一九千五百石 江刺

此俵二万千百十一俵余  
此船積六十八艘七分余

一七千二百石 上伊沢  
此俵  
此船積

一三千八百五十石 下伊沢

(上欠) 千五百五

商船舟数

下姉体村

万五郎

鶯沢村

善四郎

高寺村

佐藤利三郎

”

円蔵

”

金七

田茂山村

東太郎

下姉体村

秀助  
本文ママ 周が正しい

- 一 上姉体村
  - 一 利作
  - 一 黒石村
  - 一 金蔵
  - 一 瀬台野村
  - 一 下姉体村（墨引き）
  - 一 久右衛門
  - 一 目呂木村
  - 一 長倉
  - 一 六日入村
  - 一 東四郎
  - 一 前沢村
  - 一 国蔵
  - 一 上姉体村
  - 一 慶三郎
  - 一 田谷村
  - 一 松太郎
- 右預様立紙にて  
乍恐奉願候御事

一 御石船百八十石積一艘  
 此 ■ 御役金粉四分四 ■ 一毛  
 右之通、拙者義、御船半御役ヲ以、  
 万御石御運送払以後、上下間合  
 空船繫置候節ニ限り、商物積入、  
 商船同様運送仕候限、被成下度奉願候、  
 御穀船之義ニ御座候間、御船方  
 吟味仕候処、指支申義無御座候、依て、  
 御役請合人相置申上候条、如願之  
 被成下度、拙者共連判ヲ以、如此奉願候、  
 已上、

何郡何村御百姓  
 御石船主預人  
 誰

年号月日

同郡同村御百姓組頭  
右御受合人

誰

上川御艦肝入

千葉兵左衛門

何郡何村肝入

何ノ誰

大肝入

何ノ誰殿

右の記載部分は一見して、文久三年の「上川御石艦順番帳」の書式Ⅲ「諸留」と酷似していることが分かる。両者の相違点は、小嶋村の御艇下に書かれている組員と御預人の位置が文久三年「上川御石艦順番帳」では

(前略)

小嶋村肝入

直之進

一御艇下一艘

御預人

円治

組員

林治

(後略)

とあるのに対し、この慶応元年「上川御石艦順番帳」では

(前略)

小嶋村肝入

一御艇下一艘 直之進

組員

林治

御預人

円治

(後略)

のように組員と御預人の記載順が前後している事と、「浅瀬調」(文久三年だと「浅瀬」と記載)記載の跡呂井が書かれている位置が文久三年「上川御石艦順番帳」では

浅瀬

一八幡村二三郡上下一鳴一跡呂井

上下

(後略)

と記されているところが

浅瀬調

一八幡村一跡呂井上下一三〇上下一鳴

(後略)

となっていることなどが挙げられる。但し、跡呂井の記載順が変わったのは跡呂井村の位置が自然災害などで変化したからではなく、作成者が記載順を間違えたとみるのが妥当であろう。仮に多少記載順が上下しても跡呂井村の上流と下流が浅瀬であることには変わりなく、また近隣に住んでいる船頭らは既に跡呂井村の位置は把握されていたと思われるので、御艦船の運行に支障をきたす事はなかっただろう。

他にも一つ書きの「一年内中二上下津着ノ分、上下近年銘可割上置当之吟味之由、大肝入衆安政二年被仰談、当分首尾可仕右之趣御代官様江も御達申上置候事」の記載から上伊沢代官斎藤内之助の名前が消えている(文久三年「上川御石艦順番帳」には「一年内中、御上下津着之分、上下近年銘可割上置当之吟味之由、大肝入衆安政二年被仰談、当分首尾可仕、右之趣 上伊沢御代官斎藤内之助様 江も御達申上置候事、」と記載されている)事ぐらいであった(書式 IV の記事から文久二年度〜元治元年度の上伊沢御代官は岡与次蔵なるものが勤めていた事が知られるため、文久三年度の「諸留」も文久二年以前に作成されたであろう「上川御穀艦順番帳」の「諸留」を参考に写されたものだと考えられる)。

いずれにしても相違点が以上の三点しかない。

また、文久三年度「諸留」の「冬至前御定割」と慶応元年「諸留」の「冬至前御定割」に記載されている江刺郡、上伊沢郡、下伊沢郡・西磐井郡の冬至前までにおける出米量の数値に変化がなかった事から、「冬至前御定割」に記載されている米の石高は、冬至前に蔵から出された出米量ではなく、その年の九月、一〇月からその年の冬至前に出米すべき目標出米量(その年の秋から冬にかけて蔵から米を出し、江戸に入津させるべき米の量)が

記載されているのではないだろうか。それ故にその年その年によって目標出米量と実際の出米量との誤差が大きく生じたのではないだろうかと推測した。

### 第三節 明治三（一八七〇）～明治四年（一八七二）の「上川御石艦順番帳」

#### 第一項 明治三年（一八七〇）の「上川御石艦順番帳」

(イ) 明治維新後～明治三年度の上川流域の支配状況

慶応四年（一八六八）一月に鳥羽伏見の戦いが幕を開けた（戊辰戦争の始まり）。鳥羽伏

見の戦いによって旧幕府軍が敗北。長州藩・薩摩藩等の新政府軍が勝利する。<sup>(62)</sup>その後、

会津藩の処遇を巡って新政府軍と仙台藩等とが対立したため、仙台藩を中心に奥羽越列藩

同盟が結成され会津藩征討の中止と会津藩主松平容保の助命を嘆願した。<sup>(63)</sup>しかし、それ

は新政府側に聞き受けられず、奥羽越列藩同盟は新政府軍と激突した。<sup>(64)</sup>その結果、明治

元年（一八六八）九月十日に仙台藩は新政府軍に降伏した。<sup>(65)</sup>これにより江刺郡、上伊沢

郡、下伊沢郡は仙台藩の領地から離れ、江刺郡は松本藩の戸田丹波守に、胆沢郡は沼田藩

の土岐隼人正によって知行された。<sup>(66)</sup>その後江刺郡は花巻県（明治二年三月三十日～明治

二年（一八六九）十月）や江刺県（明治二年十月～明治四（一八七二）年十一月一日）に

編入された。<sup>(67)</sup>一方、胆沢郡は明治二年八月十八日に水沢県に編入された。その後、両郡

は明治四年七月十四日に一関県に編入された。<sup>(68)</sup>

(ロ) 慶応四（一八六八）～明治三年（一八七〇）における石巻港での変化

明治二年（一八六九）民部省を合併し、巨大な行政権限を獲得した大蔵省が通商司を設立した。<sup>(69)</sup>そしてこの通商司が明治三年三月に石巻商社を設立し、三陸の物産を商品化し、

東京へ輸送する事となった。<sup>(70)</sup>貢米関連の規約などは次のように決まった。<sup>(71)</sup>

諸国貢米積入船の儀、貢米積入船一定の所に其府県藩の極印を打、船頭水主の人数相改送状に書載、右人員出船後不減少様、急度申渡出帆可申付候、且貢米積船浦々へ船掛りの節、所役人改方其外心得方の義別紙の通浦々へ相触候間、其段相心得、若船頭水主不



埒の義有之か又は怪敷風聞等有之所役人より致注進候は、右注進状印封の上早便を以当省へ可差出候、

巳ノ九月

民部省

諸国廻米積受候、船津々浦々へ入候節於、其所改方等の義に付ては、前々申渡の趣も有之候処、兎角破船□船等多、其外海上風濤の沙汰も無之に濡沢手等有之又は故なく延着致し候義も有之候は、全船頭水主共前々申渡の趣をも不相守無謂永々船掛り致し遊□け間敷義、杯有之或は日和をも不見定出帆いたし候故の義相聞候、今般御一新に付船差配人并船頭水主へ改て申渡候条、浦役人并其所のもの共浦高札の趣堅相守船頭水主共等無故上陸為致間敷は勿論、日寄見合早々出帆為致入津より出帆迄の始末船方所持の日記に記し相渡、若船頭水主共無故上陸いたし不埒有之候は、少も不穩置委細有体に認め其度々印封にいたし急飛脚を以最寄府藩県役所へ可差出候、廻米積船難風逢濡沢手米等に成候分、入津の砌相改浦手形差出候義は、従前の通取斗可申候、尤東京大阪御蔵場の節多分減石相立候も有之候得共、濡沢手米に候迎格別の減有間敷事に候、畢竟船中不取締故と相聞候間以來濡沢手改の義は勿論、くつろき俵は無之哉相糺無謂くつろき俵有之候か、又は難風に逢候由の申口のみにて怪敷風聞等も有之候は、其段前書にて書付候委細認め入可差出候、右の趣相心得其外の義は浦高札の通相守廻米船逢難風候節は、早速助船差出船破損せざる様出精いたし可申候、若船頭水主等不埒有之を見逃し其分にいたし前書の書付も不差出、又は出帆の日和有之候ても無謂留置候様の義、外より相聞におゐては吟味の上嚴科可申付者也、

巳ノ九月

民部省

差上申御請証文事

- 一 今般御廻米積御□船相成則空船御見分相濟御送状、其外諸御書物并御運賃の内、別紙受取書奉差上候通御渡の上、当所出帆被仰付候通に付ては、船中御条目の趣其外廻船御用達候申渡の趣共堅相守御積所着御米奉受取候上は、尚更船中申合せ無油断乗廻り早着專一に心掛可申候、
- 一 御積所其外何れ所にてても御送状外の荷物一切積受中間敷候、尤浦々入津の節所役人相改御送状に無之荷物積入有之候は、取揚置其筋へ御注進申上候筈、浦々被仰渡候間心得違無之様可致旨被仰渡候、右被仰渡の趣承知奉畏候若相背候は、重科に可被仰付候、仍御受印形仕候処如件

年号月日

船頭

連印

水主

一つ目の史料によると、明治二年（一八六九）九月から貢米を積入れて出船する場合は極印と送状が必要である事、送状には人員を記載し、送状通りの人数で出船する事、役人は別紙の心得を読み、心得の内容を守って働く事、船頭・水主が不埒なことに及ぼうとしていたり、怪しい風聞などを聞いた場合は民部省へすぐ通達する事などが規約の形で記載されている。

二つ目の史料は一つ目の史料と同じく明治二年（一八六九）九月に民部省から通達されたものである。「破船□船」（□はなにが当てはまるかわからないが、「□船」の前に「破船」（船が損傷する事）が記され、後の文が天候不順になっていないにもかかわらず、米俵が濡れていて商品としての価値を失っている事や船の到着が遅れている事が記されていることから、難破船あたりが意味合い的には妥当かと思う）が多く、風が強いわけでもないのに濡手沢（湿気や水に浸ってしまい使えなくなった米）が多い。又、訳もなく到着が伸びるのは全ての船頭・水主が明治新政府によって出された規約を守らず、日和を定めずに出船するからである。故に此度船頭・水主の扱いについて一新し、浦の役人の命令をよく聞くこと、船頭・水主が不埒な事をすれば隠さずありのままに記しすぐに府県藩の役所に通達する事、難風で濡手沢が多い場合は前から（明治新政府誕生以降か）あったように浦手形をもって減石した分を弁償させる事、東京・大阪御蔵場に着いたものについては濡手沢のせいで特別減石しているものは結局船中を取り締まらないことが原因なので濡手沢を改める事は勿論、くつろぎ俵（どういふ俵かは不明）も難風が原因の場合とはかく怪しい風聞が原因である場合は書付（書状）に詳細を記し府県藩の役所に差し出す事、民部省から通達された心得などを理解した上で、浦の高札を守り難風が出た場合は助け船を差し出し破損を出さないよう出精し、船頭・水主が不埒に及んだ時は明治新政府が出した心得の通りに行い、出帆の日和なのに無為に過ごす事がないようにする事といった諸命令が記載されている。三つ目の史料には廻米積をする船は空船と見分けがつくようにし、送状や書状、運賃の事は別紙の受け取り書きに記載したとした後に、出帆を仰せ付けられた時は船中御条目の通りに規則を守って出帆する事、蔵場や湊などで米を積み込んだ際は尚の事、船中で協議した上で、慢心せずに出帆し、早く東京・大阪の御蔵場に着くべき事、御送状に記載されている荷物以外の荷物を入れない事、もしも改役が御送状の記載にない荷物を発見した場合は取揚げの事などを承知しこれに背いた者は重罪にするという旨が記されている。

このように明治新政府は、船頭や水主に対してかなり警戒をしつつも江戸時代からある船の運航制度などを明治新政府が掲げた心得や高札などの法をもって船頭たちを拘束し、浦役人などの監視下に置くことよって明治新政府の命令を聞かざるおえなくするようにしていったのである。

また、明治三年（一八七〇）十一月十三〜十七日に涌谷の登米県庁で開催された三陸会議において石巻商社（民部省（のち大蔵省）石巻出張所が設けた商社、東京商社（通商司と三井八郎右衛門が設立）の子会社でもあり、半官半民の会社であった。）から三陸商社に

改称する事を決定し、石巻商社は三陸商社（三陸商社は元会所と出張所を含める、三陸商社三陸商社元会所は三陸会社の石巻本社を指す。）となった。左は、三陸会議での石巻商社から三陸商社に名を変えて三陸商社の出張所の場所の策定などの取り決めを行った様子が伺える史料である。<sup>(71)</sup>

乍恐書付を以奉申上候

三陸ノ内、石巻之儀ハ各所ノ産物輸出入便利第一ノ良地ニ付、生産御引立ノ為当二月中商社御取立ノ儀被仰付、依之東京開商会社頭取兩人出張仕仙台其他所々ノ商人銘々身元備金差出し合併罷成現今ノ模様ニ及候儀、全於御官厚御仁恤ノ御世話被成下候、御儀一同難有奉存候、然ニ今般御深慮為在石巻商社ノ名儀被相廢、更ニ三陸商社元会所と致

し、各所便宜ノ地へ出張所取設三陸一般ノ物品有無交通弥増商社大盛被遊べく旨被仰渡重々難有奉拜承候、依之各所出張場所其地見込可申立旨、御下問に付、愚慮左件奉申上候、

一 出張商社取立箇所

涌谷 水沢 一ノ関 宮古 釜ヶ崎ノ内 盛岡

仙台、右箇所へ当社より出張仕、其地商人と社を取結、同所物産ノ諸品買纏元会所ニ而引受、東京其他見込ノ場所へ廻漕し、下り荷物ノ儀ハ、各所入用ノ品任望当社より運輸致可申事、

一 身元備金ノ儀ハ先般伺済規則ニ素付、各地ノ商人より為差登候様仕、其身元金高に寄頭取肝煎ノ差別奉願上候儀ハ勿論ニ候得共、合併ノ上已ニ力勉強人望有之候者より、身元金ノ多少ニ不拘頭取年番たり共相勤候様仕度事、

一 各所商社御取設ニ付前書奉申上候通元会所より出張ノ儀、当節米穀初諸品出産ノ時節ニ而差向人数不足ニ付、仙台表合併商人ノ内重立候もの撰挙ノ上、私共ノ内差添各処へ順番相立出張仕速に商社取建候様可仕事、

一 北上川は勿論迫川江合川共輸出入荷物ノ儀ハ、新規便利ノ小船数艘製造し上下共期日は勿論、時刻共請合積相始昼夜ノ無差別荷物挽廻致し就而ハ、商人其他旅人共為乗込、尤河岸場々ノ便宜ノ地へ出船宿取設出船ノ定日取極下総関宿武州川越船ノ振合ニ及シ小船ヲ以使用仕度事、

一 出張所ノ儀は処々懸隔ノ地ニ有之、且ハ一時ニ各処へ出張候儀自然遅延相成区々ノ儀等御座候而は、三陸商社御取立ノ御趣意ニ相悖候ニ付、各所より商人ノ内重立候もの両三人ツヽ石巻へ出張候様仕度左候得は、三陸ノ商人一致衆議を尽し商事ノ仕法を始諸定則等決議確定仕度卒元会所へ集会相成候様奉願上候、何分斯大事件突然奉伺如何様ニも其方向も難相立篤ト熟慮仕追々奉伺度候、右の趣御下問ニ付不顧恐懼見込ノ一二奉申上候猶御沙汰ノ程只管奉願上候已上、

明治三年庚午十一月

石巻商社

年番頭取

中井新三郎印

肝煎重係

村上 友七印

東京開商会社

頭取板本六之助代勤

嶋本 半七印

右の史料から、石巻は旧盛岡藩や旧仙台藩北部などの各地から品を輸出入するのに都合のいい場所なので石巻に石巻商社を立てた事、しかし、御深慮（明治新政府が旧仙台藩以外の三陸地域に配慮して）によって石巻商社から三陸商社に名義を変更し（『江刺市史』では石巻商社から三陸商社に名前を変更した事について「名前が「石巻」であり、重役の殆んどが元仙台藩の豪商連中だったので、恰も仙台藩の商社の如き観があり、旧慣に流れ、藩域を越えて自由に取引をし、利用するという感覚が未だ成立しなかつたせいか、兎

角十分には利用されなかつた」からだと推測している）、涌谷・水沢・一ノ関・宮古（72） 欽ヶ

崎・盛岡に出張所を設けることにした事、出張所は涌谷、水沢、一ノ関、宮古、盛岡、仙台に設ける事、頭取と肝煎の差別はつけるが、勉強し人望がある者は積極的に勤めさせる事、仙台表合併商人の内、主だったものを選挙し、順番に出張させる事、下総関宿、武州川越船のような小船を数艘造った上で、北上川、迫川、江合川の荷を出舟させ、期日厳守で上下させる事、石巻に三人ずつ各出張所から出張させ三陸商人で一致衆議を尽くし、仕法の規約を確定させる事などが取り決められたことが知られる。

以上のように旧仙台藩の商人が中心ではあったが、明治新政府の介入により旧仙台藩、旧盛岡藩商人の吸収、再統合や新たな規約の取り決めによって江戸時代の仙台藩の行政、経済事業からの開放を目指す動きがなされている。これらの規約は北上川舟運にも影響を及ぼし、仙台藩が築いてきた北上川舟運から明治新政府が新たに取り決めを行った北上川舟運に変貌したに違いない。どのように北上川舟運が変わっていったかは本節の（二）や第五節にて考察を行う。

（ハ） 明治維新〜明治三年（一八七〇）の上川流域の社会情勢

仙台藩や登米方面で農民による蜂起運動が活発化する中、江刺郡、胆沢郡でも一揆が発生した。明治元年（一八六八）十二月高寺村、三照村、倉沢村の三村に住んでいた百姓らが肝入、大肝入の不正や横奪に憤慨し一揆を起こした。司東真雄氏の編になる『岩手の百姓一揆集』に155「江刺郡騒擾につき書留」（73）として所収されている史料には

（前略）

一頃ハ明治元辰年十二月十日頃より三照、倉沢の境なる八木地蔵様江百姓共大勢集り、当年は田畑共に不作ヲ致シ、亦は軍事方ニ付御上様の騒動ニ而人足かん馬多ク被召遣、

是は能き幸へ也と思へ付たる大肝入初メ、村肝入共多クの過役ヲ取揚られ、余り成致方に候得は、百姓共は寄集りて色々に吟味を遂ケ、此節ハ引立役人の年寄などヲ立置し組頭ハ不及申に、五人組頭様々諸役立被置思付たる事かある組頭宅江参願出、金石多ク被召上誠ニ以困窮致シ迷惑難渋ニ御座候間、御上様江右之段御取次被成下度と度々申出候得共、我々のしわざで有成ハ中々引立方亦ハ組頭ニても一円取次不申候。右ニ付此上ハ迎も組頭手前にてハ相別り不申、無抛も御会所江の願より外に有まじとて、夫より百姓共は毎夜々々所々に寄集り三照、倉沢、高寺、右三ヶ村の百姓共、同年十二月二十日頃より八木地藏様江大勢集り、亦々同二十七日寄集り

(中略)

明れは二十七日大勢者凡七八千人と相見得、本町は不及申二横丁々々に至ル迄騒かの<sup>(5)</sup>はなかりけり。

一打ちこわされたる家々ハ色々のていたらくこゑしとも爰ニ略ス。人数斗り書印也。

西方大肝入川原町松川宗兵衛

大肝入手代川原町下角ノ長兵衛

大肝入手代川原町 登利治

川前

大肝入手代高寺下川原伝之助

御郡ベリ役川原町 正左衛門

古ベリ役六日町高橋喜内

御内ベリ役中町下角源左エ門

片岡村肝入六日町高野勘七

(後略)

とあり、不作や戊辰戦争や明治維新の影響下で上川流域の情勢が混沌としていく中、村役人たちが百姓たちに対し、多くの役を取り立てるようになってしまった事(役を多く取り立てた理由は史料上だと「ていたらく」とあり、私腹を肥やすためだと思われる。しかし、明治初年は米があまり獲れなかった不作の年であり、また明治新政府の治政となった事による新しい法による混乱もあったため、本当に私腹を肥やすために村役人たちが役を多く取り立てたかは不明。今後の研究をもって明らかとしたい)。この事に腹を立てた百姓が立ち上がり村役人たちの家を打ち壊すなどの暴動が起こっていた事が右の史料から分かる。また、明治三年(一八七〇)には胆沢郡都鳥村一揆、胆沢郡百岡・永徳寺一揆が起こって

おり、当時上川流域の村々はまさに混沌を極めた状況下にあった<sup>(74)</sup>。そしてこれらの影響

を考慮してか次のような通達が明治四年（一八七二）江刺県庁から出された。<sup>(75)</sup>

其村々当未貢米の儀東京御廻米可致は勿論候処、納方不馴且納入用其外民費多分相嵩難儀いたし御廻米差支金納相願候村々有之候は、其段当月二十日迄書付を以願出候様可致候、金納相応の義は追て可相達候、尤御廻米差支無之分も其段同日迄可申出候、此廻状村名下令請印載付を以て順達留り村より可相返もの也、

江刺県庁

明治四年（一八七二）の貢米について納方が不慣れで且つ民費がかさんで廻米に支障をきたしているので江刺県庁に籍を置く村民が金納することを願い出ている事、各村は当月二十日までに書付をもって金納したいと願い出る事、金納に相応すると判断された場合には追って通達する事、廻米に差し支えない者（米納でも問題がない人）もその旨を同日（当月二十日）迄に申し出る事、この廻状に村名を記入し印載付で各村に廻した上で江刺県庁に返す事と記されている。

これに対して各村では同年に次のような返答をした。<sup>(76)</sup>

乍恐書附を以奉申上候事

江刺郡村々当未御年米東京御廻米可致は勿論に候処、納方不馴且納入用其外民費多分相嵩難儀致し御廻米差支金納相願度村々并御廻米差支無之村々共書附を以可奉申上御達章の趣承知奉畏品々小味々々へ相達候処、当御郡の義は逆も金納相致兼申候間、東京迄御廻米被成下度小味一統申上候間、先以下川原御蔵へ早速上納仕候様、御吟味被成下度私共連印を以如斯奉申上候以上、

江刺郡片岡村百姓惣代	佐藤	与四蔵 <sup>㊦</sup>
同	同	菊地
同	同	徳兵衛 <sup>㊦</sup>
同	同	副村長
同	同	和賀
同	同	与右衛門 <sup>㊦</sup>
同	同	村長
同	同	高野
同	同	勘七 <sup>㊦</sup>
(中略)		
江刺郡東方郡長	佐川	五郎七 <sup>㊦</sup>
同郡 西方郡長	菊地	友治 <sup>㊦</sup>

岩谷堂

御役所

とあるように江刺郡の各村は金納ではなく米納にて下川原御蔵に納めたいとの旨を岩谷堂御役所（江刺県庁）に申上した。これに賛同し、連署した村は片岡村、高寺村、田谷村、

二子町村、田茂山村、羽黒堂村、鶯沢村、土谷村、黒石村、太田代村、小田代村、原体村、原体石山村、餅田村、増沢村、二ノ関村、三ノ関村、石関村、上門岡村、下門岡村、三照村、倉沢村、次丸村、角掛村、浅井村、横瀬村、伊手村、人首村、野手崎村、菅生村、栗生村、軽石村、一ノ関村、鴨沢村、歌書村、抓木田村、小池村、水押村、上口内村、下口内村の四〇ヶ村であった。これらの村は江刺郡の全ての村であることから江刺郡全ての村が米納を望んでいたという事になる。このような事態は、江刺県側と江刺郡に籍を置く農民たちの納税に対する考え方との差異によって起こったものだと推測することが出来る。明治新政府は安定的な税収入が見込める金納を求めていたが、他方で農民側は自分たちで商品作物をお金に変えるという技術や知識が乏しいものが多く、また船主、船頭が必要なくなり農閑期の収入などが消失してしまうのを恐れていたため、農民側と江刺県庁側とで納税の考え方で相違が生まれるような事態に陥ったのではないだろうか。

いずれにしてもこの様な混沌とした状況下で北上川舟運は行われていたのであった。

## (二) 明治三年「上川御石船順番帳」の考察

江戸時代の「上川御石船順番帳」と比べると、船主と船頭の人数が三分の一程度に減少し、御蔵は下川原御蔵しか使われていない。この事は、第一章第二節で引用した下柳千葉家所蔵分『下柳千葉家文書』史料番号1-5-2の内容から、上川御船肝入は水沢御船肝入と江刺郡側の御船肝入とに別れ千葉兵左衛門は江刺郡側の御船肝入となっていることから、江刺郡の蔵である下川原御蔵分の出舟しか兵左衛門は管轄しておらず、また江刺郡の船主が所有する御船船しか江刺郡に残らなかったからだと推測することが出来る。

書式Ⅰの記事の内容からは、出舟時期は旧暦の二月中旬～二月下旬、四月上旬、五月上旬、八月上旬（八月上旬はふたりのみ）である事、積下しの許可が下りてから最長でも二週間以内、基本は一週間以内に出舟を行っている事、また積下しの許可、出舟、着舟が行われるタイミングにばらつきがほぼ生じていない事、出舟から着舟までにかかった期間は一ヶ月前後が最も多く、二ヶ月以上かかった船船は存在しなかった事が読み取れる。明治三年（一八七〇）「上川御石船順番帳」の書式Ⅱから出舟時期が農閑期に行われておらず、農民への配慮に欠けていることが推測できる。なぜ農閑期を外すような形で北上川舟運を行わざるをえなかったのか。明治五年（一八七二）二月に公布された「諸国貢米金納場所皆済期月定」<sup>（77）</sup>を読むと

### 諸国貢米金納場所皆済期月定

#### 一 山城近江丹波

内水上郡  
大阪納

#### 是ハ

金方二月東京納  
米方四月西京納

#### 一 摂津河内和泉播磨紀伊

#### 是ハ

金方二月東京納  
米方三月大阪納

一 美作備前備中備後安芸周防長門淡路讃岐伊予土佐

是ハ 金納 二月東京納  
米納 四月大阪納

一 丹波但馬因幡伯耆出雲隱岐石見佐渡筑前筑後肥前肥後豊前豊後日向大隅薩摩壹岐對馬

是ハ 金納 三月東京納  
米納 四月大阪納

一 伊賀伊勢志摩尾張甲斐美濃

是ハ 金芳 二月  
米芳 四月 東京納

一 三河遠江駿河

是ハ 金芳 二月  
米芳 四月 東京納

一 若狭越前加賀能登越中越後羽前羽後

是ハ 金芳 三月  
米芳 七月 東京納

一 磐城岩代陸前陸中陸奥

是ハ 金芳 三月  
米芳 四月 東京納

一 伊豆相模武蔵安房上総下総常陸上野下野

是ハ 金芳  
米芳 正月東京納

右之通り

壬申二月

とあり、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥国は貢米を四月に東京へ納めるよう規定している。「諸国貢米金納場所皆済期月定」は明治五年の史料なので明治三年の貢米には当てはまらないが、明治三年「上川御石籾順番帳」の書式Ⅱの出舟時期が二月中旬から下旬に集中していることを考慮すると、類似する規定がすでにある可能性があり、予め明治新政府によって定められた期日に貢米を運ぶために右記のような出舟時期になった可能性を指摘できる。また、明治三年「上川御石籾順番帳」の書式Ⅱに記されている出舟から着舟までの期間の短さを考えると、第二章第二節で私が提唱した三ヶ月以上出舟している船頭は千石船の水主として従事して江戸まで行き、商業活動を行っていたという説を挙げている。これはある意味、在地有力農民・商人の特権とも呼ぶべきものであるが、明治に入って出舟時期が短くなったことにより、東京まで千石船で出ることが出来なくなったことをしめすのではないだろうか。そして在地有力農民・船頭らが商業活動から半強制的に退くことになり、在地有力農民・船頭らの財力や地域への影響力が弱まっていったものと思われる。明治三年（一八七〇）に通商司によって「石巻商社」が設立され、仙台表商人（六仲間商人の事か）が重役として取り入れられた事、石巻く東京間は石巻商社の管轄で、北上川舟運とは別の管轄による運営（江刺郡の北上川舟運は江刺県庁の下で運営）がなされたのが大きい要因ではないだろうか。通商司とは、有力商人を基盤に通商会社・為替会社・廻漕会社といった独占的事業の設立に尽力していた明治二（一八六九）く明治四年（一八七一）の間に東京・大阪・京都・横浜などに設置され通商・金融・物価などに巨大な権限を与えられた明治新政府所属の経済官庁の事である。



また、書式Ⅱの方には和賀郡里分村作兵衛など和賀郡里分村の船主の名が六人みえる（虫損があるため六人しか確認できないが、六人以上いる可能性もある）。この事は江刺県に和賀郡の一部が編入された事が影響している。里分村は黒沢尻の一部である。江刺県に入った黒沢尻で御艦船を所持していた和賀郡に籍を置く船主たちの出舟を統制する関係で「上川御石艦順番帳」に記載されていたのだろう。しかし、これらの船主の船は江刺郡の御艦船ではなく、また御艦船の積載量も仙台藩の御艦船とは異なっていたため、書式Ⅰには書かれず、書式Ⅱに出舟した事実だけが記載されたのだと思われる。

また、同じく書式Ⅱの内容から出舟回数は天保十二年「上川御石艦順番帳」の書式Ⅱの1と比べると二〇〃三〇回程度減少している。この事は江戸廻米や買米制度の崩壊、蝦夷地警衛の撤廃、各地への派兵が廃止された事や大不作で米がとれなかった事、江刺県でも税収入を確保し、江刺県を運営していかなくてはいけなかった事が挙げられる。

書式Ⅲの記事では江戸時代の「上川御石艦順番帳」にはなかった黒沢尻から石巻までの「<sup>里カ</sup>厘数覚」が記載されている。この「<sup>里カ</sup>厘数覚」は北上川流域の黒沢尻から石巻までの全てではないが、各村から各村まで何里あるかが記載されている。何故新たに「<sup>里カ</sup>厘数覚」という記載が生まれたのか。それは北上川舟運の運賃と関係したからではないだろうか。『江

刺市史』の資料編に所載されている「御廻米運賃之事」とも呼ぶべき史料<sup>(78)</sup>には

府 写  
県

支配所村々御廻米五里外運賃の儀に付、兼て据置候趣も有之処、今般御改正に相成陸路一里石に付三合式勺川路一里同三合被下候間、当年より年々御物成の内を以相渡御勘定払に相立可申、且村々外数附帳差出候様早々可取計の事、

午四月

民部省

とあり、明治三年（一八七〇）に御廻米運賃の改正により、陸路は一里一石に付三合二勺、川路は一里一石に付三合を勘定して運賃として払う事、村々は数附帳を差し出すよう早々に取り計らう事が規定されている。「御廻米運賃之事」が民部省から交付されたことにより明治三年と明治四年「上川御石艦順番帳」の書式Ⅲに黒沢尻から石巻までの里数が記載されているのだろう。

第二項 明治四年（一八七二）の「上川御石艦順番帳」

江刺県は明治四年（一八七二）十一月二日を持って廃県、江刺郡は新たに一ノ関県に編

入された。この事を示すのが左の史料である。<sup>(79)</sup>

今般三陸両磐城岩城従前ノ諸県被廢更ニ左ノ県々被  
置候事 明治四年十一月二日

一ノ関県

陸前国

本吉郡 登米郡 栗原郡 玉造郡 気仙郡

陸中国

胆沢郡 江刺郡 磐井郡

可受取旨御沙汰之事

一ノ関県

今般其県ヲ被置候ニ付テハ従前管轄ノ県々ヨリ地所物成  
郷村等当未歳ヨリ可受取事

但 高反別一村限村高等取調大蔵省ニ可差出事

太政官

右にあるように一関県が新たに置かれただけでなく、村高を調べた上で地産の物の受け取りを命じている。つまり、明治四年「上川御石籾順番帳」は江刺県、一ノ関県の治世下で生まれた史料であることが知られる。

明治四年「上川御石籾順番帳」にある書式 I の内容を明治三年のものと比較すると一部だが記載順に変更があったようだ。理由は不明だが、明治三年の「上川御石籾順番帳」書式 I をみると

(前略)

鶯沢佐藤吉蔵川合

⑩ 一二月九日一無欠

政吉 い

三月二十三日

田茂山千葉喜惣治川合

⑪ 一二月九日一無欠

惣吉 ろ

三月二十三日一欠一升

及川

田茂山徳治川合

⑫ 一二月九日一無欠

権三郎 は

■……□川合

⑬ 一二月九日一無欠 栄治 ほ

田茂山千葉栄助川合

⑭ 一二月九日一無欠 栄七 へ

田茂山千葉卯太郎川合

⑮ 一二月九日一無欠 喜助 に

田茂山千葉栄吉川合

⑯ 一二月十九日一無欠 栄作 と

三月二十三日一免欠九勺三□ (免のみ墨抹欠九勺三□のみ墨引き)  
欠六合一勺

田茂山千葉平吉川合

⑰ 一二月九日一無欠 兵太郎 り

七月晦日一欠一升一合三勺

千葉

田茂山東蔵川合

⑱ 一二月九日一無欠 卯三郎 ち

七月晦日一欠一升一合三勺

田茂山千葉庄右衛門川合

⑲ 一二月九日一無欠 権五郎 (権五郎のみ墨引き)

三月二十三日一欠六勺三□ 清治 ぬ

六合三勺

三月三日

右ハ権五郎義岩井郡東山小嶋村ニテ破及□ニ付代船願も

(後略)

とあり、船主の名前の下にあるい、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り。ぬがなにか関係が

ありそうだ。しかし、順番変更の理由は不明であるため今後の課題としたい。

また、出舟時期は三月下旬〜四月上旬、五月上旬、六月上旬であった。これも前項と同じく、米納入時期が明治政府に定められていたからだと思われる。

他にも、書式Ⅰの内容から一人当たりの船の出舟回数は、一〜二回程度であることが分かっている。

書式Ⅱの記事をみると、和賀郡里分村の記載が消えている。江刺郡が一関県に編入された事で県域が変わったことが原因である。また、積下し命令が出てから貢米を積み立てるまでの期間は一日〜一〇日ほどかかっている。積み立てから出舟までにかかる期間は一、二日ぐらいであった。出舟から着舟までの動きも詳細に記されていることが読み取れる。この記事から、下川原、黒石、二子町から出舟し、石巻に向かい、二週間程度の空白期間を挟んで石巻から黒石に出航していることが読み取れる。

また、書式Ⅱの記載によれば、二艘、四艘、五艘一組で出舟をしている。このうち五艘一組が一番多かった。また、二回目の出舟時の艀船の組み合わせもほとんど同じであった。他にも右の船団は基本的に村ごとで編成されるが、各村の船主の数が五で割り切れない場合には、他村と組ませていたようである。

#### 第五節北上川舟運の衰退

本節では、『下柳千葉家文書』の史料が存在しないと思われる明治五、六年（一八七二、七三）以降に北上川舟運がどのような変遷を辿って衰退していったかについて、東北歴史資料館編『近世北上川と舟運』を参考に論じていきたい。

第二章第四節でも記した通り、明治新政府による変革によって石巻商社（三陸商社）の参入や明治新政府によって変えられてしまった米の納入時期は徐々に北上川舟運にも変化をもたらした。そしてついに明治六年（一八七三）、年貢米から現金による税納入に変化した（地租改正）。税納入が金納に変化した後、使われなくなってしまった艀船は船頭に優先的に払い下げられた。何故艀船が船主ではなく船頭に払い下げられたのかの理由は分からないが、艀船を操れる船頭の方が、艀船を有効的に活用できる事、本稿の第二章第三節で挙げた様に船頭の中に在地資本を確立させていたであろう人物がいた事が艀船は船頭に優先的に払い下げられた要因となっていたのではないだろうか。艀船が船頭に優先的に払い下げられた結果、艀船を有効活用できた船頭は在地の商業資本が中心となる運送業は確立させていった。

その後、明治九年（一八七六）に江刺郡、伊沢郡は岩手県に編入され、県令島惟精が艀船を廃止し、五〇石未満の船を推奨した。

一方、北上川水運では盛岡の商人斎藤定興が帆船の改良などを行い、明治十七年（一八八四）運送に関わる事業を拡大し、同年に陸運・水運・客輸送などを扱う「廻送社」を設立した。また、明治十八年（一八八五）には第一国立銀行盛岡支店長高尾惇忠が「北上廻漕株式会社」を設立し、川蒸気船（洋式外輪式蒸気船）「岩手丸」を建造。狐禅寺〜石巻間

で就航させた。明治二十一年（一八八八）には蒸気船が四艘となっていた。他にも登米丸汽船、大川丸汽船、竜丸汽船などの汽船会社があり、荷輸送と客輸送における経営競争は激化していった。

しかし、その後は新たな輸送機関である鉄道も参入し、日本鉄道という会社が明治二十年（一八八七）に仙台と塩釜間を開通し、明治二十三年（一八九〇）には上野（東京府）と盛岡間（現在の東北本線）も開通させた（明治二十四年には上野と青森まで開通）。上野と盛岡間が開通した結果、東北地方の輸送体系が大きく変化し、北上川舟運は衰退の一途をたどることとなってしまったのである。

おわりに

本稿では、「上川御穀船順番帳」を中心に様々な考察を行った。その中で上川御穀船入は、船船の管理・運航、船船船主や船頭の統制、船船に関する規約の策定、確認はどの時代も共通して勤めており、時代によっては、船船を商船として利用する事の許可申請を上のものに取り次ぐ役目、船下船の管理、積み込み量と積み込む品目の把握、浅瀬（難所）の把握、ある地点からある地点までの里数の把握を役割としていたようである。また、北上川舟運が実際にどのようなように行われていたか史料を通して多少明確になったのではないだろうか。

岩本由輝氏はその論考「仙台藩領における北上川の河岸」において、「私は非常に極論しますれば、北上川がなくても仙台藩は困らなかつたけれども、盛岡藩は北上川という物流ルートなしには藩の経済は成り立たなかつたのではないだろうかと考えています。それに對して仙台藩については、大崎耕土というものが、穀倉地帯として非常に重要な意味を持っておりましたから、迫川、江合川、鳴瀬川のルートが石巻の繋がりで、追波川筋とつないで気仙に向かうにしても藩経済にとって絶対不可欠なものであったということ、この研究をやっている認識させられたところです。もちろん、仙台藩は北上川も十分に利用していますが、ただ仙台藩と言っても、その支藩である一関藩による利用の方が大きかつたのではないのでしょうか。」<sup>80</sup>と記しているが、本稿の研究成果によって仙台藩にとって北上川の北上川流域の舟運が江戸廻米等において果たした役割は非常に大きく、右の論文で軽視されている上下伊沢・江刺の三郡で行ってきた北上川舟運は仙台藩行政下でかなり重要な存在であったという事が出来ないだろうか。

本稿では、上川流域に焦点をあてて考察した結果、仙台藩の他地域との出米量の比較などが疎かになっていた。今後の調査研究を持って上川流域と仙台藩の他地域の出米量などを比較・検討し上下伊沢・江刺の三郡と北上川は仙台藩行政下でかなり重要な存在であったかどうかについて考察していきたい。

そしてこの北上川舟運を支えた上川御穀船入や船主、船頭、役人などは文書行政を通し

て日々時代に翻弄されながらも必死で仙台藩の行政、財政を支えてきた。それは仙台藩解体後もしばらく続き、江刺県、一ノ関県治世下でも北上川舟運を支え、税納入が金納に変わるまで職務を全うしていたのである。

註

- (1) 鎌谷かおる「北上川の川船と流域社会―下流追波湾岸地域を事例として―」(斎藤善之、高橋美貴編『近世南三陸の海村社会と海商』清文堂 二〇一〇) 173頁
- (2) 同右
- (3) 御艀船とは、船の底が平らで積載能力が高い仙台藩の藩有船の事を指す。平ノ船と

書く場合もある。仙台藩御艦船の最大積載量は基本四五〇俵である。上川と呼ばれる地域ではこの船を使って雑穀を石巻にある仙台藩御蔵まで運んでいた。

- (4) 『水沢市史』 3 近世〈上〉(水沢市 一九八三) 864、866頁
- (5) 齋藤鋭雄「仙台藩中期における舟運機構」(東北史学会編『東北水運史の研究』 巖南堂書店 一九六八)
- (6) 川名登『近世河川水運史 近世日本の川船研究』(上)(日本経済評論社 二〇〇三)
- (7) 小野寺淳『近世河川絵図の研究』(古今書院 一九九一)
- (8) 前掲「北上川の川船と流域社会―下流追波湾岸地域を事例として―」
- (9) 辺見清二「北上川艦航路図に見る難所の考察」(『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第27号 二〇〇八)
- (10) 辺見清二「流域を育んだ母なる北上川と仙台藩の北上川舟運」(『河川』平成28年10月号 日本河川協会 二〇一六)
- (11) 岩本由輝「仙台藩領における北上川の河岸」(『東北学院大学東北産業経済研究所紀要』第27号 二〇〇八)
- (12) 『北上市史』 第八巻 近世(6)(北上市 一九八三)
- (13) 『江刺市史』 第二巻 通史篇 近世 (江刺市 一九八五)
- (14) 前掲『水沢市史』
- (15) 東北歴史資料館編『近世北上川と水運』(同資料館 一九八二)
- (16) 北上市立博物館 北上川流域の自然と文化シリーズ(5)『北上川の水運』(同博物館 一九八三)
- (17) 一関市立博物館『北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―』(同博物館 二〇一八)
- (18) 上川御艦肝入に関する史料で岩手県立博物館蔵となっているものは図録の24、27の事で図録24は「江刺郡黒石村当有舟書上」(文化八年(二八一)九月)と表される史料で江刺郡黒石村(現奥州市)にある船の種類と船主を書き上げたものである。次いで、図録25は「黒石村北上川渡舟大破のため作替願」(寛政八年(二七九六)正月)という渡舟が大破した為、造り替えを願った三回送されている書状で、この書状一番初めに記された受取人と二回目記された作成者には九代目大肝入千葉幸作の名が記載されている。また、図録26は「艦船造替之願」(文化二年(二八〇五)七月)という表題の史料で御石艦を造り替えたいと願っている書状で、この史料を基に一関市立博物館は「大肝入千葉幸作は艦肝入でもあり、御石艦の運航や舟、舟主を管理していた。」としている。図録27の史料は「舟大工御役御免願」(文化三年(二八〇六))という表題が付され、黒石村の舟大工が六十九歳となったので、職を辞したいと願っている書状になる。この四点はいずれも大肝入千葉幸作、又は江刺郡黒石村関連の史料であるため、元々は『下柳千葉家文書』の中にあつた史料と思われる。しかし、この四点が何故岩手

県立博物館に所蔵されているかは現時点では不明である。

- (19) 前掲『水沢市史』 3 近世〈上〉
- (20) 前掲『近世北上川と水運』
- (21) 前掲「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」
- (22) 現在作成中の目録や翻刻された史料を見ると明治六年(一八七三)以降のものが存在しないことから、明治五年(一八七二)の後期か明治六年に上川御艦肝入が廃止されたという事が言えるだろう。しかし、現在も『下柳千葉家文書』は調査中であるため、今後の調査で右の考察が変わるかもしれない。この事を含め、今後の研究課題としたい。
- (23) 前掲『水沢市史』 3 近世〈上〉 864頁
- (24) 前掲『近世北上川と水運』 18頁
- (25) 前掲「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」 17頁
- (26) 前掲『北上市史』 721～722頁 史料の表題は「343 六日入支配の御穀艦の作替の際の拝借金」となっているが、この史料が願書の性格も含んでいた為、自分で新たに史料表題を考え、本稿では「御石艦造替等之節御金拝借願」という史料表題を使用する。
- (27) 『江刺市史』 第五巻 資料編 近世 IV (江刺市 一九七七)
- (28) 『江刺市史』 第五巻資料編近世 IV 所収の黒石千葉武男氏所蔵史料は合計一六もの史料が所収されている。その中で、「密舟所持ニ付御払金取立之事」(『江刺市史』では二三 「密舟御払金上納」とあるが、本稿では「密舟所持ニ付御払金取立之事」という史料表題を用いる。)からの程度の規模かわからないが、三照村の百姓であった養之丞が密舟を所持した為、上納金を取り立てたという史料が翻刻されている。
- (29) 前掲「北上川・陸と海を結ぶ道―江戸時代の舟運―」 17頁
- (30) 前掲『水沢市史』 3 近世〈上〉 844～845頁
- (31) 斎藤善之「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」(『講座 東北の歴史』 第四巻 交流と環境 清文堂 二〇二二) 91頁
- (32) 竹内理三編『角川日本地名大辞典』 3 岩手県 (角川書店 一九八五) の『安永風土記』のデータを参照した。
- (33) 前掲『角川日本地名大辞典』 3 岩手県から『天保郷帳』のデータを参照した
- (34) 六十石積は原文ママ。実際は三十石積か。本稿 27～28頁に何故六〇石積ではなく、三〇石積であると考察したかについて記したので本稿 27～28頁を参照して欲しい。
- (35) 『仙台市史』 通史編 5 近世 3 (仙台市 二〇〇四) 439～440頁
- (36) 前掲『仙台市史』 通史編 5 近世 3 448頁
- (37) 前掲『仙台市史』 通史編 5 近世 3 449～455頁



- (38) 土肥鑑高〈江戸〉選書7『江戸の米屋』(吉川弘文館 一九八二) 35頁
- (39) 覆刻版『東藩史稿』(宝文堂 一九七六) 66頁
- (40) 前掲『東藩史稿』 67頁
- (41) 齋藤善之編陸奥国石巻湊・御穀船船主『武山六右衛門家文書』(石巻千石船の会 二〇〇六) 565頁
- (42) 前掲「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」
- (43) 前掲「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」 77頁
- (44) 前掲「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」 77頁
- (45) 前掲陸奥国石巻湊・御穀船船主『武山六右衛門家文書』 700頁
- (46) 前掲「仙台藩御穀船の運航管理と統制 東北地域における領主的流通機構の特徴」 78頁
- (47) 前掲『江戸の米屋』 105頁、鈴木直二『増補江戸における米取引の研究』を引用し  
たかったが、本稿作成までに見つからなかった。今後、鈴木直二氏の論文を発見し、研究に活用していきたい。
- (48) 『栗原郡誌』下篇(栗原郡教育会 一九一八) 377頁、引用史料名は不明
- (49) 前掲『東藩史稿』 69頁
- (50) 前掲『東藩史稿』 71頁、72頁
- (51) 前掲『東藩史稿』 69頁
- (52) 前掲『東藩史稿』 69頁
- (53) 前掲『近世河川絵図の研究』 78頁
- (54) 前掲『水沢市史』 853頁
- (55) 前掲『水沢市史』 838頁、839頁
- (56) 前掲『水沢市史』 839頁
- (57) 前掲『江戸の米屋』 35頁
- (58) 前掲『江戸の米屋』 105頁
- (59) 前掲『東藩史稿』 72頁
- (60) 前掲『東藩史稿』 73頁など
- (61) 前掲『江戸の米屋』 105頁
- (62) 『水沢市史』 4 近代 I (水沢市 一九八五) 2頁
- (63) 前掲『水沢市史』 4 近代 I 2頁
- (64) 前掲『水沢市史』 4 近代 I 2頁
- (65) 『江刺市史』第三卷 通史編 近代・現代(江刺市 一九八七) 9頁
- (66) 前掲『江刺市史』第三卷 通史編 近代・現代 16頁、20頁

- (67) 前掲『水沢市史』 4 近代 I 9 ～ 10 頁
- (68) 『大蔵省史』—明治・大正・昭和—第一卷(大蔵財務協会 一九九八) 10 ～ 13 頁
- (69) 前掲『江刺市史』第三卷 通史編 近代・現代 44 ～ 46 頁
- (70) 『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I (江刺市 一九八七) 155 ～ 156 頁
- (71) 前掲『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I 150 ～ 151 頁
- (72) 前掲『江刺市史』第三卷 通史編 近代・現代 45 頁
- (73) 司東真雄編『岩手の百姓一揆集』(北上市 一九七六) 589 頁～ 593 頁
- (74) 前掲『水沢市史』 4 近代 I 43 頁
- (75) 前掲『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I 158 ～ 159 頁
- (76) 前掲『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I 159 ～ 162 頁
- (77) 鈴木直二『米穀流通経済の研究 近世以降の史的 연구』(成文堂 一九七五) 169 ～ 170 頁
- (78) 前掲『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I 156 ～ 157 頁、『江刺市史』には②廻米運賃と表記されていたが、本稿では便宜上「御廻米運賃之事」と呼ぶこととする。
- (79) 前掲『江刺市史』第五卷 資料編 近代 I 70 ～ 71 頁
- (80) 前掲「仙台藩領における北上川の河岸」 54 頁

附録 『下柳千葉家文書』 翻刻した史料(時代が古いものから順番に記載する。)

千葉勝也氏所蔵分『下柳千葉家文書』史料番号 1-1-4

黒石村

兵右衛門

右同人義、此度御郡方江茂  
為御向合之上、御川肝入被  
仰付候条、御川通猥無之様  
相勤可申候、依之、下門岡村方  
黒石村東山境迄、北上川  
片瀬片川御自由御川  
之■小漁被相免候間、右  
首尾可被申候、以上、  
戊ノ

二月五日

又左衛門

久兵衛

甚右衛門

茂木藤太夫殿

高橋新十郎

千葉勝也氏所蔵分『下柳千葉家文書』史料番号1―1―5

黒石村

兵右衛門

右同人、此度御郡方江茂  
為御向合之上、御躰場横目  
被  
仰付候条、御躰場通猥  
無之様折入相勤候、首尾  
可有之候、以上、

文化十三年

二月十三日

石 又左衛門

茂 久兵衛

佐 甚右衛門

白土此面殿  
潮田求馬殿

『下柳千葉家文書』史料番号23 | 4 | 2

表紙

辛

■<sup>上か</sup>川御躰割所

天保 ■<sup>十二か</sup>年分 ■<sup>船か順か</sup>番帳

丑

表紙裏

一 江刺 大浅市右衛門様  
一 上伊沢 □嶋蔵之助様  
一 下伊沢 湯村専蔵様

書式 1

- 1 一 御躰米 御躰下川 高寺万 ■  
          十一月七日下午河原 一斗欠 ■  
          三月二十五日 跡呂井一升欠 (跡呂井のみ墨引き)  
                                  下河原
- 2 一 御躰米 御躰下川 下姉体栄蔵川合 (単蔵のみ墨引き)  
          十一月七日六日入一斗欠 庄蔵 (筆軸印)  
          三月五日金ヶ崎一 □欠二合也  
                                  倉吉三 ■  
                                  ...
- 3 一 九月二十四日下午河原一升欠 四丑宇蔵川合  
          十一月七日下午河原無欠 金五郎 (筆軸印)  
          三月六日下午河原無欠
- 4 一 遠 □ 二子町円松川合 (墨引き)  
          八月六日下午河原 無欠 大蔵 (筆軸印) (墨引き)  
                                  田茂山佐太郎川合  
                                  木五郎
- 5 五 一 御躰米御躰下川 高寺 □ □ 右衛門川合  
          十一月七日 下河原 一升欠 勇蔵 (筆軸印)  
          三月二十五日 跡呂井 無欠  
          乙 八月分 □之内御躰 □之事  
                                  黒石彦左衛門川合
- 6 一 御躰米御躰下川 卯か  
          九月九日跡呂井無欠

三月十一日金ケ崎一斗欠

田茂山五 三か  
...

7 一九月十三日金ケ崎一無欠

三月九日跡呂井一無欠

六月二十五日下河原一無欠

二日

十月二日 (日のみ墨抹) 目呂木兵内川合 助か

8 一九月二十五日下河原一無欠 兵助 (九月二十五日のみ墨抹)

十一月六日下河原一破舟六日入 □□

同蔵 □□ハ 一三斗八升 □ 三右衛門

9 一御躰米御躰下川 田茂山源五郎川合

十一月十日下河原無欠 長作 (長作のみ墨引き)

三月十一日下河原無欠 七蔵 (無欠のみ墨抹)

斗欠

十

10 一十一月十一日下河原無欠 鷺沢十郎左衛門川合

三月十六日下河原一無欠 亀治 (亀治のみ墨引き)

六月二十五日下河原 一無欠 吉蔵

黒石新七川合上 □□□

11 一□□ 二十日 目呂木新吉川合 (□□と目呂木...は墨引き)

十一月□□金ケ崎一無欠 虎治 (□□は墨抹、虎治のみ墨引き)

三月九日下川原一無欠 政治 (政治のみ墨引き)

六月二十五日下川原一無欠 三とめ 二度目 (二度目のみ墨引き)

周助 本□郎 (本□郎のみ墨引き)

和右衛門 (墨引き)

二度目方

庄左衛門 (庄左衛門のみ墨引き)

12

一 御躰米御躰下川 目呂木菊蔵 川合か

二月十五日下川原一無欠

三月九日下川原一無欠

13

一 御躰米御躰下川 瀬台野源之進 川か

十一月二十日下川原一無欠

五月二十三日下川原 □□□

吉 右衛門か

14

一 九月初 二十四日下川原一無欠 富蔵 (筆軸印)

十

十一月九日下川原一無欠 (九のみ墨引き)

□□□欠□□□

六月二十五日下河原 □□□□□事 (□□□□□□事のみ墨引き)

一 □□□三合八勺

(筆軸印?)

十五

六

上麻生用助川合

15

一九月十二日 □日入一無欠 (□のみ墨引き)

十一月十六日金ヶ崎 源作 (筆軸印) (十六日金ヶ崎、源作は墨引き)

十八日下川原一各一合八勺 丑蔵

三月九日金ヶ崎一無欠

16

十三日 上姉体学蔵川合

一九月二日跡呂井一無欠 惣助

十二月九日下河原一無欠 二十九 (九日のみ墨引き)

十日

二月二十一日下河原一無欠

17 一 御膳米御膳下川 上麻生吉郎左衛門川合  
十一月十五日下河原無欠 亀蔵(筆軸印)  
三月七日金ヶ崎一無欠

18 送□ 高寺清助川合  
一 八月十九日下河原一無欠 長五郎(筆軸印)(長五郎のみ墨引き)  
勇助

19 送□ 金ヶ崎 跡呂井円右衛門川合  
一 八月十九日下河原一無欠 与七(筆軸印?) (下河原、与七のみ墨引き)  
政治 □□□□

20 二十 六日入有左衛門川合  
一 九月十六日六日入一無欠 政治(筆軸印)  
十一月十三日六日入一無欠  
三月五日金ヶ崎一無欠

21 送□ 二子町松太郎川合  
一 三月十日下河原一無欠 文七(筆軸印)  
七月二十六日下河原一無欠

22 一 九月二十五日六日入一無欠下姉体円七川合  
十一月二日六日入一無欠 庄左衛門(筆軸印)  
七月四日下河原一無欠

23 送□ 一 □月□□日下河原 上姉体東十郎川合(□月□□日下河原のみ墨引き)  
八月六日下河原一無欠 長十郎(筆軸印)

24 送□ 黒石清兵衛川合  
一 九月十三日跡呂井一無欠 清蔵  
十一月十八日跡呂井無欠 御□



八月十三日跡呂井一無欠

二十五

上麻生鈴木七蔵川合

25 一九月十三日金ヶ崎一無欠六□ 久蔵 □

十一月十八日六日入一無欠

御□

三月七日六日入一無欠

目呂木酉松川合

26 一九月十三日金ヶ崎一無欠

又作

十一月八日六日入一無欠

御□

三月九日跡呂井無欠 繼九合欠一各九勺

切捨三合二勺

田茂山東太郎川合

27 一九月十三日金ヶ崎一無欠

竹蔵

十一月二十日跡呂井無欠

御□

六月二十六日下河原一無欠

黒石清左衛門川合

28 一十月十二日下河原無欠

卯左衛門

二月八日下河原無欠

七月十二日六日入一無欠

田茂山金兵衛川合

29 一九月十三日金ヶ崎一無欠

伊□蔵

十一月二十日跡呂井無欠

□

六月二十一日下河原一無欠

二百□三欠

右ハ□靱□不罷成事

三十

上麻生鈴木有兵衛川合

30 一九月十三日金ヶ崎一無欠

正太夫

三月七日□□□一無欠(□□□のみ墨引き) □

跡呂井

七月十二日六日入一無欠

31 上姉体清太郎川合  
一九月十三日金ヶ崎無欠 清之進  
三月十一日下川原十二斗□合 □  
七月二十六日下河原一無欠

32 上姉体半右衛門川合  
上麻生庄五郎川合（墨引き）  
二月十七日下川原一無欠 專治（筆軸印）  
無欠

六月二十五日跡呂井一無欠

33 上麻生伊平治川合  
一十月十一日下河原一無欠 太左衛門（太左衛門のみ墨引き）  
正月二十七日下河原一無欠 三太夫（筆軸印）  
七月十二日六日入一無欠

34 上姉体喜左衛門川合

一十月二日跡呂井一無欠 富吉（筆軸印）（富吉のみ墨引き）  
十一月十一日六日入一米三百四□三□ 覚左衛門（覚左衛門のみ墨引き）  
粃三□欠三□七合 国蔵  
□欠一□八合

六

八月九日六日入一無欠 三度め

35 三十五 鷺沢金左衛門川合  
一九月二十七日下川原一無欠 兵右衛門  
十一月十七日金ヶ崎無欠  
七月四日下河原一無欠

36 下姉体万五郎川合

一九月二十七日下川原一無欠 金蔵（筆軸印）  
十一月十三日六日入一無欠  
三月九日金ヶ崎一無欠

37 鶯沢運蔵川合  
一九月二十七日下河原一無欠 用吉  
十一月十七日金ヶ崎無欠  
七月四日下河原一無欠

38 上姉体木五郎川合  
一九月二十七日下河原一無欠 栄五郎  
十一月十三日六日入無欠 □  
七月十二日六日入一無欠

39 瀬台野長三郎川合  
一九月二十七日下河原一無欠 太三郎  
十一月七日跡呂井無欠 □□□  
七 用作  
七月十三日六日入一斗欠

四十  
40 下姉体新蔵川合  
一九月二十七日下河原一無欠 倉治(筆軸印)  
十一月十九日下河原無欠  
七月十三日六日入一無欠

41 高寺佐藤利三郎川合  
一九月二十七日下河原一無欠 栄七(筆軸印)  
正月二十四日金ヶ崎 無欠  
八月十二日下河原一無欠

42 黒石清蔵川合  
一十月五日六日入一無欠 清吉(筆軸印)  
十一月十八日下川原一無欠  
三月五日六日入一無欠

送□  
43 下姉体平之進川合  
一十一月二三日下河原二斗欠 栄蔵(筆軸印)  
無欠

八月十二日金ヶ崎一無欠

目呂木伊助川合

44 一十月九日六日入一無欠 孝助(筆軸印)(孝助のみ墨引き)

三之目

二月二十九日六日入一無欠 利右衛門(利右衛門のみ墨引き)

一無欠

五月二十日下河原無欠(無欠のみ墨引き)

町□九七□分□□□□□□

八月九日六日入□七□□□□□□□□□□石

八月九日六日入 孝助(八月九日六日入のみ墨引き)

四十五

45 一十月九日下河原一無欠 田吉<sup>谷か</sup>長松川合

正月二十七日金ヶ崎 運作(筆軸印)(二十七日のみ墨引き)

晦日 一無欠

七月十五日下河原一無欠

目呂木榮五郎川合

46 一十月九日下河原無欠 実十郎

二月二十一日六日入一無欠

八月十九日六日入一無欠

47 一十月一日六日入一欠 黒石庄五郎川合

三合一勺 庄吉(筆軸印)(庄吉のみ墨引き)

二十一日下河原一無欠□三□伊七

正月二十日六日入(二十日六日入のみ墨引き)

三月五日六日入 一無欠

上麻生茂兵衛川合

48 一十月七日六日入一欠五合一勺 卯三郎(筆軸印)(卯三郎のみ墨引き)

三月九日跡呂井一無欠 伊□蔵

七月十五日六日入一無欠

49 高寺十郎右衛門川合  
一十月十二日金ケ崎無欠 鬻藏(筆軸印)  
三月十八日六日入一無欠  
七月十六日跡呂井一無欠  
□□

五十 田茂山高右衛門川合  
50 一十月十二日金ケ崎無欠 勇治郎  
三月十一日跡呂井一無欠  
八月十日金ケ崎一無欠

田茂山九兵衛川合  
51 一十月十二日金ケ崎無欠 弥藏  
三月十一日六日入(墨引き)  
右之分下姉体□□川合不□処  
如□義此六日入□□□  
八月十日金ケ崎一無欠

田茂山万右衛門川合  
52 一十月二十二日下川原一無欠 万治  
十一月十七日金ケ崎一無欠  
八月十日金ケ崎一無欠

鷺沢利藏川合  
53 一十月十二日金ケ崎一無欠 与右衛門  
三月十二日跡呂井一無欠  
八月七日金ケ崎一無欠

下姉体運藏川合  
54 一十月十二日下河原一無欠 円助(筆軸印)  
十一月十九日六日入一無欠  
三月五日下川原一無欠

四月二十一日六日入一無欠  
□ハ田茂山九兵衛□□□事

五十五 上麻生周助川合

55 (墨抹) 万右衛門(筆軸印)

一十月十二日下川原一無欠

正月二十七日金ヶ崎(金ヶ崎のみ墨引き)

下川原一無欠

八月十一日六日入一無欠

56 黒石万之助川合

一十月十三日下川原一無欠 七蔵

十一月十九日六日入無欠 □□

八月十三日跡呂井一無欠

57 下姉体伊右衛門川合

一十月十三日下川原一無欠 太右衛門(筆軸印)

二月二十日金ヶ崎一無欠

八月十三日跡呂井一無欠

58 黒石嘉左衛門川合

一十月十三日下川原一無欠 金蔵(金蔵のみ墨引き)

十一月十九日六日入無欠 万之進□□

八月十二日下河原一無欠

59 上麻生庄五郎川合

一十月十三日下河原一無欠 庄太郎(筆軸印)

正月二十一日六日入一無欠 □□

八月十三日金ヶ崎 一無欠 清蔵

六十 嘉蔵

上麻生新七川合(新七のみ墨引き)

60 一十月十三日下河原一無欠 有作(筆軸印)

正月二十六日六日入無欠

八月十三日六日入一無欠

61 黒石源蔵川合  
十一月十三日下川原一欠四合八勺 千代之忠(筆軸印)  
正月二十一日跡呂井一無欠  
八月十九日六日入 一無欠

62 高寺卯兵衛川合  
十一月十三日下河原一無欠 卯太郎  
三月十六日金ヶ崎一無欠

無欠  
八月十九日下河原一無欠(一無欠のみ墨引き)  
□□九勺(墨引き)

63 下姉体平吉川合  
十一月十九日下川原一無欠 林蔵(筆軸印)  
三月九日下川原 一無欠  
八月十七日六日入一無欠

64 下姉体運蔵川合  
十一月十四日六日入六勺 万太夫(筆軸印)  
三月十五日下川原一無欠  
八月十九日金ヶ崎一無欠

六十五 上姉体金蔵川合  
65 十一月十四日跡呂井一無欠 金之丞(筆軸印)  
三月九日下川原一無欠  
八月十九日下河原一無欠(下河原のみ墨引き)  
金ヶ崎

66 高寺十左衛門川合  
十一月十五日下河原無欠 太平治  
三月十八日下川原一無欠  
八月二十日下河原 一無欠

高寺源蔵川合

67 十月二十九日下川原一免欠八勺 卯三郎(筆軸印)

三月十八日金ヶ崎一無欠

八月二十四日下河原一無欠

上姉体庄之助川合

68 十月十五日下河原一無欠

駒吉

十一月十八日下河原一無欠

□□

二月二十一日下川原一無欠

送□ 田茂山喜太郎川合

69 一月十二日跡呂井一無欠 東蔵

五□□□行

(69の上の付箋)

一御躰米七日上□□改御石

事二百□□□可□□事

七十 下姉体平吉川合

70 十月十二日金ヶ崎一無欠 富吉(筆軸印)

三月九日下川原一無欠

八月二十五日下河原一無欠

下姉体久作川合

71 十月二十一日六日入一無欠 庄作(筆軸印)

三月五日六日入一無欠(六日入のみ墨引き)

金ヶ崎

九月三日金ヶ崎 一無欠

上麻生五郎助川合

72 一御躰米御躰下川下□ □之助(筆軸印)(墨引き)

十一月二十六日下河原一無欠 甚五郎

三月七日金ヶ崎一無欠

九月三日金ヶ崎一無欠

黒石丹左衛門川合

73 十月二十一日六日入無欠 □右衛門(□右衛門のみ墨引き)

三月五日跡呂井 一無欠 仁右衛門



九月九日金ヶ崎 一無欠

74 十月二十一日下河原無欠 高寺伊□松川合

三月十八日六日入一無欠 千代松(筆軸印)

九月二十九日金ヶ崎

無欠

七十五

送□ 高寺伝四郎川合

75 十月二十六日下川原 田蔵(十月二十六日下川原のみ墨引き)

三月十日下川原一無欠

六月二十六日下河原一無欠

九月九日金ヶ崎一免欠二合三勺

76 上姉体清之進川合

十月二十一日下河原一無欠 用助(用助のみ墨引き)

二月二十日跡呂井

一無欠 安□(安□のみ墨引き)

九月十七日下河原一無欠 安五郎

77 十月二十二日下河原 目呂木新吉川合(十月二十二日下河原のみ墨引き)

十二月二十一日六日入一無欠 十五郎(十五郎のみ墨引き)

六月二十五日下河原一無欠 与太郎

御躰米無躰下 目呂木伊助川合

78 十一月十八日六日入一無欠 七太郎(七太郎のみ墨引)

三月九日金ヶ崎 一無欠 七太郎(七太郎のみ墨引)

下御躰□申一上下同人□□ □□

幸七

□□□□□九月二日事

□□□□□

七蔵(七蔵のみ墨引き)

八月九日六日入一無欠

新石

右ハ利衛門□□□□事

利右衛門

一日 高寺金七川合

79 一十月二十二日下河原無欠 伝之助(筆軸印)(二日のみ墨引き)

三月十八日下川原一無欠

八十 上麻生鈴木有七川合

80 一十月二十七日六日入二合六勺 長左衛門(筆軸印)(長左衛門のみ墨引き)

三月七日跡呂井一免欠三勺 長五郎

81 一十月二十七日六日入一欠上麻生鈴木有七川合

三月九日六日入一無欠 慶治(筆軸印)

下姉体善作川合(孝作のみ墨引き)

82 一十月二十七日六日入一無欠 善之丞

一三月九日跡呂井無欠 善助(筆軸印)

83 一十月晦日下川原一無欠田茂山平吉川合

二月十一日下川原一無欠 万太郎(万太郎のみ墨引)

清太郎

84 御躰米舟御躰下 上姉体友左衛門川合

一九月二十五日六日入無欠 友太郎

十一月十七日跡呂井無欠

三月十一日金ヶ崎一無欠

八十五 黒石安左衛門川合

85 一十月晦日下川原無欠 銀十郎(銀十郎のみ墨引き)

二月十一日金ヶ崎一無欠安太郎

田茂山清太郎川合

86 一十月晦日下川原無欠 庄右衛門(庄右衛門のみ墨引)

二月十一日跡呂井一無欠 栄太郎

御米舟御躰下

87 一九月二十七日下河原無欠 鷺沢正作川合

二月十七日金ヶ崎無欠 勇吉

七月二十五日下河原一無欠

88 十一月十三日六日入無欠目呂木新蔵川合

三月十一日金ヶ崎一〇艘之分 清吉

免欠三合二勺

〇〇〇

円五郎

89 十一月二日六日入一〇舟上姉体清之進川合

一〇〇一〇二十〇〇吉

一〇七〇用吉

下上〇十〇〇治 〇〇

右御蔵〇九月〇

九十御躰米不御躰下 目呂木新吉川合

90 一九月十一日金ヶ崎 酉松(九月十一日金ヶ崎のみ墨引き)

十月十六日下川原無欠

二月二十一日六日入一無欠

五月二十日下河原一無欠

大〇(墨引き)

右ハ新〇郎合〇〇〇〇〇事

(91の上の付箋)

此太郎〇御躰亥九月十一日〇〇

〇〇欠〇〇〇〇七〇刺〇

〇〇可〇〇〇〇〇〇〇

〇〇事

倉吉 三度め

下姉体太郎七川合(太郎七のみ墨引き)

91 十一月六日六日入一無欠 直蔵(筆軸印)(直蔵のみ墨引き)

三月九日六日入一無欠 三度め谷右衛門

上姉体木五郎川合

92 一八月十一日六日入破舟也 用七

□□

送□

高寺孝之助川合

93 一 銀之助(筆軸印)

94 一十一月六日金ヶ崎一□□瀬台野米蔵川合

甚五郎

九十五

瀬台野久右衛門川合

95 一十一月六日金ヶ崎 一合欠

久蔵

三月十二日跡呂井 一斗欠

書式 Ⅱ の 1

下川原御蔵

四丑宇蔵川合

- 1 一 十月十四日出舟也 金五郎
- 一 十月九日着舟也

高寺卯兵衛川合

- 2 一 十月十四日出舟也 富蔵
- 一 十月九日着舟也

目呂木兵助川合 (墨引き)

十月二十日出舟也 鶯沢正作川合

- 3 一 十月十五日出舟也 兵助 (墨引き) (十月十五日のみ墨引き)
- 一 十月十七日着舟也 勇吉
- 一 十月二十日出舟也

4 一 十月十二日出舟也 同村金左衛門川合

一 十月十七日着舟也 兵右衛門

下姉体万五郎川合

- 5 一 出舟不申出 金蔵
- 一 十一月十三日着舟也

鶯沢運蔵川合

- 6 一 十月二十日出舟也 用吉
- 一 十月十七日着舟也

上姉体木五郎川合

- 7 一 十月二十日出舟也 栄五郎
- 一 十月十三日着舟也 瀬台野長三郎川合

8 一 十月二十日出舟也 太三郎

十一月十二日着舟也  
出舟不申出 下姉体新蔵川合

- 9 一 十一月十九日着舟也 倉治
- 十

- 10 十一月二十二日出舟也 高寺佐藤利三郎川合  
正月二十七日着舟也 栄七
- 11 十月十八日出舟也 目呂木兵助川合  
十一月十八日着舟也 兵助
- 12 十一月二十二日出舟也 田谷長藏川合  
正月二十七日着舟也 運作
- 13 十一月十二日出舟也 目呂木兵五郎川合  
二月二十日着舟也 実十郎 □ □  
目呂木
- 14 十一月二十三日出舟也 黒石清左衛門川合  
十一月十四日着舟也 卯左衛門
- 15 一出舟不申出 上麻生伊平治川合  
十一月二十六日着舟也 三太夫  
田茂山万右衛門川合
- 16 一出舟不申出 万治  
十一月十七日着舟也  
十一月十七日着舟也
- 下姉体運藏川合  
円助
- 17 一出舟不申出  
十一月十五日着舟也  
十一月十三日着舟也
- 上麻生用助川合  
万右衛門
- 18 一出舟不申出  
十一月二十六日着舟也
- 黒石万之助川合  
七蔵
- 19 十一月二十七日出舟也  
十一月十九日着舟也
- 下姉体伊右衛門川合  
太右衛門 跡呂井
- 20 一出舟不申出  
十一月十九日着舟也

- 21 十月二十七日出舟也  
黒石嘉左衛門川合  
万之進  
十一月十九日着舟也  
二  
上麻生庄五郎川合  
庄太郎(四のみ墨引き)
- 22 十一月四日出舟也  
正月二十一日着舟也  
一出舟不申出  
同村新七川合  
有作  
黒石源蔵川合  
千代之丞
- 23 十一月四日出舟也  
正月二十一日着舟也  
一出舟不申出  
同村新七川合  
有作  
黒石源蔵川合  
千代之丞
- 24 十一月四日出舟也  
正月二十一日着舟也  
二月二十一日出舟不申出  
卯太郎  
高寺卯兵衛川合
- 25 二月二十一日出舟不申出  
卯太郎  
高寺卯兵衛川合  
三月十八日着舟也  
高寺十左衛門川合  
太平治
- 26 一出舟不申出  
三月十八日着舟也  
上姉体庄之助川合  
駒吉
- 27 一出舟不申出  
十一月晦日着舟也  
目呂木新吉川合  
酉松 □□  
目呂木
- 28 十一月十二日出舟也  
酉松 □□  
目呂木  
二月二十日着舟也  
高寺 伊□□川合  
千代松 下河原
- 29 一出舟不申出  
三月十八日着舟  
同村重七川合(同村重七川合のみ墨引き)  
上姉体清之進川合  
信之助(信之助のみ墨引き)  
安五郎跡呂井
- 三十  
30 一出舟不申出  
二月十九日着  
目呂木□義川合(墨引き)  
□五郎(墨引き)  
高寺金七川合 下河原  
伝之助 ろ
- 31 一出舟不申出  
三月十八日着  
鴛沢十郎左衛門川合
- 32 一出舟不申出  
三月十八日着

- 33 一出舟不申出 高寺信四郎川合(高寺信四郎川合のみ墨引き)  
三月十六日着舟也 □兵衛 は(□兵衛のみ墨引き)  
吉蔵
- 34 一出舟不申出 同村源蔵川合 下河原  
三月十九日着舟也 卯三郎 に  
田茂山平吉川合 跡呂井  
清太郎 い
- 35 一正月二十日出舟也 黒石安左衛門川合 下河原  
二月十一日着舟 安太郎 は
- 36 一正月二十日出舟也 田茂山清太郎川合  
二月十一日着舟也 栄太郎 へ  
一正月二十日出舟也 跡呂井□(□のみ墨抹)  
二月十一日着舟 高寺万□郎川合 下河原  
亀吉 と(とのみ墨引き)
- 37 一正月二十日出舟也 田茂山清太郎川合  
二月十一日着舟也 栄太郎 へ  
一正月二十日出舟也 跡呂井□(□のみ墨抹)  
二月十一日着舟 高寺万□郎川合 下河原  
亀吉 と(とのみ墨引き)
- 38 一出舟不申出  
三月十八日着舟也 と
- 39 一出舟不申出 同村常右衛門川合 同  
□□□□□着舟也 勇蔵 と(□□□□□着舟也は墨引き、とは  
墨抹)  
三月二十一日着舟也 □□分  
此□才六
- 40 一二月十二日出舟也 黒石庄五郎川合  
三月四日着舟也 伊七
- 41 出舟不申出 上麻生伊平治川合  
一四月二十九日着舟也 三太夫  
四月十九日着舟也 同村用助川合(四月十九日着舟也のみ墨引き)  
出舟不申出 万右衛門
- 42 一四月二十九日着舟也 田茂山平吉川合  
田茂山平吉川合
- 43 一三月十日出舟也 清太郎・  
四月二十四日着舟也



- 44 上姉体半右衛門川合  
一 三月十一日出舟也  
專治  
六月二十四日着舟也
- 45 同村米藏川合  
一 三月十四日出舟也  
惣助・  
六月十一日着舟也
- 46 同 庄之助川合  
一 三月十四日出舟  
駒吉・  
六月十一日着舟也
- 47 此未十五  
一 三月十四日出舟也  
万太夫・  
四月十一日着舟也  
下姉体運藏川合
- 48 同運藏川合  
三月十四日出舟  
円助・  
一 四月十八日着舟也  
目呂木新吉川合
- 49 三月十四日出舟也  
一 四月十七日着舟也  
庄左衛門・  
下姉体平吉川合
- 50 三月二十二日出舟也  
一 五月四日着舟也  
林藏・  
上姉体金藏川合
- 51 出舟不申也  
一 四月十三日着舟也  
金之丞・  
下姉体平吉川合
- 52 一 三月二十二日出舟也  
富吉・  
五月四日着舟也  
目呂木菊藏川合
- 53 一出舟不申出  
四月二十三日着舟也  
栄藏  
二子町松太郎川合
- 54 一出舟不申出  
五月二十一日着舟也  
文七  
高寺伝四郎川合
- 55 一出舟不申出  
五月十一日着舟也  
円藏  
上姉体清太郎川合

- 56 出舟不申出  
清之丞  
一四月二十三日着舟也
- 57 一出舟不申出  
五郎  
田茂山源蔵川合（蔵のみ墨引き）  
七蔵・  
四月二十二日着舟也
- 58 此未四  
鶯沢十郎左衛門川合  
吉蔵  
一四月十一日出舟也  
五月十九日着舟也
- 59 一出舟不申出  
金五郎  
四丑卯蔵川合  
一出舟不申出  
五月二十五日着舟也
- 60 一出舟不申出  
高寺十左衛門川合  
太平治  
六月二十八日着舟也
- 61 同金七川合  
伝之助  
一七月五日出舟也  
七月二十三日着舟也
- 62 高寺万□郎川合  
亀吉  
一七月五日出舟也  
七月二十三日着舟也
- 63 下姉体平之進川合  
栄蔵  
一七月五日出舟也  
七月二十三日着舟也
- 64 瀬台野源之進川合  
吉右衛門  
一七月五日出舟也  
七月二十三日着舟也
- 65 目呂木新吉川合  
酉松  
一七月十七日出舟也  
八月二十四日着舟也
- 66 同村伊助川合  
利右衛門  
一七月十六日出舟也  
八月十二日着舟也
- 67 目呂木新吉川合  
与太郎  
一七月十六日出舟也  
八月二十四日着舟也

- 68 一七月二十六日出舟也 鷺沢庄作川合  
 八月十二日着舟也 勇吉
- 69 一七月二十二日出舟也 田茂山五三郎川合  
 八月十五日着舟也 直治
- 70 一七月二十二日出舟也 鷺沢十郎左衛門川合  
 八月二十一日着舟也 吉蔵
- 71 七日 黒石新七川合  
 一七月七日出舟也 用助  
 七月二十四日着舟也
- 72 一七月二十日出舟也 高寺卯兵衛川合  
 八月二十日着舟也 富蔵
- 73 一七月二十四日出舟也 (墨引き)  
 一九月二十日出舟也 (墨引き)  
 二子町松太郎川合  
 文七
- 74 一七月二十六日出舟也 高寺伝四郎川合  
 八月二十四日着舟也 円蔵
- 75 一七月二十六日出舟也 田茂山東太郎川合  
 八月十五日着舟也 竹蔵
- 76 一九月四日出舟也 同村金兵衛川合  
 九月二十六日着舟也 伊□蔵
- 77 御躰米十二 上姉体清太郎川合  
 一九月四日出舟也 清之進  
 十月六日着舟也
- 78 一九月四日出舟 下姉体円七川合  
 十月六日着舟也 円七 (円七のみ墨引き)  
 庄左衛門  
 鷺沢金左衛門川合
- 79 一九月四日出舟也 兵右衛門

九月二十七日着舟也

80

一九月四日出舟也

同村運藏川合

九月二十七日着舟也

用吉

81

一出舟不申出

田谷長松川合

九月二十日着舟也

運作

82

一九月四日出舟也

田茂山佐太郎川合

七

木太郎

83

九月二十七日着舟也

上姉体東十郎川合

一九月十四日出舟也

長十郎

84

一出舟不申出

高寺佐藤利三郎川合

九月二十日着舟也

栄七

嘉

85

一九月四日出舟也

黒石嘉左衛門川合（嘉のみ墨引き）

九月二十七日着舟也

万之進

高寺卯兵衛川合

86

一出舟不申出

跡呂井□左衛門川合（墨引き）

九月四日出舟也

与七（与七のみ墨引き）

八月二十四日着舟也（墨書き）

卯太郎

九月二十日着舟也

同村清助川合

87

一九月九日出舟也

勇助

九月二十九日着舟也

高寺十左衛門川合

88

一九月十一日出舟也

太平治

九月晦日着舟也

高寺源藏川合

89

一十月四日出舟也

卯三郎

十一月三日着舟也

90

一出舟不申出

富吉

十一月二日着舟也

下姉体平吉川合

一出舟不申出

上姉体清之進川合

91

一出舟不申出

安五郎

十二月三日着舟也

書式 Ⅱ の 2

金ヶ崎御蔵

- 目呂木 (墨引き)  
目呂木新吉川合 (墨引き)  
1 十一月二十日出舟也 万松 (万松のみ墨引き)  
十一月七日出舟也  
上麻生鈴木七蔵川合  
久蔵  
目呂木西松川合  
2 十一月二十日出舟也 又作  
十一月十日出舟也  
田茂山金兵衛川合  
3 十一月二十四日出舟也 伊□蔵  
十一月十四日出舟也  
同村五三郎川合  
4 一出舟不申出 重治  
正月八日出舟也  
同村東太郎川合  
5 一出舟不申出 竹蔵  
十一月十一日出舟也  
上麻生鈴木有兵衛川合  
6 二月十一日出舟 正太夫  
三月七日出舟  
上姉体清太郎川合  
7 二月十日出舟也 清之進  
三月十日出舟也  
高寺十郎右衛門川合  
8 一出舟不申出 嘉蔵  
三月十八日出舟  
田茂山高右衛門川合  
9 二月十八日出舟也 勇治郎  
三月十日出舟也

- 十  
 10 二月十八日出舟也 同村九兵衛川合  
 三月十日着舟也 源蔵
- 11 一出舟不申出 鶯沢利蔵川合  
 三月十一日着舟也上 与右衛門  
 下姉体平吉川合
- 12 一出舟不申出 富吉  
 三月八日着舟也
- 13 二月晦日下河原□□ 瀬台野米蔵川合  
 破舟也 甚五郎
- 14 一出舟不申出 同久右衛門川合  
 二月十一日着舟也 久蔵
- 15 一出舟不申出 田茂山万右衛門川合  
 三月十七日着舟也 万治 ろ
- 16 一出舟不申出 鶯沢正作川合  
 三月二十三日着舟也 勇吉 は
- 17 一出舟不申出 同村金左衛門川合  
 三月二十三日着舟也 兵右衛門 に
- 18 一出舟不申出 同村運蔵川合  
 三月二十三日着舟也 用吉 ほ
- 19 一出舟不申出 上姉体喜左衛門川合  
 二月十五日出舟也 富吉 い  
 三月二十三日着舟也 目呂木新吉川合
- 二十  
 20 二月十二日出舟也 政治(政治のみ墨引き)  
 三月十八日着舟也 和右衛門  
 高寺佐藤利太郎川合
- 21 一出舟不申出 此□十七 栄七

三月二十三日着舟也

22 一三月十日出舟也

田谷長松川合

運作

四月二十日出舟也

黒石安左衛門川合

23 一三月十日出舟也

安太郎・

四月二十六日着舟也

下姉体伊右衛門川合

24 一三月十日出舟也

太右衛門・

四月十九日着舟也

六日入有右衛門川合

25 一三月十九日出舟也

政治・

四月二十九日着舟也

下姉体久作川合

26 一三月二十九日出舟也

庄作

四月十九日着舟也

上麻生吉郎左衛門川合

27 一出舟不申出

亀蔵

七月十五日着舟也

同 五郎助川合

28 一出舟不申出

甚五郎

七月二十三日着舟也

目呂木伊助川合

29 一五月二十九日出舟也

七蔵

八月六日着舟也

下姉体栄蔵川合

30 一五月二十九日出舟也

庄蔵

六月二十八日着舟也

上麻生用助川合

31 一七月六日出舟也

丑蔵

七月二十三日着舟也

下姉体万五郎川合

32 一七月六日出舟也

金蔵

八月二十七日着舟也



- 33 一七月十六日出舟也  
上姉体友左衛門川合  
友太郎  
八月十七日着舟也
- 34 一七月十六日出舟也  
目呂木新蔵川合  
清吉  
八月十七日着舟也
- 35 此未ニツ  
一 高寺太郎右衛門川合 (墨引き)  
□□蔵 (墨引き)  
高寺□野松川合 (墨引き)  
千代松 (墨引き)
- 36 一 高寺卯□川合  
卯太郎
- 37 一 一七月十七日出舟也  
高寺卯□川合  
卯太郎
- 38 一 八月十日着舟也  
同源蔵川合  
卯三郎  
一七月十六日出舟也  
八月十日着舟也
- 39 一 一十月四日出舟也  
田茂山高右衛門川合  
勇治郎  
十月二十四日着舟也  
□□
- 40 一 一十月四日出舟也  
九兵衛川合  
孫蔵  
十月二十四日着舟也
- 41 一 一十月四日出舟也  
〃 万右衛門川合  
万治  
十月二十四日着舟也
- 42 一 一十月四日出舟也  
鶯沢利蔵川合  
与右衛門  
十月二十四日着舟也
- 43 一 一出舟不申出  
下姉体平之進川合  
栄蔵  
十一月二日着舟也
- 44 一 一出舟不申出  
上麻生庄五郎川合  
庄五郎  
十一月二日着舟也
- 45 一 一出舟不申出  
下姉体軍蔵川合  
万太夫  
十一月二日着舟也

- |    |                       |                   |
|----|-----------------------|-------------------|
| 46 | 一出舟不申出<br>十一月九日着舟也    | 跡呂井 円右衛門川合<br>政治  |
| 47 | 一出舟不申出<br>十一月三日着舟也    | 上姉体 金蔵川合<br>金之進   |
| 48 | 十一月四日出舟也<br>十月二十四日着舟也 | 下姉体 久作川合<br>庄作    |
| 49 | 一出舟不申出<br>十一月四日着舟也    | 上麻生 五郎助川合<br>甚五郎  |
| 50 | 十一月十七日出舟也<br>十一月七日着舟也 | 黒石丹 左衛門川合<br>仁右衛門 |
| 51 | 十一月二十日出舟也<br>十一月十日着舟也 | 高寺伊 松川合<br>千代松    |
| 52 | 十一月二十日出舟也<br>十一月十日着舟也 | 同伝 四郎川合<br>円蔵     |

書式 Ⅱ の 3

跡呂井御蔵

- 1 一十月八日出舟也  
上姉体学蔵川合  
惣助
- 2 一十月九日出舟也  
黑石清兵衛川合  
清蔵
- 3 一十月二十日出舟也  
上姉体喜左衛門川合  
富吉
- 4 一出舟不申出  
上姉体七蔵川合  
□之進
- 5 一二月二十二日出舟也  
黑石庄左衛門川合  
卯三郎
- 6 一二月二十二日出舟也  
瀬台野長三郎川合  
太三郎
- 7 一二月十八日出舟也  
上姉体友左衛門川合  
友太郎
- 8 一二月二十二日出舟也  
黑石清兵衛川合  
清蔵
- 9 一二月十八日出舟也  
田茂山東太郎川合  
竹蔵
- 10 一二月十八日出舟也  
田茂山金兵衛川合  
伊□蔵

三月十日着舟也

此未十三

□

黒石源蔵川合

11 二月二十六日出舟也

千代之丞

三月十七日着舟也

此未十二(墨引き)

此未十三

田茂清太郎川合(此未十三のみ墨引き)

12 三月十一日出舟也

栄太郎・

四月二十六日着舟也

上姉体清之進川合

13 三月十四日出舟也

安五郎・

四月十一日着舟也

黒石丹左衛門川合

14 三月十四日出舟也

仁右衛門・

四月十八日着舟也

上麻生鈴木有兵衛川合

15 三月十九日出舟也

正太夫・

四月二十三日着舟也

同同人川合

16 三月十九日出舟也

長五郎・

四月十四日着舟也

同茂兵衛川合

17 三月二十九日出舟也

伊□蔵・

五月二十二日着舟也

田茂山五三川合

18 一出舟不申出

重治・

五月十七日着舟也

善之丞川合

下姉体善作川合(□作川合のみ墨引き)

19 一出舟不申出

善助・

六月三日着舟也

目呂木西松川合

20 一五月二十九日出舟也

又作

七月十日着舟也

田茂山高右衛門川合

- 21 一出舟不申出 勇治郎・  
六月十八日着舟也 鶯沢新蔵川合（鶯沢新蔵川合のみ墨引き）  
一郎（墨引き）
- 22 此未二  
一七月五日出舟也 鶯沢利蔵川合  
常右衛門・  
七月二十三日着舟也
- 23 一七月五日出舟也 瀬台野久右衛門川合  
久蔵・  
七月二十三日着舟也
- 24 一七月十六日出舟也 高寺常右衛門川合  
勇蔵  
八月十七日着舟也
- 25 一七月二十六日出舟也 上姉体半右衛門川合  
專治  
八月二十五日着舟也
- 26 一七月二十日下衣川出舟也 高寺十右衛門川合  
嘉蔵  
八月二十一日着舟也
- 27 一出舟不申出 田茂山喜太郎川合  
東蔵  
九月二十九日着舟也
- 28 一出舟不申出 黒石清兵衛川合  
清蔵  
九月三十日着舟也
- 29 一九月十一日出舟也 黒石万之助川合  
七蔵  
十月二日着舟也
- 30 一出舟不申出 下姉体伊右衛門川合  
太右衛門  
十一月二日着舟也

書式Ⅱの4

- 六日入御蔵
- 1 十一月十三日着舟也  
上麻生用助川合  
丑蔵
- 2 十一月十三日着舟也  
六日入有右衛門川合  
政治
- 3 十二月十七日着舟也  
上姉体丈左衛門川合  
丈太郎  
□御石舟
- 4 十一月十五日着舟也  
下姉体円七川合  
庄左衛門
- 5 十一月十四日着舟也  
黒石清蔵川合  
清吉
- 6 二月二十五日着舟也  
目呂木伊助川合  
孝助
- 7 正月十九日着舟也  
黒石庄五郎川合  
庄吉
- 8 三月四日着舟也  
上麻生茂兵衛川合  
卯三郎□□  
六日入
- 9 三月四日着舟也  
下姉体運蔵川合  
万太夫 同〃
- 10 三月四日着舟也  
下姉体久作川合  
庄作 同〃
- 11 三月四日着舟也  
黒石丹左衛門川合  
仁右衛門 同〃
- 12 三月七日着舟也  
上麻生鈴木有兵衛川合  
長左衛門(左衛門のみ墨引)  
五郎
- 13 三月八日着舟也  
同村同人川合  
慶治

- 14 一三月十八日着舟也 下姉体善作川合 善助
- 15 一二月晦日破舟□□□ 上姉体清之進川合 用吉  
九日 下姉体太郎七川合
- 16 一三月八日着舟也 直藏  
下姉体栄藏川合
- 17 一三月八日着舟也 庄藏  
目呂木新藏川合
- 18 一三月十日着舟也 清吉  
六日入有右衛門川合
- 19 一三月四日着舟也 政治  
二十 下姉体万五郎川合
- 20 三月八日着舟也 金藏  
上姉体木五郎川合
- 21 一三月十日着舟也 栄五郎  
目呂木伊助川合
- 22 一三月八日着舟也 七藏  
上麻生鈴木有兵衛川合
- 23 一三月七日着 久藏  
目呂木西松川合
- 24 一三月八日着舟也 又作  
下姉体円七川合
- 25 一三月四日着舟也 庄左衛門  
黒石万之助川合
- 26 一三月十七日着舟也 七藏  
同嘉左衛門川合
- 27 一三月十七日着舟也 万之進  
下姉体金藏川合
- 28 一三月四日着舟也 円助  
目呂木新吉川合
- 29 一六月十四日着舟也 与太郎  
黒石新兵衛川合(墨引き)  
三十 伊七(墨引き)
- 30 一三月十七日着舟也 上麻生庄五郎川合  
此未十

- 31 上麻生新七川合 庄五郎  
一三月二十七日着舟也 有作  
目呂木榮五郎川合
- 32 一六月二十四日着舟也 宇十郎  
同新吉川合
- 33 一四月二十九日着舟也 酉松・  
同伊助川合
- 34 一五月十七日着舟也 孝助  
黒石庄五郎川合
- 35 一四月二十三日着舟也 伊七・  
同清蔵川合
- 36 一 二十一日着舟也 清吉・  
上麻生鈴木七蔵川合
- 37 一五月十九日着舟也 鈴木有兵衛川合  
同□□□□(□□□□のみ墨引き)  
慶治
- 38 一八月十五日着舟也 下姉体太郎七川合
- 39 一九月二十五日着舟也 重蔵  
田茂山九右衛門川合(墨引き)  
下姉体運蔵川合
- 40 一 源蔵(墨引き)  
此未二
- 41 一七月二十日着舟也 円助  
高寺十郎衛門川合
- 42 一三月十九日出舟也 嘉蔵  
六月二十八日着舟也  
同伊□松川合
- 43 一六月十八日着舟也 千代松  
黒石清左衛門川合
- 44 一八月十三日着舟也 卯左衛門  
上麻生鈴木有兵衛川合
- 45 一八月十五日着舟也 正太夫  
同村伊平治川合



- 46 一八月十五日着舟也 三太夫
- 47 一十月六日着舟也 上姉体木五郎川合  
榮五郎
- 48 一十月六日着舟也 瀬台野長三郎川合  
太三郎
- 49 一九月十八日着舟也 下姉体新蔵川合  
倉治
- 50 一十月晦日着舟也 上麻生□兵衛川合  
□蔵
- 51 一十月五日着舟也 上姉体喜左衛門川合  
国蔵
- 52 一十月二十日着舟也 目呂木伊助川合  
七蔵
- 53 一九月二十八日着舟也 上麻生周助川合  
用助(用助のみ墨引き)  
万右衛門
- 54 一十月晦日出舟也 上姉体木五郎川合  
用七
- 55 一十一月八日着舟也 目呂木榮五郎川合  
実十郎  
嘉蔵
- 56 一十一月八日着舟也 上麻生新七川合(新七のみ墨引き)  
有作
- 57 一十一月九日着舟也 黒石源蔵川合  
千代之丞
- 58 一十一月十一日着舟也 下姉体平吉川合  
林蔵

書式目

正月二十五日吟味

- 一 戊年、下り、歸舟を舟割之節、正金三切御手形にてハ、三斗御取上可申事、右ハ、御艀無者ハ、三斗五升を補可申渡□□候、取上補之節、三合夫々補取可申事、

- 一 御舟国上□舟□上下□候、金□無取上にて、順番蔵艀之上可申事、

- 一 御艀米江舟□候、欠□舟無之者ニ除、手入□□□限り、荷主へ可渡事、

- 一 当書ハ、願主荷主へ順番□を改可申事、是ハ荷斗入無之様可申事、

二度目歸舟之分引付順  
之方にて割懸り

田茂山弥五郎川合

七蔵（墨引き）

同東七郎川合

竹蔵

同金兵衛川合

勇蔵

上姉体市五郎川合

栄五郎

下姉体新蔵川合

金治

黒石庄左衛門川合  
     卯三郎（墨引き）  
 同清兵衛川合  
     清蔵  
 同清左衛門川合  
     卯左衛門  
     御舂下  
 六十石積 瀬繰舂下  
     一 一艘 八幡村  
     ” ”  
     一 一艘 下川原村  
     ” ”  
     一 一艘 四丑村  
     一 一艘 茄子川村  
     一 一艘 跡呂井村  
     一 一艘 瀬台野村  
     二十石積  
     一 一艘 目呂木村  
     赤生津村  
     此御入料金 十五切也  
 五十石積 □□舂下 黒石村  
     一 一艘 彦左衛門  
     ” ” 上姉体村  
     一 一艘 喜左衛門

『下柳千葉家文書』史料番号23-3-1

表紙

上川御艦割所

文久二戌年 千葉兵左工門  
御膳順番帳  
九月吉日

書式

① 一 高寺幸之助川合（筆軸印）  
喜之助

② 一十月七日六日入一無欠 上麻生久蔵川合（筆軸印）  
二月二日下川原一無欠 万五郎

右ハ粃二百六拾□ハ手欠大豆  
主  
百八十七□ハ積申□  
七月二十七日下川原一無欠  
右ハ粃積籾

③ 一十一月三日跡呂井一合一夕 瀬台野久右衛門川合（筆軸印）  
右ハ粃上下後 久蔵（墨引き）

二月十二日金崎ケガ欠落か一斗欠川合六夕  
久作  
亥之新石人

④ 一正月十一日跡呂井一免欠勺 高寺栄七川合（筆軸印）  
六月二十八日金ヶ崎一欠九合 青右衛門（墨引き）  
四勺  
九月八日御免 嘉七

⑤ 一十月四日下川原一免欠一勺 下姉体新四郎川合（筆軸印）  
右ハ一上下後 栄之助  
十二月九日下川原一免欠一免九勺  
三月二十八日下川原一無欠

四丑金五郎川合（筆軸印）

- ⑥ 一十月九日跡呂井免欠二合九勺 円治  
十一月六日金ヶ崎一無欠  
七月二十二日下河原一無欠  
右ハ

田茂山作太郎川合（筆軸印）

- ⑦ 一十月四日下河原一無欠  
右ハ十一ハ上下後

湊百十二□老躰六勺惣吉（惣吉のみ墨引き）

十二月二日金ヶ崎一欠但十一日三百十四□周太郎（周太郎のみ墨引き）

右ハ七月御免無欠 惣吉

六月二十八日跡呂井

□□□（六月二十八日跡呂井のみ墨引

き）

上姉体栄助川合（筆軸印）

- ⑧ 一十月九日金ヶ崎一無欠 惣作  
十二月十一日下河原一免欠一勺

黒石懐助川合（筆軸印）

- ⑨ 一九月二十六日下川原一七勺 啓助

右ハ組□□□

十一月十八日下川原一無欠

右ハ去□上下後

三月二十八日下川原一免欠十一日分八勺

七月十二日下川原一無欠

右ハ名前田茂山跡呂井川合□□□□

十

黒石久平川合（筆軸印）

- ⑩ 一十月九日金崎一無欠 松治（松治のみ墨引き）

四月朔日跡呂井一□欠五合一勺栄七

二

右ハ五月二十二日

□  
□

- ⑪ 上麻生所右衛門川合（筆軸印）  
十一月九日跡呂井一無欠 金右衛門  
十一月三十日金ヶ崎

- ⑫ 田茂山源五郎川合（筆軸印）  
十一月九日金崎一無欠 栄治  
十一月三十日下川原一無欠  
七月十二日下河原一無欠  
右ハ黒石□助川合啓助伐□

- ⑬ 鶯沢十郎右衛門川合（筆軸印）  
十一月四日下川原一免欠八勺 春之丞（春之丞のみ墨引き）  
右ハ十一ハ上下後 吉治  
十二月十二日金ヶ崎一欠九合 二トめ（金ヶ崎のみ墨引き）  
跡呂井 右ハ七ヶ御免  
六月二十八日跡呂井（墨引き）

- ⑭ 黒石庄七川合（筆軸印）  
一九月晦日六日入一無欠 春助  
右ハ舟刺□□方補分  
十一月晦日金ヶ崎一無欠  
四月十八日六入一無欠

- 十五 目呂木菊蔵川合（筆軸印）  
大曲り  
⑮ 十一月九日六日入 一二百七十六□二□欠菊松（菊松のみ墨引き）  
六合二勺  
七十六□無欠下衣川

二月十九日六日入一無欠二月十九日御免順治  
右ハ小麦  
二度め  
八月二日六日入一無欠

①⑥ 一十月四日下川原一免欠二合七勺 專蔵  
鷺沢善四郎川合(筆軸印)

右ハ十一ハ上下後  
十二月十三日下川原一無欠  
五月二日下川原一無欠

①⑦ 一九月二十五日金ヶ崎破舟  
高寺卯兵衛川合(筆軸印)  
慶蔵

右ハ中□補  
右ハ東山小嶋村ニテ十月十六日破舟  
右ハ十二月六日御免  
十二月十二日下川原一無欠  
七月十二日下河原一免一合六勺  
右ハ破舟補

①⑧ 一十月九日下河原一無欠 万作  
上麻生権太郎川合(筆軸印)

十二月十三日下川原一免欠一合九勺

①⑨ 一  
上姉体栄助川合(筆軸印)  
喜平治

二十  
上麻生春吉川合(筆軸印)

①⑩ 一十月九日跡呂井無欠 亀十郎  
十一月三十日金ヶ崎一無欠

①⑪ 一九月二十五日金崎一無欠  
田茂山東蔵川合(筆軸印)  
卯三郎

右ハ中□補 免欠八勺

十一月十六日跡呂井一無欠

二月十九日跡呂井(墨引き)

四月十八日跡呂井（墨引き）

六月五日跡呂井一米欠四合六勺

無欠

粃九十六□□□五勺

九月八日御免

免欠鶯沢運藏川合（筆軸印）

②② 一九月十二日金ヶ崎二合九勺 運吉

右ハ上伊沢粃積補

十月二十七日跡呂井一無欠

二月十九日跡呂井一無欠

六日入春吉川合（筆軸印）

②③ 一十月十一日六日入一無欠 松右衛門

十二月朔日金ヶ崎一無欠

上姉体熊五郎川合（筆軸印）

②④ 一十月十三日下川原一無欠 熊蔵

二月十三日金崎一欠三合三勺

右ハ粃（右ハ粃は囲み有り）

二十五 下姉体円七川合（筆軸印）

②⑤ 一九月二十五日六日入一無欠 覚右衛門

右ハ中□補

十一月八日六日入無欠

二月二十四日跡呂井一無欠

上姉体茂左衛門川合（筆軸印）

②⑥ 一九月十日金崎一無欠 長十郎

右ハ上伊沢粃積補

十月二十一日下川原一無欠

二月十二日下川原一欠三合六勺



右ハ上下進  
八月七日金ケ崎一無欠

亥ノ新石第一番(27)の付箋)

高寺十郎右衛門川合(筆軸印)

27 一正月四日下川原一無欠 伴七

右ハ御手欠□□

二月二十七日下川原一無欠

右ハ破舟ニテ俵糶

四月七日日下川原一下欠九勺

右ハ右ニテ俵一□積補割

六月五日跡呂井一免欠二合九勺

上麻生兵治川合(筆軸印)

28 一十月十三日六日入一免欠六勺 直吉

十二月十三日日下川原一無欠

目呂木酉松川合(筆軸印)

29 一十月十四日六日入一無欠 室之助

正月十四日六日入一無欠

三十 田茂山東太郎川合(筆軸印)

30 一九月十五日跡呂井一無欠 栄助(栄助のみ墨引き)

右ハ中□補 栄七

十一月三十日日下川原一跡呂井ニテ破舟

右ハ十一日上下後 三月二十七日御免

四月十八日跡呂井一切十一合二勺

右ハ一□二百六□□

七月十五日下川原一無欠

右ハ□□積補

黒石清右衛門川合(筆軸印)

31 一九月十二日跡呂井一無欠 左

右ハ上伊沢粃積補

卯左衛門

十月二十一日跡呂井一無欠

十二月十七日日下川原一無欠

上下進

三月二十八日下川原一無欠

田茂山金兵衛川合（筆軸印）

③2 一十月十五日跡呂井一無欠

万之助

十二月三日下川原一無欠

右ハ粃二百五十□

三月十八日金ヶ崎一無欠

右粃積補

③3 一二月二十六日金ヶ崎一無欠

上麻生鈴木市右衛門川合（筆軸印）

喜兵衛

五月二十五日跡呂井（墨引き）

右ハ十二日上下後

六月十一日六日入

右ハ一□百四十□

上姉体清之丞川合（筆軸印）

③4 一九月二十八日六日入二百七十六□無欠 正之丞

下衣川七十四□御免欠一勺

十一月三十日下川原一無欠

右ハ去□□東山□□九斗補

一五月二十日六日入一欠四合六勺

三十五 二

上姉体半右衛門川合（筆軸印）

③5 一九月十日金ヶ崎一無欠

善右衛門

右ハ上伊沢二百□積補

十月二十一日下川原一無欠

二月十二日下川原一三合二勺

右ハ上下進

上麻生仁平治川合（筆軸印）

③6 一十月一日下川原一無欠

新作

右ハ舟刺□□補

十一月晦日金ヶ崎一無欠

五月二十日六日入一免欠三合九勺

③⑦ 黒石栄太郎川合（筆軸印）  
一九月二十四日六日入一無欠 銀治  
右ハ二百□積補

十月二十一日金ヶ崎一無欠  
四月十八日六日入一切十免欠一合二勺

③⑧ 鷺沢兵左衛門川合（筆軸印）  
一十一月十八日下川原一無欠 兵右衛門  
三月二十二日金ヶ崎一無欠

③⑨ 下姉体万五郎川合（筆軸印）  
一九月十二日跡呂井一無欠 銀治（銀治のみ墨引き）  
右ハ上伊沢粃積補 慶七郎

十月二十一日跡呂井一無欠  
正月九日跡呂井一粃七合九勺  
右ハ粃積 三月六日御免

三月八日跡呂井一無欠  
七月十五日下川原一無欠  
右ハ粃積補割  
右ハ上下進

④⑩ 田茂山徳治川合（筆軸印）  
一十月十五日跡呂井一無欠 権三郎  
十一月三日下川原一米無欠  
大豆百十□一合七勺

④⑪ 上姉体善八川合（筆軸印）  
一九月二十九日六日入一免欠一合二勺 春七  
右ハ去上下後  
十一月三十日下川原一無欠

④⑫ 田茂山栄作川合（筆軸印）  
一十月十五日金ヶ崎一無欠 金作

十一月三日下川原一免欠九勺

下姉体新蔵川合（筆軸印）

④③ 一十月十五日六日入一無欠 倉治（倉治のみ墨引き）

二月九日跡呂井一六合 龜治（龜治のみ墨引き）

右ハ粃積 三月六日御免八郎吉

三月八日跡呂井一免欠四合八勺

右ハ粃積補割 湊二□ニて

二中一合一勺

九月九日御免

高寺佐藤利三郎川合（筆軸印）

④④ 一九月二十八日金ヶ崎一無欠 利太郎

右ハ中□補

十二月九日下河原一無欠

右ハ粃二百五十□

三月十三日金ヶ崎一免欠壹合一勺

右ハ粃積補

四十五

黒石春蔵川合（筆軸印）

④⑤ 一二月十一日六日入無欠 金蔵（金蔵のみ墨引き）

七月三日六日入一欠八合

右ハ九月御免

上麻生長左衛門川合（筆軸印）

④⑥ 一九月晦日下川原一無欠 儀左衛門

右ハ去上下躰

十一月晦日六日入一免欠七勺

前沢国蔵川合（筆軸印）

④⑦ 一十月三日六日入一無欠 春吉

十二月二日金ヶ崎無欠

四月十六日六日入一免欠二勺

右ハ上下後

④8 田谷長松川合（筆軸印）  
一九月二十八日下川原一無欠  
右ハ上伊沢二百□積補  
円左衛門

十月二十一日下川原一無欠  
正月十五日下川原一無欠  
右ハ上下進  
三月二十八日下川原一欠四合六勺

④9 下姉体周助川合（筆軸印）  
一九月二十五日跡呂井一無欠  
東吉  
右ハ中□補

二月十二日六日入米一斗七合九勺  
籾無欠  
右ハ籾三百五十□無欠  
三月二十三日金崎一無欠  
右ハ籾積補  
八月七日跡呂井一無欠

五十 黒石庄五良川合（筆軸印）  
郎か

⑤0 一十月十七日跡呂井一免欠三勺 伊七  
十二月九日六日入一免欠二合二勺

⑤1 上麻生茂兵衛川合（筆軸印）  
一九月二十六日跡呂井  
虎蔵  
右ハ中□補

十一月晦日金ヶ崎一無欠  
高寺十郎右衛門川合（筆軸印）  
⑤2 一十二月六日下川原一無欠  
□蔵  
右ハ籾二百□□□

三月十三日金ヶ崎一欠一升八合  
右ハ籾積補

53 一九月二十日跡呂井一無欠 田茂山専右衛門川合(筆軸印)  
右ハ一□積補 専治

十月二十七日下川原一無欠

54 田茂山九兵衛川合(筆軸印)

一九月晦日下川原一免欠七勺 吉五郎

右ハ去上下後

十一月二十一日下川原一無欠

三月二十八日下川原一無欠

五十五 下姉体周助川合(筆軸印)

55 一十月四日六日入一無欠 和七(和七のみ墨引き)

二月二日下川原 円七

右ハ二月二十四日破舟也

右ハ八月二十日御□□

56 一十月十七日金崎一無欠□□鶯沢与右衛門川合(筆軸印)

十二月二十一日下川原一無欠 久之助(久之助のみ墨引き)

勇右衛門

上麻生孫三郎川合

57 一十月十七日金崎一無欠一欠七合二勺 喜太郎

右ハ正月二十二日御免孝三郎

二月十五日六日入欠五合八勺 二度め

右ハ九月十九日申上

白鳥常松川合

58 一十二月二十六日六日入欠米□四合七勺 丑蔵

右ハ粃三百五十□

三月二十三日金崎一欠四合一勺

右ハ粃積補

59 一九月二十一日跡呂井無欠 黒石兵蔵川合(筆軸印)

右ハ二百□積補 米蔵

十一月十四日跡呂井一無欠

二月二十日金崎

右ハ五月十一日東山相川□ニて

□□破舟罷成候事

六日入 迄

右ハ八月十六日御□□十□岩□進

□被相入御免

六十 下姉体伊右衛門川合(筆軸印)

60 十一月十七日跡呂井一無欠 卯右衛門

十二月二十一日下川原一無欠

61 黒石金蔵川合(筆軸印)

一九月二十四日六日入一免欠三勺 清蔵

右ハ□□補

十月二十一日金ヶ崎一無欠

十二月十七日下川原一無欠

右ハ上下進

二月十九日跡呂井一免欠二合七勺

五

七月二十二日下川原一欠七合八勺

右ハ去□虫川□江等□下船□候□津右方大□□

今□□次ヶ御手当

62 一九月晦日下川原無欠 上麻生庄五郎川合(筆軸印)

右ハ去上下後 春作

十一月十九日跡呂井一無欠

正月二十五日跡呂井一免欠二合一勺

右ハ上下進

六月十八日六日入（墨引き）

63 一九月晦日下川原無欠 上麻生有作川合（筆軸印）

右ハ去上下後 孫作

十一月十九日跡呂井一無欠

正月二十五日跡呂井一無欠

右ハ上下進

64 十月十七日跡呂井一無欠 清五郎 黒石源吉川合（筆軸印）

十二月九日六日入一無欠

右ハ市中大麦

六十五 高寺卯兵衛川合（筆軸印）

65 一九月二十五日金崎 慶治郎（九月二十五日のみ墨引き）

66 十一月二十五日下川原一無欠 目呂木太郎助川合（筆軸印）

四月十八日六日入一無欠 長右衛門

右ハ去上下後

十一月二十五日下川原一無欠

四月十八日六日入一無欠

67 下姉体東助川合（筆軸印）

一九月二十四日六日入一無欠 新太夫（墨引き）

右ハ組改舎 文五郎

十月二十四日六日入一無欠 四度め

右ハ去上下後



二月九日跡呂井一無欠  
右ハ粃積

三月五日跡呂井一無欠  
右ハ粃積補

六月二十八日六日入  
右ハ上下進

六月二十八日六日入五合四勺

上姉体金之丞川合(筆軸印)

68 一十月十七日金崎一免欠二勺 金左衛門

十

二月二日金崎一免欠二合四勺

右ハ粃(罫い有)

六

欠四合三勺

69 一十月十九日下川原一 高寺源惣治川合(筆軸印)

二月十三日下川原一無欠 清右衛門

左

七十

70 一十月十九日下川原一無欠高寺源蔵川合(筆軸印)

二月十三日下川原一欠六合九勺 嘉七

右ハ七月六日御免

黒石幸作川合(筆軸印)

71 一十月十一日六日入一無欠 松治

十二月十二日下川原一無欠

田茂山喜太郎川合(筆軸印)

72 一九月晦日下川原一免欠一合八勺 喜蔵

右ハ去上下後

十一月三十日下川原一免欠七勺

三月二十八日下川原一免欠一合三勺

下姉体倉松川合（筆軸印）

73 一九月二十九日下川原一無欠

吉蔵

右ハ中□補

十一月十六日下川原一無欠

右ハ去酉ノ年上下後

正月十五日下川原一免欠二合一勺

右ハ上下進

六月二十八日六日入一四合五勺

右ハ冒日□河原戌ノ年□川□□上下進候ニ付

御□□

下姉体久作川合（筆軸印）

74 一十月朔日下川原一免欠一合四勺

善右衛門（善右衛門のみ墨引き）

右ハ上下後

庄右衛門二度め

正月二十六日六日入一米□□欠七合三勺庄

右ハ市中大豆市中大豆無欠

右ハ九月御免

七十五

一欠四合

上麻生五郎助川合（筆軸印）

75 一十月三日下川原 二勺

喜右衛門（喜右衛門のみ墨引き）

右ハ去上下後

運作（運作のみ墨引き）

十一月二十七日六日入一欠八合三勺

二度め

二月十九日御免幸助

二月十九日六日入一無欠

三度め

下姉体及川八郎右衛門川合（筆軸印）

76 一十月四日六日入

儀助（墨引き）

右ハ去上下後

長太夫（右ハ去上下後のみ墨引き）

右ハ□積下川原ニて破舟

四月十六日六日入一無欠

黒石八之丞川合（筆軸印）

77 一十月三日下川原一無欠五□□積戻り与四右衛門

右ハ去上下後

十二月九日六日入一欠三合

右ハ御□欠右下□

四月十八日六日入一免欠二合五勺

高寺円藏川合（筆軸印）

78 一十月二日下川原一無欠

伝三良郎か

右ハ去上下後

二月十三日下川原一免五合三勺

右ハ七月二十八日御免

上麻生徳藏川合（筆軸印）

79 一十月一日下川原一無欠

□松（□松のみ墨引き）

右ハ舟刺□□ハ補

新三郎

十一月十九日跡呂井一無欠

正月二十五日跡呂井一免二勺

右ハ上下進

八十 二十一日 上姉体利作川合（筆軸印）

80 一十月十九日跡呂井一無欠

菊松（十九日と菊松のみ墨引き）

十二月十一日金崎一免欠二合六勺 八郎治

目呂木七太郎川合（筆軸印）

81 一十月三日六日入一免欠二合八勺

喜吉

十二月二日○金崎一無欠

高寺金七川合（筆軸印）

82 一九月二十八日下川原一無欠

伝之丞（伝之丞のみ墨引き）

右ハ上伊沢二百□積補

伝之助（伝助のみ墨引き）

四月朔日下川原一五合三勺

伝之丞

右ハ酉ノ年古石補右ハ七月二十八日御免

七月□□日下川原（墨引き）

八月七日金ヶ崎一免欠二合三勺

上麻生鈴木市右衛門川合（筆軸印）

83 一十月十九日六日入無欠

□吉

二月十三日六日入一無欠

右ハ粃百六十二□

右ノ内鹿又納六十□ニて一升二合二勺

上麻生鈴木市右衛門川合（筆軸印）

84 一十月十九日六日入一欠三合二勺 虎右衛門

正月九日下川原一無欠

下姉体徳治川合（筆軸印）

85 一九月二十八日六日入一四十二□免欠一合七勺 巳右衛門

三百八□無欠

十一月三十日下川原一無欠

右ハ去年大□□補

七月四日六日入一欠四合二勺

田茂山平吉川合（筆軸印）

86 一十月十九日金ヶ崎一欠六合三勺 善太郎（善太郎のみ墨引き）

六月十八日跡呂井一免欠二合□ □之丞

右ハ一□二百□

二度め

上姉体友太郎川合（筆軸印）

87 一九月十四日跡呂井一欠三合二勺 喜内（喜内のみ墨引き）

右ハ組改含

長助

十月二十一日金ヶ崎一無欠

右ハ四度目（四のみ墨引き）

正月九日下川原一欠一升一合三勺 四

右ハ去上下後 右ハ七月六日御免

七月十五日下川原一□欠八勺

右ハ上下進

黒石銀十郎川合（筆軸印）

88 一十一月八日下川原一無欠 彦太郎

三月二十二日金崎

田茂山次太郎川合（筆軸印）

89 一十月十九日跡呂井一無欠 正右衛門

十二月三日下川原一無欠

九十

鷺沢伊之太郎川合（筆軸印）

90 十月十九日跡呂井一無欠 亀治  
十二月二日金ヶ崎一免欠一升四合八勺

91 十月二十七日下川原一無欠 田谷松太郎川合(筆軸印)  
榮七  
四月七日下午川原一欠四合八勺

92 九月晦日下午川原一無欠六日入榮左衛門川合(筆軸印)  
右ハ去□上下後 伝吉(伝吉のみ墨引き)  
十一月八日六日入一無欠 榮一郎  
三月十日六日入一欠四合一勺

93 十一月朔日六日入一無欠 黒石与作川合(筆軸印)  
運之丞(運之丞のみ墨引き)  
二月十四日下午川原一無欠 甚之助  
丞

94 十月十九日金崎一無欠 下姉体庄蔵川合(筆軸印)  
直之助  
十二月九日下午川原一無欠

九十五 上姉体春八川合(筆軸印)  
95 一正月二十三日金ヶ崎一無欠 安五郎(安五郎のみ墨引き)  
米百□一合三勺 榮吉  
六月十八日六日入(墨引きと囲み有り)  
七月十二日下午川原□□欠一勺

書式Ⅱの1

□□□御1

七十艘

下川原御蔵

- ① 一十月五日出舟也  
黒石懐助川合 啓助
- ② 一十月一日出舟也  
田谷長松川合 円左衛門  
十月二十日着舟也  
高寺金七川合
- ③ 一十月出舟不申出  
十二月二十五日着舟也  
高寺佐藤利太郎川合(墨引き)  
伝之丞
- ④ 一(墨引き)  
利太郎(墨引き)  
下姉体倉松川合
- ⑤ 一十月出舟不申出  
十一月十六日着舟也  
吉蔵
- ⑥ 一十月出舟不申出  
十一月八日着舟也  
六日入栄左衛門  
伝七い
- ⑦ 一十月出舟不申出  
十一月晦日着舟也  
上麻生長左衛門川合  
儀左衛門
- ⑧ 一十月出舟不申出  
十一月十一日着舟也  
田茂山九兵衛川合  
吉五郎
- ⑨ 一十月出舟不申出  
十一月十日着舟也  
上麻生庄五郎川合  
春作
- ⑩ 一十月出舟不申出  
十一月十日着舟也  
同村有作川合  
孫作
- 十  
⑪ 一十月出舟不申出  
十一月十一日着舟也  
田茂山喜太郎川合  
喜蔵
- ⑫ 一十月出舟不申出  
下姉体久作川合  
善右衛門

- 十一月朔日着舟也  
上麻生徳蔵川合
- ⑬ 十一月出舟不申出  
新三郎
- ⑭ 十一月十七日出舟也  
同村仁平治川合  
新作
- ⑮ 十一月十七日出舟也  
目呂木鳥之助川合  
十一月二十五日着舟也  
長右衛門  
高寺円蔵川合
- ⑯ 十一月二十四日出舟不申出  
伝三郎  
正月八日着舟也
- ⑰ 十一月出舟不申出  
上麻生五郎助川合  
十一月十九日着舟也  
喜左衛門  
黒石八之丞川合
- ⑱ 十一月二十日出舟也  
与四右衛門  
十二月三日着舟也
- ⑲ 十一月二十日出舟也  
上姉体新四郎川合  
十二月九日着舟也  
栄之助
- ⑳ 十一月出舟不申出  
田茂山作太郎川合  
十二月三日着舟也  
周太郎
- 二十  
⑳ 十一月二十三日着舟也  
鶯沢十郎右衛門川合  
十一月二十三日着舟也  
春之丞
- ㉑ 十一月二十三日着舟也  
同村善四郎川合  
十二月十三日着舟也  
専蔵
- ㉒ 十一月二十三日着舟也  
上麻生権太郎川合  
十二月二十五日出舟也  
万作
- ㉓ 十一月二十五日出舟也  
上姉体熊五郎川合  
十二月十二日着舟也  
熊蔵
- ㉔ 十一月二十五日出舟也  
熊蔵

正月十四日着舟也

高寺源惣治川合

②5 一月二十六日出舟也

清左衛門

二月八日着舟也

同村源蔵川合

②6 一月二十四日

嘉七

二月八日着舟也

上姉体茂左衛門川合

②7 一出舟不申出

長十郎

正月十四日着舟也

同村半右衛門川合

②8 一出舟不申出

善右衛門

正月二十日着舟也

田谷長松川合

②9 一出舟不申出

円左衛門

正月五日着舟也

田茂山専右衛門川合

③0 一月二十五日出舟也

専治

二月二十四日着舟也

田谷松太郎川合

三十

③1 一月二十五日出舟也

栄七

二月二十九日着舟也

下姉体倉松川合

③2 一出舟不申出

吉蔵

二月十四日着舟也

鷺沢兵左衛門川合

③3 一月二十六日出舟也

兵右衛門

二月二十六日着舟也

黒石銀十郎川合

③4 一月二十六日出舟也

彦太郎

二月二十六日着舟也

同村懐助川合

③5 一月二十六日出舟也

啓助

二月二十六日着舟也

目呂木太郎助川合

③6 一月二十五日出舟也

長右衛門



二月二十八日着舟也

上姉体清之丞川合

③7 一正月二十五日出舟也

正之丞

四月十六日着舟也

下姉体徳治川合

③8 一正月二十五日出舟也

巳右衛門

四月十九日着舟也

上姉体善八川合

③9 一正月二十五日出舟也

春七

二月二十八日着舟也

田茂山東太郎川合

④0 一正月十五日跡呂井ニテ破舟

栄助

四十

同村九兵衛川合

④1 一正月二十五日出舟也

吉五郎

二月二十四日着舟也

同村喜太郎川合

④2 一正月二十五日出舟也

喜蔵

二月二十四日着舟也

同村源五郎川合

④3 一正月二十五日出舟也

栄治

二月二十四日着舟也

同村金兵衛川合

④4 一正月二十五日出舟也

万之助

二月二十四日着舟也

同村徳治川合

④5 一正月二十五日出舟也

権三郎

二月二十四日着舟也

同村栄作川合

④6 一正月二十五日出舟也

金作

二月二十四日着舟也

田茂山次太郎川合

④7 一正月二十五日出舟也

正右衛門

二月二十四日着舟也

高寺十郎右衛門川合

④8 一正月二十五日出舟也

□蔵

二月二十八日着舟也

上姉体栄助川合

④ 正月二十五日出舟也

惣作

三月一日着舟也

五十

鶯沢善四郎川合

⑤ 正月二十五日出舟也

専蔵四

四月十九日着舟也

高寺卯兵衛川合

51 正月二十五日出舟也

慶蔵五

二月二十八日着舟也

上麻生権太郎川合

52 正月二十五日出舟也

万作六

三月四日着舟也

同村兵治川合

53 正月二十五日出舟也

直吉七

三月四日着舟也

黒石幸作川合

54 正月二十五日出舟也

松治八

三月四日着舟也

下姉体新四郎川合

55 正月二十五日出舟也

栄之助一

二月二十二日着舟也

高寺佐藤利三郎川合

56 正月二十五日出舟也

利太郎二

二月二十八日着舟也

下姉体庄蔵川合

57 正月二十五日出舟也

直助三

二月二十四日着舟也

黒石清右衛門川合

58 正月二十五日出舟也

卯左衛門卯ノ木

二月十七日着舟也(墨引き)

二月二十七日着舟也

同村金蔵川合

59 一 正月二十五日出舟也  
二月十七日着舟也

清藏

六

七十

鷺沢与右衛門川合（七のみ墨引き）

60 一 正月二十五日出舟也  
二月二十六日着舟也

勇右衛門

下姉体伊右衛門川合

61 一 正月二十五日出舟也  
二月二十七日着舟也

卯右衛門

高寺十郎右衛門川合

62 一 正月二十五日出舟也  
二月二十四日着舟也

伴七

上麻生鈴木市右衛門川合

63 一 二月十八日出舟也  
三月二十日着舟也

虎右衛門

上姉体友太郎川合

64 一 五月十三日出舟也  
六月十八日着舟也

喜内

田谷長松川合

65 一 正月二十五日出舟也  
二月三十日着舟也

円左衛門

下姉体倉松川合

66 一 五月十三日出舟也  
六月十四日着舟也

吉藏

上麻生久藏川合

67 一 三月晦日出舟也  
六月七日着舟也

米五郎

下姉体周助川合

68 一 二月二十四日下川原にて破舟也 円七

上姉体茂左衛門川合

69 一 五月十三日出舟也  
六月二十一日着舟也

長十郎

同村半右衛門川合

70 一 五月十三日出舟也

善右衛門

- 八月一日着舟也  
高寺弥惣治川合
- 71 一五月十三日出舟也 清左衛門(左のみ墨引き)  
八月三日着舟也(墨引き) 右  
六月十八日着舟也  
同村源藏川合
- 72 一五月十三日出舟也 嘉七  
七月五日着舟也  
同村円藏川合
- 73 一五月十三日出舟也 伝三郎  
七月二十三日着舟也  
黒石与作川合
- 74 一五月十三日出舟也 甚之丞  
七月二十三日着舟也  
高寺十郎右衛門川合
- 75 一三月一日出舟也 伴七  
四月七日着舟也  
高寺十郎右衛門川合
- 76 一 □藏  
同村佐藤利太郎川合
- 77 一 利太郎  
田茂山金藏川合
- 78 一 万之助  
黒石懐助川合
- 79 一五月十三日出舟也 啓助  
六月二十九日着舟也  
同村清右衛門川合
- 80 一五月十三日出舟也 卯左衛門  
六月二十三日着舟也
- 81 一五月十三日出舟也 田谷長松川合  
七月二十三日着舟也(三のみ墨引き) 円左衛門  
田茂山九兵衛川合
- 82 一五月十三日出舟也 吉五郎

七月四日着舟也

八十

同村喜太郎川合

83 一五月十三日出舟也

喜蔵

八月二日着舟也

下姉体新四郎川合

84 一五月十三日出舟也

栄之助

六月十九日着舟也

高寺金七川合

85 一五月十三日出舟也

伝之助

七月四日着舟也

同村十郎右衛門川合

86 一五月十三日出舟也

伴七

七月三日着舟也

田谷松太郎川合

87 一五月十三日出舟也

栄七

七月二十日着舟也（一日のみ墨引き）

鷺沢善四郎川合

88 一五月二十七日不申出

専蔵（不申出のみ墨引）

出舟不申出

七月十二日着舟也

上姉体春八川合

89 一八月十七日出舟也

栄吉

九月十日着舟也

田茂山源 五か太郎川合

90 一八月十七日出舟也

栄治

九月十四日着舟也

高寺卯兵衛川合

91 一八月十七日出舟也

慶蔵

九月十四日着舟也

下姉体万五郎川合

92 一出舟不申出

慶七郎

九月十八日着舟也

九十

上姉体友太郎川合

93 一八月十七日出舟也

長助

九月十日着舟也

田茂山東太郎川合

94 一 八月十七日出舟也

栄七

九月十日着舟也

高寺金七川合(墨引き)

95 一 伝之丞(墨引き)

上麻生久蔵川合

96 一出舟不申出

米五郎

九月十七日着舟也

黒石金蔵川合

97 一 八月十七日出舟也

清蔵

九月二十一日着舟也

四丑金五郎川合

98 一出舟不申出

円治

九月二十二日着舟也

高寺卯兵衛川合

99 一米四百俵川原(墨引き)慶蔵

大豆四俵(墨引き)

書式IIの2

□□米□□

三十艘

跡呂井御蔵

下姉体万五郎川合

① 十一月二日出舟也

銀治

十月十九日着舟也

黒石清右衛門川合

② 十一月二日出舟也

卯左衛門

十月十六日着舟也

上姉体友太郎川合

③ 十一月二日出舟也

喜内

十月二十一日着舟也

田茂山専右衛門川合

④ 十一月六日出舟也

専治

十月二十六日着舟也

黒石兵蔵川合

⑤ 十一月四日出舟也

米蔵

十月二十六日着舟也

下姉体周助川合

⑥ 十一月二十三日出舟也

東吉

十二月十日着舟也

太郎

田茂山東蔵川合（蔵のみ墨引き）

⑦ 十一月十七日出舟也

卯三郎（卯三郎のみ墨引き）

十一月十一日着舟也

栄助

上麻生茂兵衛川合

⑧ 十一月十八日出舟也

虎蔵

十一月三十日着舟也

四丑金五郎川合

⑨ 一出舟不申出

円治

十二月三日着舟也

十

上麻生所右衛門川合

⑩ 一出舟不申出

金右衛門

十一月三十日着舟也

同村春吉川合

⑪ 一出舟不申出

亀十郎

- 十一月三十日着舟也
- ⑫ 一出舟不申出  
十二月三日着舟也  
田茂山金蔵川合  
万之助
- ⑬ 一出舟不申出  
十二月三日着舟也  
同村徳治川合  
権三郎
- ⑭ 一出舟不申出  
十二月三日着舟也  
黒石庄五郎川合  
伊七
- ⑮ 一出舟不申出  
十二月二十一日着舟也  
下姉体伊衛門川合  
卯右衛門
- ⑯ 一出舟不申出  
十二月三日着舟也  
黒石源吉川合  
清五郎
- ⑰ 一出舟不申出  
十二月十一日着舟也  
上姉体利作川合  
菊松（菊松のみ墨引き）  
八郎治跡呂井
- ⑱ 一出舟不申出  
十二月三日着舟也  
田茂山次太郎川合  
正右衛門  
□<sub>カ</sub>□<sub>六</sub>
- ⑲ 一出舟不申出  
十二月二日着舟也  
鶯沢伊之太郎川合  
亀治
- 二十  
⑳ 一出舟不申出  
十一月二十八日出舟也  
黒石清右衛門川合  
卯左衛門  
十二月五日着舟也  
下姉体万五郎川合
- ㉑ 一出舟不申出  
正月五日着舟也  
銀治  
鶯沢運□川合
- ㉒ 一正月二十五日出舟也  
二月十八日着舟也  
運吉卯ノ  
瀬台野久右衛門川合
- ㉓ 一正月二十五日出舟也  
久蔵



- 二月十八日着舟也
- ②4 一 正月二十四日出舟也  
黒石兵蔵川合  
米蔵
- ②5 一 正月二十五日出舟也  
二月二十四日着舟也  
田茂山東蔵川合  
卯三郎
- ②6 一 十二月二十日出舟也  
正月二十日着舟也  
上麻生庄五郎川合  
春作
- ②7 一 十二月九日出舟也  
正月二十日着舟也  
同村有作川合  
孫作
- ②8 一 十二月二十日出舟也  
正月二十日着舟也  
同村徳蔵川合  
新三郎
- ②9 一 五月十三日出舟也  
六月六日着舟也  
鶯沢十郎右衛門川合  
春之丞
- ③0 一  
下姉体新四郎川合 (墨引き)  
栄之助 (墨引き)
- ③1 一  
高寺佐藤利三郎川合 (墨引き)  
利太郎 (墨引き)
- ③2 一  
下姉体庄蔵川合 (墨引き)  
重之助 (墨引き)
- 三十  
下姉体万五郎川合  
銀治 粃
- ③3 一 正月二十五日出舟也  
二月二十八日着舟也  
同村新蔵川合  
倉治 粃
- ③4 一 正月二十五日出舟也  
二月二十八日着舟也  
同村東助川合  
新大夫 粃
- ③5 一 正月二十五日出舟也  
二月二十八日着舟也  
高寺栄七川合  
嘉七 粃 (粃のみ墨引き)
- ③6 一 五月十三日出舟也

六月十八日着舟也

上麻生庄五郎川合

③7 一五月十三日出舟也

春作（五月十三日出舟也のみ墨引き）

三月二日出舟也

六月二十四日着舟也

同村有作川合

③8 一三月五日出舟也

孫作

六月二十四日着舟也

同村徳蔵川合

③9 一三月五日出舟也

新三郎

六月二十四日着舟也

黒石金蔵川合

④0 一五月十三日出舟也

清蔵

七月一日着舟也

鶯沢運蔵川合

④1 一五月十三日出舟也

運吉

六月二十日着舟也

下姉体円七川合

④2 一五月十三日出舟也

覚右衛門

六月二十四日着舟也

四十

下姉体東助川合

④3 一五月十三日出舟也

文五郎

六月二十四日着舟也

同村万五郎川合

④4 一五月十三日出舟也

慶七郎

七月十七日着舟也

同村新蔵川合

④5 一五月十三日出舟也

亀治

六月十九日着舟也

黒石久平川合

④6 一五月十五日出舟也

栄七

九月十八日着舟也

田茂山東蔵川合（墨引き）

④7 一

卯三郎（墨引き）

④⑧ 一六月七日出舟也  
月九日着舟也

田茂山東太郎川合  
榮七

④⑨ 一出舟不申出  
八月十六日着舟也

田茂山平吉川合  
□之丞

⑤⑩ 一七月二十二日出舟也  
九月二十九日着舟也

高寺十郎右衛門川合  
田茂山作太郎川合（墨引き）  
伴七 二  
惣吉（惣吉のみ墨引き）  
田茂山東蔵川合  
鶯沢十郎右衛門川合（墨引き）

⑤① 一七月二十二日出舟也  
八月二十一日着舟也

卯三郎一  
吉治（吉治のみ墨引き）  
下姉体周助川合

⑤② 一八月十七日出舟也  
九月十八日着舟也

東吉

書式 二 の 3

□□前□□四□三十艘  
金ヶ崎御蔵

上姉体茂左衛門川合

- ① 十月二日出舟也  
長十郎
- ② 十月三日出舟也  
上姉体半右衛門川合  
十月十九日着舟也  
善右衛門
- ③ 十月六日出舟也  
鷺沢運蔵川合  
運吉  
十月二十六日着舟也
- ④ 十月十一日出舟不申出  
田茂山東蔵川合  
卯三郎  
十一月十六日着舟也  
高寺卯蔵川合
- 十
- ⑤ 十月二十七日小嶋村にて破舟  
慶治郎（治郎のみ墨引き）  
蔵
- ⑥ 十月十六日出舟也  
高寺佐藤利太郎川合  
利太郎  
十二月九日着舟也  
上姉体栄助川合
- ⑦ 十月二十三日出舟也  
惣作  
十二月十一日着舟也  
田茂山源五郎川合
- ⑧ 十月十九日出舟也  
栄治  
十一月十一日着舟也  
黒石五平川合
- ⑨ 十月出舟不申出  
栄七  
十二月十七日着舟也  
田茂山栄作川合
- 十
- ⑩ 十月二十三日出舟不申出  
金作・  
十二月三日着舟也
- ⑪ 十月二十三日出舟不申出  
鷺沢与右衛門川合  
勇右衛門  
十二月二十日着舟也
- ⑫ 十一月二十三日出舟不申出  
上麻生孫太郎川合  
喜太郎

- 正月四日着舟也
- ⑬ 一十月二十七日出舟也  
十一月二十八日着舟也  
上姉体金之丞川合  
金左衛門
- ⑭ 一十月二十六日出舟不申出  
四月五日着舟也  
田茂山平吉川合  
善太郎  
跡呂井
- ⑮ 一十月二十七日出舟也  
十二月九日着舟也  
下姉体庄藏川合  
直之助
- ⑯ 一十月二十九日出舟也  
十二月四日着舟也  
黒石金藏川合  
清藏
- ⑰ 一出舟不申出  
正月五日着舟也  
上姉体友太郎川合  
喜内
- ⑱ 一正月二十五日出舟也  
三月四日着舟也  
黒石栄太郎川合  
銀治
- ⑲ 一正月二十五日出舟也  
三月二十九日着舟也  
上麻生鈴木市右衛門川合  
喜兵衛
- 二十  
⑳ 一正月二十五日出舟也  
二月二十四日着舟也  
黒石庄七川合  
春助
- ㉑ 一正月二十五日出舟也  
五月十九日着舟也  
上麻生仁平治川合  
新作
- ㉒ 一正月二十五日出舟也  
同村所右衛門川合  
金右衛門
- ㉓ 一正月二十五日出舟也  
二月三十日着舟也  
同村養吉川合  
亀十郎
- ㉔ 一正月二十五日出舟也  
同村茂兵衛川合  
□蔵

五月十九日着舟也

六日入春吉川合

②5 一 正月二十五日出舟也

松右衛門

六月十五日着舟也

前沢国蔵川合

②6 一 正月二十五日出舟也

春吉

三月十七日着舟也

目呂木七太郎川合

②7 一 正月二十五日出舟也

喜吉

二月三十日着舟也

田茂山作太郎川合

②8 一 五月十二日出舟也

周太郎

六月十八日着舟也

鶯沢伊之太郎川合

②9 一 五月十二日出舟也

亀治

六月十八日着舟也

同村十郎右衛門川合（墨引き）

二十

養之丞（墨引き）

③0 一

四丑金五郎川合

③1 一 五月十二日出舟也

円治

七月四日着舟也

上姉体利作川合

③2 一 五月十三日出舟也

八郎治

六月十三日着舟也

上姉体春八川合

③3 一 二月十八日出舟也

栄吉 粃

三月二十八日着舟也

瀬台野久右衛門川合

③4 一 五月十三日出舟也

久蔵

八月四日着舟也

上姉体熊五郎川合

③5 一 五月十三日出舟也

熊蔵

八月一日着舟也

同村□□□川合（墨引き）

③6 一

□左衛門（墨引き）

- ③⑦ 一五月十三日出舟也  
黒石兵蔵川合  
米蔵  
右ハ破舟也
- ③⑧ 一五月十三日出舟也  
九月二十九日着舟也  
高寺十郎右衛門川合  
□蔵
- ③⑨ 一五月十三日出舟也  
六月十七日着舟也  
同村佐藤利太郎川合  
利太郎  
六月十七日
- ④⑩ 一五月十三日出舟也  
七月二十三日着舟也  
田茂山金兵衛川合  
万之助
- 四十  
④⑪ 一五月十三日出舟也  
七月二十三日着舟也  
鶯沢兵左衛門川合  
兵右衛門
- ④⑫ 一五月十三日出舟也  
黒石銀十郎川合  
彦太郎  
下姉体周助川合
- ④⑬ 一五月十三日出舟也  
七月晦日着舟也  
東吉  
白鳥常松川合
- ④⑭ 一五月十六日出舟也  
九月十四日着舟也  
丑蔵  
五
- ④⑮ 一七月二十二日出舟也  
高寺栄七川合  
嘉七  
栄
- ④⑯ 一出舟不申出  
高寺金七川合  
伝之丞  
九月十八日着舟也
- ④⑰ 一八月十七日出舟也  
上姉体茂左衛門川合  
長十郎

九月七日着舟也

書式  
二  
の  
4

六日入御蔵  
下 東助



上姉体九五郎川合（上と九五郎は墨抹）

① 一出舟不申出 新太夫

十月十八日着舟也

黒石金蔵川合

② 一出舟不申出 清蔵

十月十八日着舟也

同村栄太郎川合

③ 一出舟不申出 銀治

十月二十一日着舟也

下姉体円七川合

④ 一出舟不申出 覚右衛門

十月二十六日着舟也

上姉体清之丞川合

⑤ 一出舟不申出 正之丞

十一月三十日着舟也

下姉体徳治川合

⑥ 一出舟不申出 己<sup>じ</sup>右衛門

十一月三十日着舟也

上姉体善八川合

⑦ 一出舟不申出 養七

十一月三十日着舟也

黒石庄七川合

⑧ 一出舟不申出 養助

十一月二十五日着舟也

五

前沢円蔵川合

⑨ 一出舟不申出 養吉

十二月二日着舟也

目呂木七太郎川合

⑩ 一出舟不申出 喜吉

十二月二日着舟也

周助川合

下姉体及川八郎右衛門川合（及川八郎右衛門川合のみ墨引き）

- ⑪ 十月二十一日出舟不申出 義助（義助のみ墨引き）  
正月十六日着舟也 円七
- ⑫ 一出舟不申出 上麻生久蔵川合  
正月十八日着舟也 万五郎
- ⑬ 一月二十二日出舟也 目呂木栄蔵川合  
正月十八日着舟也 菊松
- ⑭ 一月二十日出舟不申出 六日入春吉川合  
十二月朔日着舟也 松右衛門
- ⑮ 一月二十三日出舟也 黒石孝作川合  
十二月七日着舟也 松治
- ⑯ 一月二十五日出舟也 上麻生兵作川合  
十二月十三日着舟也 直吉
- ⑰ 一月二十九日出舟也 目呂木西松川合  
正月五日着舟也 室之助
- ⑱ 一出舟不申出 下姉体新蔵川合  
正月五日着舟也 倉治
- ⑲ 一月二十二日出舟不申出 上麻生鈴木兵右衛門川合  
翌正月四日着舟也 虎吉
- 二十 右同人川合
- ⑳ 一月十二日出舟也 虎右衛門  
翌正月四日着舟也
- ㉑ 一出舟不申出 下姉体東助川合  
正月五日着舟也 新太夫
- ㉒ 一月二十五日出舟也 黒石与作川合  
甚之丞

二月十二日着舟也

下姉体円七川合

②3 一正月二十五日出舟也

覚右衛門

二月二十四日着舟也

六日入栄左衛門川合

②4 一正月二十五日出舟也

伝吉

二月晦日着舟也

上麻生五郎助川合

②5 一正月二十五日出舟也

運作

二月十五日着舟也

同村長左衛門川合

②6 一正月二十五日出舟也

儀か 義左衛門

二月七日着舟也

黒石庄五郎川合

②7 一正月二十五日出舟也

伊七

二月二十四日着舟也

同村源吉川合

②8 一正月二十五日出舟也

清五郎

三月一日着舟也

市中大豆

同村八之丞川合

②9 一二月十一日出舟也

与四右衛門

三月十一日着舟也

御年々大豆

三十

白鳥常松川合

③0 一三月中出舟也

丑蔵靱

三月二十六日着舟也

下姉体周助川合

③1 一二月十七日出舟也

東吉靱

三月十六日着舟也

上麻生鈴木市右衛門川合

③2 一二月十九日出舟不申出

虎吉靱

三月十八日着舟也

目呂木西松川合

③3 一三月二十三日出舟也

室之助

六月三日着舟也

下姉体久作川合

③4 一三月十七日出舟也

善右衛門市中大

四月十一日着舟也

豆

□□又川

黒石春蔵川合

③5 一六月二十一日出舟也

金蔵

七月三日着舟也(墨引き)

上麻生孫三郎川合

③6 一出舟不申出

幸三郎

九月五日着舟也

目呂木菊蔵川合

③7 一五月十三日出舟也

順治小麦

七月晦日着舟也

上麻生五郎助川合

③8 一三月二十五日出舟不申出

幸之助

六月四日着舟也

下姉体円七川合(墨引き)

③9 一

覚右衛門(墨引き)

六日入栄左衛門川合

④0 一五月十三日出舟也

伝吉

七月晦日着舟也

四十

下姉体及川八郎右衛門川合

④1 一五月十五日出舟不申出

義助

九月二十五日着舟也

前沢円蔵川合

④2 一出舟不申出

養吉

九月二十日着舟也

黒石庄七川合

④3 一五月二十七日出舟也

養助

六月二十一日着舟也

栄

黒石□太郎川合(□のみ墨抹)

- ④④ 一 五月二十七日出舟也  
銀治  
六月二十一日着舟也
- ④⑤ 一 五月晦日出舟也  
目呂木太郎助川合  
長右衛門  
六月二十一日着舟也
- ④⑥ 一 六月九日出舟也  
黑石八之丞川合  
与四右衛門  
七月十七日着舟也
- ④⑦ 一 出舟不申出  
上姉体清之丞川合  
正之丞  
九月二十七日着舟也
- ④⑧ 一 出舟不申出  
新作  
上麻生仁平治川合  
九月五日着舟也
- ④⑨ 一 六月二十七日出舟不申出  
上麻生鈴木市右衛門川合  
喜兵衛  
九月三日着舟也
- ⑤⑩ 一  
上姉体善八川合 (墨引き)  
榮吉 (墨引き)  
下姉体東助川合
- ⑤⑪ 一 出舟不申出  
文五郎  
九月七日着舟也
- 五十  
同村倉松川合
- ⑤⑫ 一 出舟不申出  
吉蔵  
九月七日着舟也
- ⑤⑬ 一 出舟不申出  
黑石春蔵川合  
金蔵  
九月七日着舟也
- ⑤⑭ 一 出舟不申出  
下姉体□□川合  
己<sup>巴</sup>右衛門  
九月九日着舟也
- 目呂木栄蔵川合

53

一出舟不申出

九月十五日着舟也

順治

書式 三

諸留

川通御割造役亥ノ四月

八日ニ

二十七日御泊り

安部達二郎様

御足輕

佐藤久治殿

書式四

御名前

奥御郡奉行

境野右衛門七様

江刺御代官

鈴木新右衛門様 (墨引き)

横田勘太夫様 左衛門 (墨引き) ※太夫のところは墨抹もある。

古山常治様 (追筆か)

同御横目 亥ノ□カ (亥ノ□カは追筆か)

□本高治様 (墨引き)

鈴木広之進様

同御本石所

富田兵助様

同山付方御普請方

小林源五郎様

上伊沢御代官

古山常治様 (墨引き)

植嶋勘乃郎様 (追筆か)

亥ノ□□□ (追筆か)

同御本石所国与権兵衛様 (国与権兵衛様の部分は追筆か)

二瓶三左衛門様

下伊沢御代官

田代太□様

同御横目

代藤時之助様

同御本石所

今村多利兵衛様 (墨引き)

林嶋勘九郎様

御船藏御横目

公米清左衛門様

同役人

熊□□左衛門様

住吉御横目

新□□□□様

同御役人

荻田勇藏様

御藏守

三浦平助



御膳宿

利兵衛

米之□

湊御横目

佐藤□之□様 (墨引き)

千葉□八郎様 (追筆か)

御役俵役

大蔵□□様

□津八郎様 (追筆か)

御蔵守

□□

御膳宿

左利吉

東助

書式△ (大半の一の部分は墨引きされているので墨引き無しのところのみ (墨引き無し) と記載する事とする)

上姉体正左衛門川合

① 一米二百四俵金ヶ崎

長十郎 三

- 〃百六俵跡呂井  
黒石清右衛門川合
- ② 一米三百拾俵跡呂井 卯左衛門 四  
上姉体半右衛門川合
- ③ 一米二百四俵金ヶ崎 善右衛門 五  
〃百六俵跡呂井  
下姉体万五郎川合
- ④ 一米三百拾俵跡呂井 銀治 六  
下姉体長助川合
- ⑤ 一米二百七拾六俵六日入 新太夫 一  
〃七拾四俵下川原  
黒石金藏川合
- ⑥ 一米七拾六俵六日入 清藏 二  
〃七十四俵下衣川  
田谷長松川合
- ⑦ 一米三百十俵下川原 円左衛門  
上姉体友太郎川合
- ⑧ 一米三百十俵跡呂井 喜内  
黒石栄太郎川合
- ⑨ 一米二百七十六俵六日入 銀治  
〃七十四俵下衣川  
鷺沢運藏川合
- ⑩ 一二百二俵金ヶ崎 運吉  
〃百六俵跡呂井  
田茂山専右衛門川合
- ⑪ 一米三百十俵跡呂井 専治  
黒石兵藏川合
- ⑫ 一米三百十俵跡呂井 米藏  
下姉体円七川合
- ⑬ 一米三百八俵六日入 覺左衛門  
〃四十二俵下衣川  
上麻生長左衛門川合
- ⑭ 一米三百十俵下川原 義<sup>儀か</sup>左衛門  
六日入栄□□川合
- ⑮ 一米三百十俵下川原 伝吉

- ①⑥ 一米三百十俵下川原 上麻生庄五郎川合  
春作  
同村有作川合
- ①⑦ 一米三百十俵下川原 孫作  
田茂山源五郎川合
- ①⑧ 一米三百十俵跡呂井 栄治  
同村東太郎川合
- ①⑨ 一米三百十俵跡呂井 栄助  
同村九兵衛川合
- ②⑩ 一米三百十俵下川原 吉五郎  
同村喜太郎川合
- ②⑪ 一米三百十俵 喜蔵  
上麻生又助川合
- ②⑫ 一米三百十俵下川原 喜右衛門  
同村仁平治川合
- ②⑬ 一米三百十俵 新作  
同村徳蔵川合
- ②⑭ 一米三百十俵 新三郎  
田茂山東蔵川合
- ②⑮ 一米二百四俵金ヶ崎 卯三郎  
 〃百六俵跡呂井  
下姉体倉松川合
- ②⑯ 一米三百十俵下川原 吉蔵  
黒石懐助川合
- ②⑰ 一 〃 三百十俵 啓助  
黒石庄七川合
- ②⑱ 一米二百七十六俵六日入 善助  
 〃七十四俵下衣川  
目呂木鳥之助川合
- ②⑲ 一米三百十俵下川原 長右衛門  
上麻生仁平治川合
- ③⑩ 一米三百十俵 新作(墨引き)  
同村新右衛門川合
- ③⑪ 一米三百五十俵跡呂井 □右衛門  
同村春吉川合

- ③② 一米三百五十俵〃 亀十郎  
上麻生茂兵衛川合
- ③③ 一米三百十俵跡呂井 虎蔵  
下姉体徳治川合
- ③④ 一米三百八俵大曲 巳右衛門  
〃四十二俵下衣川  
上姉体清之丞川合
- ③⑤ 一米二百七十六俵大曲 正之丞  
〃七十四俵 下衣川  
同村養八川合
- ③⑥ 一米三百八俵大曲 養七  
〃四十二俵下衣川  
下姉体久作川合
- ③⑦ 一米三百十俵下川原 善右衛門  
六日入春吉川合
- ③⑧ 一米三百八俵大曲 松右衛門□□  
前沢円蔵川合
- ③⑨ 一米二百七十六俵六日入 養吉□□  
〃七十四俵下衣川  
目呂木七太郎川合
- ④① 一米二百七十四俵六日入 喜吉□□  
〃七十六俵下衣川  
田茂山作太郎川合
- ④② 一米三百十俵下川原 周太郎  
鷺沢伊之太郎川合
- ④③ 一米三百十俵跡呂井 亀治  
同村十郎右衛門川合
- ④④ 一米三百十俵下川原 春之丞  
黒石八之丞川合  
与四右衛門(墨引き無し)
- ④⑤ 一米三百十俵跡呂井 四丑金五郎川合  
〃四十俵 円治(墨引き無し)
- ④⑥ 一米三百十俵 田茂山金兵衛川合  
万之助

- 〃四十俵  
 同村徳治川合  
 ④7 一米三百十俵〃  
 〃四十俵  
 権三郎  
 同村栄作川合  
 ④8 一米三百十俵〃  
 〃四十俵  
 金作  
 同村次太郎川合  
 ④9 一米三百十俵〃  
 正右衛門  
 黒石庄五郎川合  
 ⑤0 一米三百十俵〃  
 伊七  
 同村源吉川合  
 ⑤1 一米三百十俵〃  
 清五郎  
 黒石清左衛門川合  
 ⑤2 一米三百十俵〃  
 卯左衛門  
 下姉体周助川合  
 ⑤3 一米三百十俵〃  
 東吉  
 同村新四郎川合  
 ⑤4 一米三百十俵金ヶ崎  
 栄之助(金ヶ崎のみ墨引き)  
 下川原  
 同村庄蔵川合  
 ⑤5 一米二百四俵金ヶ崎  
 直之助  
 黒石幸作川合  
 ⑤6 一米三百八俵六日入  
 松治  
 上姉体栄助川合  
 ⑤7 一米二百四俵金ヶ崎  
 惣作  
 〃百六俵跡呂井  
 〃四十俵〃  
 上麻生権太郎川合  
 ⑤8 一米三百十俵下川原  
 万作  
 〃四十俵〃  
 鶯沢善四郎川合  
 ⑤9 一米三百十俵〃  
 専蔵

- 60 一米二百三十一俵六日入 直吉  
 上麻生兵作川合  
 〃七十俵〃  
 〃六十俵〃  
 高寺佐藤利太郎川合
- 61 一米二百四俵金ヶ崎 利太郎  
 〃百六俵跡呂井  
 黒石金蔵川合
- 62 一米百六俵金ヶ崎 清蔵(金ヶ崎のみ墨引き)  
 跡呂井
- 63 一米三百十俵金ヶ崎 栄七  
 同村五平川合
- 64 一米二百四俵金ヶ崎 勇右衛門  
 〃百六俵跡呂井  
 下姉体伊右衛門川合
- 65 一米三百十俵跡呂井 卯右衛門  
 高寺金七川合
- 66 一米三百十俵下川原 伝之助  
 上姉体金之丞川合
- 67 一米三百十俵金ヶ崎 金左衛門境  
 上麻生鈴木市右衛門川合
- 68 一米三百八俵六日入 虎吉  
 同村右同人川合
- 69 一米三百八俵〃 虎右衛門  
 上麻生孫三郎川合
- 70 一米三百十俵金ヶ崎 喜太郎□  
 目呂木西松川合
- 71 一米三百六俵六日入 室之助  
 〃四十四俵□二斗也下衣川  
 田谷長松川合
- 72 一米三百十俵下川原 円左衛門  
 〃三十二俵〃  
 下姉体万五郎川合
- 73 一米三百十俵跡呂井 銀治

- 74 一米二百七十六俵六日入 金治  
同村新蔵川合  
‖七十四俵下衣川
- 75 一米三百八俵六日入 新太夫  
下姉体東助川合  
上姉体丈太郎川合
- 76 一米二百四俵金ヶ崎 喜内  
‖百六俵跡呂井  
高寺源忠治川合
- 77 一米三百十俵下川原 清左衛門境  
‖源蔵川合
- 78 一米三百十俵‖ 嘉七境  
‖円蔵川合
- 79 一米三百十俵‖ 伝三郎境  
下姉体倉松川合
- 80 一米三百十俵下川原 吉蔵  
同村周助川合
- 81 一米三百十俵六日入 円七  
□七十四俵下衣川  
目呂木菊蔵川合
- 82 一米二百七十六俵大曲り 菊松  
‖七十六俵下衣川  
□五升一二升  
上麻生有作川合
- 83 一米四十三俵金ヶ崎 孫作  
□一斗八升  
‖二百三十俵跡呂井  
‖二十四俵□三斗八升跡呂井  
‖十三俵‖  
‖二十五俵□四斗三升‖
- 84 一米二百四十二俵跡呂井 春作  
‖六十九俵‖  
上麻生庄五郎川合  
同村徳蔵川合

- 85 一米三百十俵 新三郎
- 86 一米二百七十六俵六日入 上麻生久蔵川合  
 〃七十四俵下衣川 万五郎
- 上麻生<sup>姉体か</sup>熊五郎川合
- 87 一米三百十俵下川原 熊兵衛
- 88 一米三百十俵 同村茂左衛門川合  
 〃長十郎
- 89 一米三百十俵 同村半右衛門川合  
 〃善右衛門
- 90 一米三五十俵六日入 上麻生長左衛門川合  
 〃百俵下衣川
- 91 一米三百五十俵六日入 甚之丞  
 〃九十二俵 高寺源惣治川合
- 92 1 清左衛門
- 93 1 同村源蔵川合  
 嘉七
- 94 1 同村円蔵川合  
 伝三郎 (92~94 にかけて横に墨引きと丸印)
- 95 一米二百八俵六日入 上麻生五郎助川合  
 □二斗一升六合  
 〃百五十俵 〃  
 〃七十四俵下衣川右にて欠八合三勺
- 96 一米百八十九俵下川原 清蔵  
 □二斗五升  
 〃二百三十俵 〃  
 鶯沢運蔵川合



- 97 一米三百十俵跡呂井 運吉  
 〃百俵〃
- 98 一米百二十俵跡 黒石兵藏川合 米蔵  
 □一斗五升六合一勺  
 〃二百俵〃  
 〃百俵〃
- 99 下姉体円七川合  
 一米百四俵六日入 覚右衛門  
 〃四十八俵〃 □一斗八升  
 〃四十一俵 □二升〃  
 〃百四十三俵 □二升〃  
 〃五十四俵 □五升〃  
 並糯米十俵〃
- 御手欠 高寺十郎右衛門川合
- 100 一大豆四百十俵下川原 伴七  
 米一斗二升〃
- 田茂山金蔵川合
- 101 一粳二百五十俵下川原 万之助  
 米百俵〃  
 〃八十俵〃
- 田茂山源五郎川合
- 102 一米三百十俵下川原 栄治  
 〃百俵〃
- 同村徳治川合
- 103 一米一 権三郎  
 百拾俵下川原  
 〃二百俵〃  
 大豆百十俵〃
- 同村栄作川合
- 104 一米二百九十八俵下川原 金作  
 □三斗九升  
 〃三十俵 □四斗也  
 大豆百十俵〃



- 114 一米百五十俵下川原 卯左衛門  
 〃二百七十俵〃  
 同村銀十郎川合
- 115 一米三百十俵下川原 彦太郎  
 〃百十俵〃 上姉体善八川合  
 善七（墨引き無し）
- 116 一米三百十俵下川原  
 〃百十俵〃  
 黒石懐助川合
- 117 一米三百十俵下川原 啓助  
 〃糯米八俵〃  
 米百十俵〃  
 鶯沢兵左衛門川合
- 米
- 118 一米三百十俵下川原 兵右衛門  
 米百十俵〃  
 鶯沢与右衛門川合
- 119 一米四百十俵下川原 勇右衛門（墨引き無し）  
 下姉体清右衛門川合
- 120 一米四百十俵 卯右衛門  
 上姉体善八川合（墨引き）
- 121 一米 善七（墨引き）  
 高寺佐藤利三郎川合
- 粃
- 122 一米百俵下川原  
 粃二百五十俵〃  
 米六十六俵〃  
 利太郎
- 同村十郎右衛門川合  
 □蔵
- 123 一米百俵下川原  
 粃二百五十俵〃  
 米六十六俵〃

- 一斗一升七合七勺四勺  
下姉体万五郎川合
- 124 一粃四百俵跡呂井 銀治  
米五十俵〃  
同村新藏川合
- 125 一粃四百俵跡呂井 倉治  
米五十俵金ヶ崎  
同村東助川合
- 126 一粃四百俵跡呂井 新太夫  
米五十俵金ヶ崎  
目呂木太郎助川合
- 127 一米三百十俵下川原 長右衛門(墨引き無し)  
〃百十俵〃  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 128 一米三百十俵金ヶ崎 喜兵衛(墨引き無し)  
〃百俵跡呂井  
田谷松太郎川合
- 129 一米三百十俵下川原 栄七(墨引き無し)  
〃百十俵〃  
田谷長松川合
- 130 一米四百十俵下川原 円左衛門
- 131 六日入栄左衛門川合  
一米一俵□五升六日入 伝吉  
〃二十四俵□一斗五升五合四勺  
〃十六俵一斗六升  
〃一俵二斗二升

- 〃七俵五升  
 大豆十七俵四斗三升  
 〃二俵四升  
 〃二十四俵一斗九升  
 米百二十七俵二斗七升  
 〃三斗也  
 〃百俵□  
 大豆二十二俵八升  
 〃十三俵三斗三升  
 米五十俵□  
 〃四十俵下衣川  
     上麻生善吉川合  
 132 一米三百十俵金ヶ崎 亀十郎(墨引き無し)  
     〃百俵跡呂井  
     三百十俵 目呂木七太郎川合  
 133 一米四百十俵金ヶ崎 喜吉(四百十は墨引き、他は墨引き無し)  
     〃百俵跡呂井  
     市中 黒石源吉川合  
 134 一米四百六俵 清五郎(墨引き無し)  
     上姉体栄助川合  
 135 一米四百十俵下川原 惣助(墨引き無し)  
     十 高寺卯兵衛川合  
 136 一米四百十俵〃 慶蔵(墨引き無し)  
     黒石幸作川合  
 137 一米四百十俵下川原 松治(墨引き無し)  
     同村栄太郎川合  
 138 一米二百俵金ヶ崎 銀治(墨引き無し)  
     〃四十六俵一斗一升跡  
     〃六十四俵跡呂井  
     〃百俵〃  
     上麻生権太郎川合  
 139 一米四百十俵下川原 万作(墨引き無し)  
     同村兵治川合  
 140 一米四百十俵〃 直吉(墨引き無し)  
     黒石八之丞川合

御手欠大豆

141 一米二十九俵六日入 与四右衛門(墨引き無し)

□四斗二升二合五勺

大豆三百三十五俵□二斗九升

並糯米八俵

米二俵

大豆七十四俵□一斗九升

142 粃 下姉体周助川合

一米百二十二俵六日入 東吉

粃三百五十俵〃

143 粃 白鳥□松川合

一米百二十二俵六日入 丑蔵

粃三百五十俵〃

前沢円蔵川合

144 一米三百十俵金ヶ崎 善吉

〃百俵跡呂井

上麻生鈴木市右衛門川合

145 一大豆二百二十俵下川原 虎右衛門(墨引き無し)

〃三俵七升〃

米百八十俵

糯米同俵 一黒石大豆四俵

小豆二俵

米 上麻生鈴木市右衛門川合

146 一米三百俵六日入 虎吉(墨引き無し)

粃百二俵〃

〃六十俵〃

善

上姉体□八川合

147 一米三百五十俵金 栄吉(墨引き無し)

米百俵〃

田茂山平吉川合

148 一米二百四俵金ヶ崎 善太郎(墨引き無し)

〃百六俵跡呂井

高寺十郎右衛門川合

149 一米六十俵下川原 伴七

粃二百五十三俵〃

- 米百十俵」
- 鶯沢善四郎川合
- 150 一米三百十俵下川原 専蔵（墨引き無し）  
 〃百十俵」
- 上姉体清之丞川合
- 151 一米三百十俵下川原 正之丞（墨引き無し）  
 〃百十俵」
- 下姉体徳治川合
- 152 一米三百十俵下川原 〇<sup>巳か</sup>右衛門（墨引き無し）  
 〃百十俵」
- 瀬台野久右衛門川合
- 153 一米三百俵金ヶ崎 久蔵（墨引き無し）  
 〃百十六俵跡呂井
- 下姉体久作川合
- 154 一米百六十六俵六日入 善右衛門（善右衛門）  
 小豆六俵」  
 黒大豆四俵」  
 大豆百六十四俵」  
 〃七十俵
- 上麻生茂〇川合
- 仁平治
- 155 一米三百十俵金ヶ崎 新作（墨引き無し）  
 〃百俵跡呂井
- 同村義〇川合
- 156 一米三百俵金ヶ崎 虎蔵（墨引き無し）  
 〃七十七俵跡呂井  
 〃三十三俵」  
 〇一斗二升八合
- 目呂木酉松川合
- 157 一米三百二十六俵大曲 室之助（墨引き無し）  
 〃八十四俵下衣川  
 〃三十三俵〇二斗二升五合  
 上麻生五郎助川合

- 158 一米二百二十俵六日入 幸之助(墨引き無し)  
 □九升五合  
 〃八十二俵〃  
 □一斗八升  
 一 鯺鮓二百三十四扣  
 上麻生久蔵川合
- 159 一 粃二百六十俵下川原 米五郎(墨引き無し)  
 大豆百八十七俵 □一斗六升  
 上姉体利作川合
- 160 一 八郎治(墨引き無し)  
 下姉体倉松川合
- 161 一米四百十俵下川原 吉蔵(墨引き無し)  
 六日入春吉川合
- 162 一米三百十俵金ヶ崎 松右衛門(墨引き無し)  
 〃百俵 跡呂井  
 上姉体丈太郎川合
- 163 一米四百十俵下川原 喜内(墨引き無し)  
 高寺源蔵川合
- 164 一米四百十六俵跡呂井 嘉七(墨引き無し)  
 鶯沢十郎右衛門川合
- 165 一米三百十俵〃 善之丞(墨引き無し)  
 〃五十四俵〃  
 〃七十六俵〃  
 同村伊之太郎川合
- 166 一米二十八俵金ヶ崎(金ヶ崎のみ墨引き)  
 跡呂井 亀治(墨引き無し)  
 〃十俵〃  
 〃二百七十二俵〃  
 〃百十六俵〃  
 田茂山東太郎川合
- 167 一米二百六俵跡呂井 栄助(墨引き無し)  
 下姉体新四郎川合
- 168 一米四百十俵下川原 栄助(墨引き無し)  
 一米四百十俵跡呂井  
 〃一俵〃  
 〃一俵〃  
 〃一俵〃



- 大豆二俵 □ 三斗六升  
 鶯沢運蔵川合
- 169 一米四百十六俵跡呂井 運吉 (墨引き無し)  
 上姉体茂左衛門
- 170 一大豆二百三十六俵下川原 長十郎 (墨引き無し)  
 米二俵〃  
 〃二十六俵〃  
 大豆一俵  
 米百五十俵  
 黒石新七川合
- 171 一米三百二十六俵六日入 善助 (墨引き無し)  
 〃八十四俵下衣川  
 同村栄 □ 川合
- 172 一米四百十俵 銀治 (墨引き無し)  
 目呂木 □ 之助川合
- 173 一米四百六俵 長右衛門 (墨引き無し)  
 田茂山作太郎川合
- 174 一米百十二俵金ヶ崎 周太郎 (墨引き無し)  
 □ 一斗三升  
 〃百九十八俵跡呂井  
 〃百十六俵〃  
 下姉体円七川合
- 175 一米百二十六俵跡呂井 覚右衛門 (墨引き無し)  
 〃三百四俵〃  
 同村東助川合
- 176 一米四百十五俵跡呂井 文五郎 (墨引き無し)  
 大豆十五俵〃  
 上麻生庄五郎川合
- 177 一米四百十六俵跡呂井 孫作 (墨引き無し、孫のみ墨抹)  
 春
- 178 一米九十二俵跡呂井 孫作 (墨引き無し)  
 〃三百三十俵〃  
 同村有作川合  
 同村徳蔵川合
- 179 一米四百十六俵〃 新三郎 (墨引き無し)

- 黒石懐助川合
- 180 一米三百六十俵下川原 啓助(墨引き無し)  
 〃六十俵三斗五升三合七勺一〇  
 黒石金蔵川合
- 181 一米三十七俵□四升跡呂井 清蔵(墨引き無し)  
 〃三百八十四俵〃  
 三  
 〃三十俵〃
- 黒石□□蔵川合
- 182 一米三百四十六俵六日入 円蔵(墨引き無し)  
 〃百二十四俵下衣川  
 高寺十郎右衛門川合
- 183 一米五十六俵下川原 伴七(墨引き無し)  
 □七升五合三勺四□  
 〃三百六十二俵〃  
 跡呂井円右衛門川合
- 184 一米三百六十俵金ヶ崎  
 〃七十六俵跡呂井  
 粃十七俵〃  
 田茂山九兵衛川合
- 185 一米四百十俵下川原 吉五郎(墨引き無し)  
 高寺金七川合
- 186 一米四百二十俵〃 伝之助(墨引き無し)  
 高寺源蔵川合
- 187 一米三百五十九俵下 嘉七(墨引き無し)  
 □一斗七升  
 〃五十二俵下川原  
 高寺佐藤利太郎川合
- 188 一米三百俵金ヶ崎 利太郎(墨引き無し)  
 〃百十六俵跡呂井  
 鷺沢善四郎川合
- 189 一米四百十八俵下川原 専蔵(墨引き無し)  
 □一斗六合六勺六□  
 田茂山金蔵川合
- 190 一米三百俵金ヶ崎 万之助(墨引き無し)

- 〓百十六俵跡呂井 米六〓〓四斗四升  
     黒石八之丞川合
- 191 一米三百三十六俵六日入 与四右衛門(墨引き無し)  
     鶯沢兵左衛門川合
- 192 一米四百十六俵金ヶ崎 兵右衛門(墨引き無し)  
     田谷長松川合
- 193 一米四百十俵下川原 円左衛門(墨引き無し)  
     同村松太郎川合
- 194 一米四百十八俵下川原 栄七(墨引き無し)  
     高寺円蔵川合
- 195 一米四百四俵〓 伝三郎(墨引き無し)  
     黒石与作川合
- 196 一米四百四俵〓 甚之丞(墨引き無し)  
     下姉体万五郎川合
- 197 1 慶七郎(墨引き無し)  
     六日入栄左衛門川合
- 198 一米四百八俵六日入 伝吉(墨引き無し)  
     〓二十俵〓  
     〓四十二俵下衣川  
     下姉体周助川合
- 199 一米三百俵金ヶ崎 東吉(墨引き無し)  
     〓百二十八俵跡呂井  
     〓三斗二升六合六勺六〓  
     目呂木栄蔵川合
- 200 一米七十俵六日入 順治(墨引き無し)  
     小麦四百俵〓  
     上姉体熊五郎川合
- 201 一米三百俵金ヶ崎 熊蔵(墨引き無し)  
     〓百十六俵跡呂井  
     同村半右衛門川合
- 202 一米四百十六俵下川原 善右衛門(墨引き無し)  
     同村金之丞川合
- 203 一米三百六十俵金ヶ崎 金左衛門(墨引き無し)  
     〓七十六俵跡呂井  
     〓七十六俵跡呂井  
     田茂山喜太郎川合

- 204 一米四百二十俵下川原 喜蔵(墨引き無し)  
高寺弥惣治川合
- 205 一米四百十俵下川原 清右衛門(墨引き無し)  
田茂山平吉川合
- 206 一米四十六俵金ヶ崎 □之丞(墨引き無し)  
〃百五十四俵跡呂井  
高寺栄七川合  
黒石善之丞川合
- 207 一米三百十俵 嘉七(墨引き無し)  
□三斗二升五合  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 208 一米百四十俵大曲り 喜□□(墨引き無し)  
上麻生仁平治川合
- 209 一米二百十八俵六日入 新作(墨引き無し)  
左一斗五升三合  
〃九十九俵二斗五升五合〃  
大豆五十俵〃  
上麻生源太郎川合
- 210 一米百二十三俵六日入 孝三郎(墨引き無し)  
〃百俵〃  
〃二百四十八俵下衣川  
黒石□蔵川合
- 211 一米二百六十八俵六日入 円蔵(墨引き無し)  
〃四十八俵下衣川  
下姉体□松川合
- 212 一米二百六十八俵六日入 吉蔵(墨引き無し)  
〃四十八俵下衣川
- 213 一米二百六十八俵六日入 文五郎(墨引き無し)  
〃四十八俵下衣川
- 214 一米百一俵金ヶ崎  
□七升五合  
〃八十八俵跡呂井  
二升二合五勺  
〃百十四俵二斗四升七合五勺

- 下姉体徳治川合
- 215 一米二百七十俵六日入 己<sup>じか</sup>右衛門(墨引き無し)  
 〃四十八俵三斗九升六合下衣川  
 上姉体春八川合
- 216 一米四百俵 下川原 栄吉(墨引き無し)  
 〃友太郎川合
- 217 一〃四百十俵〃 長助(墨引き無し)  
 田茂山東太郎川合
- 218 一〃四百俵〃 栄七(墨引き無し)  
 高寺卯兵衛川合
- 219 一米四百十俵下川原 慶蔵(墨引き無し)  
 大豆四俵〃  
 田茂山源五郎川合
- 220 一米四百六俵 栄治(墨引き無し)  
 目呂木□蔵川合
- 221 一米三百三十三俵六日入 順治(墨引き無し)  
 □ 二斗七升  
 二百二十七俵黒石久平川合
- 222 一米百五十俵跡呂井 栄七(百五十俵のみ墨引き)  
 □ 一斗一升三合三勺三□  
 〃百五十六俵〃  
 〃五十俵〃  
 〃一俵〃
- 下姉体周助川合
- 223 一米三百二俵跡呂井 東吉(墨引き無し)  
 同村万五郎川合
- 224 一米四百俵下川原 慶七郎(墨引き無し)  
 高寺金七川合
- 225 一二百俵金ヶ崎 伝之丞(墨引き無し)  
 〃百俵跡呂井  
 上麻生久蔵川合
- 226 一米三百二十六俵下川原 米五郎(墨引き無し)  
 □ 一斗五升三合三勺二□  
 〃七十四俵  
 前沢円蔵川合

- 六日入
- 227 一米三百六十六俵 善吉(墨引き無し)  
 〃八十四俵下衣川  
 黒石金蔵川合
- 228 一米四百四俵下川原 清蔵(四のみ墨抹)  
 跡呂井円右衛門川合
- 229 一米二百九十三俵下川原 円治(墨引き無し)  
 □二斗四升  
 〃十一俵〃  
 粃八十七俵〃
- 230 一米四百九俵金ヶ崎 丑蔵(墨引き無し)  
 □二斗四升  
 〃二十俵跡呂井  
 □二斗二升五合  
 白鳥□□川合
- 231 一米三百二十六俵六 義助  
 〃八十四俵下衣川  
 粃三十俵六日入  
 上姉体清之丞川合
- 232 一三百十六俵 庄之丞  
 右ハ六日入下衣川□積合
- 233 一米三百俵金ヶ崎 □蔵  
 〃百十六俵跡呂井  
 高寺十郎右衛門川合  
 右同人川合
- 234 一米二百四十二俵跡呂井 伴七  
 □四斗一升一合一勺  
 〃七十一俵三斗五升  
 大豆二俵  
 米一俵

『下柳千葉家文書』史料番号23—2—2

表紙

上川御艦肝入  
文久三亥年 千葉兵左衛門

御艦順番帳  
九月吉日

書式 0 (書式 三 の諸留関連か)

一 御舂下

一 杉板十八枚  
右ノ内敷板六枚長四丈五尺厚二十一寸  
八分

但し加 □ 敷芸ニ  
此 □ □ □ □ □ □ □ □ (墨抹)

書式 一

① 一九月二十九日金ヶ崎一無欠 高寺十郎右衛門川合  
十月晦日下川原一無欠 伴七  
三月二十日下川原一免欠八勺  
八月六日下川原一免欠三勺 □  
右ハ上姉体正之丞吉度石積補 □ □ □

② 一九月一日跡呂井一無欠 上麻生兵治川合  
跡呂井一無欠 直吉

十月二十三日下川原（下川原のみ墨抹）  
正月二十二日六日入一免欠二夕  
六月十二日下川原一□欠二夕  
右ハ上下進

目呂木酉松川合

③ 一九月二十八日六日入一無欠□川方（二無欠□川方のみ追筆）

一合□一勺（追筆） 室之助

十一月二十二日六日入一無欠

田茂山東太郎川合

④ 一九月十六日六日入一無欠 栄七

右ハ破舟補

十月二十三日下川原一無欠

右ハ初上下

二月二十七日跡呂井一無欠

右ハ糶積

四月六日跡呂井一無欠

右ハ右補

六月十五日下川原一無欠

右ハ上下進

黒石清右衛門川合

⑤ 一九月二十九日下川原一無欠 卯左衛門

十一月四日跡呂井一無欠

四月九日跡呂井一免欠

一合六勺

田茂山金兵衛川合

⑥ 一九月三日跡呂井無欠 万之助□

右ハ上下後



十月二十三日下川原一無欠  
右ハ粉積

四月六日跡呂井一無欠  
右ハ右補

六月十二日下川原一無欠  
右ハ上下進

⑦ 上麻生鈴木市右衛門川合  
喜兵衛  
一九月十八日六日入一無欠

右ハ一□積補

十月二十九日跡呂井(墨抹)

十月晦日六日入一無欠

右ハ□上下後

⑧ 上姉体清之丞川合  
庄之丞  
一九月二十九日跡呂井一無欠

正月十八日金ヶ崎一無欠

三月十九日下川原一無欠

⑨ 上姉体半右衛門川合  
一九月十四日六日入一無欠  
下衣川七十□□善右衛門

右ハ上下後

二勺

十月二十三日下川原一無欠

三月十五日下川原一無欠

六月二十七日六日入一無欠

右ハ上下進三百□積□石

十

上麻生仁平治川合

⑩ 一九月五日金ヶ崎

新作(新作のみ墨引き)

右ハ上下後

三太夫

十月二十三日下川原一無欠 六度め

二月二十七日跡呂井靱□免欠二合二勺

右ハ□ 栄免欠一勺

四月六日金ヶ崎一無欠

右ハ右補

六月二十七日六日入一欠一升二合

右ハ上下進百三十五□

八月七日六日入割上名前上姉体善八川合金五郎

右補□

⑪ 黒石栄太郎川合

一九月一日跡呂井一無欠 銀治

十一月七日六日入一無欠

三月十五日跡呂井一無欠

⑫ 鶯沢兵左衛門川合

一九月十日金ヶ崎一無欠 兵右衛門

十月二十八日下川原一無欠

三月十五日日下川原一無欠

下姉体万五郎川合

⑬ 慶七郎（墨引き）

一九月二十四日六日入一無欠

右ハ上下後 万七

十一月二十二日跡呂井一無欠

⑭ 田茂山徳治川合

一九月二十六日下川原一免欠二合一勺 権三郎

一

十一月二十二日下川原一欠三合二勺

三月二十四日金ヶ崎一欠三合八勺

⑮ 上姉体養八川合

一十月十二日下川原一無欠 養七（春七のみ墨引き）

右ハ上下後 栄吉

二月十九日下川原一無欠  
四月十八日金ヶ崎一無欠

⑩ 田茂山栄作川合  
一九月二十九日下川原一無欠 金作  
十一月二十二日下川原一無欠

三月二十四日金ヶ崎一無欠  
八月十五日日下川原一無欠

⑪ 下姉体新蔵川合  
一九月十日金ヶ崎一無欠 八郎吉

右ハ上下後

十月二十三日下川原免欠一合三四勺積  
二月二十四日金ヶ崎米二百一合□□  
粃無欠

右ハ粃積

四月五日跡呂井一無欠

右補割

七月朔日跡呂井一無欠

右ハ上下進三百二十五□一石積

⑫ 高寺佐藤利三郎川合  
一八月晦日金ヶ崎無欠 利太郎□

右ハ上下後

十月二十三日下川原一無欠

二月二十一日跡呂井一無欠

右ハ粃積

四月六日跡呂井一無欠

右ハ右補

七月朔日金ヶ崎一無欠

右ハ上下進

五

黒石春蔵川合

⑬ 一十月七日下川原一無欠(七のみ墨引き) 己代治

正月二十三日金ヶ崎一無欠

八月六日下川原一無欠  
右ハ下姉体東吉五□金去度石積補

二十

上麻生長左衛門川合

⑳ 一九月十日金ケ崎

儀左衛門

右ハ上下後□

跡呂井一無欠

十月二十三日下川原(下川原のみ墨引き)

翌正月十七日六日入一無欠

右ハ上下進(墨抹)

三月二十五日六日入一無欠

右ハ戌年天□手相□候ニ付補割

七月六日金ケ崎一免欠二合七勺

右ハ上下進

前沢国藏川合

㉑ 一十月朔日跡呂井一無欠

養吉

三月十九日跡呂井一無欠

八月七日六日入一無欠

右ハ下姉体東助川合万太夫方□□

五

田谷長松川合

㉒ 一十月七日下午川原一無欠

円左衛門

十一月九日下午川原一無欠

四月十二日下午川原

上下進

東作川合

下姉体□助川合(□助川合のみ墨引き)

㉓ 一九月十四日六日入一無欠

東吉

右上下後

十一月二十二日跡呂井一無欠

四月十一日六日入一無欠

黒石庄五郎川合

㉔ 一十月六日六日入一欠六合八勺 伊七(伊七のみ墨引き)

十一月二十四日御免

十一月二十四日六日入一無欠 広治  
三月二十日跡呂井一無欠 二度め

②5 □□上下二百五十□ 上麻生茂兵衛川合  
十一月二十五日六日入一無欠一無欠 虎蔵  
四月十二日六日入一無欠  
右□□補□

②6 高寺十郎右衛門川合  
十一月二十九日下川原一無欠 □蔵(□蔵のみ墨引き)  
右ハ去ル年方初上下 吉助  
三月二十六日下川原一無欠  
右ハ戌大沢□補割  
八月六日下川原一免欠一勾  
右ハ去ノ年伊年補

②7 田茂山専右衛門川合  
十一月二十五日下川原一無欠 専治  
右ハ上下後  
十月晦日下川原  
右ハ破舟四月十六日□□□  
四月二十二日跡呂井一無欠  
右ハ三百四十□□石積  
右ハ破舟補  
八月三日金ヶ崎一免欠一合一勾  
右ハ高寺伝三郎

②8 田茂山九兵衛川合  
十一月五日金ヶ崎一無欠 吉五郎  
正月十二日金ヶ崎一無欠  
三月二十八日跡呂井一無欠

②9 東作川合  
下姉体周助川合(周助川合のみ墨引き)  
一九月二十五日下川原一無欠 円七(円七のみ墨引き)

右ハ上下後

周吉

十月二十九日跡呂井

右ハ源□七□石ニテ破舟

子ノ七月二十九日□□□□

八月六日下川原一無欠

右ハ破舟補

三十

鶯沢与右衛門川合

③⑩ 一十月五日金ケ崎一無欠

勇右衛門

正月十三日下川原一無欠

四月十五日下川原一免欠二合九勺（免欠二合九勺のみ墨引き）

無欠

上麻生鉄三郎川合

③⑪ 一十月七日金ケ崎一欠五合一勺 幸三郎（幸三郎のみ墨引き）

二月二十日御免幸之助

二月二十二日金ケ崎一無欠 二度め

右ハ粃

四月六日金ケ崎一免欠二合四勺

右ハ右補

白鳥常松川合

③⑫ 一十月八日六日入一無欠 丑蔵

十一月二十九日六日入一無欠

右ハ上下後

三月二十九日六日入一免欠二合

黒石兵蔵川合

③⑬ 一九月十四日六日入一免欠四合五勺 栄蔵（栄蔵のみ墨引き）

右ハ破舟□補

幸七（幸七のみ墨引き）

十月二十九日下川原一無欠

健蔵

三月二十二日跡呂井粃

四度め

右ハ長□ニて破舟也

九月十五日□蔵□被源後候□

下姉体伊右衛門川合

③④

一九月七日跡呂井

卯右衛門（九月七日跡呂井のみ墨引き）

三月二十四日金ヶ崎一無欠

右ハ上姉体友太郎川合長助粃積補割

黒石金蔵川合

③⑤

一十月十二日下川原一無欠

清蔵（清蔵のみ墨引き）

二月九日跡呂井御粃一無欠

馬之丞

四月六日跡呂井一無欠

右ハ粃積補

上麻生庄五郎川合

③⑥

一九月十七日六日入一欠三合八勺 善作（善作のみ墨引き）

右ハ上下後

米蔵

十一月朔日跡呂井

三度め

四月二日六日入一無欠

八月六日下川原一免欠一合四勺

右ハ源作新三郎伴七□合深手□補

上麻生忠作川合

③⑦

一九月五日跡呂井一無欠

孫作

右ハ上下後

十月二十三日下川原一無欠

正月二十二日六日入一無欠

八

黒石源吉川合

③⑧

一九月二十九日六日入一無欠

清五郎（九のみ墨抹）

右ハ市中大豆補

十一月二十一日六日入一無欠

免欠四勺

三月二十日跡呂井一無欠

高寺卯兵衛川合

③九 九月十日金ヶ崎一免欠八勺 慶治郎

右ハ初上下

十月二十三日下川原一無欠

右ハ上下後

二月二十四日下川原一無欠

四月四日下川原一無欠

八月三日金ヶ崎(墨引き)

右ハ上下後(墨引き)

四〇

目呂木鳥之助川合

④〇 一十月七日跡呂井一免欠一勺 長右衛門

正月十三日六日入一無欠

四月二十日六日入一無欠

下姉体東助川合

④一 一九月二十三日六日入一無欠 義太夫

右ハ□□□□

十一月二十二日跡呂井一無欠

□上下後

四月十九日跡呂井一無欠

八月七日六日入一無欠

右ハ深手等補茂 前沢円蔵川合□□□江

□□

上姉体金之丞川合

④二 一十月二十二日下川原一無欠 金左衛門

二月十九日下川原一無欠

四月十九日金ヶ崎一無欠

十左衛門川合

高寺源惣治川合(源惣治川合のみ墨引き)

免欠三勺 清右衛門



④3 一十月七日跡呂井一無欠

正月十二日下川原一無欠

三月二十六日下川原一免欠二合四勺

黒石新作川合

高寺源蔵川合(墨引き)

④4 一十月七日下川原一無欠 嘉七(嘉七のみ墨引き)

正月二十三日下川原一無欠 卯三郎

五月二日跡呂井一無欠

右ハ 糶 払積

七月六日跡呂井一欠九合三勺

右補

黒石幸作川合

免欠七合六勺 松治

④5 一十月七日跡呂井一無欠

四月四日金ヶ崎一無欠

田茂山喜太郎川合

④6 一十月二日金ヶ崎一免欠一合五勺 喜蔵

右ハ 申ノ年 上下後

正月十八日跡呂井一無欠

三月二十六日金ヶ崎一免欠二合一勺

下姉体倉松川合

④7 一九月二十九日下川原一無欠 吉蔵

右ハ 糶 上下後

十一月二日跡呂井一無欠

右ハ 去ル年方 上下後

三月十五日下川原一無欠

八月六日下川原一無欠

右ハ □□丑蔵 □合 □深手方

下姉体久作川合

④8 一十月朔日下川原一無欠 庄右衛門

右ハ 上下後

十一月二十二日下川原一欠六合一勺  
右ハ□大豆積補  
三月二十日跡呂井一無欠

④9 上麻生五郎助川合  
一九月二十九日六日入一無欠 幸之助  
右ハ□□□□積  
四月十二日六日入一無欠

五十 下姉体及川八郎右衛門川合

⑤0 一八月晦日跡呂井一無欠 長太夫  
右ハ破舟補  
十月二十三日六日入一無欠  
正月二十九日金ヶ崎一無欠  
四月十二日六日入

⑤1 黒石八之丞川合  
一十月七日下午川原一無欠 与四右衛門  
正月二十三日下川原一三合七勺

高寺円藏川合  
⑤2 一九月二十五日下午川原 伝三良郎か (伝三良のみ墨引き)  
右ハ上下後 和七  
十月晦日下午川原一無欠  
四月二十日六日入一無欠

⑤3 上麻生徳兵衛川合  
一九月二十五日下午川原一無欠 新三郎  
右ハ上下後

十月二十九日六日入一無欠  
四月二十一日下川原（墨引き）  
四月二十一日六日入一欠三合四勺  
右ハ三百□□石積

上姉体利作川合

54 一十月七日金ケ崎一無欠 八郎治（八郎治のみ墨引き）

正月二十二日金ケ崎 菊松

右ハ□石にて破舟 三度め

七月二十九日御□□

八月三日跡呂井一免欠二合六勺

右ハ破舟補

目呂木七太郎川合

55 一十月七日六日入一欠五合七勺 喜吉（喜吉のみ墨引き）

十二月三日御免甚吉

十一月四日六日入一無欠 二度め

九 高寺金七川合

56 一九月二十九日下川原一無欠 伝之丞（伝之丞のみ墨引き）

右ハ上下後 伝之助

十一月四日跡呂井一無欠

三月十五日下川原一欠六合二勺

上麻生鈴木市右衛門川合

57 一九月十九日六日入一無欠 虎吉

右ハ糶積

十月晦日下川原一無欠

三月十五日跡呂井一無欠

上麻生鈴木市右衛門川合

58 一十月七日下午川原一免欠二勺 虎右衛門

正月十四日跡呂井一無欠

四月二十日下川原一無欠

下姉体徳治川合

59 一九月十日跡呂井一無欠 巳右衛門

十一月二十二日跡呂井一無欠

六十

田茂山平吉川合

60 一九月三日金ヶ崎一無欠 万之丞

右□□積補

十月 下川原一無欠

去上下後

正月二十九日下川原一免欠八勺(墨引き)

三月二十四日金ヶ崎一無欠(墨引き)

上姉体友太郎川合

61 一九月十日跡呂井一無欠 長助

右□□九月

十月 下川原一無欠

去上下後

二月二十七日金ヶ崎一無欠

右ハ靱積

三月二十四日金ヶ崎一無欠

右ハ靱積補割下姉体伊右衛門川合卯右衛門□□□舟

五月十四日下川原一免欠二勺

常太郎川合

黒石銀十郎川合(銀十郎川合のみ墨引き)

62 一月十七日下川原一免欠一合九勺 常太郎(□太郎のみ墨引き)

十一月二十二日跡呂井一無欠 政治

三月二十八日下川原一無欠

田茂山次太郎川合

63 一月十五日下川原一無欠

正右衛門

正月十九日下川原一無欠

三月二十四日金ヶ崎一無欠

鷺沢伊之太郎川合

64 一十月二十九日金ヶ崎一無欠 亀治（亀治のみ墨引き）

三月十五日下川原一免欠二合九勺 勇右衛門

六十五

田茂山松太郎川合

65 一十月八日六日入一無欠 栄七（栄七のみ墨引き）

正月二十八日下川原一無欠 善吉（正月二十日のみ墨引き）

三月十九日下川原一欠一升一合

五勺御免

右ハ九月晦日御免

東四郎川合

六日入栄左衛門川合（栄左衛門のみ墨引き）

66 一九月十八日六日入一無欠 栄一郎（栄一郎のみ墨引き）

右ハ上下後

鉄治

十月二十九日下川原

四度め

六日入一無欠

三月三日下川原一無欠

四月十六日六日入一無欠

九月四日六日入一無欠

右ハ三百□□石積

黒石与作川合

67 一十月七日跡呂井一無欠 甚之助

二月二十五日金ヶ崎一無欠

四月十二日六日入一無欠

下姉体庄蔵川合

68 一十月七日日下川原一無欠 直之助

十一月二十二日下川原一無欠

三月二十日下川原一免欠一勺

上姉体善八川合

69 一十月九日下川原一無欠 栄吉

正月十四日跡呂井一無欠 養作（養作のみ貼紙、貼り紙下金五郎とあり）

八月七日六日入一免欠一合七勺  
右ハ上麻生仁平治川合新作□石三百三十五□  
御躰下石補代舟也

七十

高寺幸之助川合

七十

喜之助

上麻生久藏川合

71 一九月十八日六日入一無欠 万五郎

右ハ上下後

十月晦日下川原一無欠

瀬台野久右衛門川合

72 一九月二十二日跡呂井一無欠 久作

右ハ上下後

十一月二十二日下川原一無欠

四月十八日金ヶ崎一免欠三勺

造作申□方(付箋)

黒石養左衛門川合

高寺栄七川合(墨引き)

73 一十月七日金ヶ崎一無欠 嘉七

正月二十一日下川原一無欠

四月九日金ヶ崎一無欠

下姉体新四郎川合

74 一九月十日跡呂井一無欠 (貼り紙で名前消し、貼り紙下栄之助)

十一月七日六日入一無欠

四月十九日金ヶ崎一無欠

右ハ三百六十□

跡呂井円右衛門川合

四丑金五郎川合(墨抹)

75 一十月七日金ヶ崎一無欠 円治

正月二十二日金ヶ崎一無欠  
四月十四日跡呂井一無欠(四のみ墨抹)  
三

田茂山作太郎川合

76 一十月晦日金ヶ崎一無欠 惣吉(惣吉のみ墨引き)

右ハ去上下後 善吉

三月十五日跡呂井一免欠(免欠のみ墨引き)

無欠

上姉体栄助川合

77 一九月十日金ヶ崎一無欠 惣作(惣作のみ墨引き)

十月晦日下川原破舟 卯蔵

亥ノ 三度め

右ハ十一月七日田茂山にて破舟

右ハ子ノ三月二十五日御□居

三月二十六日跡呂井一無欠

黒石懐助川合

78 一九月二十五日下川原一無欠 啓助

右ハ組□合□

十月二十八日下川原一無欠

四月九日金ヶ崎一無欠

黒石又平川合

79 一十月七日金ヶ崎一無欠 栄七

四月四日跡呂井一欠三合七勺

八十 上麻生所右衛門川合

80 一十月九日金ヶ崎一無欠 金右衛門

四月十一日跡呂井一無欠

田茂山弥五郎川合

81 一十月七日金ヶ崎一免欠二合七勺 栄治

正月二十九日金ヶ崎一無欠

三月二十四日金ヶ崎一無欠

鶯沢十郎右衛門川合

82 一十月二十九日金ヶ崎一無欠 吉治

右ハ上下後

三月十五日下午川原一無欠

黒石庄七川合

83 一九月十八日六日入一無欠 養助

右ハ上麻生茂兵衛等五人□□合□

上下後

十月晦日六日入一無欠

正月二十三日金ヶ崎一無欠

四月五日六日入一無欠

八月十四日跡呂井一欠五合四勺

右ハ百十四□□石□□□

長倉川合

目呂木菊蔵川合（菊松川合のみ墨引き）

84 一十月九日跡呂井一無欠

順治

二月十九日六日入一無欠

八月十七日六日入一免欠二合六勺

右ハ小麦積□□積補

八十五

鶯沢善四郎川合

85 一十月九日下午川原一無欠 専蔵

正月十三日下午川原一無欠

四月十五日下午川原一無欠

十月七日下午川原

右ハ兵助積方補割上ノ□被仰渡候分

右ハ去□石積補

高寺卯兵衛川合

左ハ戌年上下後

免欠四勺 慶蔵



86 一十月九日下川原一無欠（無欠のみ墨引き）  
正月十二日下川原一免欠四勺  
三月二十六日下川原一免欠一合八勺

上麻生権太郎川合  
四勺 万作

87 一十月九日跡呂井一免欠□成勺積（□成勺積）

88 一三月二十五日跡呂井一無欠 喜平治  
上姉体栄助川合

89 一十月二十一日六日入一無欠 龜十郎  
十一月十九日下川原  
三月三日下川原一無欠  
四月二十日下川原一無欠  
上麻生養吉川合

九十 田茂山東蔵川合  
90 一十月十七日下川原一無欠 卯三郎  
右ハ戌年糶積補

三月二十二日跡呂井（墨引き）  
一正月二十九日下川原一免欠八勺  
三月二十四日金ヶ崎一無欠  
八月六日下川原一免欠二勺  
右ハ養作□作新三郎伴七深手□合□

鶯沢運蔵川合  
91 一十月十七日下川原一無欠 運吉  
三月十五日下川原一無欠

六日入春吉川合  
92 一十月二十一日六日入一無欠 松右衛門  
二月十九日六日入一無欠

金ヶ崎 上姉体熊五郎川合  
93 一十月二十二日下川原一無欠 熊蔵（下川原のみ墨引き）  
翌二月朔日金ヶ崎一無欠

四月十九日金ヶ崎一無欠

庄左衛門川合

下姉体円七川合（円七川合のみ墨引き）

94 一九月二十四日跡呂井一無欠

覚右衛門

十一月二十二日下川原一無欠

四月二日六日入一無欠

九十五

上姉体長七郎川合（長七郎のみ貼紙、貼紙下は□衛門）

95 一十月二十二日下川原一無欠

市五郎（市五郎は貼紙、貼紙下は長十郎）

二月十九日下川原一無欠

四月十九日金ヶ崎一無欠

下川原御蔵

黒石懐助川合

- ① 十月三日出舟不申出 啓助  
十月十九日着舟也

田茂山専右衛門川合

- ② 一出舟不申出 専治  
十月二十七日着舟也

下姉体周助川合

- ③ 一出舟不申出 円七(墨引き)  
十月二十七日着舟也 周吉

高寺円蔵川合

- ④ 十月五日出舟不申出 伝三郎  
翌四月十九日着舟也

上麻生徳蔵川合

- ⑤ 十月十三日出舟也 新三郎  
十月二十八日着舟也

下姉体倉松川合

- ⑥ 一出舟不申出 吉蔵  
十一月二日着舟也

高寺金七川合

- ⑦ 一出舟不申出 伝之丞  
十一月三日着舟也

黒石清右衛門川合

- ⑧ 一出舟不申出 卯左衛門  
十一月三日着舟也

田茂山徳治川合

- ⑨ 十月二十五日出舟也 権三郎  
十一月十八日着舟也

十 同村栄作川合

- ⑩ 十月二十五日出舟也 金作  
十一月十八日着舟也

下姉体久作川合

- ⑪ 一出舟不申出 庄右衛門  
十一月二十一日着舟也

⑫ 十一月二十一日出舟也  
田谷長松川合  
十一月七日出舟也  
円左衛門二

⑬ 十一月六日出舟也  
黒石春蔵川合  
正月二十三日着舟也  
己代治<sup>巳</sup>一

⑭ 十一月六日出舟也  
高寺源蔵川合  
正月二十三日着舟也

⑮ 十一月六日出舟也  
卯三良<sup>郎か</sup>  
正月二十三日着舟也

十五  
⑯ 十一月六日出舟也  
黒石八之丞川合  
正月二十三日着舟也  
与四右衛門

⑰ 十一月九日出舟也  
上麻生鈴木市右衛門川合  
十一月十四日出舟也  
虎右衛門

⑱ 十一月九日出舟也  
黒石□太郎川合  
十一月十四日出舟也  
政治

⑲ 十一月九日出舟也  
下姉体庄蔵川合  
十一月十四日出舟也  
直之助

二十  
⑳ 十一月十四日出舟也  
上姉体養八川合  
十一月二十一日着舟也  
金五郎

㉑ 十一月二十八日出舟也  
鶯沢善四郎川合  
正月十三日出舟也  
専蔵

㉒ 正月十二日出舟也  
高寺卯兵衛川合  
正月十三日出舟也  
慶蔵  
上姉体養八川合

- ②2 一十月出舟不申出  
二月十五日着舟也  
養七
- ②3 一十月出舟不申出  
二月十五日着舟也  
黒石金藏川合  
馬之丞
- ②4 一出舟不申出  
正月二十九日着舟也  
田茂山次太郎川合  
庄右衛門
- ②5 一出舟不申出  
正月二十二日着舟也  
田茂山東藏川合  
卯三郎
- ②6 一二月十六日出舟也  
三月十五日着舟也  
鶯沢運藏川合  
運吉
- ②7 一十月出舟不申出  
二月十五日着舟也  
上姉体金之丞川合  
金左衛門
- ②8 一  
同村熊五郎川合  
熊藏(墨引き)
- ②9 一十月出舟不申出  
二月十三日着舟也  
同村茂左衛門川合  
長十郎
- ③0 一出舟不申出  
正月二十九日着舟也  
田茂山平吉川合  
万之丞
- 三十  
③1 一十月二十九日出舟也  
二月十日着舟也  
同村金兵衛川合  
万之助
- ③2 一十月晦日出舟  
二月十日着舟也  
高寺佐藤利太郎川合  
利太郎
- ③3 一十一月出舟不申出  
□正月二十日着舟也  
上麻生有作川合  
孫作

- ③4 一出舟不申出 上姉体友太郎川合  
長助  
二月二十七日着舟也 同村半右衛門川合
- ③5 一出舟不申出 養右衛門  
二月十一日着舟也(墨引き)  
三月十九日着舟也
- ③6 十一月七日出舟不申出 下姉体新藏川合  
八郎吉  
翌二月朔日着舟也
- ③7 一出舟不申出 上麻生仁平治川合  
新作  
二月二十七日着舟也
- ③8 十月出舟不申出 高寺卯□川合  
慶治郎  
二月二十四日着舟也
- ③9 一出舟不申出 田茂山東太郎川合  
栄七  
二月二十七日着舟也
- ④0 一出舟不申出 高寺十郎右衛門川合  
吉助  
三月二十六日着舟也
- 四十  
④1 十一月十三日出舟不申出 黒石兵藏川合  
幸七  
三月二十二日着舟也
- ④2 二月二十七日出舟不申出 鷺沢兵左衛門川合  
兵右衛門  
三月二十五日着舟也 黒石懐助川合
- ④3 一出舟不申出 啓助  
四月九日着舟也
- ④4 一出舟不申出 高寺円藏川合  
伝三郎  
四月二十日着舟也

- 二月二十六日 同村十郎右衛門川合  
 一出舟不申出  
 三月二十日着舟也  
 栄 伴七
- ④5 上姉体□助川合  
 一田茂山ニて破舟 栄 惣作
- ④6 田茂山専右衛門川合
- ④7 一田茂山ニて破舟 専治  
 上麻生久蔵川合□
- ④8 一出舟不申出 万五郎  
 六月十四日着舟也 大曲り
- ④9 同村鈴木市右衛門川合  
 一二月十五日出舟也 虎吉  
 三月十五日着舟也 同
- ⑤0 田谷長松川合  
 一出舟不申出 円左衛門  
 四月十八日着舟也
- 五十 田茂山徳治川合
- ⑤1 一出舟不申出 権三郎  
 三月二十四日着舟也
- ⑤2 同村栄作川合  
 一出舟不申出 金作  
 三月二十四日着舟也
- ⑤3 二十六日 下姉体久作川合  
 一二月出舟不申出 庄右衛門  
 三月二十日着舟也
- ⑤4 同村庄蔵川合  
 一二月二十六日出舟也 直之助  
 三月二十日着舟也
- ⑤5 瀬台野久右衛門川合  
 一出舟不申出 久作  
 四月十八日着舟也
- ⑤6 下姉体円七川合  
 一二月六日出舟也 覚右衛門  
 四月二日着舟也

- 57 一出舟不申出 高寺十郎右衛門川合  
清右衛門  
三月二十六日着舟也
- 58 一出舟不申出 同村卯兵衛川合  
慶藏  
三月二十六日着舟也
- 59 一二月十二日出舟也 鷺沢与右衛門川合  
勇右衛門  
四月十五日着舟也
- 60 一二月十六日出舟也 同村善四郎川合  
専藏  
四月十五日着舟也
- 六十  
61 一出舟不申出 黒石養□衛門川合  
嘉七  
四月九日着舟也
- 62 一出舟不申出 高寺源藏川合  
卯三郎  
四月十七日着舟也
- 63 一三月十一日出舟也 黒石八之丞川合  
与四右衛門  
七月十八日着舟也
- 64 一二月十九日出舟也 田谷松太郎川合  
栄七  
三月十九日着舟也
- 東藏川合  
田茂山平吉川合（平吉川合のみ墨引き）
- 65 一出舟不申出 栄之丞  
卯三郎  
三月二十四日着舟也
- 同村源太郎川合
- 66 一出舟不申出 庄右衛門  
三月二十四日着舟也
- 上姉体養八川合
- 67 一出舟不申出 養吉  
四月十八日着舟也
- 同村金之丞川合
- 68 一出舟不申出 円左衛門  
四月十九日着舟也



- 69 一出舟不申出 同村□左衛門川合  
 四月十九日着舟也 長十郎
- 70 1 上麻生養吉川合  
 高寺卯□川合 龜十郎
- 71 一三月出舟不申出 慶治郎  
 四月四日着舟也
- 72 一出舟不申出 六日入栄左衛門川合  
 栄一郎
- 73 一三月二十日出舟不申出 上麻生養吉川合  
 四月十六日着舟也 龜十郎
- 74 一出舟不申出 鷺沢八太郎川合  
 四月十八日着舟也 勇右衛門□左  
 二十
- 75 一出舟不申出 〃十郎右衛門川合  
 五月一日着舟也 吉治
- 76 一三月二十一日出舟也 〃運藏川合  
 七月十二日着舟也 運吉
- 77 一三月二十六日着舟也 上姉体半右衛門川合  
 四月十九日着舟也 善左衛門
- 78 一三月二十六日出舟也 下姉体倉松川合  
 四月十九日着舟也 吉藏
- 79 一出舟不申出 上姉体清之丞川合  
 四月二十七日着舟也 庄之丞
- 80 一出舟不申出 田谷松太郎川合  
 六月二十五日着舟也 栄七

- 81 一出舟不申出 高寺十郎右衛門川合  
伴七  
六月十三日着舟也
- 八十  
82 一四月七日出舟也 下姉体庄藏川合  
直之助  
四月二十一日着舟也
- 83 一四月十日出舟也 鷺沢兵左衛門川合  
兵右衛門□□  
四月二十九日着舟也 十三
- 84 一四月七日出舟也 高寺金七川合  
伝之助  
六月二十六日着舟也 (二十六のみ墨引き)  
十八日
- 85 一四月七日出舟也 同村十郎右衛門川合  
吉助  
八月三日着舟也
- 86 一四月八日出舟也 同村十左衛門川合  
清右衛門  
六月二十日着舟也
- 87 一四月二十日出舟也 同村卯□川合  
慶藏  
五月十四日着舟也
- 88 一出舟不申出 黒石□太郎川合  
政治  
七月九日着舟也
- 89 一出舟不申出 高寺卯□川合  
慶治郎  
七月十一日着舟也
- 90 一五月三日出舟也 鷺沢与右衛門川合  
勇右衛門  
九月二十六日着舟也
- 91 一五月三日出舟也 同村善四郎川合  
専藏  
九月二十六日着舟也

- 九十  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 92 一五月三日出舟也  
虎右衛門  
十月二日着舟也
- 93 一四月出舟不申出  
同村養吉川合  
龜十郎  
六月二十日着舟也
- 94 1  
同村徳藏川合  
新三郎  
田谷長松川合
- 95 一出舟不申出  
田左衛門  
十月七日着舟也  
上姉体友太郎川合
- 96 一出舟不申出  
長助  
七月十六日着舟也
- 97 一六月二十三日出舟也  
上麻生兵治川合  
九月二十三日着舟也  
直吉  
田茂山東太郎川合
- 98 一出舟不申出  
栄七  
七月十六日着舟也  
同村金兵衛川合
- 99 一出舟不申出  
万之助  
七月十四日着舟也  
下姉体周助川合
- 100 一八月十三日出舟也  
周吉  
八月二十七日着舟也  
高寺十郎右衛門川合
- 101 一八月二十五日出舟不申出  
吉助  
九月二十一日着舟也  
下姉体倉松川合
- 102 一八月十四日出舟也  
吉蔵  
九月九日着舟也
- 百  
上麻生庄五郎川合
- 103 一八月二十四日出舟也  
養作  
九月二十四日着舟也

104 一八月二十五日出舟也  
田茂山東蔵川合  
卯三郎

一九月二十四日着舟也  
高寺十郎右衛門川合  
105 一八月十一日出舟不申出  
伴七  
一九月八日着舟也

黒石□蔵川合

106 一八月二十一日出舟也  
己<sup>じ</sup>代治  
十月七日着舟也

田茂山栄作川合  
107 一八月二十七日出舟也  
□作  
十月四日着舟也

鶯沢兵五郎川合  
108 一出舟不申出  
専蔵  
十一月六日着舟也

跡呂井御蔵

- ① 一  
下姉体及川八郎右衛門  
長太夫
- ② 一九月三日出舟也  
同二十五日着舟也  
田茂山金藏川合
- ③ 一九月九日出舟也  
同二十五日着舟也  
万之助
- ④ 一九月十三日出舟也  
十月六日着舟也  
上麻生有作川合  
孫作
- ⑤ 一九月出舟不申出  
十月八日着舟也  
上姉体友太郎川合  
長助
- ⑥ 一九月未出舟不申出  
十月十五日着舟也  
上麻生兵治川合  
直吉
- ⑦ 一出舟不申出  
十一月六日出舟也  
黒石栄太郎川合  
銀治
- ⑧ 一出舟不申出  
十一月六日着舟也  
新四郎川合  
下姉体久作川合（久作川合のみ墨引き）  
庄右衛門（庄右衛門のみ墨引き）  
栄之助
- ⑨ 一出舟不申出  
十一月二十一日着舟也  
同村徳治川合  
巳右衛門
- ⑩ 一出舟不申出  
十一月二十一日着舟也  
瀬台野久右衛門川合  
久作
- 十一  
⑪ 一出舟不申出  
十一月二十一日着舟也  
下姉体円七川合  
覚右衛門
- ⑫ 一出舟不申出  
正月十八日着舟也  
上姉体清之丞川合  
庄之丞

- ⑬ 一出舟不申出  
前沢円蔵川合  
三月十九日着舟也  
養吉
- ⑭ 一  
下姉体伝右衛門川合（墨引き）  
清右衛門（墨引き）  
目呂木□之助川合
- ⑮ 一  
十月二十二日出舟也  
正月十三日着舟也  
長右衛門  
高寺十左衛門川合<sup>右か</sup>
- ⑯ 一  
十月二十八日出舟不申出  
正月十二日着舟也  
懷右衛門
- 十五  
黒石幸作川合
- ⑰ 一出舟不申出  
松治  
四月四日着舟也  
同村与作川合
- ⑱ 一  
十一月朔日出舟不申出  
翌二月二十四日着舟也  
甚之助  
目呂木長□川合
- ⑲ 一  
十一月二十日出舟也  
順治  
翌二月朔日着舟也  
上麻生権太郎川合
- ⑳ 一  
十月三十日出舟不申出  
翌二月朔日着舟也  
万作  
同村長左衛門川合
- ㉑ 一  
十一月三日出舟不申出  
翌正月十七日着舟也  
義左衛門
- 二十  
同村兵治川合
- ㉒ 一  
十一月七日出舟不申出  
翌二月二十日着舟也  
直吉  
下姉体秀助川合
- ㉓ 一  
十二月二十六日破舟也  
周吉  
大曲り
- ㉔ 一  
上麻<sup>生抜けか</sup>鈴木市右衛門川合（墨引き）  
喜兵衛（墨引き）

- ②5 一 上麻生新五郎川合（墨引き）  
 養作（墨引き）
- ②6 一二月十九日出舟不申出 下姉体倉松川合  
 三月十五日着舟也 吉蔵  
 大曲り  
 黒石清右衛門川合
- ②7 一出舟不申出 卯左衛門  
 四月八日着舟也
- ②8 一二月二十六日出舟不申出高寺金七川合 伝之助  
 三月二十五日着舟也 下姉体周助川合
- ②9 一二月二十六日出舟不申出 東吉  
 四月十一日着舟也 同村東助川合
- ③0 一二月二十六日出舟也 万太夫  
 四月十九日着舟也 同村徳治川合
- ③1 一二月二十六日出舟也 己<sup>じ</sup>右衛門  
 七月十二日着舟也
- ③2 一出舟不申出 同村万五郎川合  
 六月二十七日着舟也 慶七郎
- ③3 一二月二十六日出舟不申出 黒石□太郎川合  
 三月二十八日着舟也 政治
- 三十  
 ③4 一二月二十五日出舟不申出 上麻生鈴木市右衛門川合  
 四月十六日着舟也 寅吉 □□<sup>方</sup>
- ③5 一二月二十五日出舟不申出 上姉体養八川合  
 五月二十九日着舟也 重五郎
- ③6 一出舟不申出 田茂山喜太郎川合  
 三月二十七日着舟也 喜蔵

七月二十七日着舟也(墨引き)

黒石金蔵川合

③7 一三月四日出舟也

万之進靱

四月六日着舟也

田茂山金蔵川合

③8 一三月四日出舟也

万之助靱

四月六日着舟也

高寺佐藤利太郎川合

③9 一三月四日出舟也

利太郎靱

四月六日着舟也

田茂山東太郎川合

④0 一三月四日出舟也

栄七

四月六日着舟也

上麻生仁平治川合

④1 一三月四日出舟也

新作

四月六日着舟也

田茂山作太郎川合

④2 一二月二十日出舟也

養吉(二月二十日出舟也のみ墨引き)

三月十五日着舟也(墨引き)

五月十一日着舟也

黒石栄太郎川合

④3 一出舟不申出

銀治

四月十七日着舟也

四十

上麻生鈴木市右衛門川合

④4 一出舟不申出

寅吉

七月一日着舟也

前沢円蔵川合

④5 一出舟不申出

養吉

七月八日着舟也

下姉体久作川合

④6 一出舟不申出

庄右衛門

四月二十一日着舟也

黒石源吉川合

④7 一四月七日出舟也

清五郎

四月二十五日着舟也



- ④⑧ 一 四月七日出舟也  
同村庄五郎川合  
広治  
四月二十五着舟也
- ④⑨ 一 四月七日出舟也  
田茂山東藏川合(墨引き)  
卯三郎靱(墨引き)  
黒石兵藏川合
- ⑤⑩ 一 四月七日出舟也  
幸七靱  
右ハ破舟
- ⑤① 一 四月七日出舟也  
上姉体栄助川合  
喜平治  
十月二日着舟也
- ⑤② 一 四月七日出舟也  
田茂山九兵衛川合  
吉五郎二  
四月二十六日着舟也  
此未十□
- ⑤③ 一 四月七日出舟也  
黒石又平川合  
栄七  
七月四日着舟也
- 五十  
⑤④ 一 出舟不申出  
下姉体新藏川合  
八郎吉  
六月二十九日着舟也
- ⑤⑤ 一 出舟不申出  
田茂山東太郎川合  
栄七二  
六月一日着舟也
- ⑤⑥ 一 出舟不申出  
〃金兵衛川合  
万之助三  
六月一日着舟也
- ⑤⑦ 一 出舟不申出  
高寺佐藤利太郎川合  
利太郎四  
六月一日着舟也
- ⑤⑧ 一 四月十七日出舟也  
黒石金藏川合  
万之丞一  
七月二十三日着舟也
- ⑤⑨ 一 四月十九日出舟也  
黒石清右衛門川合  
卯左衛門  
六月一日着舟也

- 60 1 下姉体及川八郎右衛門  
長太夫
- 61 一五月三日出舟也 上麻生新左衛門川合  
九月六日着舟也 金右衛門
- 62 一五月十三日出舟也 跡呂井円右衛門川合  
十月四日着舟也 円治
- 63 一五月九日出舟也 下姉体東助川合  
六月十八日着舟也 万太夫
- 64 一五月十九日出舟也 田茂山高右衛門川合  
六月十九日着舟也
- 六十 高寺源藏川合
- 65 一出舟不申出 卯三郎  
七月二日着舟也 下姉体新藏川合
- 66 一七月七日出舟也 八郎吉  
七月二十七日着舟也 黒石新作川合
- 67 一出舟不申出 卯三郎  
十月三日着舟也 上姉体利作川合
- 68 一出舟不申出 八郎治（八郎治のみ墨引き）  
九月二十四日着舟也 菊松
- 69 一出舟不申出 黒石庄七川合  
養助

金ヶ崎御蔵

高寺佐藤利三郎

① 一九月九日出舟也 利左郎

同二十五日着舟也

田茂山平吉川合

② 一九月十九日出舟不申出 万之丞

十月八日着舟也

上麻生伝平治川合

③ 一九月十九日出舟也 新作

十一月十一日着舟也

下姉体新蔵川合

④ 一九月十九日出舟也 八郎吉

十月十一日着舟也

上麻生長左衛門川合

⑤ 一九月十九日出舟也 兵左衛門

十月十一日着舟也

高寺卯兵衛川合

⑥ 一九月十一日出舟不申出 慶治郎（九のみ墨抹）

十月二十五日着舟也

鷺沢兵左衛門川合

⑦ 一九月三日出舟不申出 兵右衛門

十一月二十一日着舟也

上姉体栄助川合

⑧ 一十月十日出舟也 惣作

十月二十六日着舟也

高寺十郎右衛門川合

⑨ 一十月十一日出舟也 伴七

十月二十六日着舟也

田茂山喜太郎川合

⑩ 一出舟不申出 喜蔵

正月六日着舟也

田茂山九兵衛川合

⑪ 一十一月二日出舟不申出 吉五郎

正月十三日着舟也

- ⑫ 一十月二十八日出舟也 鶯沢与右衛門川合  
正月十三日着舟也 勇右衛門
- ⑬ 一十一月二日出舟不申出 上麻生鉄三郎川合  
翌二月朔日着舟也 幸三郎
- ⑭ 一十一月三日出舟不申出 上姉体利作川合  
翌正月二十三日着舟也 八郎吉
- 十五 黒石養左衛門川合
- ⑮ 一十一月三日出舟不申出 嘉七  
翌正月二十一日着舟也 跡呂井円右衛門川合
- ⑯ 一十一月三日出舟不申出 円治  
翌正月二十二日着舟也 黒石又平川合
- ⑰ 一三月二日出舟不申出 栄七  
四月四日着舟也 上麻生□右衛門川合
- ⑱ 一十一月九日出舟不申出 養右衛門  
翌四月十一日着舟也 田茂山源五郎川合
- ⑲ 一出舟不申出 栄治  
正月 着舟也 上姉体熊五郎川合
- 二十
- ⑳ 一十一月十日出舟不申出 熊蔵  
翌四月十九日着舟也 鶯沢伊□郎川合
- ㉑ 一二月十六日出舟也 勇右衛門  
三月十五日着舟也 同村十郎右衛門川合
- ㉒ 一二月六日出舟也 吉治  
三月十五日着舟也 田茂山作太郎川合
- ㉓ 一二月十三日出舟也 養吉  
三月十五日着舟也

- ②4 一 黒石栄太郎川合（墨引き）  
銀治（墨引き）
- ②5 一 下姉体新四郎川合（墨引き）  
栄之助（墨引き）
- ②6 一 田茂山九兵衛川合  
吉五郎  
一二月二十五日出舟也  
三月二十八日着舟也
- ②7 一 上姉体清之丞川合  
庄之丞  
一二月二十五日出舟也  
三月十九日着舟也
- ②8 一 □石にて破舟  
同村利作川合  
八郎治  
跡呂井円右衛門川合
- ②9 一 一出舟不申出  
円治 □ □ ㇿ  
四月十三日着舟也  
黒石春蔵川合 □ □ □ □ のみ墨抹
- ③0 一 一三月十一日出舟也  
己代治 己か  
七月十八日着舟也  
同村庄七川合
- ③1 一 一出舟不申出  
養助  
四月五日着舟也
- 三十  
③2 一 一出舟不申出  
栄治  
三月二十四日着舟也  
田茂山源五郎川合
- ③3 一 一三月朔日出舟也  
長太夫  
四月十一日着舟也  
下姉体及川八郎右衛門
- ③4 一 一出舟不申出  
熊蔵  
四月十九日着舟也  
上姉体熊五郎川合
- ③5 一 一出舟不申出  
上麻生鉄三郎川合  
幸之助靱  
四月六日着舟也

- ③⑥ 一三月十九日出舟不申出 黒石与作川合 粃  
 四月十二日着舟也 甚之助二
- ③⑦ 一出舟不申出 下姉体新蔵川合粃  
 四月五日着舟也 八郎吉一
- ③⑧ 一出舟不申出 上姉体友太郎川合  
 五月十四日着舟也 長助粃
- ③⑨ 一出舟不申出 下姉体伊右衛門川合  
 五月二十五日着舟也 卯右衛門右補  
 割
- ④⑩ 一出舟不申出 田茂山徳治川合  
 四月二十七日 □ □ 権三郎
- ④⑪ 一出舟不申出 〃栄作川合  
 四月二十七日着舟也 金作
- 四十  
 ④⑫ 一出舟不申出 東蔵川合  
 七月二十六日着舟也 〃平右衛門川合 (平右衛門川合のみ墨引き)  
 □之丞  
 卯三郎
- ④⑬ 一出舟不申出 田茂山源太郎川合  
 七月十六日着舟也 庄右衛門  
 〃源五郎川合
- ④⑭ 四月六日出舟也 栄治  
 一六月一日着船也 (墨引き)  
 五月二十四日着舟也 田茂山喜太郎川合
- ④⑮ 一出舟不申出 喜蔵  
 四月二十七日着舟也
- ④⑯ 一出舟不申出 黒石幸作川合 此未十三  
 松治  
 七月二十日着舟也 (七のみ墨抹)

五

上麻生仁平治川合

④7 一四月九日出舟不申出 新作

六月二日着舟也

同村鉄三郎川合

④8 一出舟不申出 幸之助

五月十一日着舟也

黒石養左衛門川合

④9 一四月二十日出舟也 嘉七

六月一日着舟也

同村懐助川合

⑤0 一四月二十日出舟也 啓助

六月一日着舟也

瀬台野久右衛門川合

⑤1 一出舟不申出 久作

六月二十九日着舟也

五十 上姉体養八川合

⑤2 一五月十九日出舟也 栄吉

十月四日着舟也

(⑤3 から⑤5 までは貼紙)

上姉体金之丞川合

⑤3 一五月三日出舟也 金左衛門

十月四日着舟也

同村熊五郎川合

⑤4 一五月三日出舟不申出 熊蔵

六月二十四日着舟也

同村□左衛門川合

⑤5 一五月三日出舟不申出 長十郎

六月二十四日着舟也

(⑤3 から⑤5 の貼り紙下はローマ数字で記入する)

下姉体新四郎川合

I 一出舟不申出 栄之助

六月二十日着舟也

高寺佐藤利三郎川合

II 一出舟不申出 利太郎

八月十二日着舟也

- 56 一七月二十二日出舟也  
上麻生長左衛門川合  
義左衛門  
八月二十四日着舟也
- 57 1 高寺卯藏川合(墨引き)  
慶治郎(墨引き)  
田茂山專右衛門川合
- 58 一八月二十日出舟也  
專治  
九月二十六日着舟也



六日入御蔵

黒石兵蔵川合

① 一出舟不申出

幸七

十月十六日着舟也

米兵衛(米兵衛のみ墨引き)

上姉体半右衛門川合

② 一九月十九日出舟也

養右衛門

十月一日着舟也

田茂山東太郎川合

③ 一出舟不申出

栄七

十月十六日着舟也

上麻生庄五郎川合

④ 一十月三日出舟不申出

養作

同月十九日着舟也

⑤ 一十月五日出舟不申出

六日入栄左衛門川合(追筆か)

同月十九日着舟也

栄一郎(追筆か)

六日入ではなく上麻生

同村 鈴木市右衛門川合

⑥ 一十月一日出舟不申出

喜兵衛

同二十八日着舟也

同村久蔵川合

⑦ 一出舟不申出

万五郎

十月二十九日着舟也

黒石庄七川合

⑧ 一十月十一日出舟也

養助

十月二十七日着舟也

上麻生鈴木市右衛門川合

⑨ 一十月十四日出舟也

虎吉

十月二十九日着舟也

十 下姉体□助川合

⑩ 一十月二十二日出舟也

義太夫

十一月二十一日着舟也

下姉体万五郎川合

⑪ 一十月二十二日出舟也

慶七郎

十一月二十一日着舟也

- ⑫ 十一月二十二日出舟也  
同村周助川合  
東吉
- ⑬ 十一月二十一日着舟也  
黒石源吉川合  
源五郎
- ⑭ 一出舟不申出  
十一月十七日着舟也  
目呂木西松川合  
室之助
- ⑮ 一出舟不申出  
十一月十九日着舟也(十九日のみ墨引き)  
十八日  
上麻生五郎助川合  
幸之助
- ⑯ 一出舟不申出  
十一月二十二日着舟也  
黒石庄五郎川合  
伊七
- ⑰ 一出舟不申出  
十一月十七日着舟也  
目呂木七太郎川合  
喜吉
- ⑱ 一出舟不申出  
十一月二十九日着舟也  
白鳥□松川合  
丑蔵
- ⑲ 一出舟不申出  
十一月二十八日着舟也  
田谷松太郎川合  
栄七
- 二十  
⑳ 十一月四日出舟不申出  
上麻生養吉川合  
亀十郎  
二月十七日着舟也  
六日入春吉川合
- ㉑ 十一月十六日□出舟不申出  
松右衛門  
翌二月朔日着舟也
- ㉒ 一出舟不申出  
正月二十九日着舟也  
下姉体及川八郎右衛門  
長大夫

- ②③ 一十一月五日出舟不申出 上麻生茂兵衛川合  
 翌正月十七日着舟也 虎蔵
- ②④ 一十一月十六日七日□出舟不申出 六日入栄左衛門川合  
 翌二月朔日着舟也 栄一郎
- ②⑤ 一十月出舟不申出 上麻生徳蔵川合  
 四月二十一日着舟也 新三郎
- ②⑥ 一十一月出舟不申出 黒石庄七川合  
 正月二十三日着舟也 養助
- ②⑦ 一二月出舟不申出 上麻生鈴木市右衛門川合  
 六月十四日着舟也 喜蔵大曲  
 大曲り
- ②⑧ 一出舟不申出 黒石栄太郎川合  
 三月十五日着舟也 銀治小嶋
- ②⑨ 一二月十六日出舟不申出 下姉体新四郎川合  
 四月十七日着舟也 栄之助小嶋
- 三十 目呂木西松川合
- ③⑩ 一出舟不申出 室之助  
 □月二日着舟也 五
- 三十 黒石源吉川合 (三十のみ墨引き)
- ③⑪ 一二月出舟不申出 清五郎  
 三月二十日着舟也 黒石庄五郎川合
- ③⑫ 一二月出舟不申出 広治  
 三月二十日着舟也 黒石庄五郎川合
- ③⑬ 一二月二十八日出舟不申出 白鳥□松川合  
 三月二十九日着舟也 丑蔵

③4 一二月十九日出舟不申出  
五月二十九日着舟也  
目呂木七太郎川合  
甚吉

③5 一出舟不申出  
四月十九日着舟也  
同村專之助川合  
長右衛門

③6 一二月二十九日出舟也  
三月二十五日着舟也  
上麻生長左衛門川合  
義左衛門

③7 一三月十日出舟不申出  
四月十六日着舟也  
同村兵治川合  
直吉

③8 一出舟不申出  
四月二十日着舟也  
同村有作川合  
孫作

③9 一四月七日出舟不申出  
六月二十日着舟也  
同村權太郎川合  
万作

四十  
④0 一三月十九日出舟不申出  
五月二十九日着舟也  
目呂木長倉川合  
順治

④1 一三月二十三日出舟不申出  
五月二十九日着舟也  
六日入春吉川合  
松右衛門

④2 一出舟不申出  
六月二十日着舟也  
上麻生長左衛門川合  
儀左衛門 □ 方  
八 □

④3 一出舟不申出  
八月二日着舟也  
白鳥丑松川合  
丑藏

④4 一出舟不申出  
五月十一日着舟也  
上麻生庄五郎川合  
善作

④5 一出舟不申出  
四月二十一日着舟也  
下姉体円七川合  
覺右衛門

- ④⑥ 一出舟不申出  
 七月七日着舟也  
 黒石庄七川合  
 養助
- ④⑦ 一  
 下姉体及川八郎右衛門川合  
 長太夫
- ④⑧ 一  
 上麻生茂兵衛川合  
 虎蔵
- ④⑨ 一出舟不申出  
 五月  
 同村五郎助川合  
 幸之助
- ⑤⑩ 一  
 十月二十一日着舟也  
 下姉体周助川合  
 東吉
- ⑤⑪ 一  
 十月二日着舟也  
 黒石与作川合  
 甚之助
- ⑤⑫ 一  
 四月九日出舟也  
 七月十八日着舟也  
 六日入栄左衛門川合  
 栄一郎
- ⑤⑬ 一  
 五月九日出舟也  
 八月十六日着舟也  
 高寺円蔵川合  
 伝三郎
- ⑤⑭ 一  
 五月五日出舟也  
 十月二日着舟也  
 目呂木専之助川合  
 長右衛門
- ⑤⑮ 一出舟不申出  
 七月二十六日着舟也  
 上麻生徳蔵川合  
 新三郎
- ⑤⑯ 一  
 七月九日出舟也  
 十月十六日着舟也  
 上姉体半右衛門川合  
 養右衛門
- ⑤⑰ 一  
 七月六日出舟也  
 七月二十七日着舟也
- ⑤⑱ 一  
 七月十九日出舟也  
 九月二十六日着舟也  
 上麻生仁平治川合  
 新作

上姉体養八川合

58 一出舟不申出

金五郎

十月十日着舟也

下姉体東助川合（墨引き）

59 一八月二十九日出舟不申出

義太夫（義太夫のみ墨引き）

十月十七日着舟也

前沢円蔵川合

養吉

目呂木長倉川合

60 一九月二十九日出舟也

順治

十月二十日着舟也

六日入東四郎川合

61 一出舟不申出

□治

十月十六日着舟也

諸留

二拾石

一 瀬操御舩下一艘 赤生津村

目呂木村

但赤生津村御本帳付御入料金十切也

右舟付合番万延元申年十二月大水流候節流

失二付翌文久元酉十月申達

三拾石 八幡村

一 同 一艘 太郎左衛門

〃御預人

安兵衛

〃 下川原村

一 同 一艘 孫右衛門

同御預人

勇藏

跡呂井茄子川御藏守

四丑村肝入

〃 一 同 一艘 新太夫

〃御預人

新三郎

五拾石 黒石村

一通舩下一艘 懐 助

但自分造立

上姉体村

一 同 一艘 喜左衛門

但右同断 上麻生村

一 下伊沢御舩下御預人 徳藏

一 江刺御舩下三艘並御普請方御用船明候間

御舩下江御用立分草井沼弥五郎養藏

黒石村利吉右三人番人制道役

草井沼

弥五郎

〃 長太郎

養藏(墨引き)

二渡り

利吉(墨引き)

養右衛門

赤生津村肝入

儀左衛門

一 赤生津村目呂木村御合番

目呂木村肝入

忠内

同村御合番御船下御預人

嘉太夫

小嶋村肝入

直之進

一 御船下一艘

御預人

円治

組員

林治

舞草村肝入

一 同一艘

多巳蔵

御預人

曾根吉

浅瀬

一 八幡村二三郡上下下嶋一跡呂井

上下

一 黒石新川尻一宮内上下一目呂木舟場一蛇ノ鼻

上下

一 長部舟場上一十日市一小嶋太田川上下一□□□

一作ノ瀬一梅川上下一狐禪寺川岸下一松川花九ノ上

薄衣上下

一 富沢一桜場舟場一□柳一登米舟場下

一 大苗代一黄牛舟場上下一柳沢一赤生津

一 中嶋一同舟場下一桃生川岸一新鹿又

上中下三ヶ所

一 鹿ノ又舟場下



一 三百俵三尺  
一 浅瀬水足  
一 三百俵三尺五寸

一 四百俵四尺

但瀬急ノ節八一寸拾八俵

三百俵三尺

一 平ノ船所水足 三百五拾俵三尺三寸

四百俵四尺六寸

一 御艀造船出来不申出内ハ船割

相出申間敷吟味申出候事

一 組預給分老郡江一艘尤初順

船割可相出事

百八拾石積 一長十二間

一 御艀一艘造立 一横一丈七尺五寸

一 深サ四尺五寸

一 帆柱九尋三尺

一 梁六丁懸

一ノ間 二□□ノ間三阿加ノ間

一 百三拾俵一百二拾俵一七拾俵

供ノ間

一 八十俵

三百俵積

一ノ間 二 三

一 百四俵一八拾八俵一四拾九俵

四

一 五拾九俵

一 御操場並商物舟賄ニても上下

中積入難成上下払以後空船繫

置候節ニ限り為積登候限相濟

居候事

一 年内中御上下津着之分上下

近年銘可割上置当之吟味之

由大肝入衆安政二年被仰談当分  
首尾可仕右之趣上伊沢御代官  
齋藤内之助様江も御達申上置候事

一三百五拾俵以上ハ船数二罷成前々  
形合ニ在之候事

冬至前御定割

一九千五百石 江刺

此俵二万千百拾一俵余

此船数六拾八艘七分余

一七千二百石 上伊沢

此俵

此船数

一三千八百五十石 下伊沢

七斗三升

此俵八千五百五十七俵余

此船数二十七艘六分余

商船舟郡

下姉体村

万五郎

鶯沢村

善四郎

高寺村

佐藤利三郎

”

円蔵

”

金七

田茂山村

東太郎

下姉体村

一 周助

上姉体村

一 利作

黒石村

一 金蔵

瀬台野村

一 久右衛門

目呂木村

一 長倉

六日入村

一 栄左衛門(墨引き)

東四郎

前沢村

一 国蔵

黒石村(墨引き)

一 上姉体村懐助(懐助のみ墨引き)

慶三郎

田谷村

一 松太郎

右願様立紙にて

乍恐奉願候御事

一 御石躰百八拾石積一艘

此半御役金粉四分四厘一毛

右之通拙者義御石躰半御

役ヲ以御石御運送払以後

上下間合空船繫候節ニ

限り商物積入商船同様運

送仕候様被成下度奉願候御石

躰之義ニ御座候間御躰方吟味

仕候処差支申義無御座候

依て御役受合人相立申上候

条如願之被成下度拙者共連

判ヲ以如此奉願候以上

何郡何村御百姓

御石艦之預人

誰

年号月日

何郡御村御百姓組頭

右御役受合人

誰

上川御艦肝入

千葉兵左衛門

何郡何村肝入

誰

大肝入

誰殿

(貼り紙1ここから)

一金ヶ崎江割上二百□跡呂井江流候

積立申□候者ハ□□金ヶ崎江割上

候□船手吟味申出候事

(貼り紙1ここまで)

(貼り紙2ここから)

文久三亥十一月跡呂井深手□

艘分

上麻生 〃 □太郎

一 覚治 一 有 作 (有作は墨書き)

鶯沢 目呂木

一 □葺 一 長金郎

一 不□□ハ□子ノ年吟味ニ□事

(貼り紙2ここまで)

書式Ⅳ

御名前

奥御郡奉行

境野右衛門七様

江刺御代官

古山常治様

同御横目

鈴木広之進様

同御本石所

富田兵助様

同御普請方

小林源五郎様

上伊沢御代官

岡与次藏様

同御本石所

二瓶三左衛門様

下伊沢御代官

田代太輔様

同御横目

佐藤時之助様

同御本石所

勘之介様

植嶋勘九郎様（勘九郎様のみ墨書き）

御船藏御横目

同御役人

住吉御横目

同御役人

荏田勇藏様

御藏守

三浦平助

御艦宿

利兵衛

栄之丞

湊御横目

同御役人

御蔵守

要助

御膳宿

左利吉

東助

書式△ (①からまで④⑤まで一に墨引きあり)

下姉体及川八郎右衛門川合

- ① 一米三百十俵跡呂井 長太夫  
田茂山金兵衛川合
- ② 一米三百十俵〃 万之助  
高寺佐藤新太郎川合
- ③ 一米三百十俵〃 利太郎  
上麻生有作川合
- ④ 一米三百十俵跡呂井 孫作  
田茂山平吉川合
- ⑤ 一米二百四俵金ヶ崎 万之丞  
〃百四俵跡呂井
- ⑥ 一米三百十俵跡呂井 長助  
上姉体友太郎川合
- ⑦ 一米二百四俵金ヶ崎 新作四（四のみ墨引き）  
〃百六俵跡呂井 上麻生仁平治川合三
- ⑧ 一米二百四俵金ヶ崎 義左衛門四  
〃百六俵跡呂井 同長左衛門川合
- ⑨ 一米二百七十六俵六日入 養右衛門二  
〃七十四俵下衣川 上姉体半右衛門川合
- ⑩ 十一米二百四俵金ヶ崎 八郎吉一  
〃百六俵跡呂井 下姉体新藏川合  
上麻生兵治川合
- ⑪ 一米三百十俵〃 直吉  
高寺卯兵衛川合
- ⑫ 一米二百四俵金ヶ崎 慶治郎  
〃百六俵跡呂井 田茂山東太郎川合
- ⑬ 一米二百七十六俵六日入 栄七  
〃七十四俵下衣川 黒石兵藏川合幸七
- ⑭ 一二百七十六俵六日入  
七十四俵六 上麻生庄五郎川合
- ⑮ 一米二百七十俵六日入 養作三

- 〃七十四俵下衣川  
六日入榮左衛門川合
- ⑩五 一米二百七十六俵六日入 榮一郎四  
〃七十四俵下衣川  
鶯沢兵左衛門川合
- ⑪七 一米二百四金ヶ崎 兵右衛門一  
〃百六俵跡呂井  
黒石懷助川合
- ⑫八 一米三百十俵下川原 啓助二  
高寺円蔵川合
- ⑬九 一 伝三郎  
高寺十郎右衛門川合
- ⑭〇 一米三百十俵金ヶ崎 伴七  
上姉体榮助川合
- ⑮一 一米二百四俵〃 惣作  
〃百六俵跡呂井  
田茂山専右衛門川合
- ⑯二 一米三百十俵下川原 專治  
下姉体周助川合
- ⑰三 一米三百十俵〃 周吉  
黒石庄七川合
- ⑱四 一米二百四十俵六日入 養助  
〃百十俵下衣川  
上麻生徳蔵川合
- ⑲五 □ □  
一米三百十俵下川原 新三郎  
□ □ □ □  
〃 □ 俵
- ⑲六 一米二百六十俵大曲 喜兵衛  
〃十六俵左一斗五升〃  
〃七十四俵下衣川  
同村鈴木市右衛門川合
- ⑲七 一米二百七十六俵六日入 万五郎  
〃七十四俵下衣川  
同村鈴木市右衛門川合



- ②⑧ 一米三百八俵六日入 虎吉  
 〃四十二俵下衣川  
 米 下姉体倉松川合
- ②⑨ 一三百十俵下川原 吉蔵  
 黒石清右衛門川合
- ③⑩ 一米三百十俵下川原 卯左衛門  
 高寺金七川合
- ③① 一米三百十俵〃 伝之丞  
 黒石榮太郎川合
- ③② 一米三百十俵跡呂井 銀治  
 下姉体新四郎川合
- ③③ 一米三百十俵〃 栄之助  
 田谷長松川合
- ③④ 一米三百十俵下川原 円左衛門  
 田茂山徳治川合
- ③⑤ 一米三百十俵下川原 権三郎  
 同村栄作川合
- ③⑥ 一米三百十俵〃 □作  
 黒石庄五郎川合
- ③⑦ 一米二百七十六俵六日入 伊七  
 〃七十四俵下衣川  
 〃二俵  
 黒石源吉川合
- ③⑧ 一米三百五十俵 源五郎  
 目呂木酉松川合
- ③⑨ 一米百七十二俵六日入 室之助  
 〃百三十八俵〃  
 〃四十俵下衣川  
 下姉体円七川合
- ④⑩ 一米三百十俵跡呂井 覚右衛門  
 同村徳治川合
- ④① 一米三百十俵跡呂井 巳右衛門  
 同村庄蔵川合
- ④② 一米三百十俵下川原 直之助  
 同村万五郎川合
- ④③ 一米三百五十俵六日入 慶七郎

- ④④ 一米三百十俵跡呂井 瀬台野久右衛門川合  
久作 下姉体東助川合
- ④⑤ 一米三百五十俵六日入 義太夫 同村周助川合
- ④⑥ 一米三百五十俵〃 東吉 黒石□太郎川合
- ④⑦ 一米三百十俵下川原 政治 下姉体久作川合
- ④⑧ 一米三百十俵〃 庄右衛門 上麻生五郎助川合
- ④⑨ 一米百六俵六日入 幸之助 〃百七十二俵〃  
〃七十三俵下衣川
- ⑤⑩ 一米二百七十六俵六日入 丑蔵 白鳥常松川合  
〃七十四俵下衣川 目呂木七太郎川合
- ⑤① 一米二百七十六俵 喜吉 〃七十四俵下衣川  
高寺十左衛門川合
- ⑤② 一米 清右衛門 同村卯兵衛川合
- ⑤③ 一米 慶蔵 田茂山九兵衛川合
- ⑤④ 一米二百四俵金ヶ崎 吉五郎 〃百六俵跡呂井  
鷺沢与右衛門川合
- ⑤⑤ 一米二百四俵金 勇右衛門 〃百六俵跡  
目呂木□之助川合
- ⑤⑥ 一米三百十俵跡呂井 長右衛門 鷺沢善四郎川合
- ⑤⑦ 一米三百十俵下川原 専蔵 上麻生鈴木市右衛門川合
- ⑤⑧ 一米三百十俵下川原 虎右衛門

- 59 一米三百十俵〃 上姉体養八川合  
金五郎
- 60 一米三百四俵□一斗九升跡呂井 義左衛門  
〃十二俵〃 同村茂兵衛川合
- 61 一米百二十八俵六日入 虎蔵  
〃百二十二俵〃
- 62 一米三百十俵跡呂井 庄之丞 上姉体清之丞川合
- 63 一米二百四俵金ヶ崎 喜蔵 田茂山喜太郎川合  
〃百六俵跡呂井
- 64 一米三百十俵〃 上麻生兵治川合  
直吉 同村有作川合
- 65 一米三百十俵下川原 孫作 黒石養左衛門川合
- 66 一米二百四俵金ヶ崎 嘉七  
〃百六俵跡呂井 上姉体利作川合
- 67 一米二百四俵金ヶ崎 八郎治  
〃百六俵跡呂井 跡呂井円右衛門川合
- 68 一米二百四俵金ヶ崎 円治  
〃百六俵跡呂井 黒石春蔵川合
- 69 一米三百十俵下川原 巳代治 高寺源蔵川合
- 70 一米三百十俵〃 卯三郎 黒石八之丞川合
- 71 一米三百十俵〃 与四右衛門  
同庄七川合
- 72 一米三百八俵六日入 養助 田谷□太郎川合
- 73 一米二百七十六俵〃 栄七

- 〓七十四俵下衣川  
 田茂山源五郎川合  
 74 1 金ヶ崎 栄治  
 同村兵左衛門川合  
 75 1米三百十俵下川原 万之丞  
 同次太郎川合  
 76 1米三百十俵下川原 庄右衛門  
 下姉体及川八郎右衛門川合  
 77 1米二百七十六俵六日入 長太夫  
 〓七十四俵下衣川  
 上姉体熊五郎川合  
 78 1米二百四俵金ヶ崎 熊蔵  
 〓百六俵跡呂井  
 目呂木長□川合  
 79 1米三百十俵跡呂井 順治  
 六日入春吉川合  
 80 1米二百七十六俵六日入 松右衛門  
 〓七十四俵下衣川  
 下姉体新蔵川合  
 81 1米三百十俵下川原 八郎吉  
 上麻生権太郎川合  
 82 1米三百十俵跡呂井 万作  
 六日入栄左衛門川合  
 83 1米二百七十六俵六日入 栄一郎  
 〓七十四俵下衣川  
 上麻生鉄三郎川合  
 84 1米二百四俵金ヶ崎 幸三郎  
 〓百六俵跡呂井  
 同村養吉川合  
 85 1米二百七十六俵六日入 亀十郎  
 〓七十四俵下衣川  
 田茂山金蔵川合  
 86 1米三百十俵下川原 万之助□  
 高寺佐藤利太郎川合  
 87 1米三百十俵〓 利太郎□

- 88 上姉体養八川合  
一米三百十俵下川原 養七
- 89 黒石金藏川合  
一米三百十俵 万之丞  
上姉体金之丞川合
- 90 一米三百十俵 金左衛門  
 〓 左衛門川合
- 91 一米三百十俵 長十郎  
 黒石与作川合
- 92 一米三百十俵跡呂井 甚之助  
 高寺卯 〓 川合
- 93 一米三百十俵下川原 慶治郎  
 田茂山東太郎川合
- 94 一米三百十俵下川原 栄七  
 上姉体友太郎川合
- 95 一米三百十俵 長助 〓  
 上麻生仁平治川合
- 96 一米三百十俵 新作 〓  
 黒石栄太郎川合
- 97 一米三百十俵六日入 銀治  
 〓 七十俵下衣川  
 〓 百俵 〓  
 上麻生鈴木市右衛門川合
- 98 一米三百十俵下川原 虎吉  
 〓 百十俵 〓  
 上姉体半右衛門川合
- 99 一米三百十俵下川原 〓 右衛門
- 100 一米百三十一俵跡呂井  
 〓 二斗五升  
 〓 二百二俵 〓 下姉体倉松川合  
 〓 百十四俵 〓 吉蔵 ( 〓 のみ墨抹 )  
 鶯沢運藏川合
- 101 一米三百十俵下川原 運吉  
 〓 百十俵 〓  
 一米三百十俵跡呂井

- 〓百十四俵〓  
 上姉体清之丞川合  
 102 一米三百十俵金ヶ崎 庄之丞  
 〓百十四俵跡呂井  
 田谷松太郎川合  
 103 一米四百十俵下川原 栄蔵  
 前沢円蔵川合  
 104 一米三百十俵跡呂井 養吉  
 高寺十郎右衛門川合  
 105 一米三百十俵下川原 伴七  
 〓百十俵〓  
 黒石庄五郎川合  
 106 一米三百五十俵六日入 広治  
 〓五十俵〓  
 〓源吉川合  
 107 一米百十二俵六日入 源五郎  
 □三斗七合五勺  
 〓百四俵□四斗四升〓  
 〓七十三俵一斗八升下衣川  
 〓七十俵□三斗五升〓  
 下姉体久作川合  
 108 一米三百十俵下川原 庄右衛門  
 大豆百十俵〓  
 下姉体庄蔵川合  
 109 一米二百六十七俵下川原 直之助  
 □七升  
 〓十一俵〓  
 〓十二俵〓□六升  
 〓四俵 □一斗八升二合五勺五□  
 〓四斗二升  
 〓二十五俵  
 大豆五十俵下川原  
 黒石兵蔵川合  
 110 一米三百十俵下川原 幸七  
 田茂山東蔵川合  
 111 一米三百十俵〓 卯三郎

- 田茂山徳治川合
- 112 一米三百十俵下川原 権三郎  
大豆百十俵〃
- 〃栄作川合
- 113 一米三百十俵〃 □作  
大豆百十俵〃
- 〃平吉川合
- 114 一米四百十俵〃 万之丞  
〃次太郎川合
- 115 一四百十俵〃 庄右衛門  
〃源五郎川合
- 116 一米三百六十俵金ヶ崎 栄治  
〃五十六俵跡呂井
- 117 一米三百十俵下川原 兵右衛門  
〃百十俵〃
- 高寺金七川合
- 118 一三百十俵下川原 伝之助  
〃百十俵〃
- 上麻生長左衛門川合
- 119 一米百七十六俵六日入 義左衛門  
大豆二百四十四俵〃
- 高寺十郎右衛門川合
- 120 一米三百十俵下川原 吉助  
糯米二俵〃
- 〃三俵〃
- 並糯米二十一俵
- 米六十俵〃
- 大豆三十二俵□四斗也
- 高寺十左衛門川合
- 121 一米三百十俵下川原 清右衛門  
大豆百十俵〃
- 同村卯兵衛川合
- 122 一米三百十俵〃 慶蔵  
〃百十俵〃
- 田茂山喜太郎川合

- 123 一米四百十六俵跡呂井 喜蔵  
田茂山九兵衛川合
- 124 一米三百十俵金ヶ崎 吉五郎  
〃百十四俵跡呂井  
黒石□太郎川合
- 125 一米二百二十三俵跡呂井 政治  
□三斗三升五勺  
〃十一俵□一升  
〃三十六俵□五升  
〃五十一俵□三斗一升  
〃十二俵  
〃四十俵□五升  
〃三十二俵  
〃一俵□三升  
〃十八俵□三斗也  
白鳥常松川合
- 126 一米百八十四俵六日入 丑蔵  
□四斗一升  
〃百七十二俵〃  
□糯米十俵〃  
米五十俵〃  
下姉体円七川合
- 127 一米三百十俵下川原 覚右衛門  
〃百十俵〃  
高寺卯□川合
- 128 一米四百十俵下川原 慶治郎
- 129 一米二百六俵金ヶ崎 栄七  
黒石又平川合  
□三斗七升  
〃二升五合 一米三俵



- 〃五十三俵□二斗二升  
〃六十九俵□三斗六升  
〃二十七俵江刺分田谷にて破舟二俵  
〃七十六俵跡呂井  
黒石幸作川合
- 130 一米三百十俵跡呂井 松治  
黒石庄七川合
- 131 一米三百二俵金ヶ崎 養助  
〃百十四俵跡呂井  
下姉体新蔵川合  
金ヶ崎
- 132 一米二百九十俵下川原 八郎吉(下川原のみ墨引き)  
米百五十四俵〃  
田茂山東太郎川合
- 133 一米二百八十俵跡呂井 栄七  
米百五十四俵〃  
同金蔵川合
- 134 一米百二十一俵跡呂井 万之助  
米三百八俵〃  
高寺佐藤利太郎川合
- 135 一米四百五十五俵跡呂井 利太郎  
仁平治川合
- 136 一米二百四十一俵 幸之助(幸之助のみ墨引き)  
金ヶ崎 新作  
米百五十四俵〃  
同鉄三郎川合
- 137 一米百八十二俵金ヶ崎 幸之助  
〃百六俵〃  
米百五十四俵〃
- 138 一米二百九十俵跡呂井万之丞  
黒石金蔵川合  
米百五十四俵〃  
同村清右衛門川合

- 139 一米二百六十五俵跡呂井 卯左衛門  
 〃五十五俵□三斗□〃  
 〃百十四俵〃  
 同村養左衛門川合
- 140 一米四百十俵下川原 嘉七  
 同村懷助川合
- 141 一米百九十俵下川原 啓助  
 〃百二十七俵〃□五升  
 〃百十俵〃  
 上麻生新右衛門川合
- 142 一米二百四俵金ヶ崎 金右衛門  
 〃百六俵跡呂井
- 143 一米三百六十俵金ヶ崎 下姉体及川八郎右衛門川合  
 〃五十六俵跡呂井 長太夫  
 大豆二十六俵二斗八升跡呂井  
 〃二俵□三斗也 黒石与作川合
- 144 一粳二百九十俵金ヶ崎 甚之助  
 米百五十四俵〃
- 145 一米百十四俵跡呂井 下姉体周助川合  
 三百十俵 東吉(百十四□のみ墨引き)  
 〃二俵〃  
 〃百十四俵〃
- 146 一米三百六十俵金ヶ崎 跡呂井 田治  
 〃五十六俵跡呂井 跡呂井 田右衛門川合  
 大豆五俵 鷺沢与右衛門川合
- 147 一米三百十俵下川原 勇右衛門  
 〃百十俵〃  
 同村兵四郎川合
- 148 一大豆三百十俵〃 専蔵  
 米百十俵〃  
 六日入栄左衛門川合

- 149 1大豆百五十九俵 下川原 栄一郎  
 □三升  
 〃五俵  
 □一斗一升  
 〃二斗二升  
 米二百六十俵  
 上麻生兵治川合
- 150 1米三百五十俵六日入 直吉  
 〃七十俵下衣川  
 同村鈴木市右衛門川合
- 151 1米三百十俵跡呂井 虎右衛門  
 〃百十四俵〃  
 同村養吉川合
- 152 1米四百十俵下川原 亀十郎  
 下姉体新四郎川合
- 153 1米二百四十俵六日入 栄之助  
 〃七十四俵下衣川  
 〃百俵〃  
 瀬台野久右衛門川合
- 154 1米百四十八俵下川原 久作  
 □三斗七升五合  
 〃二十五俵  
 〃五十俵大豆百十□  
 鷺沢□太郎川合
- 155 1米四百十俵下川原  
 上姉体養八川合
- 156 1大豆四百十俵〃 栄吉  
 田谷長松川合
- 157 1米三百俵下川原 円右衛門  
 黒石栄太郎川合
- 158 1米四百十六俵跡呂井 銀治  
 〃十二俵□五升  
 高寺源蔵川合
- 159 1米四百十俵下川原 卯三郎  
 上姉体半右衛門川合
- 160 1米四百十俵下川原 養右衛門

- 161 一米四百十俵 下姉体倉松川合  
吉蔵
- 162 一米三百十俵跡呂井 万太夫  
〃百十四俵  
〃五十俵  
上麻生有作川合
- 163 一米 四百六俵六日入 孫作  
下姉体庄蔵川合
- 164 一米 四百十俵下川原 直之助  
久作川合
- 165 一米四百十六俵跡呂井 庄右衛門  
〃円七川合
- 166 一米三百十二俵 覚右衛門  
〃百十二俵  
上麻生徳蔵川合
- 167 一米二百七十六俵六日入 新三郎  
〃七十四俵下衣川  
田茂山 □ 治川合  
一 □ □
- 168 一米三百六十俵跡呂井 権三郎 (一、跡呂井は墨引き)  
金ヶ崎  
〃  
一〃五十七俵跡呂井  
〃 栄作川合
- 169 一米三百六十俵金ヶ崎 金作  
〃九十六俵 跡呂井
- 170 一米 〃 太郎川合  
一〃百四十六俵金ヶ崎 喜蔵  
□ 一斗也  
右 □ □

- 〓百六十四俵〓  
 〓〓  
 〓百十四俵跡呂井  
   上姉体清之進川合  
 〓〓  
 171 一〓四百十俵 庄之進  
   鶯沢兵左衛門川合  
 172 一 米四百十俵下川原 兵右衛門  
   同村十郎右衛門川合 〓  
 173 一 米四百十俵下川原 吉治  
   高寺円藏川合  
 174 一 米三百十俵下川原 伝三郎  
 175 一 米三百二俵金ヶ崎 幸之助  
   〓百十四俵跡呂井  
   上麻生庄五郎川合  
 176 一 米四百六俵六日入 養作  
   田茂山作太郎川合  
 177 一 米四百十六俵跡呂井 兵吉  
   〓十五俵〓  
   上姉体友太郎川合  
 178 一 〓二百九十俵金ヶ崎 長助  
   米百五十俵四俵  
   高寺卯 〓川合  
 179 一 米四百俵下川原 慶藏  
   下姉体伊右衛門川合  
 180 一 米三百四俵金ヶ崎 卯右衛門  
   〓百十俵跡呂井  
   目呂木七太郎川合  
 181 一 米三百五十俵六日入 甚吉  
   〓五十俵〓  
   上姉体養八川合  
 182 一 米三百十俵跡呂井 〓五郎  
   〓百十四俵〓  
   目呂木長倉川合

183 一米三百七十俵六日入 順治

鯺鮓百八俵□

六日入春吉川合

□ 一

184 一大豆百一俵□六日入 松右衛門

□ 四斗一升

二 一〃一俵□ 〃

一米四俵□六日入

□ 五升分

□ 二斗四升分

三 一〃三十俵□ 〃

一〃十八俵□ 〃

□ 一斗分

□ 七升分

四 一米一俵□ 〃

一〃二俵□ 〃

□ 三斗五升分

□ 三斗也

五 一〃十一俵□ 〃

一大豆二十俵□ 〃

□ 二升分

□ 四斗二升

六 一〃十三俵□ 〃

一米二百十三俵〃 (上の□のみ墨抹)

□ 一斗九升四合三勺

□ 三斗七升

七 一〃七升三合七勺

一〃四俵□ 〃

□ 二斗也

八 一〃糯米八俵□ 〃

一〃一俵□ 〃

□ 三斗二升

十六

一大豆二十二俵〃

□ 八升分

黒石清右衛門川合

185 一米四百十六俵跡呂井 卯左衛門

同村養左衛門川合

186 一米三百二俵金ヶ崎 嘉七

〃百十四俵跡呂井

同村懷助川合

- 187 一米三百二俵金ヶ崎 啓助  
 〃九十八俵跡呂井  
 〃一俵〃  
 〃十五俵〃  
 田茂山九平川合
- 188 一米四百十六俵跡呂井吉五郎  
 同村源五郎川合
- 189 一米三百七十六俵跡呂井 万之助  
 同村□川合
- 190 一米四百十六俵〃 栄七  
 高寺佐藤利太郎川合
- 191 一米四百十六俵 利太郎  
 上麻生□□□川合
- 192 一米三百十六俵金ヶ崎 新作  
 〃十四俵跡呂井□一斗五升  
 〃四十俵〃  
 高寺十郎右衛門川合
- 193 一米三百九十俵下川原 伴七  
 □二升  
 〃百十俵〃  
 上麻生久蔵川合
- 194 一米三百十俵下川原 万五郎  
 〃百十俵〃  
 田茂山専右衛門川合
- 195 一米百六俵 専治  
 □九升五合  
 〃二百三十四俵  
 下姉体新四郎川合
- 196 一米二百四十三俵金ヶ崎 栄之助  
 〃七十四俵□一斗九升九合七勺  
 〃一俵  
 〃四十三俵跡呂井  
 高寺十左衛門川合
- 197 一米三百九俵下川原 清右衛門  
 □二斗五升  
 〃九俵 一〃三俵〃

- 196 糶九十六俵  
           上姉体金之丞川合  
 198 一米二百九十六俵金ヶ崎 金左衛門  
       〃百十四俵跡呂井  
           同村熊五郎川合  
 199 一米二百九十六俵金ヶ崎 熊蔵  
       〃百十四俵跡呂井  
           同村□左衛門川合  
 200 一米二百九十六俵金ヶ崎長十郎  
       〃百十六俵跡呂井  
           田谷松太郎川合  
 201 一米四百十俵下川原 栄七  
           万五郎  
           下姉体□左衛門川合 (□左衛門のみ墨引き)  
 202 一米三百十俵 慶七郎  
       米百十四俵  
           同新蔵川合  
 203 一米四百十六俵跡呂井 八郎吉  
           瀬台野久右衛門川合  
 204 一米二百九十六俵金ヶ崎 久吉  
       〃百十四俵跡呂井  
           上麻生鈴木市右衛門川合  
 205 一米四百十六俵跡呂井 虎吉  
       〃十二俵〃  
           高寺源蔵川合  
 206 一米百十二俵金ヶ崎 卯三郎  
       〃二十俵 跡呂井糶二百四十七□  
           米一俵  
           上麻生長左衛門川合  
 207 一米四百五十俵六日入 義左衛門  
           下姉体万五郎川合  
 208 一米三百十俵跡呂井 慶七郎  
       〃百十四俵〃  
           黒石又平川合





- 224 一米四百十俵 伝之助  
上姉体半右衛門川合
- 225 一米三百俵六日入 養右衛門  
下姉体新藏川合
- 226 一米三百九十五俵跡呂井 八郎吉  
上麻生養吉川合
- 227 一米四百四俵下川原 亀十郎  
黒石□□川合
- 228 一米三百二俵金ヶ崎 与四右衛門(与四右衛門のみ墨引き)  
〃百十四俵跡呂井 巳代治
- 229 一米四百十俵下川原 与四右衛門  
同村与作川合
- 230 一米四百二十二俵六日入 甚之助  
下姉体東助川合
- 231 一米二百九十六俵金ヶ崎 万太夫  
〃百十四俵跡呂井  
鶯沢運藏川合
- 232 一米八十俵□一斗五升下川原 運吉  
〃三百三十俵〃  
高寺十郎右衛門川合
- 233 一米四百十俵下川原 吉助  
下姉体徳治川合
- 234 一米三百十俵跡呂井 巳右衛門  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 235 一米三百十俵六日入 喜兵衛  
〃百俵下衣川  
(236 から 252 まじり貼紙1)
- 236 一米 利太郎  
高寺佐藤利太郎川合
- 237 一米百六十三俵六日入 栄一郎  
六日入栄左衛門川合  
□五升  
〃二百五十六俵下衣川

- 238 上麻生長左衛門川合  
一米二百十七俵金ヶ崎 義左衛門  
　　〃百六俵〃三俵跡呂井
- 239 高寺十郎右衛門川合  
一〃四百四俵下川原 高寺 伴七  
　　下姉体倉松川合
- 240 一〃四百四俵〃 喜蔵  
　　上麻生十右衛門川合
- 241 一〃二百九十六俵金 八右衛門  
　　〃百十四俵跡呂井
- 242 一〃四百四俵下川原 高寺十郎右衛門川合  
　　上麻生兵治川合 吉助
- 243 一米三百八俵下川原 直吉  
　　同村□五郎川合
- 244 一米四百四俵下川原 養作  
　　田茂山東藏川合
- 245 一米四百四〃 卯三郎  
　　上姉体□□川合
- 246 一米四百四俵跡呂井 八郎治  
　　黒石庄七川合
- 247 一米百十四俵〃 養助  
　　鶯沢与右衛門川合
- 248 一米百十六俵下川原 勇右衛門  
　　〃養八川合
- 249 一米四百六俵〃 専蔵  
　　上麻生仁平治川合
- 250 一米百三十五俵六日入 新作  
　　田茂山専右衛門川合
- 251 一米三百十俵金ヶ崎 専治  
　　〃二十一俵七十一俵二升五合  
　　三斗五升
- 252 上麻生鈴木市右衛門川合  
一米四百六俵下川原 虎右衛門
- (253 から 259 まじり貼紙②)  
田谷長松川合

- 253 1米四百俵下川原 円左衛門  
 〃1俵 一〃二俵  
 〃二俵 黒石□蔵川合
- 254 1米三百俵下川原 □代治  
 〃百俵〃 〃一俵〃 目呂木長倉川合
- 255 1米三百六十六俵六日入 順治  
 □三斗九升五合 〃八十四俵下衣川
- 256 1米四百六俵六日入 上姉体養八川合  
 □五郎 六日入東太郎川合
- 257 1米三百俵六日入 銀治  
 上麻生徳蔵川合
- 258 1米二百五十八俵六日入 新三郎  
 〃四十二俵下衣川 黒石円蔵川合
- 259 1米三百二十六俵六日入 養吉  
 〃百二俵下衣川 (260 かか)
- 260 1米四百十六俵跡呂井 上姉体栄助川合  
 喜平治 高寺円蔵川合
- 261 1米二百三十六俵六日入 伝三郎  
 □二斗四升九合四勺 〃六十七俵〃 一百二十四俵下衣川  
 粃三十七俵六日入
- 262 1米九十俵六日入 下姉体周助川合  
 東吉 □二斗二升五合 〃二百九十七俵〃 一〃三十一俵

- 二斗四升
- 263 下姉体周助川合  
一米四百四俵下川原御□□周吉  
白鳥□松川合
- 264 一米四百六俵六日入 丑蔵  
□糯米一俵  
黒石□□川合
- 265 一米三百二俵金ヶ崎 松治  
〃百十六俵  
□三斗九升跡呂井
- 266 一米七十俵金 上姉 円治  
跡呂井円右衛門川合  
〃三百四俵跡 田茂山養八川合
- 267 一米二百七十二俵金 栄吉  
〃百四十三俵跡 田茂山栄作川合
- 268 一米四百俵下 金作  
上麻生権太郎川合
- 269 一米四百六俵六 万作  
〃二十三俵  
□七升  
六日入専久川合
- 270 一米四百十八俵 松右衛門  
米 上麻生 ■蔵川合
- 271 一米三百俵二百五十八俵六 新三郎  
四十八俵下衣川  
同□□川合
- 272 一米四百二俵六 虎吉  
同二十七俵一升下衣川  
鶯沢□□郎川合
- 273 一米三百二十三俵 専蔵  
□五升

書式VI~

御□□所

孫作一長助一直吉一銀治一栄之助一巳右衛門二万之丞  
一下姉体(下姉体のみ墨引き)

一新作一八郎吉一義左衛門一慶次郎一兵右衛門一惣作右八宿

直吉ニ□□

□右衛門□

栄左衛門

一東太郎一庄七一鈴木一久蔵一庄七一鈴木

千代

権左

一久右衛門一東助一円七二万五郎一周助一懐助

一専右衛門一周助一円蔵一徳蔵一源吉一酉松

高寺

一倉松一金七一清右衛門一徳治一栄作一十郎右衛門

伴

一□助一丑蔵一久作一喜太郎一九兵衛一与右衛門

一□蔵一長松一銀太郎一□松一伊右衛門一□助

一十左衛門一源蔵一幸作一八之丞一利作一鈴木

一□太郎一松太郎一与作一庄蔵一養左衛門一円右衛門

所右衛門源五郎 長倉

一又平一七太郎一養八一□右衛門一栄治一順治(□右衛門、栄治、順治は墨引き)

□□

一兵四郎一卯兵衛一慶蔵一有作一養八一金蔵(慶蔵は墨引き、有作は墨抹)

権三郎惣作

一次太郎一東蔵一運蔵一養吉一□吉一金之

丞

鶯沢

高寺

一熊五郎一□左衛門一茂兵衛一十郎右衛門一伊三郎一十郎右衛門

一作太郎

『下柳千葉家文書』史料番号23―5―3

表紙

上川御割番所

元治元子年

千葉兵左衛門

上川御石鱧順番帳

九月吉日

書式 一

- ① 十月十一日金ヶ崎一無欠 高寺十郎右衛門川合  
十一月二十九日下川原一無欠 伴七  
四月五日日下川原一無欠

- ② 上麻生久松川合  
左ハ亥二百俵積補 直吉  
十月二十日六日入一無欠  
十一月二十八日跡呂井一無欠

- ③ 目呂木酉松川合  
十一月二十七日六日入一無欠 室之助

- ④ 田茂山東太郎川合  
十月二日跡呂井一免欠一合 栄七  
上下後

- 十月二十八日跡呂井一無欠  
右ハ去度三百俵補  
十一月二十九日下川原一無欠  
四月十九日下川原一無欠  
上下進

- ■ ■ 八月二十四日俵欠 上麻生有三郎川合  
黒石清右衛門川合 (墨引き)  
⑤ 十月十二日金ヶ崎一免欠二勺 卯右衛門 (卯右衛門のみ墨引き)  
十一月十六日下河原一無欠 栄之助 (栄之助のみ墨引き)  
右ハ粃積補 □ (補 □ のみ墨引き) 運作三度目  
四月十日下川原一無欠 四度め  
右粃積 □

⑥ 田茂山金兵衛川合  
十一月二日金ヶ崎一無欠 万之助

上下後  
十一月二十日跡呂井一無欠  
右ハ去度三百俵積補  
四月二日跡呂井一無欠

⑦ 上麻生鈴木市右衛門川合  
十一月六日六日入一無欠 喜兵衛

去上下後  
十一月八日金ヶ崎一無欠  
十二月二十八日跡呂井無欠  
右ハ糶積 米三合三勺  
七月二十七日下川原一無欠  
右ハ子上下進

⑧ 上姉体□清之丞川合  
十一月十二日金ヶ崎一無欠 庄之丞

十一月二十七日下川原一無欠

⑨ 上姉体半右衛門川合  
十一月四日六日入一無欠 善右衛門

上下後  
十月二十九日跡呂井一無欠  
右ハ去度三百俵積補  
二月二十四日跡呂井一無欠

十 上麻生仁平治川合

⑩ 十一月九日六日入一無欠 三太夫（三太夫のみ墨引き）  
中□補 新作

十一月十六日六日入一無欠  
二度上下後  
正月五日下午川原一無欠

⑪ 黒石栄太郎川合  
一九月二十七日跡呂井一無欠 銀治



上麻生仁平治□合□

十月二十九日下川原一無欠

十二月二十八日跡呂井一無欠

鶯沢兵左衛門川合

⑫ 十一月十二日下川原一無欠 兵右衛門

十一月二十日金ヶ崎一無欠

下姉体万五郎川合

⑬ 十一月二日金ヶ崎一無欠 万七

去上下後

十一月十八日跡呂井無欠

二月二十九日跡呂井一無欠

右ハ

田茂山徳治川合

⑭ 十一月十三日下河原一無欠 権三郎

十一月二十日金ヶ崎一無欠

四月二日金ヶ崎一無欠

十五

上姉体養八川合

⑮ 十一月十三日金ヶ崎一無欠 栄吉

十一月二十七日下川原一無欠

右ハ糶積

田茂山栄作川合

⑯ 十一月十三日下川原一無欠 金作

十一月二十日下川原一無欠

下姉体新蔵川合

⑰ 十一月二日下川原一免欠一合六勺 八重吉

右ハ上下後

十一月四日下川原無欠

右ハ去度三□川原積補

二月十六日金ヶ崎一免欠二合一勺  
四月十九日跡呂井一無欠  
右ハ粃積

高寺佐藤利三郎川合

⑱ 一十月二日跡呂井一免欠一合六勺 利太郎（利太郎のみ墨引き）

去上下後

栄治

十月二十九日下川原一無欠

右ハ去度三百俵積補

十一月二十九日跡呂井一無欠

四月十八日下川原一無欠

右ハ上下進

上麻生三蔵川合

黒石春蔵川合（墨引き）

⑲ 一十月十五日六日入一無欠 巳代治（巳代治のみ墨引き）

十一月十六日六日入一無欠 吉之丞

四月十日六日入一無欠

右ハ上下進

二十

上麻生長左衛門川合

⑳ 一十月九日下川原一無欠 儀左衛門

□ 右三百俵積補

十一月十六日六日入（六日入のみ墨引き）

跡呂井一無欠

正月五日日下川原一無欠

前沢国蔵川合

㉑ 一十月十七日六日入一無欠 養吉（養吉のみ墨引き）

右ハ去深手補

孝三郎

正月十一日跡呂井 二度め（正月十一日のみ墨引き）

十二月二十九日一無欠

田谷長松川合

㉒ 一十月十三日金ヶ崎一無欠 円左衛門

十一月二十六日下河原一無欠

四月朔日金ヶ崎一無欠  
右ハ粃積

下姉体東作川合

⑳ 十一月十三日下河原一無欠 東吉（東吉のみ墨引き）

十一月二十六日金ヶ崎一無欠 東右衛門

四月二十六日跡呂井（墨引き）

四月二十五日跡呂井一無欠（無欠のみ墨抹）

六月上旬

右ハ鹿ノ又ニて破舟

右ハ七月十八日御前居船□□□□共了忠ハ前□

七月二十五日下川原一無欠

右ハ破舟補割上名前円七

黒石庄五郎川合

㉑ 十一月十五日六日入一無欠 広治

十一月二十六日六日入一無欠

四月十三日六日入一無欠

右ハ上下進

上麻生茂兵衛川合

二十五

虎蔵

㉒ 十一月二十六日下川原一免欠三勺

十一月二十日六日入一無欠

四月十九日跡呂井一無欠

右ハ粃積

高寺十郎右衛門川合

㉓ 十一月二日金ヶ崎一無欠 吉助

去上下後

十月二十九日下川原一無欠

十一月二十八日下川原一無欠

右ハ市中大豆

四月五日日下川原一無欠

右市中大豆積補

②⑦ 田茂山専右衛門川合  
十一月二日下川原一無欠 專治  
右ハ去上下後

十一月十二日金ケ崎一無欠  
右ハ亥ノ三百積補  
二月十六日金ケ崎一無欠

②⑧ 田茂山九兵衛川合  
十一月十二日下川原一無欠 吉五郎  
十一月二十日下川原一無欠

二 下姉体東作川合  
②⑨ 十一月二日六日入一欠五合六勺 周吉(周吉のみ墨引き)  
上下進 上□□下 円七  
十一月十五日下川原一無欠  
二□□<sub>ぶ</sub>

四月九日下川原一無欠  
七月二十五日下川原一無欠  
右ハ破舟補  
東吉□

三十 鶯沢与右衛門川合  
③⑩ 十一月十五日下川原一無欠 勇右衛門  
十一月二十日下川原一無欠  
四月十四日下川原一無欠

③① 上麻生鉄三郎川合  
十一月二日跡呂井一無欠 幸之助  
去上下後 免  
十一月十五日六日入一一合六勺

③② 白鳥常松川合  
十一月二日下川原一無欠 丑蔵  
右ハ上下後

十一月八日下川原一無欠  
二月十六日金ヶ崎一無欠  
右ハ粃積

七月二十七日金ヶ崎一欠八合一勺  
右粃積補

③③ 黑石兵藏川合  
一九月二十七日跡呂井一欠四合五勺 健藏

上下進

十月二十八日跡呂井一免欠二勺

右ハ破舟補

十一月二十九日下川原一免欠二合二三合  
四月二十四日下川原破舟

五月八日

右ハ六月十六日□□□

七月二十四日下川原一免欠一合一勺

右割上名前者上姉体友太郎川合長助

破舟補割

③④ 下姉体伊右衛門川合  
一三月二十一日跡呂井一無欠 卯右衛門

三十五 黑石金藏川合

③⑤ 一十月十五日六日入一無欠 馬之丞

十一月二十五日六日入一免欠四勺

③⑥ 上麻生庄五郎川合

一十月二日下川原一欠四合 米藏

右ハ上下後

十一月十一日跡呂井一無欠

二月十六日金ヶ崎一無欠

右ハ粃積

上麻生忠作川 ■合

③7 一月七日六日入 孫作（孫作のみ墨引き）

去上下後 善次郎

右ハ十月十四日長□ニて破舟

同□居丑ノ八月被仰□ 二度め

四月十九日六日入一無欠

右破舟補

黒石源吉川合

③8 一月二十六日六日入一無欠 清五郎

十一月二十六日六日入一無欠

四月十三日六日入一無欠

右ハ上下進

高寺卯兵衛川合

③9 一月二日下川原一免欠一合六勺 慶治郎

右ハ上下進

十一月八日下川原一無欠

翌正月二十二日下川原一無欠

四十 目呂木鳥之助川合

④0 一月十六日六日入一無欠 長右衛門（長右衛門のみ墨引き）

二月九日金ヶ崎一無欠 虎次郎

二 下姉体東助川合

④1 一月六日六日入一無欠 万太夫

組改給分

十月二十九日跡呂井一無欠

右ハ亥一斗下上下後

四月五日跡呂井無欠

右ハ江刺御積合百五十俵江刺

二百六十六俵上伊沢

上姉体金之丞川合

④② 十月十六日下川原一免欠四合 金左衛門

十一月二十一日跡呂井一無欠

高寺十左衛門川合

④③ 十月八日下川原一無欠 清右衛門

中□補

十一月十五日下川原一無欠

翌正月二十二日下川原一無欠

黒石新作川合

④④ 十月十日跡呂井一免欠二勺 卯三郎(卯三郎のみ墨引き)

黒石金蔵□合 兵作

十二月二日六日入一無欠

右ハ市中大豆

七月二十七日六日入一無欠

右市中大豆積補

四十五 黒石幸作川合

④⑤ 十月十日跡呂井一無欠 松治

与作□□合□

十二月二日金ヶ崎(金ヶ崎のみ墨引き)

六日入一無欠

田茂山喜太郎川合

④⑥ 十月十六日下川原一無欠 喜蔵

十一月二十日下川原一無欠

四月二日六日入一無欠

下姉体倉松川合

④⑦ 十月五日日下川原一無欠 吉蔵(吉蔵のみ墨引き)

右ハ上下後 二度め倉之丞

十一月十一日跡呂井一無欠  
翌二月二十二日下川原一無欠

下姉体久作川合

④⑧ 一十月五日下川原一免欠二勺 庄右衛門

上下後

十一月十六日跡呂井一無欠

翌二月二十二日下川原一無欠

上麻生五郎助川合

④⑨ 一十月二十一日六日入一無欠 幸之助

右ハ去上下後

十二月十一日六日入一無欠

右ハ市中大豆

四月二十二日六日入一米二百一欠四合

右市中大豆補割(市中大豆のみ墨引き)

米粃一俵積 □欠

七月二十七日六日入一八十四俵四合一勺

右粃積補

五十

下姉体東作川合

五日

源蔵

⑤⑩ 一三月二十□日六日入一無欠(□のみ墨抹)

右ハ亥ノ上下進

無欠

⑤⑪ 一九月三十日下川原 黒石八之丞川合

右ハ去度石積下姉体金□□□□与四右衛門

十月二十九日下川原一無欠

三月二日六日入一無欠

右ハ粃積

四月十九日六日入一無欠

右粃積□



高寺円蔵川合

52 十一月朔日跡呂井一無欠 和七

右ハ亥ノ上下進

三月十一日六日入一無欠

上麻生徳蔵川 ■合

53 十一月二十二日下川原一無欠 新三郎

右ハ上下進

十一月二十四日下川原一無欠

右ハ去度三百俵積補

目呂木七太郎川合 (墨引き)

三 上姉体利作川合

54 十一月二十日六日入一無欠 甚吉 (甚吉のみ墨引き)

上下後 菊松

十月二十九日下川原一無欠

二月二十三日金ヶ崎一無欠

右ハ上下進

五十五 目呂木七太郎川合

55 十一月十六日六日入一無欠 甚吉

高寺金七川合

56 十一月八日下川原一無欠 伝之助

去補中 □補

十一月十五日下川原一無欠

三月三日下川原一無欠

右ハ上下進

上麻生鈴木市右衛門川合

57 一九月二十七日金ヶ崎一無欠 虎吉

去度石ノ積俵□□合

十月二十九日下川原一無欠

十一月十七日六日入一無欠

二十八日

右ハ上下進

58 上麻生鈴木市右衛門川合  
虎右衛門

十一月十八日下川原一無欠

十一月二十四日金ヶ崎一無欠

四月十日下川原一無欠

徳

下姉体徳治川合

59 一九月 下川原一無欠 巳右衛門

右ハ去度石積等中□補

十月二十九日下川原一無欠

二月二十九日跡呂井一無欠

右ハ上下進

六十 田茂山平吉川合

60 十一月十二日跡呂井一免欠三勺 万之丞

右ハ粗上下

去

十一月二十六日金ヶ崎一無欠

四月二日下川原(墨引き)

四月四日跡呂井一無欠

上姉体友太 ■ 川合

61 一九月二十七日跡呂井一免欠□八勺 長助

組改給分

十月二十二日跡呂井一免欠二勺

上下進

十一月二十九日金ヶ崎一無欠

亥ノ上下後

三月二十九日跡呂井一無欠  
七月二十四日下川原一免欠一合一勺  
右ハ兵藏代舟破舟補割

62 黒石常太郎川合  
一十月一日下川原一無欠 政治

去深手補上麻生兵□□合  
十一月十六日下川原一無欠  
三月三日下川原一無欠  
右ハ上下進

63 田茂山次太郎川合  
一十月十七日下川原一無欠 正右衛門  
十一月二十日下川原一無欠

64 鶯沢伊之太郎川合  
一十月十七日下川原一無欠 勇右衛門  
十一月二十日金ヶ崎一無欠

六十五 田谷松太郎川合  
65 一十月十八日下川原 十二月十六日善吉(善吉のみ墨引き)  
右ハ十一月二日卯末にて破舟御□居 栄蔵  
十二月二十八日金ヶ崎一無欠  
右破舟補割

66 六日入東四郎川合  
一十月十七日六日入一無欠 鉄治  
右ハ石積補  
十一月二日跡呂井一無欠  
右ハ亥ノ上下進

67 黒石与作川合  
一十月十八日下川原一無欠 甚之助

十一月 六日入一無欠  
右ハ粉積

十

四月二日六日入一無欠

右ハ粉積□

七月二十七日六日入一無欠

右粉積補

下姉体庄蔵川合

68 一十月二十日六日入一無欠 直之助

十二月二日下川原一無欠

右ハ市中大豆積

四月九日下川原一無欠

右ハ市中大豆積補

上麻生權太 ■郎

上姉体善八 ■川合 (墨引き)

69 一十月十八日下川原一無欠 養作 (養作のみ墨引き)

十一月二十五日六日入一無欠 市兵衛

一度め (一度のみ墨引き)

(69と70の間の付箋)

十月十五日は□刺鈴木□右衛門方

相通□之事

七十 高寺幸之助川合

70 一二月六日下川原一無欠 喜之助 (喜之助のみ墨引き)

東七

上麻生久蔵川合

71 一十月二日跡呂井一無欠 万五郎

去上下後

十一月二十四日下川原一無欠

四月十日跡呂井

右ハ流沼田にて破舟

五

七月二十六日下川原一無欠

右破舟補

72 瀨台野久右衛門川合  
一十月二十一日跡呂井一無欠 久作  
十一月二十七日金ヶ崎一無欠

73 黒石養左衛門川合  
一九月二十六日下川原一無欠 嘉七  
右ハ去度石積田茂山東蔵□□□  
十月二十九日跡呂井一無欠  
十一月二十八日下川原一無欠  
右ハ粃積  
三月十九日下川原一無欠  
右ハ粃積  
一七月十九日下川原一無欠  
右補割

74 左ハ上姉体友太郎□□合下姉体新四郎川合  
一十月九日下川原一無欠 栄之助  
田谷長松田茂山源五郎□合□  
十一月十六日下川原一免欠二合二勺  
諸月四日金ヶ崎一無欠

七十五 跡呂井円右衛門川合  
75 一十月二十一日跡呂井一無欠 円治  
十一月二十九日跡呂井一無欠  
五月三日跡呂井  
右ハ九月八日新鹿又ニて破舟  
八月十一日跡呂井□□百四十八俵欠四合五勺（八月十一日跡呂井のみ墨引き）  
右ハ御解下割場石ニ付（墨引き）

上麻生友作川合

田茂山作太郎川合（墨引き）

76 十月二十一日六日入一無欠 善吉（善吉のみ墨引き）

右ハ去上下後 友右衛門

二月六日下川原一無欠

上姉体栄：

77 十月五日下川原一無欠 卯蔵

去上下後

十一月十一日金ヶ崎一無欠

右ハ去□破舟補

十二月十八日金ヶ崎一無欠

□□□（墨抹）

四月十日下川原一無欠

黒石懐助川合

78 一九月朔日下川原一無欠 啓助

右ハ組改給分 東治

十月二十八日下川原一免欠五勺

十一月二十八日下川原一無欠

右ハ大豆積

三月十五日下川原一無欠

右ハ粃積

七月十九日下川原一無欠

右補割

黒石又平川合

79 十月九日六日入一無欠 栄七（栄七のみ墨引き）

右去中八日補黒石金蔵□□□ 亀蔵

上姉体富治川合

八十

上麻生所右衛門川合（上麻生所右衛門川合のみ墨引き）

80 十一月十九日跡呂井一無欠 金右衛門（金右衛門のみ墨引き）

十一月二十七日跡呂井一無欠 清太郎

田茂山弥五郎川合

81 十一月九日跡呂井一無欠 栄治

田谷長松兵藏□□

十一月二十一日下川原一無欠

四月二日跡呂井一無欠

鶯沢十郎右衛門川合

82 十一月五日金ヶ崎一無欠 吉治

去上下後

十一月二十一日下川原一無欠

黒石庄七川合

83 一九月二十七日金ヶ崎一無欠 養助

一俵積補

十月二十七日六日入一無欠

上下進

正月二十七日六日入一無欠

四月十三日六日入一無欠

目呂木長□川合

84 十一月六日六日入 一欠五合四勺 順治

鉄三郎□五合

八十五

鶯沢善四郎 ■川合

85 十一月六日下川原一無欠 専蔵

三月十五日金ヶ崎一無欠

高寺卯兵衛川合

86 一二月六日下川原一無欠 慶蔵（慶蔵のみ墨引き）

右靱積

伴右衛門

七月十九日下川原一無欠

右補割

87 上麻生権太郎川合  
十一月二日跡呂井一無欠 万作

去深手補

十一月二十四日跡呂井一無欠  
四月二十五日跡呂井(墨引き)

上姉体栄助川合

88 十一月十六日下川原一無欠 喜平治

中□補破舟方

十一月二十四日六日入一無欠

右ハ大豆積

四月二日六日入一欠一升六勺

右大豆積補

上麻生養吉川合

89 十一月二十六日下川原一無欠 亀十郎

十一月二十八日下川原一無欠

九十 田茂山東蔵川合

90 十一月五日金ヶ崎一免欠一合六勺 卯三郎

去上下後

十一月二十一日下川原一無欠

鶯沢運蔵川合

91 十一月二十六日下川原破船 運吉(運吉のみ墨引き)

右ハ十二月十六日□□居 善吉

十二月十八日金ヶ崎一無欠 二度め

右補割 粃

四月十九日跡呂井一無欠

米免欠二合七勺

右ハ粃積



六日入春吉川合

92 十月二十四日六日入一無欠 松右衛門

右ハ□□上下後

十一月十一日六日入一無欠

上姉体熊五 ■郎  
…

93 十月六日跡呂井一無欠 熊蔵

去深手補

十一月二十一日金ヶ崎一無欠

下姉体庄左衛門川合

94 十月十日六日入一無欠 覚右衛門

上下後

十一月十九日跡呂井一無欠

三月十四日跡呂井一無欠

九十五 上姉体長七郎川合

95 一月二十九日跡呂井一免欠二合二勺 市五郎

去度石積補下姉体周助一合

十月二十九日跡呂井一無欠

十一月二十九日跡呂井一無欠

書式Ⅱの1

□□

六十八艘

下川原御蔵

黒石懐助川合

① 十月一日出舟也 啓助

十月十七日着舟也

同村八之丞川合

- ② 十月朔日出舟也  
十月二十一日着舟也  
与四右衛門
- ③ 十月九日出舟也  
十月二十□日着舟也  
下姉体徳治川合  
巳右衛門
- ④ 十月十四日出舟不申出  
十月二十八日着舟也  
黒石養左衛門川合  
嘉七
- ⑤ 十月 出舟不申出  
十一月八日着舟也  
高寺卯兵衛川合  
慶治郎
- ⑥ 十月十八日出舟也  
十一月四日着舟也  
下姉体新蔵川合  
八郎吉
- ⑦ 十月二十一日出舟不申出  
十一月十二日着舟也  
田茂山専右衛門川合  
専治
- ⑧ 十月十八日出舟也  
十一月八日着舟也  
白鳥常松川合  
丑蔵
- ⑨ 十月十八日出舟也  
十一月十一日  
上麻生庄五郎川合  
米蔵
- 十  
下姉体倉松川合
- ⑩ 十月二十一日着舟也  
十一月十日着舟也  
吉蔵
- ⑪ 十月二十五日出舟也  
十一月十一日着舟也  
同村久作川合  
庄右衛門
- ⑫ 十月二十五日出舟也  
十一月十一日着舟也  
上姉体栄助川合  
卯蔵
- ⑬ 十月二十七日出舟也  
十一月十五日着舟也  
高寺金七川合  
伝之助

- ⑭ 十一月二十七日出舟也  
 十一月十六日着舟也  
 黒石台太郎川合  
 政治
- 十五  
 ⑮ 十一月二十七日出舟也  
 十一月十五日着舟也  
 高寺十左衛門川合  
 清右…
- ⑯ 十一月二十七日出舟也  
 十一月十六日着舟也  
 下姉…  
 …
- ⑰ 十一月二十六日出舟也  
 十一月十六日着舟也  
 上麻生長左衛門川合  
 儀左衛門
- ⑱ 十一月二十九日出舟也  
 十一月二十日着舟也  
 鶯沢兵左衛門川合  
 兵右衛門
- ⑲ 十一月二十九日出舟也  
 十一月二十日着舟也  
 田茂山徳治川合  
 権三郎
- 二十  
 ⑳ 十一月二十九日出舟也  
 十一月二十日着舟也  
 同村栄作川合  
 金作
- ㉑ 一出舟不申出  
 十一月二十六日着舟也  
 下姉体東作川合  
 東吉
- ㉒ 十一月二十九日出舟也  
 十一月二十日着舟也  
 田茂山九兵衛川合  
 吉五郎
- ㉓ 十一月二十九日出舟也  
 十一月二十日着舟也  
 鶯沢与右衛門川合  
 勇右衛門
- ㉔ 十一月二日出舟也  
 同月二十日着舟也  
 上姉体金之丞川合  
 金左衛門
- 二十五  
 ㉕ 十一月二日出舟不申出  
 同月二十日着舟也  
 田茂山喜太郎川合  
 喜蔵

- ②⑥ 十一月二日出舟不申出 上姉体栄助川合  
十一月二十四日着舟也 喜平治
- ②⑦ 十一月二日出舟也 田茂山次太郎川合  
同月二十日着舟也 正右衛門
- ②⑧ 十一月二日着舟也 鶯沢伊之太郎川合  
同月二十日着舟也 勇右衛門
- ②⑨ 十一月二日卯之木にて破舟 田谷松太郎川合  
三十 善吉
- ③⑩ 十一月二日出舟也 上麻生鈴木市右衛門川合  
十一月二十四日着舟也 虎右衛門
- ③⑪ 十一月二日出舟也 黒石与作川合  
十一月二十六日着舟也 甚之助
- ③⑫ 十一月二日出舟也 上麻生権太郎川合  
十一月二十五日着舟也 養作
- ③⑬ 十一月六日出舟也 上麻生徳蔵川合  
十一月二十四日着舟也 新三郎
- ③⑭ 十一月三日出舟也 出舟不申出 同村茂兵衛川合  
十一月二十七日着舟也 虎蔵(出舟也のみ墨引き)
- 三十五 同村養吉川合
- ③⑮ 十一月六日出舟不申出 亀十郎  
十一月二十八日着舟也
- ③⑯ 十一月八日黒石村坊主岩にて破舟 鶯沢運蔵川合  
黒石懐助川合 運吉
- ③⑰ 一出舟不申出 啓助  
十一月二十六日着舟也 高寺十郎右衛門川合

- ③⑧ 一出舟不申出  
吉助  
十一月二十二日着舟也
- ③⑨ 十一月六日出舟不申出  
同村佐藤利太郎川合  
利太郎  
十一月二十九日着舟也
- 四十  
上麻生鈴木市右衛門川合
- ④① 十一月七日出舟不申出  
虎吉  
十一月二十七日出舟不申出  
黒石栄太郎川合  
銀治  
十一月八日出舟不申出  
十二月六日三日着舟也 (六日のみ墨抹)  
同村八之丞川合
- ④② 十一月八日出舟不申出  
与四右衛門  
十二月三日着舟也
- ④③ 一出舟不申出  
上姉体利作川合  
菊松  
正月六日着舟也
- ④④ 一出舟不申出  
下姉体徳治川合  
巳右衛門  
正月二日着舟也
- ④⑤ 一出舟不申出  
下姉体新蔵川合  
□之吉  
十二月二十五日着舟也  
鶯沢台四郎川合  
専蔵
- ④⑥ 十一月十三日出舟不申出  
八  
十二月十八日着舟也  
上麻生鈴木市右衛門川合  
喜兵衛
- ④⑦ 一出舟不申出  
白鳥常松川合  
丑蔵
- ④⑧ 一出舟不申出  
十二月十七日着舟也  
高寺卯…
- ④⑨ 一出舟不申出  
高寺…  
十… 着舟也  
高寺…

⑤ 一十一月二十一日出舟也  
清 ■<sup>右</sup>衛 ■<sup>門</sup>

十二月二十四日着舟也

五十

同村金七川合 (五十のみ墨引き)

51 一十一月二十一日出舟也

□之助

十二月二十八日着舟也

五十

下姉体東作川合

52 一十一月 出舟不申出

□七

三月二十七日着舟也

黒石台太郎川合

53 一十一月二十二日出舟不申出

政治

十二月十六日着舟也

下姉体新四郎川合

54 一十一月二十一日出舟不申出

栄之助

十二月二十一日着舟也

田茂山栄作川合

55 一正月二十九日出舟也

金作

□月二日着舟也

同村九平川合

56 一二月二十九日出舟也

吉五郎

閏五月九日着舟

鶯沢与右衛門川合

五十五

勇右衛門

57 一二月二十九日出舟也

四月九日着舟也

田茂山喜太郎川合

58 一二月二十九日出舟

四月二日着舟也

同村次太郎川合

59 一二月二十九日出舟也

閏五月九日着舟也

正右衛門

同村源五郎川合

60 一二月二十九日出舟也

栄治

四月二日着舟也

- 61 十二月二十九日出舟也  
 四月二十四日着舟也  
 鷺沢十郎右衛門川合  
 吉治
- 六十  
 62 十二月二十九日出舟也  
 四月二十四日着舟也  
 田茂山東藏川合  
 卯三郎
- 63 十二月二十九日出舟也  
 同村久藏川合  
 新三郎  
 上麻生徳藏川合
- 64 十二月二十九日出舟也  
 四月十日着舟也  
 同村久藏川合  
 万五郎  
 黒石清左衛門川合
- 65 十二月二十九日出舟也  
 四月十日着舟也  
 田谷長松川合  
 卯左衛門
- 66 十二月二十九日出舟也  
 四月一日着舟也  
 上姉体清之丞川合  
 田谷長松川合  
 円左衛門
- 67 一出舟不申出  
 四月十九日着舟也  
 上姉体清之丞川合  
 庄之丞
- 68 一月三十日出舟不申出  
 四月九日着舟也  
 同村養八川合  
 栄吉
- 69 一出舟不申出  
 五月五日着舟也  
 上麻生養吉川合  
 亀十郎
- 70 十二月二十九日出舟也  
 三月十九日着舟也  
 黒石懐助川合（懐助のみ墨引き）  
 養右衛門嘉七二  
 同村懐助川合
- 71 十二月二十九日出舟也  
 三月十九日着舟也  
 同村懐助川合  
 啓助三
- 七十  
 72 十二月二十九日出舟也  
 四月五日着舟也  
 高寺十郎右衛門川合  
 吉助一

- 73 同村四右衛門川合  
 一二月二十九日出舟也  
 四月五日着舟也 伴七
- 74 黒石兵藏川合  
 一三月十一日出舟不申出 健藏  
 四月二十一日着舟也
- 75 田茂山東太郎川合  
 一三月二十三日出舟不申出 栄七  
 四月十九日着舟也
- 76 下姉体庄藏川合  
 一三月九日出舟也 直之助  
 四月九日着舟也
- 77 上麻生仁平治川合  
 一三月二十一日出舟也 新作  
 五月二日着舟也
- 78 同村長左衛門川合  
 一 出舟不申出  
 五月十一日着舟也  
 ……
- 79 一 五月二日出舟不申出  
 十月晦日着舟也  
 ……
- 80 上麻生友作川合  
 一 三月二十九日出舟不申出 友右衛門  
 五月七日着舟也
- 81 高寺卯□川合  
 一 三月二十九日出舟不申出 伴右衛門  
 五月二十八日着舟也
- 82 同村卯兵衛川合  
 一 三月十七日出舟也 慶治郎  
 五月五日着舟也
- 83 同村十郎右衛門川合  
 一 出舟不申出 清右衛門  
 五月五日着舟也



倉松

- 84 一出舟不申出 下姉体兵作川合(兵作のみ墨引き)  
五月二十六日着舟也 吉蔵(吉蔵のみ墨引き)  
倉之□  
同村久作川合  
庄右衛門
- 85 一四月二日出舟也  
五月四日着舟也 高寺金七川合
- 86 一出舟不申出 専之助  
五月五日着舟也
- 八十五 黒石□蔵川合
- 87 一出舟不申出 政治  
五月六日着舟也
- 88 一四月十日出舟也 同村養左衛門川合  
嘉七  
五月六日着舟也 同村懐助川合
- 89 一四月十日出舟也 啓助  
五月六日着舟也
- 90 1 (墨引き)  
(墨引き)
- 91 1 (墨引き)  
(墨引き)  
高寺十郎右衛門川合
- 92 一四月十六日出舟不申出 伴七  
五月二十七日着舟也
- 93 一出舟不申出 右同人川合  
吉助  
閏五月二十日着舟也
- 九十  
下姉体東作川合
- 94 一出舟不申出 円七  
七月十九日着舟也  
上姉体養八川合
- 95 一四月十三日出舟也 栄吉  
閏五月九日着舟也

- 96 一出舟不申出 下姉体庄藏川合  
直之助  
閏五月十七日着舟也
- 97 一四月十二日出舟不申出 上姉体□助川合  
卯藏  
五月二十七日着舟也
- 98 一四月 出舟不申出 黑石清右衛門川合  
卯左衛門  
閏五月二十八日着舟也
- 99 一四月 出舟也 上麻生鈴木市右衛門川合  
虎右衛門  
閏五月二十八日着舟也
- 100 一出舟不申出 鷺沢与右衛門川合  
勇右衛門  
閏五月十二日着舟也
- 101 一五月朔日出舟不申出 高寺佐藤利太郎川合  
栄治  
五月二十七日着舟也
- 102 一出舟不申出 田茂山東太郎川合  
栄七  
五月 着舟也
- 103 一黒石にて破舟 黒石兵藏川合  
徳藏
- 104 一米四百十俵下川原 栄七（墨引き）
- 105 一八月朔日出舟也 黒石養左衛門川合  
嘉七  
八月十八日着舟也
- 106 一八月朔日出舟也 同村懐助川合  
啓助  
八月十八日着舟也
- 107 一出舟不申出 高寺卯兵衛川合  
伴右衛門

九月二十九日着舟也

上姉  
■<sub>体</sub>  
…

108 一八月三日出舟也

… 舟也

下…

109 一出舟不申出

■<sub>門</sub>  
…

□舟□

上麻生久蔵川合

110 一八月出舟不申出

万五郎

九月十六日着舟也

同村鈴木市右衛門川合

111 一出舟不申出

喜兵衛

九月二十九日着舟也

書式 Ⅱの2

□□前□舟

御□□六十艘

跡呂井御蔵

上姉体友太郎川合長

① 一十月朔日出舟也

長助

十月十八日着舟也

- ② 十月八日出舟也  
黑石栄太郎川合  
銀治
- ③ 十月六日出舟也  
同村兵蔵川合  
健蔵  
十月二三日着舟也
- ④ 十月朔日出舟也  
上姉体長七郎川合  
市五郎  
十月十八日着舟也
- ⑤ 十月九日出舟也  
田茂山東太郎川合  
栄七  
十月二十八日着舟也
- ⑥ 十月一日出舟也  
高寺佐藤利太郎川合  
利太郎  
十月二十八日着舟也
- ⑦ 十月二十二日出舟也  
上麻生鉄三郎川合  
幸之助  
十二月十五日
- ⑧ 十月二十七日出舟也  
同村久蔵川合  
義五郎  
十一月二十四日着舟也
- ⑨ 十月二十五日出舟也  
同村権太郎川合  
万作  
十一月二十四日着舟也
- 十  
⑩ 十一月二日出舟也  
上姉体熊五郎川合  
熊蔵  
同月二十日着舟也
- ⑪ 一  
田茂山源五郎川合  
出舟不申出  
栄治  
十一月二十一日着舟也
- ⑫ 十一月五日出舟不申出  
黒石庄作川合  
卯三郎  
十二月朔日着舟也
- ⑬ 十一月九日出舟不申出  
幸作川合  
松治  
十二月朔日着舟也

- 田茂山平吉川合
- ⑭ 一出舟不申出  
万之丞
- 十五  
上麻生 □ 右衛門川合  
■ ■ ■
- ⑮ 十一月八日出舟不申出  
十一月二十七日着舟也  
■  
■ ■ ■
- ⑯ 十一月八日出舟不申出  
十一月二十七日着舟也  
■  
■ ■ ■
- ⑰ 十一月七日出舟不申出  
十一月二十九日着舟也  
跡呂井円右衛門川合  
円治
- ⑱ 一出舟不申出  
十一月二十六日着舟也  
上姉体友太郎川合  
長助
- ⑲ 十一月七日出舟也  
十一月二十六日着舟也  
黒石栄蔵川合  
健蔵
- 二十  
田茂山東太郎川合  
栄七
- ⑳ 十一月六日出舟不申出  
十一月二十九日着舟也  
黒石養左衛門川合  
嘉七
- ㉑ 一出舟不申出  
十一月二十六日着舟也  
上姉体長七郎川合  
市五郎
- ㉒ 十一月九日出舟不申出  
十一月二十七日着舟也  
上姉体半右衛門川合  
養右衛門
- ㉓ 十一月九日出舟也  
二月二日着舟也  
下姉体東助川合  
万太夫
- ㉔ 十一月十五日出舟也  
三月十六日着舟也  
高寺円蔵川合  
和七
- ㉕ 十一月十八日出舟也  
二月十九日着舟也

- ②6 一出舟不申出  
十二月二十四日  
下姉体倉松川合  
吉蔵
- ②7 一十一月十九日出舟也  
十二月二十八日着舟也  
上麻生新五郎川合  
栄蔵
- ②8 一十一月二十一日出舟也  
十二月十八日着舟也  
下姉体久作川合  
庄右衛門
- ②9 一十一月二十一日出舟不申出  
十二月十六日着舟也  
上麻生長左衛門川合  
儀左衛門
- 三十  
③0 一十一月二十 出舟不申出  
二月十八日着舟也  
下姉体万五郎川合  
万七
- ③1 一十一月二十 出舟不申出  
十二月二十四日着舟也  
同村庄左衛門川合  
覚右衛門
- ③2 一二月二十九日出舟也  
四月二日着舟也  
田茂山金蔵川合  
万之助
- ③3 一二月二十九日出舟也  
閏五月十二日着舟也  
上姉体金之忠川合  
金左衛門
- ③4 一二月二十九日出舟也  
四月十九日着舟也  
上麻生権太郎川合  
万作
- ③5 一二月二十九日出舟也  
閏五月二十一日着舟也  
同村所右衛門川合  
清太郎
- ③6 一三月九日出舟也  
五月三日着舟也  
跡呂井円右衛門川合  
円治
- ③7 一三月十日出舟也  
閏五月十四日着舟也  
上姉体長七郎川合  
郎五郎

- ③⑧ 一三月十日出舟不申出 高寺佐藤利太郎川合  
 四月十六日着舟也 利太郎(利太郎のみ墨引き)  
 栄治  
 六日入東四郎川合  
 鉄治
- ③⑨ 一出舟不申出  
 九月三日着舟也
- 四十  
 上麻生久松川合
- ④⑩ 一三月十五日出舟不申出 直吉  
 四月二十一日着舟也
- 同村鈴木市右衛門川合
- ④① 一出舟不申出 喜兵衛  
 閏五月二十七日着舟也
- 黒石栄太郎川合
- ④② 一三月二十七日出舟不申出 銀治  
 五月三日着舟也
- 前沢円蔵川合
- ④③ 一出舟不申出 幸三郎  
 四月晦日着舟也
- 上姉体半右衛門川合  
 兵右衛門□□
- ④④ 一三月十二日出舟不申出  
 五月二十七日着舟也
- 下姉体万五郎川合  
 万七
- ④⑤ 一四月一日出舟不申出  
 五月七日着舟也
- 同 徳治川合
- ④⑥ 一四月一日出舟不申出  
 五月 二 日着舟…
- …
- ④⑦ 一四月一日出舟不申出  
 五月三日着舟也
- 同村伊右衛門川合  
 卯右衛門
- ④⑧ 一四月一日出舟不申出  
 卯右衛門

五月三日着舟也

上姉体友太郎川合 □□<sub>方</sub>

④ 一四月二十六日出舟不申出 長助

五月二十七日着舟也

五十

田茂山金兵衛川合

⑤ 一四月十二日出舟不申出 万之助

五月八日着舟也

同村源五郎川合

51 一出舟不申出

栄治

五月八日着舟也

田茂山平吉川合

52 一出舟不申出

義之丞

五月八日着舟也

下姉体東助川合

53 一五月二日出舟也

万太夫

六月十四日着舟也

上麻生久蔵川合

54 一流沼田にて破舟

義五郎

同村茂兵衛川合

55 一閏五月二日出舟也

虎蔵

〃二十八日着舟也

下姉体新蔵川合

56 一出舟不申出

八郎吉

閏五月二十七日着舟也

鶯沢運蔵川合

57 一閏五月二日出舟也

養吉

六月九日着舟也

上麻生権太郎川合 (墨引き)

58 1

義作 (墨引き)

下姉体東作川合

59 1

東吉 (墨引き)

跡呂井円右衛門川合

60 一出舟不申出麿又にて破舟

円治 二

六月六日

七月二日着舟也

下姉体東作川合



- 61 一出舟不申出鹿又にて破舟 東吉 一（鹿又にて破舟のみ墨引き）  
□□□着舟也（着舟也のみ墨引き）  
場石ニ付御解下割跡呂井円右衛門川合（墨引き）  
62 1 円治（墨引き）

書式 二 の 3

- 金ヶ崎御蔵  
黒石庄七川合  
① 一十月八日出舟也 養助  
十月二十四日着舟也  
上麻生鈴木市右衛門川合  
② 一十月十二日出舟也 虎吉

十月二十八日着舟也

田茂山金兵衛川合

③ 十一月二十九日出舟也

万之助

十一月二十九日着舟也

下姉体万五郎川合

④ 十一月二十七日出舟也

慶七郎（慶七郎のみ墨引き）

十一月十七日着舟也

万七

高寺十郎右衛門川合

⑤ 十一月十二日出舟也

吉助

十月二十八日着舟也

田茂山東藏川合

⑥ 十一月 出舟不申出

卯三郎

十一月二十一日着舟也

鶯沢十郎右衛門川合

⑦ 十一月二日出舟不申出

吉治

十一月二十一日着舟也

上麻生仁平治川合

⑧ 一

新作

高寺十郎右衛門川合

⑨ 十一月七日出舟不申出

伴七

十一月二十九日着舟也

上姉体清之丞川合

⑩ 十一月八日出舟不申出

庄之丞

十一月二十七日着舟也

十

黒石清右衛門川合

⑪ 十一月二十七日出舟也

卯左衛門

出舟不申出

上姉体養八川合

⑫ 十一月九日出舟不申出

栄吉

十一月二十七日着舟也

田谷長松川合

⑬ 一出舟不申出

円左衛門

十一月二十七日着舟也

- ⑭ 十一月二十一日出舟不申出 上麻生鈴木市右衛門川合  
 十一月二十八日着舟也 喜兵衛  
 上姉体栄…
- ⑮ 十一 出舟不申出 …  
 …
- 田  
 ■ 茂  
 ■ 山  
 …
- ⑯ 十一月二十二日出舟也 …  
 十一月十八日着舟也 …
- ⑰ 一正月二十九日出舟也 鶯沢兵左衛門川合  
 五月七日着舟也 兵右衛門田茂山  
 陸場
- ⑱ 一二月二十九日出舟也 田茂山徳治川合  
 四月二日着舟也 権三郎菊井沢  
 同右衛門
- ⑲ 一二月二十九日出舟也 鶯沢伊之太郎川合  
 五月十七日着舟也 勇右衛門田茂山  
 同□
- ⑳ 一二月二十九日出舟也 上姉体熊五郎川合  
 閏五月十二日着舟也 熊蔵陸場  
 栄□□
- ㉑ 一二月二十九日出舟也 上麻生鈴木市右衛門川合  
 四月十日着舟也 虎右衛門
- 二十
- ㉒ 一三月九日出舟也 下姉体平作川合  
 四月二十五日着舟也 東吉
- ㉓ 一二月二十九日出舟也 田茂山平吉川合  
 四月二日着舟也 万之丞
- ㉔ 一二月二十九日出舟也 瀬台野久右衛門川合  
 五月三日着舟也 久作

- ②5 一二月二十九日出舟也  
三月二十九日着舟也  
上姉体友太郎川合  
長助
- ②6 一  
黒石幸作川合（墨引き）  
松治（墨引き）  
上姉体栄助川合
- ②7 一三月十一日出舟不申出  
四月十日着舟也  
卯蔵
- ②8 一出舟不申出  
四月十九日着舟也  
鶯沢運蔵川合  
兵吉
- ②9 一三月十三日出舟不申出  
五月二十九日着舟也  
田谷松太郎川合  
栄蔵
- ③0 一出舟不申出  
七月朔日着舟也  
目呂木専右衛門川合春川  
虎次郎
- ③1 一三月十二日出舟也  
四月十九日着舟也  
下姉体新蔵川合  
八郎吉
- 三十  
③2 一四月十二日出舟不申出  
五月八日着舟也  
田茂山専右衛門川合  
専治
- ③3 一出舟不申出  
五月五日着舟也  
白鳥台松川合  
丑蔵
- ③4 一出舟不申出  
五月五日着舟也  
上麻生庄五郎川合  
栄蔵
- ③5 一出舟不申出  
五月五日着舟也  
上姉体利作川合  
菊松
- ③6 一出舟不申出  
五月三日着舟也  
下姉体新四郎川合  
栄之助

三十五

鷺沢兵四郎川合

③7 一出舟不申出

専蔵

閏五月二十七日着舟也

田谷長松川合

③8 一出舟不申出

円左衛門

閏五月十一日着舟也

田茂山徳治川合

③9 一四月十二日出舟不申出

権三郎

五月八日着舟也

白鳥台松川合

上麻生(墨引き)

④0 一出舟不申出

丑蔵

九月二十九日着舟也

書式二の4

□□前

六日入御蔵

三十艘

下姉体東助川合

① 一十月七日出舟也

万太夫

十月二十九日着舟也

同村東作川合

② 十月九日出舟也 周吉  
十月二十九日着舟也

③ 十月十日出舟也 上姉体利作川合  
十月二十九日着舟也 菊松

④ 一 破舟 上麻生有作川合  
孫作

⑤ 十月十七日出舟也 上姉体半右衛門川合  
十月二十九日着舟也 兵右衛門

⑥ 十月十九日出舟不申出 上麻生鈴木市右衛門川合  
十一月八日着舟也 喜兵衛

⑦ 十月二十五日出舟不申出 目呂木長倉川合  
十一月十三日着舟也 順治

⑧ 十一月朔日出舟不申出 上麻生仁平治川合  
十一月十六日着舟也 新作

⑨ 十月二十九日出舟不申出 八 下姉体庄左衛門川合  
十一月十七日着舟也 覚右衛門

⑩ 十月出舟不申出 十 黒石又平川合  
閏五月七日着舟也 亀蔵

(11)の上の付箋)  
□□□前二十

⑪ 一 出舟不申出 黒石□蔵川合  
十一月二十六日着舟也 巳代治

⑫ 一 出舟不申出 同村庄五郎川合  
十一月二十六日着舟也 広治

⑬ 一出舟不申出  
同村金蔵川合  
万之丞

⑭ 十一月二十五日着舟也  
同村源吉川合

⑮ 十一月二十六日着舟也  
清五郎  
目呂木 □ □ 助川合

⑯ 十一月九日出舟也  
虎 ■<sub>治</sub> ■<sub>郎</sub>

十二月二十五日着舟也

同村七太郎 ■<sub>川</sub> …

⑰ 一 …

…

⑱ 十一月十三日出舟也 …  
十二月十七日着舟也

六日入東四郎川 ■<sub>合</sub>

⑲ 十一月十三日出舟不申出  
鐵治

十二月六日着舟也

下姉体庄蔵川合

⑳ 十一月十一日出舟不申出  
直之助

十二月朔日着舟也

上麻生久松川合

㉑ 十一月十六日出舟也  
直吉

十二月七日着舟也

同村友作川合 (二十のみ墨引き)

㉒ 十一月十六日出舟也  
友左衛門

十二月十三日着舟也

同村五郎助川合

㉓ 十一月十六日出舟也  
幸之助

十二月七日着舟也

六日入養左衛門川合


㉔ 十一月十六日出舟也  
松右衛門

十二月十一日着舟也

- ②4 十一月十二日出舟不申出 黒石庄七川合  
十二月三日着舟也 養助
- ②5 十一月出舟不申出 上麻生鉄三郎川合  
正月二十日着舟也 □之助
- ②6 十一月二十日出舟不申出 同村仁平治川合  
十二月十六日着舟也 新作
- ②7 一出舟不申出 上姉体栄助川合  
四月二日着舟也 喜平治
- ②8 一出舟不申出 黒石金蔵川合  
閏五月九日着舟也 万之進
- ②9 一出舟不申出 上麻生権太郎川合  
五月十一日着舟也 養作
- 三十  
③0 一二月五日出舟不申出 黒石春蔵川合  
四月十日着舟也 巳代治
- ③1 一出舟不申出 同村庄五郎川合  
四月十日着舟也 広治
- ③2 一出舟不申出 同村源吉川合  
四月十日着舟也 清五郎
- ③3 一二月二十五日出舟不申出 同村与作川合  
四月十日着舟也 甚之助
- ③4 一三月十三日出舟也 目呂木西松川合  
閏五月二十四日着舟也 室之助



- ③5 一三月十一日出舟不申出  
上麻生茂兵衛川合  
四月十七日着舟也  
虎蔵
- ③6 一三月十六日着舟也  
同村鈴木市右衛門川合  
五月六日着舟也  
虎吉
- ③7 一出舟不申出  
黒石新作川合  
六月朔日着舟也  
兵作
- ③8 一出舟不申出  
同村幸作川合  
六月一日着舟也  
松治
- ③9 一三月四日出舟也  
上麻生五郎助川合  
四月二十二日着舟也  
幸助
- 四十  
六日入養吉川合  
④0 一三月二十七日出舟也  
松右衛門  
五月十八日着舟也  
黒石庄七川合
- ④1 一三月七日出舟也  
養助  
四月十日着舟也
- ④2 一三月二十日出舟不申出  
同村八之丞川合  
四月十九日着舟也  
与四右衛門
- ④3 一出舟不申出  
高寺円蔵川合  
五月二十日着舟也  
和七
- ④4 一四月十四日出舟也  
下姉体東作川合  
五月二十七日着舟也  
源蔵
- 四十五  
④5 一四月十二日出舟也  
田茂山喜太郎川合  
喜蔵  
上姉体栄助川合
- ④6 一四月十一日出舟也  
喜平治  
七月十九日着舟也  
黒石与作川合

- ④7 一出舟不申出 甚之助  
五月十六日着舟也
- 同村養藏川 合
- ④8 一四月晦日出舟不申出  
…  
…
- ④9 一出舟不申出  
閏五月晦日着舟也  
…  
…
- ⑤0 一出舟不申出 清五郎  
閏五月三十日着舟也  
同村源吉川合
- ⑤1 一出舟不申出 養助  
同村庄七川合
- ⑤2 一出舟不申出 与四右衛門  
閏五月二十七日着舟也  
同村八之丞川合
- ⑤3 一出舟不申出 善次郎  
上麻生有作川合  
六月十四日着舟也
- ⑤4 一出舟不申出 幸之助  
同村五郎助川合  
六月二十八日着舟也  
一石積
- ⑤5 一八月十九日出舟不申出 兵作  
黑石新作川合  
九月十六日着舟也
- ⑤6 一八月二十五日出舟不申出 幸之助  
上麻生五郎助川合  
九月十六日着舟也  
黑石与作川合
- ⑤7 一八月二十五日出舟也 甚之助  
九月二十九日着舟也

書式 三

諸留

(一番上の付箋)

重□市三郎

(右の付箋の下に貼ってある付箋)

十月十三日川通御割送役

御下□候

国□市之助様

八嶋兵五郎殿

(本文)

元治元年分□之□前沢者

御名御割合左之

一米五千四百二十五石九斗

□□□下伊沢

一々二千八百十石五斗二升

上伊沢

一々七千六百六石八斗七升

書式

御名前

奥御郡奉行

宮沢左守様

江刺御代官

古山常治様

同御横目

鈴木広之進様 (墨引き)

野村台四郎様

度御下分方

同御本石所

富田兵助様

同御□請方

高沢義三郎様

上伊沢御代官

岡与治右衛門様

同御本石所 度御下分方

丹野 内様 

下 伊 沢 御 御 御 御 御 御

同御横目 田代大輔様 (墨引き)

同御横目 佐藤 (墨引き)

中野兵□之輔様

同御本石所

植嶋勘介様

御船蔵御横目

同御役人

住吉御横目

新関晋蔵様

同御役人

山口茂左衛門様

御蔵守

三浦平助

御艦宿

利兵衛

栄之丞

湊御横目

同御役人

御蔵守

要助

御膳宿

太利吉

東助

書式 ㄨ

御年欠

黒石懐助川合

① 一米三百十俵下川原

啓助

上姉体専太郎川合

② 一米三百十俵跡呂井

長助

同長七郎川合

③ 一米三百十俵 〃

市五郎

- ④ 一米三百十俵下川原 与四右衛門  
黒石兵藏川合
- ⑤ 一米三百十俵跡呂井 健蔵  
黒石栄太郎川合
- ⑥ 一米三百十俵跡呂井 銀治  
同庄七川合
- ⑦ 一米三百十八俵金ヶ崎 養助  
高寺十郎右衛門川合
- ⑧ 一米三百十八俵金ヶ崎 吉助  
田茂山東太郎川合
- ⑨ 一米三百十俵跡呂井 栄七  
高寺佐藤利太郎川合
- 十  
⑩ 一米三百十俵 利太郎  
上麻生鈴木市右衛門川合
- ⑪ 一米三百十八俵金ヶ崎 虎吉  
黒石善之丞川合
- ⑫ 一米三百十俵下川原 嘉七  
上姉体半右衛門川合
- ⑬ 一米二百七十五俵六 兵右衛門  
 七十四俵下衣川  
下姉体東作川合
- ⑭ 一米三百五十俵六 周作  
 東作川合
- ⑮ 一米三百五十俵 万太夫
- ⑯ 一米二百七十六俵六日入 菊松  
 七十四俵下衣川  
下姉体徳治川合
- ⑰ 一米三百五十俵下川原 巳右衛門  
下姉体庄蔵川合
- ⑱ 一米三百五十俵下川原 八郎吉  
高寺卯兵衛川合

⑱ 一米三  
百五十俵下川  
...

二十  
...

⑳ 一米三百五十俵六日入  
喜兵衛

白鳥台松川合

㉑ 一米三百五十俵下川原 丑蔵

下姉体倉松川合

㉒ 一米三百五十俵下川原 吉蔵

上麻生茂五郎川合

㉓ 一米三百五十俵下河原 栄蔵

上姉体栄助川合

㉔ 一米三百十俵下川原 卯蔵

下姉体久作川合

㉕ 一米三百十俵 庄右衛門

目呂木長倉川合

㉖ 一米二百七十六俵六日入 順治

七十四俵下衣川

高寺金七川合

㉗ 一米三百十俵下川原 伝之助

同村十左衛門川合

㉘ 一米三百十俵 清右衛門

田茂山専右衛門川合

㉙ 一米三百十俵 専治

上麻生権三郎川合

㉚ 一米三百十俵跡呂井 幸之助

同村仁平治川合

新作

㉛ 一米二百七十六俵大曲 七十四俵下衣川

同村長左衛門川合

儀左衛門

㉜ 一米三百十俵下川原 黒石台太郎川合

政治

㉝ 一米三百十俵 下姉体新四郎川合

栄之助

㉞ 一米三百十俵



- ③⑤ 一〃二百四俵金ヶ崎 万七  
百六俵跡呂井 同村庄左衛門川合
- ③⑥ 一〃二百七十六俵六日入 覺右衛門  
五俵 〃  
七十四俵 下衣川 田茂山金兵衛川合
- ③⑦ 一〃二百四俵金ヶ崎 万之助  
百六俵跡呂井 鶯沢兵左衛門川合
- ③⑧ 一〃三百十俵下川原 兵右衛門  
田茂山徳治川合
- ③⑨ 一〃三百十俵〃 権三郎  
榮作 同村九兵衛川合
- ④⑩ 一〃三百十俵〃 金作  
同村九平川合
- ④⑪ 一〃三百十俵〃 吉五郎  
鶯沢与右衛門川合
- ④⑫ 一〃三百十俵〃 勇右衛門  
田茂山喜太郎川合
- ④⑬ 一〃三百十俵〃 喜蔵  
同村次太郎川合
- ④⑭ 一〃三百十俵〃 正右衛門  
鶯沢伊之太郎川合
- ④⑮ 一〃三百十俵〃 勇右衛門  
上姉体金之丞川合
- ④⑯ 一〃三百十俵〃 金左衛門  
同村熊五郎川合
- ④⑰ 一〃三百十俵跡呂<sup>井</sup> ■  
…
- ④⑱ 一米三百十俵跡呂井 ■  
…  
鶯沢十郎右衛門川合
- ④⑲ 一〃三百十俵金ヶ崎 吉治

- 田茂山東藏川合  
 ⑤① 1 〳三百十俵 〳 卯三郎  
 上麻生徳藏川合  
 51 1 〳三百十俵下川原 新三郎  
 四十俵 〳  
 同村鈴木市右衛門川合  
 52 1 〳三百十俵 〳 虎右衛門  
 同村久藏川合  
 53 1 〳三百十俵跡呂井 万五郎  
 同村権太郎川合  
 54 1 〳三百十俵 〳 万作  
 上姉体栄助川合  
 55 1 〳三百十俵下川原 喜平治  
 四十俵 〳  
 上麻生権太郎川合  
 56 1 〳三百十俵下河原 養作  
 □□手七 黒石金藏川合  
 57 1 〳二百十七俵六日入 馬之進  
 〳七十四俵下衣川  
 下姉体東作川合  
 58 1 〳三百五十俵下川原 東吉  
 黒石懐助川合  
 59 1 〳三百十俵下河原 啓助  
 高寺半右衛門川合  
 60 1 〳三百十俵 〳 茂助  
 黒石鉄左衛門川合  
 61 1 〳三百十八俵金ヶ崎 卯左衛門  
 〳半右衛門川合  
 62 1 〳三百五十俵跡呂井 嘉七  
 黒石春藏川合  
 63 1 〳二百七十六俵六日入 巳代治  
 〳七十四俵下衣川  
 〳庄五郎川合  
 64 1 〳二百七十六俵六日入 広治  
 〳百七十四俵下衣川  
 黒石長松川合

- 65 1 〳七十四俵金ヶ崎 円左衛門  
 〳百三十二俵〳之上四升  
 〳六十九俵之七升跡呂井  
 〳四十俵〳三斗五升  
 黒石清吉川合
- 66 1 〳二百七十六俵六日入 清五郎  
 〳七十四俵下衣川  
 田茂山平吉川合
- 67 1 〳三百五十俵跡呂井 万之進  
 上姉体 □太郎川合
- 68 1 〳三百五十俵〳 徳藏(五、徳藏墨引き)  
 □助  
 黒石兵藏川合
- 69 1 〳三百五十俵〳 徳藏  
 同村与作川合
- 70 1 〳三百十俵下川原 甚之助  
 上麻生茂 □川合
- 71 1 〳三百十俵〳 虎藏  
 瀬台野久右衛門川合
- 72 1 〳三百五十俵跡呂井 久作  
 上麻生鈴木市右衛門川合
- 73 1 〳三百十善八川合俵下川原 虎吉  
 上姉体清之丞川合
- 74 1 〳三百十八俵金ヶ崎 庄之丞  
 同村善八川合
- 75 1 〳三百十八俵〳 栄吉  
 上麻生鈴木市右衛門川合
- 76 1 〳三百五十俵跡呂井 清太郎  
 上姉  体
- 77 1 ...  
 ...
- 78 1 米  三百十 俵下川  原 ...  
 高寺十郎衛門川合

- 79 1 〃三百十八俵金ヶ崎 伴七  
跡呂井円右衛門川合
- 80 1 〃三百五十俵跡呂井 円治  
田茂山東太郎川合
- 81 1 〃三百十俵 栄七  
高寺佐藤利太郎川合
- 82 1 〃三百十俵下川原 利太郎  
下姉体庄蔵川合
- 83 1 〃三百八俵六日入 直之助  
四十二俵下衣川
- 84 1 〃三百五十俵跡呂井 卯三郎  
黒石新作川合
- 85 1 〃三百五十俵 松治  
同村幸作川合
- 86 1 〃三百八俵六日入 鉄治  
六日入東四郎川合  
四十二俵下川原
- 87 1 〃三百十俵下川原 銀治  
四十俵 〃  
黒石栄太郎川合
- 88 1 〃三百十俵 与四右衛門  
四十俵 〃  
同村八之丞川合
- 89 1 〃百七十二俵六日入 善助  
百七十八俵 〃  
同村庄七川合
- 90 1 米三百八俵六日入 上麻生久 □川合  
〃四十二俵下衣川 直吉
- 91 1 米三百八俵六日入 幸之助  
〃四十二俵下衣川 同村五郎助川合
- 92 1 〃米三百八俵六日入 六日入善 □川合  
〃四十二俵下衣川 松右衛門

- 93 上麻生友作川合  
 一〃米三百八俵六日入  
 〃四十二俵下衣川  
 十 白鳥台松川合
- 94 一〃米三百八俵下川原 丑蔵(八のみ墨抹)  
 〃一俵□三斗八升
- 95 高寺卯□川合  
 一米三百□十俵〃 慶治郎(□のみ墨抹)  
 並糯米二十三俵〃
- 96 上姉体栄助川合  
 一米三百二十俵金ヶ崎流 卯蔵  
 跡呂井積
- 97 黒石台太郎川合  
 一米三百十俵下川原 政治  
 〃四十俵〃
- 98 田茂山専右衛門川合  
 一米二百四俵金ヶ崎 専治  
 〃百六俵□五升
- 99 上麻生長左衛門川合  
 一米三百十俵跡呂井 義左衛門  
 〃四十俵〃
- 100 前沢円蔵川合  
 一米二百七十六俵六日入 養吉  
 〃七十四俵〃
- 101 鶯沢慶太郎川合  
 一米三百十俵下川原 専蔵  
 〃十一俵〃
- 102 下姉体久作川合  
 一米三百十俵跡呂井 庄右衛門  
 〃四十俵
- 103 下姉体新四郎川合  
 一米三百十俵下川原 栄之助  
 〃四十俵〃
- 104 高寺十左衛門川合  
 一米三百五十俵下川原 清右衛門  
 同□七川合

105 一米三百五十俵” 伝之助

下姉 ■■■<sup>体</sup>

106 一米 ■■■<sup>三百五十俵</sup> …

…

107 一米…

四十俵跡呂井  
百六俵”

同村庄五郎川合

108 一〃三百十俵跡呂井 米蔵

下姉体倉松川合

109 一米二百七十六俵跡呂井 吉蔵

目呂木專之助川合

110 一米二百七十六俵六日入 虎四郎

”七十四俵下衣川

111 一米三百八俵六日入 上麻生鉄三郎川合 幸之助

”四十二俵下衣川

112 一米百六十五俵六日入 上麻生仁平治川合 新作

”百八十六俵”

113 一米三百十俵下川原 上姉体利作川合 菊松

下姉体新蔵川合

114 一米三百十俵下川原 八郎吉

上姉体半右衛門川合

115 一米三百十俵跡呂井 養右衛門

下姉体徳治川合

116 一米三百十俵下川原 巳右衛門

糯米二俵”

” ”

” ”

”万五郎川合

一米百九十一俵跡呂井 万七

□三斗六升

117 一米百九十一俵跡呂井 万七

□三斗六升

- 〃百四十六俵一斗二升  
 118 一 粳三百二十俵下 嘉七  
       米百八俵〃  
           黒石懐助川合  
 119 一 大豆二百六十俵下 啓助  
       米百六十俵下  
           上姉体友太郎川合  
 120 一 米三百十八俵金ヶ崎 長助  
       〃百四俵〃  
       御手欠 田谷長左衛門川合  
 121 一 大豆三百十俵下川原 円左衛門  
       米百十俵〃  
 122 一 米三百十俵跡呂井  
       〃百四俵〃  
       十俵〃 同村徳治川合  
 123 一 米三百十八俵金ヶ崎 権三郎  
       〃百二俵〃  
       同村喜太郎川合  
 124 一 米三百十俵下川原 喜蔵  
       大豆百十俵同  
           同村平吉川合  
 125 一 米三百十八俵金ヶ崎 万之丞  
       〃百四俵 〃  
           市中  
 126 一 米三百十俵下川原 同村源五郎川合  
       〃四俵 〃 栄治  
       大豆百十俵〃  
           上姉体栄助川合  
 127 一 大豆二百五十俵大曲り 喜平治  
       米七十四俵下衣川  
       〃八十四俵〃  
           高寺十郎右衛門川合

- 128 一米二百四十俵下川原 伴七  
 〃七十八俵〃  
 〃…  
 …
- 129 一大…  
 米百俵〃  
 〃百十俵〃  
 下姉体東助川合
- 130 一米三百十俵跡呂井 万太夫  
 同村東作川合
- 131 一米三百十俵下川原 円七  
 〃四十俵〃  
 上姉体養八川合  
 下姉体兵助川合 (墨引き)
- 132 一粃二百二十俵下川原 栄吉  
 米百十俵〃  
 市中 下姉体庄藏川合
- 133 一大豆二百七十八俵下川原直之助  
 米百五十俵〃  
 鶯沢与右衛門川合
- 134 一米百九十五俵下川原 勇右衛門  
 〃百二十四俵〃  
 御手欠  
 大豆百十俵〃
- 135 一米三百二俵金ヶ崎 上姉体栄助川合 卯蔵  
 〃百十四俵跡呂井  
 黒石与作川合
- 136 一粃三百四俵六日入 甚之助  
 米百五十俵〃  
 同村清右衛門川合
- 137 一粃三百十九俵下川原 卯左衛門  
 米百十俵〃



- 138 一米三百五十俵六日入 黒石養蔵川合  
 巳代治  
 〃百俵下衣川
- 139 一米二百四俵金ヶ崎 上姉体鈴木市郎右衛門川合  
 虎右衛門  
 〃百六俵跡呂井  
 〃百四俵金ヶ崎  
 上麻生久蔵川合
- 140 一米二百俵下川原 万五郎  
 〃百十八俵□一斗七升  
 御年欠  
 大豆五十俵□七升  
 □給俵御手□  
 〃四十九俵□一升  
 養□五郎方  
 〃五俵□一斗一升  
 黒大豆三俵  
 小豆二俵  
 黒石庄五郎川合
- 141 一米百三十一俵六日入 広治  
 □九升七合五勺  
 〃二十二俵  
 〃八十六俵一百四十四俵  
 御手欠 □一斗三升  
 大豆五十四俵
- 142 一米三百四十三俵六日入清五郎 同村源吉川合  
 □八升二合五勺  
 米六俵〃  
 大豆七俵〃  
 同村庄七川合
- 143 一米六十四俵六日入 養助  
 〃百五十八俵  
 ..

144 …

〓二俵〓三斗也

〓十二俵〓三斗三升也

〓四俵〓二斗也

〓五十六俵四斗也

〓糯米二十五俵也

〓斗責

大豆五十一俵

〓一斗三升

黒大豆一俵

〓二斗二升五合

小豆一俵

〓一斗一升二合五勺

高寺佐藤利太郎川合

145 一米四百十六俵跡呂井 栄治

上麻生茂兵衛川合

146 一米四百十俵大曲り 虎蔵

御手〓

大豆二十二俵〓

〓八升

大豆十八俵〓

〓九升

黒石八之丞川合

147 一米四十六俵 六日入 与四右衛門

〓三斗二升

〓百二十二俵 〓

粃三百四俵

下姉体新蔵川合

148 一米三百二俵金ヶ崎 八郎吉

〓百十四俵跡呂井

田茂山東太郎川合

- 149 一米四百十俵下川原 栄七  
上麻生権太郎川合
- 150 一米三百十俵跡呂井 義作  
〓百四俵  
上姉体清之丞川合
- 151 一米四百十俵下川原 庄之丞  
鶯沢運蔵川合
- 152 一米二百七十四俵金ヶ崎 兵吉  
〓三斗六升  
〓百四十二俵跡呂井〓三斗九升  
黒石兵蔵川合
- 153 一米四百十俵下川原 健蔵  
上麻生久松川合
- 154 一米四百十六俵跡呂井 直吉  
市中 同村五郎助川合
- 155 一大豆三百八俵六日入 幸之助  
米百五十俵〓  
鯺鮓五十八扣
- 156 一米六十九俵下川原 鶯沢十郎右衛門川合  
吉治  
〓二斗四升  
〓十一俵一斗九升  
〓百七十一俵二斗五升  
御手欠  
大豆六十二俵  
〓二俵三斗九升  
並糯米五俵

御手伝

大豆百十俵

御手欠 田茂山東蔵川合

157 一 大豆三百十俵下 卯三郎

〃

〃百十俵下川原

百 下姉体東作川合

158 一 米三百十八俵 東吉

〃百四俵

..

159 一 米<sup>四</sup>...

黒石栄太郎川合

160 一 米四百十六俵跡呂井 銀治

跡呂井円右衛門川合

161 一 米四百十六俵跡呂井 円治

御手欠

大豆三十一俵□二斗四升

御手伝

〃三俵□三斗四升

下姉体新四郎川合

162 一 米三百二俵金ヶ崎 栄之助

〃百十四俵跡呂井

田茂山栄作川合

163 一 米三百十俵下川原 金作

御手欠

大豆百十俵〃

瀬台野久右衛門川合

164 一 米三百十八俵金ヶ崎 久作

〃百四俵跡呂井

下姉体伊右衛門川合

165 一 米四百十六俵跡呂井 卯右衛門

上麻生庄五郎川合

166 一 米二百三十六俵金ヶ崎 栄蔵

米二百俵〃

高寺十左衛門川合

- 167 一米四百十俵下川原 清右衛門  
同 金七川合
- 168 一米四百十俵 伝之助  
上姉体利作川合
- 169 一米三百六十俵金 菊松  
 〃十二俵□一斗四升  
 〃五十俵跡呂井  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 170 一米三百六十六俵六日入 虎吉  
 〃二斗八升 〃  
 〃八十四俵下衣川  
高寺卯□川合
- 171 一米四百十六俵下川原 慶治郎  
白鳥台松川合
- 172 一粍二百三十六俵金ヶ崎 丑蔵  
米二百俵 〃  
上麻生半左衛門川合
- 173 一米四百十俵下川原 亀十郎  
黒石銀十郎川合
- 174 一米四百十俵下川原 政治  
 〃懷助川合
- 175 一粍百五十九俵 啓助  
米二百八十俵 〃  
 〃養左衛門川合  
嘉七
- 176 一粍百六十俵 〃  
米二百八十俵
- 177 一米四百十六俵跡呂井 万七  
下姉体万五郎川合  
同村徳治川合
- 178 一米四百十六俵 〃  
巳右衛門  
鶯沢兵左衛門川合
- 179 一米三百十八俵金ヶ崎 兵右衛門  
 〃二十九俵 〃  
 〃七十二俵跡呂井  
 〃二斗二升

- 〃一升
- ...
- 180 一 ■\*  
...  
...
- 181 一米 ■■■<sub>四百十</sub>  
...  
一米四百五十俵六日入下衣川  
同村徳治川合
- 182 一米二百七十二俵金ヶ崎 権三郎  
〃二十俵 〃  
〃百三十四俵 跡呂井  
□一斗五升
- 183 一米四百十六俵跡呂井 同村専右衛門川合  
大豆四俵 専治  
□二斗四升四合四勺
- 184 一米四百八俵六日入 同村喜太郎川合  
〃四十二俵下衣川 喜蔵
- 185 一米四百四俵下川原 儀左衛門  
上麻生長左衛門川合  
鶯沢伊之太郎川合
- 186 一米三百十八俵 勇右衛門  
〃六十六俵  
〃三十四俵 上麻生仁平治川合
- 187 一米四百四十俵下川原 新作  
田茂山源五郎川合
- 188 一米四百十六俵跡呂井 平治  
〃〃〃〃川合
- 189 一〃三百四十一金ヶ崎 万之進  
〃七十六俵跡呂井  
□二斗一升
- 190 一米四百十俵下川原 下姉体倉松川合  
上姉体半右衛門川合 □之丞

- 191 一米四百十六俵跡呂井 兵右衛門  
六俵下 高寺十郎右衛門川合
- 192 一米四百六俵下川原 伴七 (六俵下のみ墨引き)  
佐藤
- 194 五俵 同村利三郎川合  
一米四百十六俵〃 栄治 (六俵のみ墨引き)  
□一升
- 195 上姉体友太郎川合  
一米四百十六俵跡呂井 長助
- 196 一米百九十一俵 下川原 庄右衛門  
□三斗六升  
〃二百二十俵〃 田谷松太郎川合
- 197 一米三百六十俵金ヶ崎 栄蔵  
〃五十六俵跡呂井 下姉体東作川合源蔵
- 198 一米四百八俵六日入  
〃四十八俵下衣川 田茂山大平川合
- 199 一米三百十俵下川原 吉五郎  
御年欠  
〃十俵〃 一大豆百十俵下川原 上姉体養八川合
- 200 一米三百六十六俵下川原 栄吉  
〃五十俵〃
- 201 田茂山東太郎川合  
一米四百十俵下川原 栄七  
〃七十俵□一斗七升 高寺卯□川合
- 202 一米三百十九俵 下川原  
■ 〃 〃

■米

..

- 203 一粳二百■…  
 米百六十五俵三斗五升  
 〃三十九俵□一升  
 上姉体熊五郎川合
- 204 一米二百四俵金ヶ崎 熊蔵  
 〃百六俵〃  
 〃百四俵〃  
 同金之丞川合
- 205 一米三百十俵跡呂井 重左衛門  
 〃百四俵〃  
 鶯沢与右衛門川合
- 206 一米四百十四俵下川原 与右衛門  
 上麻生□右衛門川合
- 207 一米三百十俵跡呂井 清太郎  
 〃百四俵〃  
 下姉体庄蔵川合
- 208 一米四百十四俵下川原 直之助  
 目呂木西松川合
- 209 一米四百八俵六日入 西松（西松のみ墨引き）  
 御年欠 室之助  
 大豆百五十俵□二斗三升  
 上姉体栄助川合
- 210 10月一米四百十俵下川原 卯蔵  
 鶯沢兵四郎川合
- 211 一米三百二俵金ヶ崎 専蔵  
 〃百二十八俵□一斗跡呂井
- 212 六 下姉体新蔵川合  
 一粳二百七十七俵跡呂井 八郎吉  
 米百二十九俵〃  
 〃百十三俵〃  
 黒石清右衛門川合
- 213 一米四百十四俵 卯左衛門  
 上麻生新太郎川合
- 214 一米四百十俵 虎右衛門  
 同村茂□川合



- 215 一粳二百六十七俵跡 虎蔵  
米百八十俵”
- 216 一米四百八俵六日入 黒石庄五郎川合  
広治  
”四十二俵下衣川  
同村源吉川合
- 217 一米四百八俵六日入 清五郎  
”四十二俵下衣川  
上麻生鈴木市右衛門川合
- 218 一粳二百四十六俵跡呂井 喜兵衛  
粳二十二俵□一斗六升五合  
米百四十四俵一米三十六俵  
”十俵
- 市中御貫 黒石新作川合
- 219 一大豆三百十俵六日入 兵作  
米百五十俵”  
同村幸作川合
- 220 一米四百八俵六日入 松治  
”四十二俵下衣川  
上姉体長七郎川合
- 221 一米四百十六俵跡呂井 長七郎  
”二十俵□二斗 市五郎  
黒石与作川合
- 222 一米四百二十三俵六<sup>日入</sup> 黒石<sup>日入</sup> ……  
”三百…
- 223 ……二百…  
米七俵”百七十三俵  
上麻生有作川合
- 224 一米三百十俵六日入 養治郎  
”百十俵二斗二升下衣川  
六日入甚吉川合
- 225 一米四百八俵六日入 松右衛門  
”四十二俵下衣川

- 226 一米三百十八俵六日入 与四右衛門  
 〃百五俵下衣川 黒石金蔵川合
- 227 一米三百八俵六日入 馬之丞  
 〃百俵六日入四十二俵下衣川  
 御〇欠 同村養蔵川合
- 228 一大豆百三俵〇二斗八升二合 巳代治  
 〇〇〇〇  
 〃六十八俵  
 米四十四俵〇一斗四升  
 〃二百六俵 上麻生五郎助川合
- 229 一米百九十九俵六日入 幸之助  
 粃六十俵〇二斗六升六合  
 米十三俵〇〇〇〇  
 粃六十俵〇二斗六升〇岩井  
 黒石庄七川合
- 230 一米四百八俵六日入 養助  
 〃四十二俵下衣川 目呂木〇〇助川合
- 231 一米三百六十俵金ヶ崎 虎次郎  
 〃五十六俵跡呂井 黒石又平川合
- 232 一米二百七十六俵六日入 亀蔵  
 〃七十四俵下衣川
- 233 一米百五十俵江刺 万太夫  
 〃二百六十六俵上伊沢跡呂井 下姉体東助川合  
 上麻生権太郎川合
- 204 一米二百七十四俵六日入 善作  
 〃三十八俵下衣川 下姉体東作川合
- 205 一米四百十四俵下川原 円七  
 黒石養左衛門川合

- 206 米四百十俵下川原 嘉七(十のみ墨引き)  
同村懐助川合
- 207 一米四百俵下川原 啓助  
上姉体友太郎川合
- 208 一米四百俵下川原 長助  
上姉体栄助川合
- 209 一米四百二十五俵六日入 喜平治  
□五升  
〃二十五俵下衣川  
六日入東四郎川合
- 210 一米四百十六俵跡呂井 鉄治  
上麻生久蔵川合
- 211 一米四百俵□下川原 万五郎  
上麻生五郎助川合
- 212 一米三百三十俵大曲り 幸之助  
〃八十四俵下衣川  
黒石新作川合
- 213 一米三百三十俵大曲り 兵作  
〃八十四俵下衣川  
黒石与作川合
- 214 一米四百八俵六日入 甚之助  
□三斗九升五合  
〃三十俵下衣川
- 215 一米三百五十俵金 丑蔵  
白鳥台松川合  
二  
□三斗五升□  
〃百二十二俵跡  
…
- 216 一米三百<sup>十四俵</sup>…  
□一斗五升三合三勺

〃三俵

〃七十一俵 □三斗五升上伊沢

□積合

高寺 □□川合

217 一米四百十俵下 伴右衛門

破舟二俵 跡呂井 円右衛門川合

218 一米百四十八俵跡 円治

高寺専之助川合

219 一米四百十五俵下 東七

□二斗五升

『下柳千葉家文書』史料番号 23 | 1 | 6

表紙

上川御艦割番所

慶応元丑年 千葉兵左衛門

上川御穀艦順番帳

書式 1

諸留

二十石

一 瀬線御舳下一艘 赤生津村

目呂木村

赤生津村

但御本帳付御入料金十切也右舟付合番

万延元申ノ年十二月大水流候節流失二付翌

文久元酉十月申達

三十石 八幡村肝入

一同 一艘 太郎左衛門

御預人

安兵衛

同 下川原村肝入

一同 一艘 孫右衛門

御預人

勇藏

跡呂井村肝入

一同 一艘 新太夫

御預人

新三郎

五十石 黒石村

一通艇下 一艘 懐助

但自分造立

右ハ

上姉体村

一同 一艘 喜左衛門

但右同断

上麻生村

一下伊沢御艇下御預人 徳藏

一江刺御艇下三艘並御普請方御用船

明間御艇下江御用立分草井沼長太郎

源五郎黒石村二渡善右衛門右三人当人割□役

草井沼

長太郎

”

弥五郎

二渡

養右衛門

赤生津村目呂木村 赤生津仮肝入

儀左衛門

一合番御艇下一艘

目呂木村肝入

忠内

舟付合番御艇下御預人

嘉太夫

小嶋村肝入

一御舩下一艘 直之進

組員

林治

御預人

円治

舞草村肝入

一同一艘 多巳蔵

御預人

曾根吉

浅瀬調

一八幡村一跡呂井上下一三〇上下一下嶋  
黒石

一新川尻一宮内上下一目呂木船場一蛇ノ鼻

上下

一長部船場上一十日市一小嶋太田川一〇〇

上下

一作瀬二梅川上下一■<sup>狐</sup>禪寺川岸下一松川花丸上

一薄衣上下一富沢一■<sup>桜</sup>場舟場一〇柳

一登米舟場下一大苗代一黄牛船場上下一柳沢

一赤生津一中嶋一同船場下一桃生川岸

上中下三か所

一新鹿又一鹿又船場下

一三百俵三尺

一浅瀬水足 一三百五十俵三尺五寸

但瀬急之節ハ一艘十八俵 一四百俵四尺

一三百俵三尺

一平ノ船路水足 一三百五十俵三尺三寸

一四百俵四尺六寸

一御艦造船出来不申出内ハ船割相出申間度

吟味申出候事

一組頭給分一郡一艘尤初順船割可  
相出事

百八十石積 一長十二間

一御艦一艘造立 一横一丈七尺五寸

一深サ四尺五寸

一帆柱九尋三尺

一梁六丁懸

四百俵積

一ノ間 二ノ間 三阿加ノ間

一百三十俵一百二十俵一七十俵

四ノ間

一八十俵

三百俵積

一ノ間 二ノ間 三阿加ノ間

一百四俵一八十八俵一四十九俵

四ノ間

一五十九俵

一御操場並商船舟賄ニても上下中積入難成

上下払以後空船繫置候節ニ限り為積登  
候様相済居候事

一年内中二上下津着ノ分上下近年銘

可割上置当之吟味之由大肝入衆安政

二年被仰談当分首尾可仕右之趣

御代官様江も御達申上置候事

一三百五十俵以上ハ船数ニ罷成前々方

形合ニ在之候事

冬至前御定割

一九千五百石 江刺

此俵二万千百十一俵余  
此船積六十八艘七分余

一七千二百石 上伊沢

此俵  
此船積

一三千八百五十石 下伊沢

：  
■千  
五百  
■五

商船舟数

下姉体村

万五郎

鶯沢村

善四郎

高寺村

佐藤利三郎

”

円蔵

”

金七

田茂山村

東太郎

下姉体村

秀助

上姉体村

利作

黒石村

重蔵

瀬台野村

下姉体村 (墨引き)

久右衛門

目呂木村



一 長倉

一 六日入村

一 東四郎

一 前沢村

一 国蔵

一 上姉体村

一 慶三郎

一 田谷村

一 松太郎

一 右預様立紙にて

一 乍恐奉願候御事

一 御石船百八十石積一艘

三十 ■ 御役金粉四分四 ■ 一毛

右之通拙者義御船半御役ヲ以

万御石御運送払以後上下間合

空船繫置候節ニ限り商物積入

商船同様運送仕候限被成下度奉願候

御穀船之義ニ御座候間御船方

吟味仕候処指支申義無御座候依て

御役請合人相置申上候条如願之

被成下度拙者共連判ヲ以如此奉願候

已上

何郡何村御百姓

御石船主預人

誰

年号月日

同郡同村御百姓組頭

右御受合人

誰

上川御船肝入

千葉兵左衛門

何郡何村肝入

何ノ誰

大肝入

何ノ誰殿

書式 二

御名前

奥御郡奉行

宮沢左守様 (墨引き)

中橋久右衛門様 (墨引き)

江刺御代官 舟川伸之□様

古山常治様 (墨引き)

鈴木長之進様 (墨引き)

御□無

岩淵伊右衛門様

同御横目

野村□四郎様 (墨引き)

今藤勘太夫様

同御本穀所

富田兵助様 (墨引き)

真田□治様

同御□請方

高沢儀三郎様

上伊沢御代官

岡与治右衛門様 (墨引き)

老岐□之丞様

同御本石所

丹野数内様（墨引き）

二瓶三左衛門様（墨引き）

門沢太蔵次様

下伊沢御代官

新妻英記様

同御横目

橋本專治様

冨塚治郎右衛門様

同御本石所

植嶋勘之介様

御船蔵御横目

□藤五郎右衛門様

同御役人

松倉□介様

住吉御横目

新関晋蔵様（墨引き）

手戸九兵衛様

同御役人

山口武左衛門様（墨引き）

郡山平三郎様

御蔵守

三浦平助

御艀宿

利兵衛

栄之丞

湊御横目 郎

戸沢源五郎様（郎のみ墨抹）

同御役人

横田正太夫様

御蔵守

要助

■利吉



⑦ 一二月九日一無欠 鶯沢佐藤兵左衛門川合  
三月二十三日一無欠 兵右衛門

⑧ 一二月九日一無欠 鶯沢佐藤伊太郎川合  
三月二十三日一無欠 伊太郎(伊太郎のみ墨引き)  
勇右衛門

⑨ 一二月二十一日 高寺菅野十郎右衛門川合  
五月一日 伴七

⑩ 一二月九日一無欠 鶯沢佐藤吉蔵川合  
三月二十三日 政吉 い

⑪ 一二月九日一無欠 田茂山千葉喜惣治川合  
三月二十三日一欠一升 惣吉 ろ

⑫ 一二月九日一無欠 及川  
田茂山徳治川合 権三郎 は

⑬ 一二月九日一無欠 ■……□川合  
栄治 ほ

⑭ 一二月九日一無欠 田茂山千葉栄助川合  
栄七 へ

⑮ 一二月九日一無欠 田茂山千葉卯太郎川合  
喜助 に

①⑥ 一二月十九日一無欠 田茂山千葉栄吉川合  
栄作 と  
三月二十三日一免欠九勺三□ (免のみ墨抹欠九勺三□のみ墨引き)  
欠六合一勺

①⑦ 一二月九日一無欠 田茂山千葉平吉川合  
兵太郎 り  
七月晦日一欠一升一合三勺

①⑧ 一二月九日一無欠 田茂山東蔵川合  
千葉  
卯三郎 ち  
七月晦日一欠一升一合三勺

①⑨ 一二月九日一無欠 田茂山千葉庄右衛門川合  
権五郎 (権五郎のみ墨引き)  
三月二十三日一欠六勺三□ 清治 ぬ  
六合三勺  
三月三日  
右ハ権五郎義岩井郡東山小嶋村にて破及□ニ付代船願も

①⑩ 一二月二十八日一無欠 千葉  
田茂山栄太郎川合  
治太郎  
四月二十七日欠一升二合  
一合四勺

①⑪ 一二月二十一日一無欠 菅野  
高寺十郎右衛門川合  
■七 (■七のみ墨引き)  
五月朔日一欠 ■  
二度め

②② 一二月九日一無欠 門川合  
清右衛門  
七月晦日一欠一合三□（一合三□のみ墨引き）  
一升一合三勺

②③ 一二月九日一無欠 田谷佐々木周蔵川合  
幸助

②④ 一二月二十八日 田谷佐々木松太郎川合  
新吉（新吉のみ墨引き）  
虎治

②⑤ 一二月二十八日一欠 高寺菅野幸吉川合  
勇三郎（勇三郎のみ墨引き）  
五月朔日一欠一升四合五勺 長治 二度め方

②⑦ 一二月十九日一無欠 高寺及川金七川合  
伝之丞  
三月二十三日一欠六合三勺

②⑧ 一二月二十九日一無欠 高寺菅野十郎衛門川合  
吉助

②⑨ 一二月二十九日 高寺佐藤利三郎川合  
栄治  
四月二十日一欠一升

③⑩ 一二月十九日一無欠 高寺及川伝四郎川合  
兵太郎  
四月二十日一欠一升七合八勺

③① 一二月二十九日一無欠 喜三郎  
五月朔日一欠一升四合五勺  
合

③2 黒石□條忠藏川合  
一二月九日一無欠  
半右衛門

③3 黒石伊藤幸作川合  
一二月二十九日一無欠  
幸三郎  
五月朔日一欠一升四合五勺

③4 黒石伊藤榮太郎川合  
一二月十九日一無欠  
銀治  
四月二十日一欠三升六勺

③5 黒石千葉庄五郎川合  
一二月九日一無欠  
和右衛門

③6 黒石伊藤与作川合  
一二月二十一日一無欠  
甚之助

③7 黒石佐々木八之丞川合  
一二月二十一日一無欠  
与四右衛門(与四右衛門のみ墨引き)  
四月二十日一欠一升五合四勺  
与四蔵

③6 黒石伊藤新作川合  
一二月二十八日一無欠  
庄作  
七月晦日一欠一合四□  
一升一合三勺



書式二

下川原<sup>■</sup>藏江<sup>御</sup>

二番

黒石養左衛門川合

① 一二月十五日出舟也

嘉七

三月十一日着舟也

三番

同村□太郎川合

② 一二月：出舟也

政治

三月十日<sup>日</sup>着舟也

第一番

鷺沢兵太郎川合

③ 一二月二十五日出舟也

東七

三月十六日着舟也

四番

同村清右衛門川合

④ 一二月十五日出舟也

幸太夫一組

六番

同村与右衛門川合

⑤ 一二月十五日出舟也

雄之助

三月十六日着舟也

五番

同村善四郎川合

⑥ 一二月十五日出舟也

専蔵

七番

同村兵左衛門川合

⑦ 一二月十五日出舟也

兵右衛門

三月十六日着舟也

八番

同村伊太郎川合

⑧ 一二月十五日出舟也

勇右衛門一組

三月十六日着舟也

九番

同村兵藏川合

⑨ 一二月十五日出舟也

政吉

三月十六日着舟也

(十五日のみ墨引き)

三月十六日着舟也

十番

⑩ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

田茂山喜惣治川合

惣吉

同村清治川合

十一番

⑪ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

同村徳治川合権三郎（同村徳治川合のみ墨引き）  
高寺伝四郎川合

権三郎（権三郎のみ墨引き）

養太郎（養太郎のみ墨引き）

十二番

⑫ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

同村源五郎川合

栄七一組

十三番

⑬ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

同村栄助川合

栄治

十四番

⑭ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

同村卯太郎川合

喜助

十五番

⑮ 一二月二十 出舟也

三月十七日 着 舟也

同村平吉川合

兵太郎

十六番

⑯ 一二月二十 出舟也

三月十七日着舟也

同村東蔵川合

卯三郎

一組

二十五番

⑰ 一

同村庄右衛門川合（墨引き）

高寺伝四郎川合（高寺伝四郎川合のみ墨引き）

黒石庄五郎川合権五郎（権五郎のみ墨引き）

和右衛門 養太郎（養太郎のみ墨引き）

高寺十左衛門川合

二十六番

⑱ 一 清右衛門

二十七番 田谷周蔵川合  
幸助

⑲ 一 黒石忠蔵川合

二十八番 半右衛門一組

⑳ 一 同村庄五郎川合（墨引き）  
高寺伝四郎川合和右衛門（墨引き）

㉑ 一 養太郎（墨引き）  
（⑰から㉑まで囲み有り）

十七番 和賀郡里分村

㉒ 一二月十九日出舟也 清七  
三月十八日着舟也  
十八番 同

㉓ 一二月十九日出舟也  
着舟也

但し黒石村坊主にて二月十九日<sup>破</sup>…

相成候事

十九番 同

㉔ 一二月十九日出舟也  
三月十一日着舟也  
二十番 …

㉕ 一

⑳ 一 （㉕から㉖の間には何人かの記載があるものと思われる。しかし破損しているため不明）

二十六番

㉗ 一二月…出舟也  
三月…着舟也

二十七番

㉘ 一二月二十二日出舟也  
三月二十一日着舟也

二十五番

⑲ 一

二十六番

⑳ 一二月二十三日出舟也

三月二十一日着舟也

二十七番

㉑ 一二月二十三日出舟也

三月二十一日着舟也

黒石忠  
：  
■  
：  
■

二十八番

㉒ 一二月二十三日出舟也

三月二十一日着舟也

■  
■  
■  
一組

二十九番

㉓ 一二月二十三日出舟也

四月三日着舟也

高寺伝四郎川合  
養太郎

三十番

㉔ 一二月二十三日出舟也

三  
■  
月  
二十一日着舟也

黒石栄太郎川合  
銀治

三十一番

㉕ 一二月二十三日出舟也

三月二十日着舟也

田茂山栄吉川合  
栄作

三十二番

㉖ 一二月二十三日出舟也

三月二十一日着舟也

高寺金七川合  
伝之丞

三十三番

㉗ 一二月二十五日出舟也

三月二十三日着舟也

和賀郡里分村

作兵衛

三十四番

㉘ 一二月二十五日出舟也

十治郎

三月二十三日着舟也

三十五番

” ”

③9 一二月二十五日出舟也

仁十郎

三月二十三日着舟也

三十六番

” ”

④0 一二月十五日出舟也

佐仲

三月二十三日着舟也

三十七番

” ”

④1 一二月二十五日<sup>■出</sup>舟也

太兵衛一組

三月二十三日<sup>■着</sup>舟也

高寺十郎右衛門川合

三十八番

伴七

④2 一三月四日<sup>□</sup>出舟也

田茂山庄右衛門川合

三十九番

権五郎

④3 一三月三日出舟也

黒石与作川合

四月朔日着舟也

四十番

甚之丞

④4 一三月四日出舟也

同村八之丞川合

四月九日着舟也

四十一番

与四右衛門一組

④5 一三月四日出舟也

同村新作川合

四月九日着舟也

四十二番

庄作

④6 一三月

四月二十四日着舟也

四十三番

田茂山栄太郎川合

④7 一三月

四月二十日着舟也

治太郎

四十四番

高寺幸吉川合

④8 一 勇三郎

四十五番 田谷松太郎川合

④9 一 虎治一組

四十六番 高寺十郎右衛門川合

⑤0 一三月 吉助

四月二十八日着舟也

四十七番 同村佐藤利太郎川合

51 一 栄治

四<sup>十八</sup>番 黒石勇七川合

52 一三月 喜三郎

四月二十九日着舟也

四十九番 同村幸作川合

53 一三月 幸三郎一組

四月二十九日着舟也

二上下割

一五十番 黒石養左衛門川合

54 一四月朔日出舟也 嘉七

五月六日着舟也

■一<sup>番</sup> 同村□太郎川合

…番 政<sup>治</sup>

55 一四月朔日出舟也

五月六日着舟也

五十

二番 鷺沢兵太郎川合

56 一四月朔日出舟也 東七

五月六日着舟也

五十三番

四番 同村清右衛門川合

57 一四月朔日出舟也 幸太夫

五月六日着舟也

五<sup>十四</sup>番

五番 鷺沢与右衛門川合(五番のみ墨引き)

58 一四月朔日出舟也  
五月六日着舟也  
五十五番

雄之助

■<sup>六</sup>番

同村兵左衛門川合

59 一四月朔日出舟也  
五月六日着舟也  
五十六番

兵右衛門

■番

同村伝太郎川合

60 ■ 四月朔日出舟也  
■ 月六日着舟也  
■ 十七番

勇右衛門

八番

同村兵□川合（八番のみ墨引き）

61 一四月朔日出舟也  
五月六日着舟也  
五十八番

政吉

一組

九番

田茂山村喜惣治川合（九番のみ墨引き）

62 一四月

惣吉

…番

同村栄吉川合

63 …

栄作

六十番

同村庄右衛門川合

十番

清治（十番のみ墨引き）

64 一

六十一番

同村栄太郎川合（同村栄太郎川合のみ墨引き）

十二番

高寺金七川合治太郎（十二番、治太郎墨引き）

65 一五月十日出舟也

伝之丞二組

六十二番

田茂山村栄太郎川合

66 一五月十日出舟也

治太郎

六十三番

高寺伝四郎川合

67 一五月十日出舟也

兵太郎

六十四番

黒石栄太郎川合

68 一五月十日出舟也

銀治

六十五番

黒石八之丞川合

69 一五月十日出舟也

与四蔵

六十六番

高寺利三郎川合

70 一五月十日出舟也

栄治

一組

六十七番

高寺

71 一五月十日出舟也

藤七

六十八番

高寺

72 一五月十日出舟也

長治

六十九番

黒石太郎左衛門川合

73 一五月十日出舟也

喜三郎

七十番

同村

74 一五月十日出舟也

幸三郎

一組

七十一番

同村□作川合

75 一八月九日出舟也

庄作

九月二日着舟也

七十二番

田茂山村平吉川合

76 一

兵太郎

七十三番

同村東蔵川合

77 一

卯三郎

七十四番

高寺村十左衛門川合

78 一八月九日出舟也

清右衛門

十日

九月十着舟也



書式 三

厘数覚

黒沢尻川岸場 <small>ろ</small>	相去り迄	三ツ石迄	下川原迄	跡呂井迄	黒石迄	木合迄	大宝迄	目呂木迄	蛇之鼻迄	高館迄	小嶋迄	木 <small>戸</small> 迄	作之瀬迄	花丸迄
小五厘	六厘	九厘	七厘	十五厘	二厘半	五厘	三厘	五厘	五厘	五厘	十厘	一厘 <small>戸</small>	五厘	六厘
大道三十丁		一厘	一厘半	一厘六丁		十八丁		三十丁	三十丁	三十丁	一厘二十四丁	三十丁	三十丁	一厘

薄衣迄	二十二厘
	三厘二十四丁
黄海迄	二十厘
	三厘十二丁
曲田迄	二十厘
	三厘十二丁
大泉迄	六厘
	一厘
登米迄	二十厘
	三厘十二丁
柳津迄	十厘
	一厘二十四丁
和渕迄	二十厘
	三厘十二丁
鹿又迄	十五厘
	二厘半
石卷迄	十五厘
	二厘半
厘数	
	二百三十九里也
	大道三十九厘三丁
	石卷迄一俵二付一厘永二十一文
	五分一厘八毛四糸余

『下柳千葉家文書』史料番号21-14

表紙

御艦肝煎

明治四未年分 千葉兵左：

上川御穀艦順番帳

九月

書式 一

黒石千葉養右衛門川：

① 一三月十九日割一無欠  
四月十四日割一無欠  
嘉七

② 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
黑石千葉台太郎川合  
政治

③ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤  
東七

④ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤清右衛門川合  
幸太夫

⑤ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢及川与右衛門川合  
雄之助

⑥ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤□四郎川合  
専蔵

⑦ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤兵左衛門川合  
兵右衛門

⑧ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤伊之太郎川合  
勇右衛門

⑨ 一三月十九日割一無欠  
五月十四日割一無欠  
鶯沢佐藤吉蔵川合  
政吉

⑩ 田茂山千葉喜惣治川合  
一二月五日割上一無欠 惣吉  
四月十七日割上 一無欠  
七月二十二日割上

⑪ 田茂山及川徳治川合  
一三月十九日割一無欠 権三郎  
五月十四日割一無欠

⑫ 田茂山千葉卯太郎川合  
一三月十九日割一無欠 喜助  
五月十四日割一無欠

⑬ 田茂山千葉源五郎川合  
一三月十九日割一無欠 栄治  
五月十四日割一無欠

⑭ 田茂山千葉栄助川合  
一三月十九日割一無欠 栄七  
五月十四日割一無欠

⑮ 田茂山千葉栄吉川合  
一三月九日割一無欠 栄作  
七  
四月二十七日割一無欠(七のみ墨抹)  
七月二十二日割上

⑯ 田茂山千葉平吉川合(平吉のみ墨抹)  
一三月九日割一無欠 卯三郎  
四月十七日割一無欠  
七月二十二日割上

⑰ 一三月九日割一無欠  
田茂山千葉平吉川合  
善太郎

七  
四月二十七日割一無欠（七のみ墨抹）  
七月二十二日割上

⑱ 一三月九日割一無欠  
田茂山千葉庄右衛門  
清治

四月二十七日割一無欠

⑲ 一三月九日割一無欠  
田茂山千葉栄太郎川合  
治太郎

四月二十七日割一無欠

⑳ 一二月五日大豆割  
高寺菅野十郎右衛門川合

右ハ吉助名前にて御積立申欠□ 藤七（藤七のみ墨引き）  
四月二十七日割一無欠 伴七

㉑ 一三月九日割一無欠  
高寺佐々木十左衛門川合  
清右衛門

四月二十七日割一無欠

㉒ 一三月十九日割  
田谷佐々木周蔵川合  
幸助

田谷

㉓ 一三月十九日割一無欠  
田茂山佐々木松太郎川合（田茂山のみ墨引き）  
五月四日割 虎治

㉔ 一三月九日割一無欠  
高寺菅野幸吉川合  
長治

四月二十七日割一無欠

㉕ 一三月九日割一無欠  
高寺及川金七川合  
伝之丞

四月二十七日割一無欠

高寺菅野十郎右衛門川合

大豆 吉助

②6 一二月五日割上一無欠

右ハ東七□

三月九日割

右ハ勇三郎初上下ニて欠相立罷分

四月二十七日割

高寺佐藤利三郎川合

②7 一三月九日割一無欠

栄治

四月二十七日割一無欠

田谷周藏佐々木周藏川合（周藏のみ墨引き）

高寺及川伝四郎川合

②8 一三月十九日割一無欠

善太郎

五月四日割

黒石山内勇七川合

②9 一三月十九日割一無欠

喜三郎

右御躰十一月二十五日同村山内長藏方江相□罷■…

黒石北條忠藏川合

③0 一三月二十二日割一無欠

半右衛門

黒石伊藤幸作川合

③1 一三月十九日割一無欠

幸三郎

黒石伊藤栄太郎川合

③2 一三月十九日割一無欠

銀治

黒石千葉庄五郎川合

③③ 一三月二十二日割一無欠 和右衛門

伊藤与作

③④ 一三月二十二日割一無欠 甚之助  
黒石佐々木□□衛門川合（佐々木□□衛門のみ墨引き）

③⑤ 一三月十九日割 黒石佐々木八之丞川合  
与四蔵

③⑥ 一二月二十九日割上一無欠 黒石佐藤新作川合  
大豆積 庄作

書式 二

下川原御蔵江  
大豆下川原 十八日黒石御積：  
二月九日十日御積立御廻し  
俵大豆二俵  
十八日 二百

此御廻し 平物四斗一升五合黒石百九俵分  
御積立□下川原分ハ御廻し無し四斗一升にて（□のみ墨抹）  
御川下罷成候

大豆積 田茂山村  
第一番 千葉惣吉

① 一二月二十一日出船申出  
二月二十七日石ノ巻着三月二日出航  
三月九日着舟也  
二番 高寺村

② 一二月二十一日出船申出 菅野吉助  
三月二十七日着舟也 黒石にて百九俵（二十のみ墨抹）  
御積合

但石ノ巻 二月二十七日着御□役二九日  
三番

- ③ 一三月二十二日黒石出舟不申出 黒石村  
同月二十 一石ノ巻着四月九日出航 伊藤庄作  
四月十五日黒石着舟也

一

三月九日割三月十七日方米御積立御廻し

俵

此御廻し平物四斗一升二合

米積

一番三月十七日方御積立

田茂山村船主

- ④ 一三月二十一日黒石出舟也同二十三日石ノ巻

四月十五日着四月五日同所出航

千葉清治(四月十五日のみ墨引き)

四月十五日黒石着舟也

二番三月十七日

同村

- ⑤ 一三月二十一日黒石出舟也同二十三日石ノ巻

着四月五日同所出航同十五日黒石

千葉栄作

着舟也

三番三月十九日

同村

- ⑥ 一三月二十一日黒石出舟也同二十三日石ノ巻

着四月五日同所出航同十五日黒石

千葉卯三郎

着舟也

四番三月十九日

同村

- ⑦ 一三月二十一日黒石出舟也同二十三日石ノ巻

着四月五日同所出航同十五日黒石村

千葉善太郎

着舟也

五番三月十九日

田茂山村船主

- ⑧ 一三月二十一日黒石出舟也同二十三日石ノ巻

着四月五日同所出航四月十五日

千葉治太郎

黒石着舟也

六番三月二十日御積立

高寺村船主

- ⑨ 一三月二十二日黒石出舟也不申出

同二十六日石ノ巻着四月九日同所出航

佐々木清右衛門



- 同十五日黒石着舟也  
七番三月二十日御積立 同村〃
- ⑩ 一三月二十二日黒石出舟也同二十六日菅野長治  
着石ノ卷着四月九日同所出航（上の「着」のみ墨引き）  
四月十五日黒石着舟也  
八番三月二十一日御積立 同村〃
- ⑪ 一三月二十二日黒石出舟也同二十六日  
石ノ卷着四月九日同所出航仕 及川伝之丞  
四月十五日黒石着舟也  
九番三月二十一日御積立 高寺村船主
- ⑫ 一三月二十二日黒石出舟ハ同二十六日  
石ノ卷着四月九日同所出航仕 菅野吉助  
四月十五日黒石着舟也 同村〃
- ⑬ 十番三月二十一日御積立 同村〃  
一三月二十二日黒石出舟ハ同二十六日  
石ノ卷着四月九日同所出航仕 佐藤栄治  
四月十五日黒石着舟也 三月十六日割  
二日
- ⑭ 十一番三月二十七日御積立□知 田谷村〃（□知のみ囲い有、七のみ墨抹）  
一三月二十五日黒石出舟不申出四月朔日石ノ卷佐々木善太郎  
着同二十二日同所出航同二十九日黒石着舟也
- ⑮ 十二番四月三日御積立 黒石村〃  
一四月五日下午川原出舟黒石村四月九日出舟也山ノ内喜三郎  
同十四日石ノ卷着五月十四日同所出航  
五月二十日黒石着舟也
- ⑯ 十三番三月二十四日御積立 同村〃  
一三月二十八日下午川原出舟四月朔日黒石村伊藤幸三郎  
出船同七日石ノ卷着五月十四日同所  
出航同二十二日黒石着 同村〃
- ⑰ 十四番三月二十四日御積立同二十八日下午川原□出舟△  
一四月朔日出舟黒石出舟也同七日石ノ卷伊藤銀治（上の方の「出舟」は墨引き）

- 着五月十四日同所出航同二十二日黒石着  
十五番 同村》
- ⑱ 一 佐々木由蔵  
十六番三月二十四日御積立 同村》  
⑲ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着千葉嘉七  
四月二十八日出航五月十一日黒石着舟也  
十七番三月二十五日御積立 黒石村船主  
⑳ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也千葉政治  
十八番三月二十五日御積立 鶯沢村》  
㉑ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着佐藤東七  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
十九番三月二十五日御積立 同村》  
㉒ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着佐藤幸太夫  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
二十番三月二十五日御積立 同村》  
㉓ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着及川雄之助  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
二十一番三月二十七日御積立 同村》  
㉔ 一三月二十九日出舟不申出四月四日石ノ巻着佐藤専蔵  
五月二日同所出航五月十二日黒石着舟也  
二十二番三月二十六日御積立 同村》  
㉕ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着佐藤兵右衛門  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
二十三番三月二十六日御積立 同村》  
㉖ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着佐藤勇右衛門  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
二十四番三月二十六日御積立 同村》  
㉗ 一三月二十七日出舟不申出四月三日石ノ巻着佐藤政吉  
四月二十八日同所出航五月十一日黒石着舟也  
二十五番三月二十七日御積立 田茂山村》  
㉘ 一三月二十九日出舟不申出四月四日石ノ巻着及川権三郎  
五月二日同所出航五月十二日黒石着舟也  
二十六番三月二十七日御積立 同村》  
㉙ 一三月二十九日出舟不申出四月四日石ノ巻着千葉喜助

五月二日同所出航五月十二日黒石着舟也

二十七番三月二十七日御積立 同村

③〇 一三月二十九日出舟不申出四月四日石ノ巻着千葉栄治

五月二日同所出航五月十二日黒石着舟也

二十八番三月二十七日御積立 同村

③1 一三月二十九日出舟不申出四月四日石ノ巻着千葉栄七

五月二日同所出航五月十二日黒石着舟也

二十九番 田谷村

③2 一 佐々木幸助

三十番三月二十三日御積立 同村

③3 一三月二十五日出舟不申出四月朔日石ノ巻佐々木寅治

着同二十二日同所出航同二十九日黒石着舟也

三月二十二日割

三十一番三月二十七日御積立 黒石村

三月二十九日下川原出船

③4 一四月朔日黒石出舟也四月七日石ノ巻着北條半右衛門

五月十四日同所出航同二十二日黒石着舟也

四月三日

三十二番三月二十七日御積立同村

③5 一四月朔日黒石出舟也(四月朔日黒石出舟也は墨引き)

四月五日下午川原出舟同九日黒石出舟也千葉和右衛門

同十四日石ノ巻着五月十四日同所出航

五月二十二日黒石着

三十三番三月二十七日御積立同村

③6 一三月二十九日出舟也

四月朔日黒石出舟也同七日石ノ巻着伊藤甚之助

五月十四日同所出航五月二十二日黒石着

四月二十七日 二上下割

三十四番四月二十八日御積立 高寺村船主 伴七

③7 一五月九日二子町迄出舟同所六月 菅野吉助(吉助のみ墨抹)

十日出舟也同十二日石ノ巻着同所

七月十八日出航同二十八日黒石着舟也

田茂山村

三十五番四月二十七日御積立

千葉惣吉

下川原(墨引き)

③⑧ 一五月七日出舟不申出(七日出舟不申出のみ墨引き)

六日下川原出舟同九日黒石出舟也

同十五日石ノ巻着七月十三日出航同二十二日

黒石着舟也

三十六番右同断

同村〃

③⑨ 一五月六日下川原出同九日黒石出舟不申出千葉栄作

同十五日石ノ巻着七月十三日同所出航

同二十二日黒石着舟也

三十七番右同断

同村〃

④⑩ 一五月六日下川原出舟同九日黒石出舟不申出千葉卯三郎

同十五日石ノ巻着七月十三日同所出航

同二十二日黒石着舟也

三十八番四月二十八日御積立田茂山村船主

④⑪ 一五月六日下川原出舟同九日黒石出舟不申出千葉善太郎

同十五日石ノ巻着七月十三日同所出航同二十

二日黒石着舟也

同村〃

④⑫ 三十九番四月二十九晦日御積立 千葉清治

④⑬ 一右同断

同村〃

四十番五月三日迄御積立 千葉治太郎

④⑭ 一右同断

高寺村船主

四十一番五月二日御積立 佐々木清右衛門

④⑮ 一五月九日二子町迄出舟同所六月

十日出舟也同十二日石ノ卷着同所  
七月十八日出航同二十八日黒石着舟也

同村〃

四十二番五月三日御積立 菅野長治

④5 一五月九日二子町迄出舟同所

六月十日出舟也同十二日石ノ卷着

同所七月十八日出航同二十八日黒石着舟也

同村〃

四十三番五月四日御積立 及川伝之丞

④6 一右同所同断

四十四番

同村〃

④7 一 菅野吉助

同村〃

四十五番五月四日御積立 佐藤栄治

④8 一五月九日二子町迄出舟同所六月十日

出舟也同十二日石ノ卷着七月

十八日同所出航同二十八日黒石着舟也

黒石村船主

四十六番五月五日方十日迄御積立 伊藤庄作

④9 一五月十日二子町迄出舟六月十日

同所出舟也同十二日石ノ卷着七月

十八日同所出航同二十八日黒石着舟也

四十七番

田谷村船主

⑤0 一 佐々木寅治

四十八番

同村〃 (同村〃のみ墨引き)

51 1 高寺村佐々木善太郎(佐々木善太郎のみ墨引き)

船主

佐々木金平

黒石村船主

四十九番五月二十一日御積立 千葉嘉七

52 一六月一日二子町迄出舟同十日同所

出船也同十二日石ノ巻着七月二十六日

同所出航八月五日黒石着舟也

同村

五十番五月二十一日御積立 千葉政治

53 一六月朔日二子町迄出舟同十日同所

出船也同十二日石ノ巻着七月二十六日

同所出航八月五日黒石着舟也

鶯沢村船主

五十一番五月二十一日御積立

54 一右所々同断 佐藤東七

同村

五十二番五月二十一日御積立

55 一右所々同断 佐藤幸太夫

同村

五十三番五月二十一日御積立 及川勇之助

56 一六月朔日二子町迄出舟同十日同所

出船也同十二日石ノ巻着七月二十六日

同所出航八月九日黒石着舟也

同村

五十四番五月二十一日御積立 佐藤千蔵

57 一右所々同断

同村

五十五番五月二十三日御積立

58 一右所々同断 佐藤兵右衛門

鶯沢村船主

五十六番五月二十三日□御積立

59 一六月朔日二子町迄出船六月十日 佐藤勇右衛門

同所出船也同十二日石ノ巻着同二十六日(一番下の「同」のみ墨引き)

出航八月五日黒石着舟也 七月

同村〃

五十七番五月二十四日□御積立

60 一右所々同断 佐藤政吉

田茂山村船主

五十八番五月二十五日□御積立

61 一六月十日下川原々下モ迄出舟也 及川権三郎

同十二日石ノ巻着同二十九日同所出航

八月七日黒石着舟也

同村〃

五十九番五月二十六日□御積立

62 一右所々同断 千葉喜助

同村〃

六十番五月二十六七日□御積立

63 一右所々同断

同村〃

六十一番五月二十七八日□御積立千葉栄七

64 一右所々同断

黒石村〃

六十四番

65 1 佐々木与四右衛門

66 1

(貼り紙ここから)

三上下順番

- 67 一 八月九日下川原方出舟也 田茂山村船主  
同日黒石出舟也 千葉惣吉  
鶯沢村船主
- 68 一 佐藤専蔵  
千葉栄作
- 69 一 千葉卯三郎  
同 〃
- 70 一 千葉善太郎 (千葉栄作から千葉善太郎まで囲いと横墨引き有)

(貼り紙ここまで)

書式三

- 黒沢尻り方石ノ巻  
迄厘数調
- 黒沢尻川岸場方
- 相去り迄 小道五厘  
大道三十丁
- 三ツ石迄 六厘  
一厘
- 下川原迄 九厘



柳津迄	登米迄	大泉迄	曲田迄	黄海迄	薄衣迄	花丸迄	作之瀬迄	木戸迄	小嶋迄	高館迄	蛇之鼻迄	目呂木迄	大宝迄	木合迄	黒石迄	跡呂井迄	
十厘	二十厘 三厘十二丁	六厘 一厘	二十厘 三厘十二丁	二十厘 三厘十二丁	二十二厘 三厘二十四丁	六厘 一厘	五厘 三十丁	五厘 三十丁	十厘 一厘二十四丁	五厘 三十丁	五厘 三十丁	五厘 十八丁	三厘 三十丁	五厘	十五厘 二厘半	七厘 一厘六丁	一厘半

一厘二十四丁

和渕迄 二十厘

三厘十二丁

鹿又迄 十五厘

二厘半

石巻迄 十五厘

二厘 ■<sup>半</sup>

厘数

〱二百三十九里也

大道三十九厘三丁

千葉勝也氏所蔵分『下柳千葉家文書』史料番号1―5―2

之次第

品々

一元治年中、御兵具之内、御大刀方え献金志願之義、如く（義如くのみ墨抹）  
被仰渡候ニ付、今百五十両献金仕候処、右為御賞、大刀、麻  
上下御免被成下候事、

後

村方

一慶応三寅年、大不作ニ付、困難之者へ穀物手当仕候処、  
右為御賞と、御帷子地一反被下置候事、

前

一慶応元子年、当時三十二軒消失罷成候に付、類焼之者ハ穀  
物差与へ、消失不致者ニハ金代施し候処、夫々手当等致  
深切候由ヲ以、為御褒美と、御羽織地一反被下置候事、

一何年之頃上川三郡之御躰肝入被仰付勤仕罷有候処、明治元辰年、

□天朝之御世と被為成、諸事御政府も御変革ニ被成、（□のみ墨引き）  
王政御一新と被為成候ニ付てハ、諸扱も分離相成、三郡之内、上下  
伊沢ハ水沢ノ御躰肝入被相置、江刺御郡而已被仰渡勤仕罷有候得ハ、  
従前と相違し、色々勤仕方六ヶ敷故、退役致度勤弁等に候得共、夫も  
勝手ニも相成不申、今年切今日切と実ニ薄氷を歩むか如勤仕罷有、  
身生之事、無覚勤仕只粉骨碎身兎も角も今日之活計甚迷惑

## 謝辞

最後に、本稿を執筆するにあたり数多くのご指導を賜った主査の樋口知志先生にこの場を借りてお礼申し上げます。また、岩手大学で共に史料調査を行った後輩やくずし字の指導や『下柳千葉家文書』の調査に参加させてくださった先生や先輩方にもここで感謝の意を表します。